

北塩原村地域防災計画

【計画編】

令和8年 月
北塩原村防災会議

目次

第1章	総則	1
第1節	計画の目的及び方針・位置づけ	1
第1	計画の目的	1
第2	計画の位置づけ	1
第3	計画の構成	2
第4	計画の推進及び修正	3
第5	他の法令に基づく計画との関係	3
第6	計画の周知徹底	3
第2節	基本方針と活動目標	4
第1	災害対策の基本理念	4
第2	基本方針	4
第3	災害発生直前及び発災後の活動目標	6
第3節	村の概況と災害要因の変化	8
第1	村の概況	8
第2	社会的災害要因の変化	9
第4節	調査研究推進体制の充実	11
第1	防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備	11
第2	災害素因情報の蓄積と活用環境の整備	11
第3	自主防災組織等地域における取組	11
第5節	防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	12
第1	防災関係機関の実施責任	12
第2	防災関係機関の事務又は業務の大綱	13
第6節	住民等の責務	20
第1	住民の責務	20
第2	災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務	20
第2章	災害予防計画	21
第1節	防災組織の整備・充実	21
第1	防災組織の整備・充実	21
第2	自主防災組織の育成・強化	21
第3	応援協力体制の整備等	24
第4	業務継続性の確保	27
第2節	防災情報通信網の整備	28
第1	通信手段の整備等	28
第2	非常通信体制の充実・強化	30

第3節	風水害・土砂災害予防対策	31
第1	水害予防対策	31
第2	土砂災害予防対策	32
第3	風害予防対策	34
第4節	雪害予防対策	35
第1	雪害予防体制の整備等	35
第2	生活基盤の雪害対策	36
第3	なだれ対策等の推進	38
第4	寒冷時の避難対策	38
第5	要配慮者、児童生徒の安全対策	39
第5節	火災予防対策	40
第1	消防体制の整備	40
第2	火災予防の徹底	41
第3	火災拡大要因の除去	42
第4	林野火災予防対策	42
第6節	建造物及び文化財災害予防対策	44
第1	不燃性及び耐震性建築物建設促進対策	44
第2	文化財災害予防対策	44
第7節	緊急輸送対策	45
第1	緊急輸送路等の指定	45
第2	緊急輸送体制の整備	46
第8節	避難対策	47
第1	避難誘導體制の整備	47
第2	指定緊急避難場所・指定避難所の選定等	48
第3	防災上重要な施設等における避難計画	52
第4	帰宅困難者対策	53
第9節	医療（助産）救護・防疫体制の整備	54
第1	医療（助産）救護体制の整備	54
第2	防疫対策	55
第10節	物資等の調達・確保及び防災倉庫等の整備	57
第1	食料、生活必需品等の調達・確保	57
第2	飲料水の確保	58
第3	防災資機材等の整備	58
第11節	防災教育	59
第1	住民に対する防災教育	59
第2	防災対策関係者に対する教育・研修・訓練	60
第3	防災上重要な施設における防災教育	60
第4	学校教育における防災教育	61
第5	災害教訓の伝承	61
第12節	防災訓練	62
第1	防災訓練の実施	62

第2	事業所、自主防災組織及び住民等の訓練.....	64
第13節	要配慮者予防対策.....	66
第1	避難行動要支援者に対する対策.....	66
第2	社会福祉施設等における対策.....	69
第3	在宅者に対する対策.....	70
第4	診療所利用患者等対策.....	71
第5	外国人に対する防災対策.....	71
第6	避難所への移送.....	71
第7	避難所における要配慮者支援.....	71
第14節	ボランティアとの連携.....	72
第1	ボランティア活動の意義等.....	72
第2	ボランティアの連携体制の整備.....	72
第15節	危険物施設等災害予防対策.....	74
第1	安全対策の強化等.....	74
第2	各施設における自主保安体制の充実.....	74
第3章	災害応急対策計画.....	77
第1節	応急活動体制.....	77
第1	活動体制.....	77
第2	動員配備.....	89
第2節	災害情報等の収集伝達.....	94
第1	気象通報等の伝達.....	94
第2	被害状況等の収集及び報告.....	104
第3節	通信の確保.....	114
第1	通信手段の確保.....	114
第2	情報連絡員による情報伝達等.....	115
第4節	相互応援協力.....	117
第1	相互協力.....	117
第2	国に対する応援要請.....	118
第3	公共的団体、民間事業者等との協力.....	118
第5節	災害広報.....	120
第1	住民等に対する広報.....	120
第2	市町村間の協力による広報.....	121
第6節	災害救助法の適用等.....	123
第1	災害救助法の適用基準等.....	123
第2	災害救助法の適用手続き等.....	125
第7節	救助・救急.....	127
第1	自主防災組織、事業所等による救助活動.....	127
第2	救助・救急活動.....	127

第3	広域的な応援	128
第8節	自衛隊災害派遣	130
第1	災害派遣要請	130
第2	災害派遣部隊の受入体制	132
第9節	避難	134
第1	避難勧告等の実施	134
第2	警戒区域の設定	139
第3	避難の誘導	139
第4	要配慮者対策	140
第5	帰宅困難者対策	141
第6	広域的な避難対策	142
第7	安否情報の提供等	142
第10節	避難所の設置・運営	144
第1	避難所の設置	144
第2	避難所の運営	145
第11節	医療（助産）救護	148
第1	医療機関の被害状況等の収集及び把握	148
第2	医療（助産）救護活動	148
第3	傷病者等の搬送	149
第4	医薬品等の確保	150
第5	人工透析の供給確保	150
第12節	緊急輸送対策	151
第1	緊急輸送の範囲	151
第2	緊急輸送路の確保等	152
第3	輸送手段の確保	152
第13節	警備活動及び交通規制措置	154
第1	警備活動	154
第2	交通規制措置	154
第14節	防疫及び保健衛生	157
第1	防疫活動	157
第2	保健活動	158
第3	防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達	159
第4	動物（ペット）救護対策	160
第15節	廃棄物処理対策	161
第1	ごみ処理	161
第2	し尿処理	162
第3	廃棄物処理体制の整備	163
第16節	救援対策	164
第1	給水救援対策	164
第2	食料救援対策	165
第3	生活必需品等救援対策	166

第4	支援物資等の連絡・配送体制.....	167
第5	義援物資及び義援金の受入れ.....	167
第17節	被災地の応急対策.....	169
第1	被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談.....	169
第2	障害物の除去.....	169
第3	災害相談対策.....	170
第4	応急金融対策.....	171
第18節	応急仮設住宅の供与.....	172
第1	応急仮設住宅の建設.....	172
第2	借上住宅等の提供.....	172
第3	住宅の応急修理.....	173
第19節	遺体の捜索・処理等.....	174
第1	全般的な事項.....	174
第2	遺体の捜索及び収容.....	174
第3	遺体の火葬・埋葬.....	175
第20節	生活関連施設の応急対策.....	177
第1	上水道施設等応急対策.....	177
第2	下水道施設等応急対策.....	178
第3	その他生活関連施設の応急対策.....	178
第21節	文教対策.....	180
第1	児童生徒等保護対策.....	180
第2	応急教育対策.....	180
第3	文化財の応急対策.....	183
第22節	要配慮者対策.....	184
第1	要配慮者に係る対策.....	184
第2	社会福祉施設等に係る対策.....	185
第3	障がい者及び高齢者に係る対策.....	186
第4	児童に係る対策.....	186
第5	外国人に係る対策.....	187
第23節	ボランティアとの連携.....	188
第1	ボランティア団体等の受入れ.....	188
第2	労務の供給.....	189
第24節	危険物施設等災害応急対策.....	190
第1	災害時における緊急措置.....	190
第2	危険物等の大量流出に対する応急対策.....	191
第25節	水害・土砂災害応急対策.....	192
第1	水害応急対策.....	192
第2	土砂災害応急対策.....	197
第26節	雪害応急対策.....	201
第1	雪害対策活動.....	201

第2	応急活動体制	202
第3	地域ぐるみの除排雪	203
第4	雪害時における避難対策	204
第27節	消防活動	205
第1	組織体制	205
第2	警防計画	205
第3	林野火災応急対策	207
第4章	災害復旧計画	211
第1節	施設の復旧対策	211
第1	災害復旧事業計画の作成	211
第2	激甚災害の指定	213
第3	災害復旧事業の実施	213
第2節	被災地の生活安定	214
第1	義援金の配分	214
第2	被災者の生活支援	214
第3	被災者への融資	219
第4	罹災証明書等の交付	219
第5	被災者台帳の作成	220
第5章	震災対策計画	223
第1節	総則	223
第1	基本方針	223
第2	福島県における地震発生特性	225
第3	地震被害の想定	226
第4	想定調査成果及び過去の経験の活用	232
第2節	災害予防対策	234
第1	防災組織の整備・充実	234
第2	防災情報通信網の整備	234
第3	地震観測網の活用	234
第4	地震に強いまちづくり	236
第5	上水道、下水道施設災害予防対策	239
第6	道路及び橋りょう等災害予防対策	240
第7	河川等災害予防対策	242
第8	地盤災害等予防対策	242
第9	火災予防対策	243
第10	積雪・寒冷対策	244
第11	緊急輸送対策	244
第12	避難対策	244
第13	医療（助産）救護・防疫体制の整備	244
第14	物資等の調達・確保及び防災倉庫等の整備	245
第15	防災教育	245
第16	防災訓練	245
第17	要配慮者予防対策	245

第18	ボランティアとの連携.....	245
第19	危険物施設等災害予防対策.....	246
第3節	災害応急対策.....	247
第1	応急活動体制.....	247
第2	地震災害情報の収集伝達.....	248
第3	通信の確保.....	252
第4	相互応援協力.....	252
第5	災害広報.....	252
第6	災害救助法の適用等.....	252
第7	消火活動.....	252
第8	救助・救急.....	254
第9	自衛隊災害派遣.....	254
第10	避難.....	254
第11	避難所の設置・運営.....	255
第12	医療（助産）救護.....	255
第13	緊急輸送対策.....	255
第14	警備活動及び交通規制措置.....	255
第15	防疫及び保健衛生.....	255
第16	廃棄物処理対策.....	255
第17	救援対策.....	257
第18	被災地の応急対策.....	257
第19	応急仮設住宅の供与.....	257
第20	遺体の捜索・処理等.....	257
第21	生活関連施設の応急対策.....	257
第22	道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策.....	257
第23	文教対策.....	259
第24	要配慮者対策.....	260
第25	ボランティアとの連携.....	260
第26	危険物施設等災害応急対策.....	260
第4節	災害復旧.....	262
第6章	火山災害対策計画.....	263
第1節	総則.....	263
第1	基本方針.....	263
第2	村内の火山の概況.....	263
第3	火山地域市町村.....	264
第4	火山災害警戒地域.....	264
第2節	災害予防対策.....	265
第1	火山防災対策の推進.....	265
第2	火山噴火緊急減災対策.....	268
第3節	災害応急対策.....	270
第1	火山災害応急活動体制.....	270
第2	噴火警報等の伝達.....	271
第3	災害情報の収集及び伝達.....	279
第4	避難対策.....	279
第5	救助・救急、医療活動.....	283

第6	その他の応急対策の実施	283
第4節	災害復旧	284
第7章	原子力災害対策計画	285
第1節	総則	285
第1	基本方針	285
第2	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲	286
第2節	原子力災害事前対策	287
第1	迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え	287
第2	住民等への的確な情報伝達体制の整備	287
第3	原子力防災に関する知識の普及・啓発	288
第3節	原子力災害応急対策	290
第1	災害情報の収集伝達	290
第2	活動体制の確立	293
第3	住民等に対する指示の伝達と広報	293
第4	避難等への対応	293
第4節	原子力災害中長期対策	295
第1	緊急事態解除宣言後の対応	295
第2	被災地の生活安定	295

第1章 総則

第1節 計画の目的及び方針・位置づけ

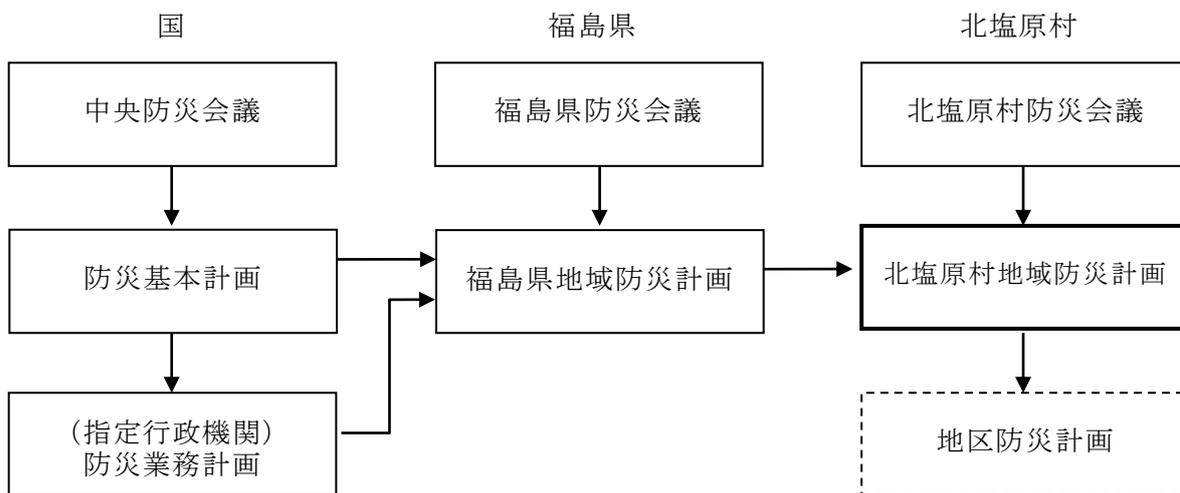
第1 計画の目的

この計画は、村の風水害、雪害、地震災害、火山災害等に対処するため、過去の大規模な災害の経験を教訓とし、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ総合的な対策を定めたものであり、村、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、相互に緊密な連携をとりつつ、その有する全機能を有効に発揮して、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の位置づけ

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、北塩原村防災会議が作成する北塩原村地域防災計画（以下「村防災計画」という。）として定めたものであり、国の防災基本計画、防災業務計画及び福島県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）と連携した村域の防災に関する指針となるものである。

国、県、村における防災会議と防災計画の位置づけ



第3 計画の構成

構 成	内 容
第1章 総則	計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとに示される事項を共通事項として整理したものである。
第2章 災害予防計画	村防災計画の災害予防計画の基本として位置づけ、災害の発生を未然に防止し、被害を最小限にとどめるための諸施設の整備や、災害が発生した場合の応急対策を、迅速かつ的確に実施する防災体制の整備、風水害をはじめ各種災害に対応するための平常時からとるべき措置等、災害に備えた防災活動全般について定めたものである。
第3章 災害応急対策計画	村防災計画の災害応急対策計画の基本として位置づけ、風水害等における応急対策、災害発生後の人命救助、被災者の生活支援・再建等を中心に、村及び関係機関が行うべき応急対策について定めたものである。
第4章 災害復旧計画	住民の生活再建、地域産業の再建等のための各種取組及び復興に係る基本方針等について定めたものである。
第5章 震災対策計画	地震が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、災害の予防、初期措置等を円滑に実施し、被害を最小限にとどめることを目的として定めたものである。
第6章 火山災害対策計画	火山に異常が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、災害の予防、初期措置等を円滑に実施し、被害を最小限にとどめることを目的として定めたものである。
第7章 原子力災害対策計画	東日本大震災での津波災害に起因した原子力発電所での大規模事故の状況を踏まえ、原子力災害の発生に伴う住民等への情報の伝達、避難者等の受入れなど必要な対策について定めたものである。
資料編	上記各計画に関連する資料を資料編として取りまとめたものである。

第4 計画の推進及び修正

1 計画の推進と修正

村は、この計画の計画的な推進を図るとともに、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

なお、災害対策は相互に有機的、一体的でなければならないことから、村防災計画の修正に当たっては、県防災計画を参考として修正する。

2 行動マニュアルの作成

この計画は、防災に関する基本的事項を示しているものであり、実践活動を行う場合の細部計画は、この計画に基づき、本村各課及び防災関係機関等において、あらかじめ定めておくとともに、必要に応じてこれに修正を加え、災害時に有効な活動ができるよう努めるものとする。

なお、地震防災対策の強化に当たっては、県が策定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画に定められた実施事業を中心として、緊急度の高いものから優先的に事業及び対策を実施する。

第5 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、村の地域における災害対策に関して総合的かつ基本的な性格を有するものである。

したがって、水防法に基づく水防計画など、他の法令に基づく防災に関する計画は、この計画を基本として、抵触しないように作成されなければならない。

第6 計画の周知徹底

村は、平素から訓練、研究その他の方法により、この計画の習熟及び周知徹底を図るものとする。

1 防災教育及び訓練の実施

防災関係機関はもとより、一般企業・団体等においても災害を未然に防止するとともに、その被害の軽減のため、地域住民等の参加を得て、防災に関する教育及び訓練を実施する。

2 防災広報の徹底

地域住民の防災意識高揚のため、各種の広報媒体を利用するなど、あらゆる機会を捉え、広報の徹底を図るものとする。

第2節 基本方針と活動目標

第1 災害対策の基本理念

災害対策は、災害対策基本法で定める以下の事項を基本理念として行われるものであり、この計画も基本理念に基づき策定する。

- (1) 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- (2) 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて住民一人ひとりが自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講じること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。
- (4) 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- (5) 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- (6) 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

第2 基本方針

この計画は、防災に関し、国、地方公共団体その他の公共機関等を通じて、必要な体制を確立し、実施責任を明確にするとともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図ることを目的としており、計画の樹立及びその推進に当たっては、以下の事項を基本とする。

1 地域自立型防災対策の推進

(1) 自立的防災空間の形成

大規模な災害発生時には、できる限り迅速な対応が被害の軽減を図る上で重要なポイントであることから、災害に強いまちづくりを進める上で、村の地域特性を活かし、生活圏ごとに防災施設・機能の整備を図るなど、自立的な防災生活圏の形成を図るものとする。

(2) 災害に強いコミュニティの形成

阪神・淡路大震災や東日本大震災などを契機に、地区住民による自主防災組織の育成と活動の強化による「災害に強いコミュニティづくり」の必要性が再認識された。

大規模な災害の発生直後においては、行政による迅速な対応にはある程度の限界があり、また、被害の程度やその広がりによっては、様々なパターンでの被害の態様や想定を超える被害の発生も考えられる。これらに迅速かつ的確に対応するには、行政の力だけに頼らない地域住民による主体的な活動やボランティア活動を、生活圏の広がりに対応

じて柔軟に展開していける体制をあらかじめ整備しておかなければならない。

このため、平常時におけるコミュニティ活動のネットワークづくりやボランティアとの連携体制の整備等、様々なレベルでの生活圏に対応した自主防災活動を支援し、「自らの命と地域は自らで守る」といった考え方を基本とした「災害に強いコミュニティの形成」を目指すものとする。

2 広域連携による災害対応力の強化

村の対応力を上回る大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村と相互の迅速かつ的確な応援活動が重要となる。

迅速かつ的確な広域相互応援活動の実現に向けては、近隣市町村との応援活動のルールや仕組みづくり、活動を支える緊急輸送道路ネットワークの強化など、ソフト・ハード両面からの環境づくりに努めるものとする。

3 災害対策本部の応急対策活動能力の強化

大規模な災害時には、断片情報のみしか入手することができないことも想定されるが、発災直後に十分な情報が入手できなくても、迅速かつ的確な判断に基づく対応がとれるよう準備しておくこと（被害の断片情報が被害の全体像に結びつけられる能力の養成等）が重要となる。

そのためには、平常時から、より詳細な地域特性を把握した上で災害に関する情報の共有を図りながら、それらに対する被害想定や被害シナリオを知識ベースとして身につけておくことが必要であり、これにより、災害対策本部の情報処理負荷を軽減し、災害初動期の資源配分の決定に余裕が生まれることになる。

また、応急対策活動を行う場合に、被災地で様々な主体が対策活動を行うことが想定されるが、効率的な対応を講じるため、応急対策活動のマニュアルづくりの推進に努めるものとする。

4 職員全体の対応能力の強化

災害対応は、あらゆる部門に関わる総力戦であり、特に大規模な災害発生時には、防災担当部局の活動では限界がある。このため、全ての職員がいざというときに、防災担当となることを前提に、各人が日常業務と異なる災害時の担当業務やその実施体制について熟知する必要がある。

事前の防災まちづくり及び予防対策において、行政の中に置かれた防災担当部局に依存しきってしまうことは、緊急時における災害対策活動の有効性、効率性の観点から問題があるが、直面する厳しい財政状況と増大する新たな行政需要の中で、災害に特化した部門に十分な人的・予算的配分を続けることは容易ではないため、防災担当部局のみならず、日頃から防災と関係の薄い部局においても、災害時の活動マニュアルを作成しておくなど、全庁的に防災事務を担当する意義を認識し、職員全体の対応能力の強化に努めるものとする。

5 平常時のネットワークを通じた災害対応と防災の視点を加えたまちづくり

限られた人員、財源の中で防災対策を進めていくためには、常にいざという時にどのようなことができるのかをあらかじめ検討しておく必要がある。このため、村のそれぞれの課が所掌する業務の延長上で、常日頃関係している人的つながりやネットワークを通じて、どのようなことができるかを検討し、事前に協定等の取決めをしておくことが重要である。

また、村防災計画に代表される災害対応は「被害発生」を前提に、いかに対応し、復旧していくのかといった計画が中心となるため、このような計画の遂行とともに、災害が発生するまでに、中長期的な視点から地域における被害の軽減・防止を目指した「防災まちづくり」を実施していくものとする。

なお、防災まちづくりは、全ての人にとって快適で安全なまちづくりにも通じるもので

あり、各種計画の策定に当たっては、防災の視点を様々な計画の検討ステップの中に加えつつ行うものとする。

6 男女双方の視点に配慮した防災対策

男女双方の視点に配慮した防災を進めるための防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図るものとする。

7 住民運動の展開

いつ、どこでも起こりうる災害から人的・経済的被害を軽減し、住民の安全・安心を確保するためには、行政が行う公助はもとより、自らの身は自分で守る自助、地域コミュニティ等が中心となる共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して、日頃から災害に備えておくことが大切である。

このため、地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会づくりを進める住民運動を展開するとともに、住民が安全に安心して暮らし、活動することができる地域社会の実現に向け、「福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例」に留意の上、村、住民、事業者、地域活動団体等とともに、信頼関係を築きながら連携・協力し、住民一人ひとりによる自助・共助を基本とした自主的な地域活動を促進する。

また、安全で安心な社会の実現のために、自然災害などに対して地域コミュニティを中心とした地域の防災力を高めていくとともに、各種災害におけるハザードマップ等により事前の備えを行うなど、地域住民の間で防災に関する情報の共有を行うほか、被災時に備え、広域的な連携を図ることにより、被害の拡大防止（二次災害の発生防止を含む。以下同じ。）や迅速な救助並びに復旧及び復興体制を構築していくものとする。

第3 災害発生直前及び発災後の活動目標

災害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

また、防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災直前及び発災後の基本的な事項について活動目標を定め、対応に当たるものとする。

なお、風水害及び雪害については、気象情報等の分析により災害発生の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の活動を重視する。

また、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となることに留意する。

一般災害時における活動目標

活動区分	活動目標
直前対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 災害直前の活動 ・ 気象情報、警報等の伝達 ・ 適切な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 水防活動やせき、水門等の適切な操作等の災害未然防止活動の実施
緊急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応 ■ 生命・安全の確保 ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 迅速な避難誘導の実施、避難所の開設と運営 ・ 広域的な応援活動の要請、広域的な協力による救助・救急活動等の遂行 ・ 給食、給水の実施 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 災害の拡大防止及び二次災害の防止関連対策
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者の生活の安定 ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・ 救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供 ・ 通勤・通学手段、就業・就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
復旧対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ がれき等の撤去 ・ 環境の回復 ・ 生活の再建
復興対応	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 復興計画の推進 ・ 各種機能の回復・強化

第3節 村の概況と災害要因の変化

第1 村の概況

1 自然的条件

(1) 位置

本村は、福島県の北西部に位置し、役場は東経139度56分18秒、北緯37度39分09秒にある。東方は猪苗代町、西方は喜多方市に隣接し、北方は山形県米沢市、南方は喜多方市、磐梯町及び猪苗代町の一部に連なっている。

(2) 地勢

村域は、東西に22.5km、南北に19.3kmで、総面積は234.08km²を有している。なお、その約80%は山間部で、農用地はわずか2.5%である。

地形的には、西から東に向かい、標高200～300mの北山地区、400～500mの大塩地区、800～1,000mの桧原・裏磐梯地区に分かれ、南東には磐梯山(1,816m)、東は西吾妻山(2,035m)と西大巓が連なっている。

また、高曽根山に源を発する大塩川が大塩・北山地区を縦走し、流域には村内随一の農地を形成している。

桧原・裏磐梯地区においては、明治21年の磐梯山噴火により吾妻川・大川入川・小野川・中津川などがせき止められ、周囲47.0km・面積10.47km²の桧原湖、周囲12.0km・面積1.70km²の小野川湖、周囲24.0km・面積3.70km²の秋元湖のほか、曾原湖、五色沼などの湖沼群を生み、磐梯山と併せて美しい自然景観をつくりあげ、昭和25年国立公園に指定され、県内随一の観光地となっている。

(3) 地質

福島県は、西から東に向かい、新第三系が広く発達する“グリーンタフ地域”、第四系からなる奥羽山脈、先第三系の基盤岩類からなる阿武隈山地、更にはその東側の第三系・第四系が発達する太平洋沿岸の丘陵地域にまたがっている。

本村の地質は、未固結の第四紀層が発達するほか、猪苗代湖北方の奥羽山脈には、新第三系を覆って磐梯山や猫魔ヶ岳などの第四系の火山噴出物が広く分布し、大塩川などの河川沿いには未固結の第四系堆積物が発達する。

地質構造としては、様々な方向を持つ褶曲や断層が各所にみられるが、比較的新しい時期のものとしては、棚倉破砕帯の北方延長部に位置する川桁断層や会津盆地東縁に発達する活断層などがある。

(4) 気象

気候は、北日本型の積雪寒冷地帯であり、積雪量は平均2m程度である。西部北山地区では盆地気候、東部桧原・裏磐梯地区は夏涼しく冬雪深い山地特有の気候となっている。

2 社会的条件

(1) 人口

村の国勢調査人口は昭和35年には5,351人であったが、その後年々減少し、平成2年には3,812人となった。

平成2年から平成7年までは増加傾向にあったが、平成8年以降再び減少傾向で推移しており、令和8年2月1日現在の人口は、2,331人となっている。

(2) 交通

村の中心を国道459号、主要地方道米沢・猪苗代線、会津若松・裏磐梯線が通っており、最寄りの都市と結び、住民の暮らしと観光客等の重要なルートとなっているほか、磐越自動車道が開通されたことにより、ますますその機能が高まっている。

交通手段としては、生活路線バス、コミュニティバスが村内を運行しており通勤通学に利用されている。

(3) 産業

北山・大塩地域は、稲作・畑作を含めた農業経営が行われているほか、工場等も見られる。

一方、桧原地域は高冷地農業のほかに民宿経営を中心に観光関連産業が盛んである。

また、裏磐梯地域は自然環境に恵まれペンションや宿泊施設が数多く観光産業一色の観を呈している。

<資料14-1 災害履歴>

第2 社会的災害要因の変化

社会的災害要因として、主に次のような点が大きな影響を与えると思われる。これらの点は、本村における急速な社会的条件の変化によって、被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化するものと考えられるが、現状ではこうした新しい災害要因への対応は、決して満足できる状態にあるとはいえない。

したがって、こうした条件変化に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及活動を不断に続けていくものとする。

1 高齢化の進行、地域間の人口分布の変化等

本村の令和2年10月1日時点の年齢構成比をみると、年少人口（0～14歳）は10.14%、生産年齢人口（15～64歳）は52.85%、高齢者人口（65歳以上）は37.13%となっており、特に高齢者人口の割合は、県平均よりも高い水準で、上昇傾向で推移している。

高齢者人口割合の推移（平成2年昭和60年～令和2年平成27年）



資料：国勢調査

また、都市部への人口の集中による過疎化現象の進行も加わり、農村部では災害応急活動を行うためのマンパワーが不足する可能性が非常に高くなっていることに留意する必要がある。

2 生活様式の変化

生活様式の変化により、電力、ガス、水道、電話等のライフライン施設への依存度が高まっており、これらの施設は、災害により被害を受けるとその復旧に時間を要するばかりか、二次災害発生の危険性も含んでいる。

また、村等の行政機関においてもこれらの施設への依存度は高く、場合によっては、初動体制への影響も考えられる。

3 コミュニティ意識の低下

都市化の進展とともに、徐々にではあるがコミュニティ意識の低下の傾向が見られる。

災害による被害を最小限に食い止めるためには、「自らの身の安全は自ら守る」という住民一人ひとりの防災意識の向上とともに、自主防災組織の育成等の地域における防災体制の整備充実が欠かせないものである。

4 防災力の維持

人口減少や高齢化の進行に伴い、地域防災力の低下が危惧される。

防災力を維持するためには、村外に住む関係者（村出身者や村のファン）のサポートも重要となる。

地域や地域の人々と、防災・災害支援活動を通じて断続的かつ多面的に関わる防災関係人口を創出するため、次のような取り組みを行う。

①公式 LINE の開設

平時は、暮らしに関わる情報全般のほか、観光情報やイベント情報なども発信し、村外の方にも村の魅力を伝える。災害発生時は避難所に関する情報のほか、ボランティアの募集なども行い、村外からの支援を求める。

②移住定住施策による関係人口の創出

移住コーディネーターを中心としてさまざまな施策を実施し、移住者だけでなく関係人口の創出を図る。イベントや SNS、パンフレットなどにより村の情報を広く発信することで認知度や知名度を高める。

第4節 調査研究推進体制の充実

第1 防災アセスメントの実施及びハザードマップ等の整備

村は、災害発生危険箇所等について、災害の危険性を地域の実情に即して的確に把握するための防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に役立てるとともに、各種災害におけるハザードマップ、防災マップ、地区別防災カルテ等の作成を推進する。

なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

第2 災害素因情報の蓄積と活用環境の整備

村は、整備した詳細な情報を地理情報データベースとして空間的な整備に努めるとともに、県が整備するデータベースにフィードバックし、県全体としての災害データベースの質の向上に努めるものとする。

第3 自主防災組織等地域における取組

阪神・淡路大震災及び平成10年8月末の豪雨災害では、公共による応急活動の時間的及び量的限界が明らかとなり、近隣住民による自主防災力の重要性が確認された。

自主防災力の向上のためには、身近な地域の危険環境を熟知すること、日頃から近所付き合いを大切にし、一人暮らしの高齢者や身体の不自由な方をはじめとする近所の居住者特性を把握しておくこと、いざというときにとるべき行動について普段から意識し、訓練しておくことなどが重要である。

そのため、住民においては、近隣住民で自主防災組織を形成し、自らの手で街かど防災マップを作成したり、自らの災害への対応能力を高めるための訓練・研修に参加したりするなど、災害対応を自らの問題として捉え、地域における防災力の向上に努めるものとする。

また、村は、近年発生している災害並びに東日本大震災の経験等を踏まえた防災対策について、広く普及・啓発を図り、災害発生の可能性に関する住民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

第5節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

第1 防災関係機関の実施責任

1 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、消防機関、水防団その他組織の整備並びに公共的団体その他防災に関する団体及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、村の有する全ての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

2 県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2 防災関係機関の事務又は業務の大綱

1 村及び消防機関

北塩原村

- (1) 北塩原村防災会議及び北塩原村災害対策本部の事務調整
- (2) 防災組織の整備及び育成指導
- (3) 防災知識の普及及び教育
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災施設の整備
- (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (7) 消防活動その他の応急措置
- (8) 避難対策
- (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (10) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (11) 保健衛生
- (12) 文教対策
- (13) 被災施設の復旧
- (14) その他の災害応急対策
- (15) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
- (16) 関係団体が実施する災害応急対策の調整

喜多方地方広域市町村圏組合消防本部（喜多方消防署北塩原分署）

- (1) 消防に関する施設及び組織の整備
- (2) 防災思想の普及、防災に関する教育及び訓練の実施
- (3) 災害の警戒及び防御並びに被害の拡大防止のための措置
- (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (5) 消防活動、水防活動その他の応急措置
- (6) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (7) 避難の誘導

北塩原村消防団

- (1) 火災予防の指導及び広報活動
- (2) 各種訓練の実施及び参加
- (3) 災害の警戒及び防御並びに被害の拡大防止のための措置
- (4) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (5) 消防活動、水防活動その他の応急措置
- (6) 被災者に対する救助活動及び避難誘導
- (7) 災害時における応急復旧作業の実施

2 県

福島県（災害対策課）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災組織の整備 (2) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 (3) 防災知識の普及及び教育 (4) 防災訓練の実施 (5) 防災施設の整備 (6) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 (7) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (8) 緊急輸送の確保 (9) 交通規制、その他社会秩序の維持 (10) 保健衛生 (11) 文教対策 (12) 自衛隊の災害派遣要請等村が実施する被災者の救助及び救護の応援 (13) 災害救助法に基づく被災者の救助 (14) 被災施設の復旧 (15) その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置
会津地方振興局
<ul style="list-style-type: none"> (1) 村が処理する事務及び事業の指導 (2) その他県防災計画による所定の業務
喜多方建設事務所（猪苗代土木事務所）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急道路及び緊急輸送路の確保 (2) 治水に関する業務 (3) その他県防災計画による所定の業務
会津保健福祉事務所
<ul style="list-style-type: none"> (1) 応急手当及び看護に関する指導 (2) 食品衛生管理に関する指導 (3) 防疫保健衛生対策 (4) その他県防災計画による所定の業務
会津農林事務所
<ul style="list-style-type: none"> (1) 農林漁業関係の被害状況の取りまとめ及び復旧に関する指導監督 (2) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 (3) 治山施設の被害調査及び応急復旧対策 (4) その他県防災計画による所定の業務
福島県警察本部（喜多方警察署、猪苗代警察署）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害の情報収集、伝達及び広報 (2) 避難誘導 (3) 被災者の救出救助 (4) 緊急輸送の確保、交通規制、その他社会秩序の維持 (5) 遺体（行方不明者）の搜索、検視・見分及び身元確認 (6) その他災害防衛活動及び災害救助活動の協力

3 指定地方行政機関

東北総合通信局
(1) 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の統制整理 (2) 電気通信設備の被災状況等の把握及び災害時における電気通信の確保に必要な措置 (3) 各種非常通信訓練 (4) 非常通信協議会の指導育成
東北財務局（福島財務事務所）
(1) 民間金融機関等に対する金融上の措置要請 (2) 地方公共団体に対する災害融資 (3) 災害発生時における国有財産の無償貸付等
東北農政局
(1) 農地及び農業用施設等に関する災害復旧事業並びに災害防止事業の指導並びに助成 (2) 農業関係被害情報の収集報告 (3) 農作物、 蚕 家畜等の防災管理指導及び病虫害の防除指導 (4) 被害農林漁業者等に対する災害融資のあっせん・指導 (5) 排水・灌漑用土地改良機械の緊急貸付 (6) 野菜、乳製品等の食料品、飼料、種もみ等の供給対策 (7) 農作物、家畜等の汚染対策及び除染措置の指導 (8) 応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡
関東森林管理局（会津森林管理署）
(1) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成 (2) 災害復旧用材（国有林材）の供給 (3) 林野、林産物の汚染対策
東北経済産業局
(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保 (2) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部東北支部
火薬類、高圧ガス、電気、ガス等危険物の保全
北陸地方整備局（阿賀川河川事務所）
(1) 災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援 (2) 直轄公共土木施設の整備と防災管理 (3) 洪水予警報等の発表及び伝達 (4) 水防活動の支援 (5) 災害時における通行規制及び輸送の確保 (6) 被災直轄公共土木施設の復旧 (7) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
東北地方整備局（郡山国道事務所）
災害情報等の収集・提供、応急対策及び災害復旧等の支援

仙台管区気象台（福島地方気象台）
(1) 気象、地象、水象の観測及びその結果の収集、発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層活動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災発表の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 村や県が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報等の理解促進、防災知識の普及・啓発
東北運輸局（福島運輸支局）
(1) 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達 (2) 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援
福島労働局（会津労働基準監督署）
(1) 工場、事業所等における労働災害の防止 (2) 労災保険料等の非常取扱い (3) 被災工場、事業所に対する救急医療品の配付等

4 自衛隊

自衛隊
村、県、その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援協力

5 指定公共機関

日本郵便(株)（北塩原郵便局、桧原郵便局、裏磐梯郵便局）
(1) 災害時における郵便事業運営の確保 (2) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
日本赤十字社（福島県支部）
(1) 医療、助産等救護の実施 (2) 義援金の募集 (3) 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
日本放送協会（福島放送局）
(1) 気象・災害情報等の放送 (2) 住民に対する防災知識の普及
通信事業者（NTT東日本(株)東日本電信電話(株)、NTTドコモビジネス(株)エヌ・ティー・ティー・コミュニケーションズ(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）
(1) 電気通信施設の整備及び防災管理 (2) 災害非常通信の確保及び気象予警報の伝達 (3) 被災電気通信施設の復旧
運輸業者（日本通運(株)、福山通運(株)、佐川急便(株)、ヤマト運輸(株)、西濃運輸(株)）
災害時における救援物資、避難者の緊急輸送

東北電力ネットワーク(株)喜多方電力センター 東北電力(株)(喜多方電力センター)
(1) 電力供給施設の整備及び防災管理 (2) 災害時における電力供給の確保 (3) 被災電力施設の復旧
東京電力ホールディングス(株)
(1) 原子力施設の防災管理 (2) 放射能災害対策の実施

6 指定地方公共機関

バス機関 ((公社)福島県バス協会、 福島交通(株) 、 新常磐交通(株) 、 会津乗合自動車(株))
(1) 被災地の人員輸送の確保 (2) 災害時における避難者等の緊急輸送の協力
放送機関 (福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島、 喜多方シティエフエム(株))
(1) 気象(津波)予報、警報等の放送 (2) 災害状況及び災害対策に関する放送 (3) 放送施設の保安 (4) 住民に対する防災知識の普及
新聞社 ((株)福島民報社、福島民友新聞社(株))
災害状況及び災害対策に関する報道
運輸業者 ((公社)福島県トラック協会)
災害時における救援物資、避難者等の緊急輸送の協力
(一社)福島県医師会、(公=社)福島県歯科医師会、(一社)福島県薬剤師会、(公社)福島県看護協会、(公社)福島県診療放射線技師会
(1) 医療助産等救護活動の実施 (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 (3) 防疫その他保健衛生活動の協力
(一社)福島県LPガス協会
災害時におけるLPガスの安全対策の実施
社会福祉法人福島県社会福祉協議会
(1) 災害時のボランティアの受入れ (2) 生活福祉資金の貸付
(一社)福島県警備業協会
災害時における警戒警備業務及び交通誘導への協力

(一社)福島県建設業協会

災害時における公共施設の応急対応業務への協力

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

会津よつば農業協同組合
(1) 村及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 農作物災害応急対策の指導 (3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん (4) 被災組合員に対する融資のあっせん (5) 農畜産物の出荷制限措置等
会津北部森林組合
(1) 村及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 被災組合員に対する融資のあっせん
北塩原村商工会
(1) 村及び県が行う商工業関係被害状況調査及び応急対策への協力 (2) 災害時における物価安定についての協力 (3) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
土地改良区（会津北部土地改良区、雄国山麓土地改良区）
(1) 災害時の農業用水利施設の被害調査並びに応急対策 (2) 被災施設の速やかな復旧
(一社)喜多方医師会
(1) 医療助産等救護活動の実施 (2) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 (3) 防疫その他保健衛生活動の協力 (4) 検案時の協力
診療所等医療施設の管理者
(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における患者等の保護及び誘導 (3) 災害時における病人等の受入れ及び保護 (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産 (5) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材並びに医療関係従事者の提供
社会福祉法人北塩原村社会福祉協議会
(1) 災害ボランティアセンターの設置及びボランティア活動に係る連絡調整 (2) 災害時におけるボランティア活動の支援 (3) 被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力
社会福祉施設等の管理者

<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導
喜多方地方広域市町村圏組合
<ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物・し尿処理の協力 (2) 遺体の火葬等
燃料供給業者（福島県石油業協同組合、福島県石油商業組合）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 施設の安全管理 (2) 燃料の備蓄及び緊急車両、重要施設等への燃料の優先的な供給
危険物等施設の管理者
<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全管理の徹底 (2) 防護施設の整備 (3) 災害応急対策及びその復旧対策の確立
L P ガス関係（（一社）福島県L P ガス協会、L P ガス販売業者）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 安全管理の徹底 (2) ガス施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
金融機関
災害時における業務運営の確保及び非常金融措置の実施

8 協定締結自治体・団体等

自治体関係
<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防相互応援協定（会津若松市、喜多方市、西会津町、猪苗代町） (2) 自治体スクラム支援会議における災害時相互援助協定（北海道名寄市、南相馬市、新潟県小千谷市、群馬県東吾妻町、東京都杉並区、東京都青梅市、静岡県南伊豆町、山梨県忍野村） (3) 災害時相互援助協定（大玉村） (4) 相互交流に関する協定（千葉県市川市） (5) 災害時の情報交換に関する協定（国道交通省東北地方整備局）
団体（組合・協会等）関係
<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における支援活動に関する協定（北塩原村災害協力会） (2) 災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定（裏磐梯旅館組合、大塩裏磐梯温泉旅館組合） (3) 災害時における活動協力に関する協定（北塩原村建設業組合） (4) 災害時における建築物等の解体等に伴う災害廃棄物の収集運搬等に関する協定（一般社団法人福島県解体工事業協会会津地方支部） (5) 災害時における応急対策業務の支援に関する協定（福島県建設業協会喜多方支部・猪苗代支部）
民間事業者関係
<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時の協力に関する協定（東北電力ネットワーク株式会社喜多方電力センター） (2) 災害時における物資の供給協力に関する協定（株式会社ダイユーエイト、株式会社リオン・ドールコーポレーション） (3) 災害に係る情報発信等に関する協定（LINE ヤフー株式会社）

第6節 住民等の責務

第1 住民の責務

住民は、災害対策の基本理念に則り、食品、飲料水、生活必需品等の備蓄、その他の自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めるものとする。

第2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資等の供給を業とする者の責務

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、村及び県が実施する防災に関する施策に協力する。

第2章 災害予防計画

第1節 防災組織の整備・充実

【住民課、関係各課】

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化する。また、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制に万全を期すものとする。

第1 防災組織の整備・充実

1 北塩原村防災会議

村は、村防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、北塩原村防災会議を設置する。

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条

(2) 所掌事務及び組織

県防災会議に準じ、北塩原村防災会議条例で定めるものとする。

2 北塩原村災害対策本部

村は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、北塩原村災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置し、北塩原村防災会議と緊密な連絡のもとに、本計画の定めるところにより、村内の災害予防及び応急対策を実施する。この場合において、必要に応じ、防災関係機関との連携の確保に努めるものとする。

3 水防管理団体（消防団）

水防法第3条に基づき水防組織を設置して河川の洪水等による水災を警戒し、防御する。

<資料1-1 北塩原村防災会議条例>

<資料1-2 北塩原村災害対策本部条例>

第2 自主防災組織の育成・強化

1 自主防災組織

(1) 設置の目的

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。

ひとたび大規模な災害が発生した場合、被害の拡大を防ぐためには、村や防災関係機関が実施する「公助」はもとより、自分の身を自分の努力によって守る「自助」とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、

防災活動に組織的に取り組む「共助」が重要であり、この「自助」「共助」「公助」が有機的につながるにより、被害の軽減を図ることができることから、村は、住民の自発的な防災活動の促進を図るとともに、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織の充実を図るものとする。

(2) 組織編成

自主防災組織の編成に当たっては、地域に密着して迅速かつ的確な災害応急活動が行えることが重要であり、また、近隣住民相互の密接な連携を確保する点からも、次の点に留意しつつ行政区等の単位の規模で編成する。

- ア 大規模な組織については、原則として各行政区単位を基本としつつ、地域の実情を踏まえ適正規模となるよう努めること。
- イ 他地域への通勤等により昼間人口が減少する地域においては、日中の活動が確保できる規模とすること。
- ウ **女性・婦人**消防隊等民間防火組織を自主防災組織の中に位置づけるなど、一体となった活動ができるよう体制づくりを促進すること。
- エ 地域内に事業所がある場合は、事業所と協議の上、事業所内の自衛消防組織を地域の自主防災組織に積極的に位置づけを図ること。
- オ 自主防災組織は防災活動実施のため、基本的事項について規約等を設け、その活動内容を明確にすること。

なお、自主防災組織の編成は、それぞれの規約で定めるところによるが、例示をすると次のとおりである。



班名	役割分担
情報班	情報班は、被害状況等を的確かつ迅速に把握し、適切な応急措置をとるため、情報の収集伝達を行う。
消火班	消火班は、災害時における火災発生による被害の拡大を防ぐため出火を防止し、発生火災の初期消火を行う。
救出救護班	救出救護班は、救出、救護を要する者に対し、積極的に救出救護活動を行い、適切な措置をとる。
避難誘導班	避難誘導班は、災害等の発生により、住民の生命に危険が生じ、又は生じるおそれがある場合は、指定された避難場所へ避難誘導する。
給食給水班	給食給水班は、避難地等において給食及び給水を行う。

(3) 自主防災組織の活動

ア 自主防災計画の策定

自主防災組織は、災害に対して効果的な活動ができるよう、あらかじめ自主防災計画を策定し、次の事項について記載しておくものとする。

- (ア) 各自の任務分担
- (イ) 地域内での危険箇所
- (ウ) 訓練計画

- (エ) 各世帯への連絡系統及び連絡方法
- (オ) 出火防止、初期消火、応急手当の実施方法
- (カ) 避難場所、避難経路、避難の伝達方法
- (キ) 消火用水、その他の防災資機材等の配置場所の周知及び点検方法

イ 日常の自主防災活動

(ア) 防災知識の普及等

万一の災害発生に迅速かつ的確に対応するため、日頃から集会、各種行事等を活用し、日常からの備えとして非常持出品の準備や災害に対する正しい知識の普及に努めるとともに、危険箇所の把握や避難場所、避難所、避難路等を確認し、地域の防災マップを作成するなど、地域の防災環境の共有化に努めるものとする。

また、民生委員・児童委員等との連携を図りながら、地域内における高齢者、障がい者、外国人等のいわゆる要配慮者の確認にも努めるものとする。

(イ) 防災訓練等の実施

災害発生時において災害応急対策活動を迅速かつ適切に対処するためには、日頃から実践的な各種訓練等を行い、隊員各自が防災活動に必要な知識及び技術を習熟するとともに、活動時の指揮連絡系統を明確にしておく必要がある。

そのため、自主防災組織が主体となり、村及び消防関係機関等の協力のもとに、次のような訓練を実施する。

a 災害情報の収集伝達訓練

災害時における村や防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、また、地域の被害状況をこれらの関係機関に正確に通報する訓練を実施する。

b 消火訓練

初期消火、火災の拡大・延焼を防ぐため、実際に消火器等の消防用資機材を使用した消火訓練を行い、消火に必要な機器操作技術及び知識を習得する。

c 救出及び応急手当の実施訓練

災害に伴う負傷に対しては、消防機関が来るまでの間、地域において住民が一致協力して負傷者の救出・手当てを行うことが重要であることから、救出用資機材の使用法や自動体外式除細動器（AED）の操作方法等の習熟に努めるとともに、消防機関・保健所・日赤等の指導のもとに適切な応急処置方法の習得に努めるものとする。

d 給食給水訓練

食料の確保や、学校、各家庭の限られた資機材を利用した配給方法などについて習熟を図るものとする。

e 避難訓練

各家庭の非常持出品を準備するとともに、避難誘導班を中心として秩序ある避難ができるよう訓練を行うものとする。

また、避難に際しては、要配慮者の安全確保並びに避難の誘導、支援方法についての確認訓練も併せて行うものとする。

f 避難所運営訓練

避難所における自主運営組織の立ち上げと管理、村との連絡体制、物資の配給方法などの訓練を行うものとする。

(ウ) 防災用資機材等の整備、点検等

自主防災組織は災害時に迅速かつ適切な活動を行うため、活動に必要な防災資機材の整備に努めるとともに、資機材の定期的な点検を実施し、非常時においても確実に対応できるよう備えるものとする。

2 自主防災組織の結成促進、育成指導等

村は、自主防災組織の設置及び自主防災活動の充実を促進するため、地域住民に対して自主防災組織の必要性等について、積極的に広報活動を展開するとともに、自主防災組織の資機材の整備や活動拠点の整備に努めるものとする。

また、自主防災組織整備計画を策定し、計画的な組織の育成を図るとともに、災害時において有効な自主防災活動が図れるよう、組織の充実強化のための指導及び自主防災組織の中心となるリーダー育成のための研修を行うほか、女性の参画の促進に努めるものとする。

3 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、村及び県が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

このため、村は、こうした取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行うものとする。

4 地区防災計画の作成

村内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同で防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として北塩原村防災会議に提案するなど、村と連携して防災活動を行うこととする。

村は、村防災計画に地区防災計画を位置づけるよう村内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、村防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

<資料1-8 自主防災組織等>

第3 応援協力体制の整備等

1 県及び県内市町村間の相互応援並びに県外市町村との相互応援

村は、適切な災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。）を実施するため、県内市町村間並びに県外市町村との相互応援協定の締結を促進する。

また、上記以外の市町村との災害対策基本法第67条の規定による相互応援についても、迅速な対応をとることができるように、あらかじめ手続き等の細部の事項について、十分な検討を行っておくものとする。

(1) 県内市町村間の相互応援協定

隣接市町村、広域市町村圏、地方振興局等を単位とした相互応援協定の締結を促進する。

また、近隣の市町村だけでなく、同時に被害を受ける可能性が少ない地域の市町村との間での相互応援協定の締結を検討する。

(2) 県外の市町村との相互応援協定

大規模災害時に圏内の市町村が広範囲に被災することも想定し、既存の姉妹都市や文化交流等の枠組みなども活用し、同時に被災する可能性が少ない県外市町村との相互応援協定による職員派遣や支援物資等のプッシュ型支援、避難者の受入れなどの相互応援協定の締結を検討する。

2 防災関係機関の相互応援

村は、村の地域を管轄し、又は村の地域内にある防災関係機関と防災に関する所掌事務又は業務について、情報を共有しながら相互に連絡調整して、円滑な組織の整備・運営が成し得るように努めるものとする。

3 消防の応援

(1) 福島県広域消防相互応援協定

村は、喜多方地方広域市町村圏組合消防本部（喜多方消防署北塩原分署）（以下「消防本部」という。）と連携し、隣接市町村及び隣接消防本部等との消防相互応援協定等に基づき、円滑な消防応援体制の整備を図るとともに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

(2) 緊急消防援助隊

大規模災害時における消防活動に当たるため、消防組織法による広域応援を行うための全国の消防隊員からなる緊急消防援助隊が組織されている。

村は、大規模災害の発生を想定し、円滑な受援が受けられるよう体制の整備に努めるものとする。

(3) 広域航空消防応援

複雑多様化する災害に対し、高度で迅速かつ的確な対応が求められており、特に大規模林野火災や台風・地震等の災害現場に代表されるように、ヘリコプターを活用した上空からの消火、人命救助、傷病者搬送等の消防防災活動が極めて有効である。

このため、県は、県内市町村・消防本部と連携して、消防防災ヘリコプター「ふくしま」を導入し、航空消防防災体制の整備を図っている。

村は、その効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

なお、消防防災ヘリコプターは、県内の現状等を踏まえ、ヘリコプターの持つ機能・特性を生かして次のような活動に利用される。

ア 救急・救助活動

(ア) 山村、豪雪地域等陸上交通の不便な地域からの緊急患者の搬送

(イ) 傷病者発生地への医師の搬送及び医療機材等の輸送

(ウ) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

(エ) 河川等での水難事故等における捜索・救助

(オ) 山岳遭難事故における捜索・救助

(カ) 高層建築物火災における救助

(キ) 大規模地震・山崩れ等の災害により、陸上交通が遮断された被災者等の救出及び救急搬送

イ 災害応急対策活動

(ア) 地震、台風、豪雨・豪雪災害等の状況把握及び応急対策指揮

(イ) 孤立した被災地等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送

(ウ) 高速道路等での大規模災害事故等の状況把握及び応急対策指揮

- (エ) 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達
- ウ 火災防御活動
 - (ア) 林野火災等における空中からの消火活動
 - (イ) 火災における情報収集、伝達、住民への避難誘導等の広報と作戦指揮
 - (ウ) 交通遠隔地等への消火資機材、消火要員等の輸送
- エ 災害予防対策活動
 - (ア) 災害危険箇所等の調査
 - (イ) 各種防災訓練等への参加
 - (ウ) 住民への災害予防の広報
- オ 広域航空消防防災応援活動

4 県、指定行政機関、指定地方行政機関からの職員派遣に対応するための資料整備

村は、知事及び指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長から職員の派遣を受けた場合、直ちに派遣受入体制が整えられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

5 経費の負担

指定公共機関等が村に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほかは、その都度あるいは事前に、相互に協議して定める。

6 民間協力計画

災害発生時においては、村域内又は所掌事務に関係する公共的団体、防災組織、民間企業及び団体に対して、災害時における応急対策等について、その積極的協力が得られるよう協力体制を整える必要がある。

このため、村は、災害発生時、支援物資やサービスが緊急に必要となる場合に備え、物資や役務の供給力を持つ民間事業者・団体との応援協定の締結を推進する。特に、村の各部局は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体、民間企業及び団体等とあらかじめ協議しておくとともに、災害時における協力業務及び協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるよう努めるものとする。

(1) 食料、生活必需品等の供給

スーパーマーケット、ホームセンター、卸売業者等、店舗や流通に在庫を有する企業等との食料や生活必需品の供給に関する協定の締結を推進し、災害発生後の時間経過により変化する被災者のニーズに応じた物資の調達を行える体制の整備を図るものとする。

(2) 物流、物資配送等の災害対応業務

民間の倉庫を支援物資の受入拠点として位置づけ、事業者には物資の管理、受払い、運送業務等を委託できるよう、民間事業者・団体との災害時応援協定の締結を推進し、連携体制を整備する。

(3) 燃料等の確保

災害業務従事車両や協定に基づく食料等物資搬送車両の燃料の確保及び役場、防災拠点施設等の自家発電用燃料を確保するため、村内石油取扱業者等との災害時応援協定を締結することにより、災害発生時の燃料の確保及び安定供給のための体制整備に努めるものとする。

また、県と連携し、ガソリン等燃料について確保するための体制を構築するとともに、災害発生時の災害業務従事車両や物資運搬車両等への優先給油についても検討する。

(4) 応援協定の公表

村は、民間事業者及び団体等と締結している災害時応援協定の締結先と内容について

公表し、住民へ周知することにより、災害が発生した際に被災者が円滑に支援を受けられるように努めるものとする。

(5) 連絡体制の整備

村は、災害発生時に協定締結先との連絡調整を確実に行えるよう、毎年協定締結先の電話番号や担当者についての確認を行うものとする。

<資料1-6 防災関係機関名簿>

<資料1-7 災害応援協定等>

第4 業務継続性の確保

村は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

第2節 防災情報通信網の整備

~~【住民課、建設課、農林課】~~

災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策を講じるものとする。

第1 通信手段の整備等

1 防災行政無線の整備

村は、住民に対する災害情報の提供及び被害状況の収集伝達手段として、防災行政無線の整備充実に努めるものとする。

~~(1) デジタル化の推進~~

~~防災行政無線の整備に当たっては、通話秘話性の確保や画像や映像等のデータ転送等、防災通信を高度化するため、現在工事を進めているデジタル式防災行政無線の導入を促進するとともに、停電時の電源確保のための非常用電源設備の整備を促進する。~~

~~なお、非常用電源設備の整備に当たっては、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図るものとする。~~

(12) 同報系無線設備の耐震化等

同報系については、防災行政無線スピーカーの被災による伝達漏れを防ぐため、耐震化に努めるものとする。

また、平常時から聴取可能範囲の確認に努め、聴取できない範囲を減らすとともに、住宅の気密性の向上や雨音等の外的要因による伝達漏れを防止するため、地域の実情や効率化の観点から、必要に応じ戸別受信機の導入や更新に努めるとともに、その稼働状況を確認できるよう平時からの運用に努めるものとする。

(23) J-A L E R Tとの連携

消防庁が運用するJ-A L E R T（全国瞬時警報システム）の情報から自動的に防災行政無線や各種端末に防災（災害）情報を住民に提供するシステムの構築を促進する。

2 災害時優先電話等の配備

村は、各機関と協力して、東日本電信電話(株)の災害時優先電話等の配備について確認するとともに、取扱い、運用方法等の習熟に努めるものとする。

3 職員参集システムの整備

職員参集については、福島県総合情報通信ネットワーク（以下「県総合情報通信ネットワーク」という。）による気象情報をもとに、宿日直が防災担当へ連絡するほかテレビ・ラジオの情報をもとに電話連絡により行っているが、村は、今後、携帯電話を利用したメール配信等のシステム整備を図っていくものとする。

4 代行統制局の設置

村は、不測の事態により統制局が機能できなくなった場合に備えて、役場と同時に被災する可能性の小さい場所への代行統制局の設置を検討する。

5 防災情報通信網の活用

村は、県が整備を行っている次の防災情報通信網を積極的に活用し、災害対策に活用す

るとともに、インターネット等を利用して気象情報や被害状況等を地域住民へ情報提供するなど、情報の周知に努めるものとする。

(1) 福島県総合情報通信ネットワーク

県総合情報通信ネットワークは、刻一秒を争う緊急事態が発生した場合に備え、県全域を一つに結ぶ衛星系及び地上系通信による通信網であり、平常時においては、県、市町村等の行政に必要な連絡通信回線として活用することができるが、災害時にあつては、これらの一般通話の回線を統制して、迅速かつ的確な情報の収集、一斉指令等の機能を発揮する。

この通信網では、衛星系と地上系による通信の多ルート化、通信設備・電源装置の二重化、機動的な情報収集活動を行うための衛星可搬局・衛星携帯電話の導入や有線（光）通信網の利用による双方向の映像伝送など、防災通信機能が拡充・強化されている。

(2) 防災事務連絡システム

気象台からの気象情報や県河川流域総合情報システムの雨量・水位情報及び土砂災害警戒情報などが県の各機関、市町村及び消防機関へ配信されている。

(3) 防災情報提供システム

県総合情報通信ネットワークを通じて福島地方気象台から提供される、次の気象、地象及び水象情報を受け、配備動員の判断等への活用を図るものとする。

- ア 気象に関する特別警報
- イ 気象及び洪水に関する警報及び注意報
- ウ 土砂災害警報情報
- エ 気象情報
- オ 台風情報
- カ 天気予報
- キ ナウキャスト（降水、雷、竜巻）
- ク アメダス
- ケ 地震に関する情報
- コ その他噴火警報等

6 その他通信連絡網の整備・活用

村は、災害時の情報伝達手段として、インターネット、観光・防災Wi-Fi等のネットワーク網の整備・活用のほか、コミュニティFM局等の協力についても検討するとともに、携帯電話の通話エリアの拡大や緊急速報メール、衛星通信を利用した携帯電話の導入、国、通信事業者等の支援による携帯無線機等の臨時的通信機器の確保など、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努めるものとする。

7 災害時の機能確保

村は、災害に強い通信網を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化を推進するとともに、停電時の電源確保のため、非常用電源設備の整備を促進する。

また、必要に応じて管理するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等の安全確保への自発的取組を促進する。

- <資料4-1 北塩原村防災行政用無線局管理運用規程>
- <資料4-2 北塩原村防災行政用無線局運用細則>

第2 非常通信体制の充実・強化

1 非常通信体制の整備

村は、災害時等に加入電話又は自己の所有する無線通信施設が使用できない場合又は利用することが困難となった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るとともに、東北地方非常通信協議会の活動を通して非常通信体制の整備充実に努めるものとする。

2 非常通信訓練の実施等

村は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平常時から非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努めるものとする。

また、災害時に通信連絡網が十分に機能するよう、訓練を行うだけでなく、日常業務においても防災行政無線等の通信端末を活用するなど、使用方法の習熟を図るものとする。

3 通信手段の周知

(1) 村と防災関係機関間の連絡体制の周知

村は、通信連絡網を整備し、県及び防災関係機関に対して災害時に情報連絡を行うための担当部局等の連絡先を周知しておくものとする。

(2) 住民への連絡体制の周知

村は、住民が自ら情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等の活用方法の周知を図るとともに、住民等へ避難情報等を伝達するために使用する手段について、事前に周知しておくものとする。

4 気象観測体制の整備

村は、自然災害を未然に防止するため、気象等観測施設の整備、観測方法の改善に努めるものとする。

第3節 風水害・土砂災害予防対策

~~【住民課、建設課、農林課】~~

水害及び土砂災害の発生を未然に防止するとともに、各種対策を実施し、災害の拡大防止を図るものとする。

第1 水害予防対策

1 河川対策

村は、水害を予防するため、他の河川管理者等との連携のもと、災害発生の危険度の高い中小河川について、大河川の整備との整合を図りながら整備を進めるとともに、将来の土地利用計画を踏まえた河川の先行的整備に努めるものとする。

- (1) 災害防止林の造成に関する治山事業溪流又は山林等の砂防に関する通常砂防事業又は緊急砂防事業
 - 河床上昇による荒廃河川の流路整正
- (2) 河水統制又は河川改修（改良）に関する治水事業
 - ア 未改修河川の改修及び築堤護岸の施工
 - イ 再度災害発生防止のための事業
 - ウ 河道の屈曲部の矯正並びに堤防の保護及び河床の維持
 - エ 洪水調整ダムに係る関連施設の新設又は改修事業
- (3) 施設の維持補修
 - ア 流下土石により河床が上昇し、流水断面が不足している河川における堆砂の除去
 - イ 経年の結果河床及び護岸等の施行
 - ウ 改修工事により築設した河川構造物の維持補修

2 下水道対策

村は、住民生活を災害から守り、健康で文化的な生活を確保するために、基幹的な施設である下水道の拡充に努めるとともに、積極的な普及・啓発活動を推進し、普及率の拡大を図るものとする。

3 その他

農業用水利基幹施設（農業用河川工作物、排水機場、ため池）等は、村内に数多く整備されているが、築造後経年とともに河床変動、老朽化等により不適當又は不十分となっているものもあるため、村は、水害を予防するために、次の事業及び施設の整備を行うものとする。

なお、ため池については、管理者との連携を密にし、用水時期を除く台風シーズン等における、ため池の低水位管理について要請する。

- (1) 橋りょうの維持補修
 - 村道、農道、林道に係る橋りょうの維持補修
- (2) 湛水防除事業
 - 他動的原因により湛水したことの地域における湛水を防除するための施設の新設又は改良工事の施工
- (3) 排水道事業

主として市街地における排水及び雨水を排除し、又は処理するための排水施設の施行
なお、排水機場については、洪水期前の機械の点検や操作従事者等との操作確認や体制の確認を行うものとする。

<資料3-5 砂防指定地>

第2 土砂災害予防対策

1 土砂災害警戒区域等の指定等

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、おおむね5年ごとに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下「土砂災害警戒区域等」という。）の指定、土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

村は、村域において土砂災害警戒区域等の指定があったときは、土砂災害防止法第8条の定めに基づき、当該区域ごとに次の事項を定めるとともに、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等ソフト対策を進めるものとする。

- (1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 基本法第48条第1項の防災訓練として村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
- (5) 救助に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

2 ~~土砂災害危険~~土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進

- (1) ~~土砂災害危険箇所~~土砂災害警戒区域等の土砂災害ハザードマップによる周知徹底
村は、~~急傾斜地崩壊危険箇所~~、~~地すべり危険箇所及び土石流危険渓流~~（以下「~~土砂災害危険箇所~~」という。）土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれがある箇所について把握し、その状況や避難場所等について、広報誌への掲載やチラシ配布、公共施設への掲示等により地域住民へ周知する。

特に、土砂災害警戒区域等においては、区域ごとの特色を踏まえ、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項その他警戒区域等における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

- (2) 土砂災害警戒区域等及び~~土砂災害危険箇所~~の巡回点検

村は、日頃から土砂災害警戒区域等及び~~土砂災害危険箇所~~の状況を把握し、梅雨時期や台風期には巡回点検を行い、その状況を地域住民に周知するなど必要な措置を講じる

ものとする。

また、斜面等の異常・急傾斜地の異常（亀裂、湧水、噴水、濁り水）、河川等の異常（山鳴、水位の急激な減少、急激な濁り等）が発生した場合は速やかに住民に周知し、避難を呼びかけるとともに、~~土砂災害危険箇所~~、土砂災害警戒区域等、避難場所の位置、住民自身による防災措置（異常報告、自主避難、不安定な土壌・浮石等の除去、水路の清掃等）などの周知・啓発を図るものとする。

(3) 土砂災害警戒情報等の伝達

村は、第3章第2節第1「気象通報等の伝達」の定めるところにより、土砂災害警戒情報を受領した場合は、速やかに住民への周知徹底を図るものとする。

また、~~高齢者等避難避難準備・高齢者等避難開始の発令提供、避難指示避難のための立ち退きの勧告・避難（避難勧告、避難指示（緊急）の発令等）及び緊急安全確保屋内での待避等安全確保措置の指示（以下「避難勧告等」という。）~~の判断に当たっては、土砂災害警戒情報、土砂災害警戒情報を補足する情報（メッシュ情報）~~及び土砂災害警戒区域等~~を活用して~~高齢者等避難避難勧告等~~の発令範囲を設定する。

なお、土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象ではないことに留意する。

(4) 警戒避難体制の整備

村は、土砂災害警戒区域等について、警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発表及び伝達、避難、救助その他警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるものとする。

また、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに~~避難指示避難勧告等~~を発令することを基本とした具体的な~~避難情報避難勧告等~~の発令基準を設定する。

~~避難勧告等~~の発令基準の設定に当たっては、土砂災害警戒区域等を~~避難指示避難勧告等~~の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用いて、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に~~避難指示避難勧告等~~を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう発令範囲をあらかじめ具体的に設定し、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

さらに、土砂災害情報を相互に伝達する体制の整備、土砂災害の危険度を急急に判定する技術者の養成等に努め、関係機関と協力して総合的な土砂災害対策を推進する。

なお、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制については、本計画の各節で定める事項のほか、資料編（資料6-2 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制）で示すとおりである。

(5) 要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする~~（平成28年3月現在、該当施設なし。）~~。

(6) 土砂災害緊急情報の活用

国土交通省及び県は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づき、緊急調査を行い、その結果に基づき、当該土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を土砂災害防止法第29条により関係市町村へ通知するとともに、一般住民に周知する。

村はこの情報の周知に協力するとともに、避難の判断、警戒避難体制の整備等に活用

する。

(7) 土砂災害対策事業の推進等

村は、土砂災害による危険の著しい箇所については、県と連携を図り、避難場所や避難路等の防災施設や診療所、老人ホーム等の要配慮者に関連した施設に対する対策を重点化した上で、自然環境や周辺の景観に配慮した砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、治山施設等の整備を推進する。

3 道路落石等防止対策

村は、落石・法面崩壊等により、交通網の寸断と住民の生活の安定を損なうことを防ぐため、県の支援のもと、定期的に落石等のおそれのある箇所の点検を実施し、安全度が低い箇所から順次災害防除事業等を行い、安全の確保に努めるものとする。

4 治山対策

(1) 治山施設の整備

村は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地災害危険地区の予防対策により、山地に起因する災害から住民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある村土を形成するため、治山事業（山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。

(2) 林道施設の整備

村は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道を福島県森林整備保全事業計画（治山）に基づいて整備する。

5 森林整備対策

村は、治山事業、森林整備事業、森林病虫害防除事業等の計画に基づき、県、森林組合、森林所有者と一体となった森林整備を推進する。

6 宅地防災対策

村は、国及び県と連携し、がけ地の崩壊等（土石流及び地すべりを含む。）の災害から住民の生命、財産を守るため、危険区域（建築基準法により建築を制限している区域）に存在する既存の不適合住宅の移転を促進する。

＜資料3-1 土砂災害危険箇所＞

＜資料3-2 山地災害危険地区＞

＜資料3-3 土砂災害警戒区域等＞

＜資料6-2 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制＞

第3 風害予防対策

村は、強風による災害を防止するため、農耕地温、気温の調整を図り、農作物の生産増強並びに農地の保全に期するため、寒冷季節風の常風地帯に対し暴風林等による防風対策に努めるものとする。

第4節 雪害予防対策

~~【住民課、建設課、総務企画課、商工観光課、教育課】~~

降積雪期においても住民の安心・安全な日常生活や円滑な産業経済活動が確保されるよう、各防災関係機関と連携し、早期に体制を整え、雪害の発生による被害を未然に防止し、また、雪害が発生した場合の被害軽減を図るため、交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、なだれ災害の防止、要配慮者の支援などに関する対策を実施する。

第1 雪害予防体制の整備等

1 情報連絡体制の整備

村は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るとともに、平常時から関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えるものとする。

2 救済体制の整備

村は、孤立のおそれがある集落について、事前に実態を把握するため、調査を行うとともに、万一に備え、救助計画の策定を行うものとする。

救助計画の策定に当たっては、急病人の発生やなだれ等の災害発生に備え、事前に消防本部、警察等と救助部隊の編成、輸送手段等について連携を図っておくものとする。

また、孤立化のおそれがある集落の機能維持を図り、住民の安全を確保するため、必要な資機材の整備を行うとともに、関係機関と連携し、衛星携帯電話などにより孤立化のおそれがある地域の住民と村役場との双方向の情報連絡体制の確保に努めるものとする。

さらに、孤立のおそれがある集落住民に対して、各家庭単位での食料、燃料、医薬品等の備蓄を行うよう啓発する。

3 協力体制の整備

雪害から住民の生命、身体及び財産を保護するためには、村及び防災関係機関の防災対策だけでなく、地域住民が「自らの命と地域は自らで守る。」といった考え方を認識し、雪害に備えることが必要である。

しかし、当該地域の対応力を上回る大規模な雪害が発生した場合、地域住民だけでは十分に対応できないことから、村は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、雪害予防の体制整備に努めるものとする。

また、本村限りで雪害対策を行うことが不可能となった場合に備え、県への支援要請体制の整備に努めるものとする。

4 消防対策

村は、積雪時においても消火活動に支障がないよう、関係機関との連携の上、道路の除雪に努めるとともに、予防活動を行うものとする。

(1) 火災予防

ア 冬季の異常乾燥及び暖房器具の使用から火災が予想されるため、火気の取締りの強化と火災気象通報の伝達を行うものとする。

イ 積雪による煙突の破損により出火が予想されるので、点検、手入れを行うよう指導する。

ウ 冬季は、子どもたちが室内で遊ぶ機会が多くなり、子どもの火遊びによる火災も多くなるため、防止策として小学校・児童館等を通じて指導するよう働きかけるものとする。

(2) 消防活動

消火栓・防火水槽・ポンプ庫付近の除雪について、消防団、付近の住民に対して協力を依頼し、常時使用可能な状態を確保する。

5 広報活動

(1) 防災意識の高揚

村は、雪害を最小限にとどめるため、住民をはじめ各防災関係機関等が雪の知識と防災対応について、日頃から習熟するよう努めるものとする。

また、除排雪には多くの危険が伴うため、これらを事前に周知し、被害を回避するための注意喚起に努めるものとする。

(2) 住民に対する防災知識の普及

村は、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等家庭での予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動等、適時的確に防災知識の普及・啓発を図るものとする。

第2 生活基盤の雪害対策

1 建築物の安全確保

(1) 公共建築物

ア 施設管理者は、構造計算書等により建築物の許容積雪限度を把握するとともに、限度値を超えるおそれがある場合は、必ず雪降ろしを行うものとする。

イ 老朽化等により、雪による被害のおそれがある建物については、必要に応じ、耐力度調査等を行い、調査の結果により適切な修繕・補強を行うものとする。

ウ 降雪期前に、建物の点検を行い、必要があれば補修、補強を行うものとする。

エ 庁舎、社会教育施設等は、公共サービス機関の施設であるとともに、災害時の応急活動の拠点となるものであるから、これらの除排雪対策を確立し、その保全を図るものとする。

オ 野外施設等冬期間使用しない施設については、その保全に万全を期すとともに、融雪後は十分に点検し、使用する。

カ 雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、必ず立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行うものとする。

(2) 一般建築物

村は、住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による地震時の家屋倒壊等を防止するため、建築基準法の構造規定を遵守するよう指導等に努めるとともに、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪降ろし作業による二次的災害防止のための措置を図るよう啓発に努めるものとする。

また、自力で屋根雪の処理が困難な世帯に対して、ボランティアによる協力など地域における相互援助体制の確立に努めるものとする。

2 道路交通対策

(1) 積雪寒冷地域に適した道路整備の促進

村は、冬期間の安全かつ円滑な道路交通を確保し、地域住民の生活安定や産業活動を確保するため、除排雪作業を効率的に実施できるよう広幅員道路や消融雪施設の整備を進めるものとする。

また、災害発生時には、村や県と防災関係機関の行う緊急輸送等の円滑な実施を図るため、緊急輸送路の確保を図ることが重要である。特に、山間地道路においては、なだれ防止柵、スノーシェッド等のなだれ対策施設の整備を進めるものとする。

(2) 防災体制の充実並びに除排雪用施設及び資機材の整備

村は、除雪区間の伸長と除雪水準の向上を図るため、各路線の自然条件（地形、積雪状況等）や地域の実情に適合した除排雪用施設及び機械・資機材の整備を図るものとする。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある危険地のうち、地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから山腹工事を推進する。

ア 除排雪機械の整備

除排雪機械は、各路線や地域の実情に応じた機種を選定し配備するとともに、除排雪作業を迅速かつ効果的に行えるよう協力体制を確立しておくものとする。

イ 除排雪場所の確保

除排雪作業を効率よく実施するため、運搬等に利用しやすい雪捨て場の確保と整備を図るものとする。

ウ 凍結抑制剤等の配備

凍結のおそれのある箇所における滑り止め対策のために、スリップ防止用の砂や散布用の凍結抑制剤を配備する。

エ 路肩杭（スノーポール）の設置

狭隘路線や吹きだまりができやすい場所に路肩杭（スノーポール）を設置する。

オ 除排雪基地等の整備

各路線における除排雪基地には、除排雪機械等を配備する。

また、機械の格納及び凍結抑制剤の保管施設の整備に努めるとともに、チェーン着脱所の整備を進めるものとする。

(3) 除排雪計画

村は、一般国道、県道及び村道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、次の点に留意の上、各道路管理者と相互の緊密な連携のもとに道路除排雪計画を策定する。

ア 適切な冬期道路網及び歩行者の安全が確保されるよう、他の道路管理者とともに、十分連携し策定すること。

イ 除排雪業務分担の決定に当たっては、豪雪時等における連続した除排雪作業にも対処できるよう計画すること。

ウ 計画全般について、関係機関と十分協議し、調整を図ること。

(4) 航空輸送の確保

災害による道路交通の一時的なマヒにより、豪雪山間地域では孤立する集落が発生することが考えられるため、村は、県と連携し、孤立集落に対するヘリコプター等による航空輸送の確保を図るものとする。

また、孤立が予想される集落のヘリポートの確保を促進するとともに、臨時ヘリポート（場外離発着場を含む。）の除雪体制の強化を図るものとする。

3 水道対策

村は、寒冷時における水道給水施設の破損防止及び適正な施設の管理に努めるとともに、円滑な飲料水の供給を図るものとする。

(1) 寒冷時における被害としては、給水装置の破裂があげられるため、この対策として各戸に対し、広報誌等をもって予防することについて周知する。

(2) 被害が発生した場合の復旧に要する人員・諸準備品の確保について常時留意し、状況に応じて水道業者の協力を得る体制を整備するなど、冬季給水に万全を期するものとする。

る。

4 清掃対策

村は、積雪に備え、ごみ・し尿等の処理を行うため、地域の実情に即した適切な指導を行い、衛生環境の悪化に対処する。

(1) ごみ処理

ア 事情のいかんを問わず、側溝にはごみ（塵芥）等を捨てないように広報等により指導する。

イ 積雪期のごみの収集は困難を伴うため、特に大雪の場合には、あらかじめ定められた日時・場所までにごみを運び出すよう、その趣旨の周知徹底を図るものとする。

(2) し尿処理

積雪前にし尿くみ取りをしておくよう周知徹底を図るものとする。

第3 なだれ対策等の推進

1 なだれ危険箇所の周知及び危険防止

村は、なだれ災害を未然に防止するため、県と連携のもと、地形的になだれの発生しやすい危険箇所を中心になだれ対策事業等を推進する。

また、なだれ危険区域等を地域住民に周知し、注意を喚起するとともに、必要に応じて巡視を行い、異常現象等の早期発見に努めるものとする。

さらに、被災したなだれ防止施設等を円滑に復旧するため、構造図、基礎地盤状況等の資料については、適切に保管しておくように努めるものとする。

なお、村内におけるなだれ危険箇所は、資料編で示すとおりである。

2 警戒避難体制の確立

村は、それぞれの危険箇所における警戒避難体制の整備を図るため、**高齢者等避難避難勧告**等の発令判断基準を定めておくものとする。

また、防災ハザードマップ等により、その伝達方法並びに適切な避難方法、避難場所の選定及び周知に努めるものとする。

3 融雪期における土砂災害対策

融雪期にはなだれ発生の危険性に加え、**土砂災害警戒区域****土石流危険渓流****地すべり危険箇所****急傾斜地崩落危険箇所**及び山地災害危険地区等における土砂災害発生の危険性も高い。

村は、なだれ対策と同様に各種の予防対策を実施し、被害の防止及び軽減を図るものとする。

<資料3-1 土砂災害危険箇所>

<資料3-2 山地災害危険地区>

<資料3-3 土砂災害警戒区域等>

<資料3-4 なだれ危険箇所>

第4 寒冷時の避難対策

村は、消融雪施設（流雪溝等）の整備を進めるとともに、避難路・避難場所の確保に努めるものとする。

また、避難施設における暖房等の需要増大が予想されるため、避難施設には、防寒用品、ストーブ等の電源を要しない暖房機器、燃料のほか、積雪寒冷時を想定した資機材（長靴、

防寒具、スノーダンプ、スコップ、救出用スノーボート等)の備蓄に努めるとともに、停電時における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等バックアップ設備の整備に努めるものとする。

なお、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、被災者・避難者の生活確保のための長期対策を検討しておくものとする。

第5 要配慮者、児童生徒の安全対策

1 要配慮者の安全確保

(1) 要配慮者の情報把握と共有

村は、降雪期前に高齢者世帯、在宅要介護者、妊産婦、乳幼児、障がい者又は外国人等のいる世帯（以下「要配慮者世帯等」という。）に対し、防災関係機関及び福祉関係者と協力しながら、個別に訪問を行い、支援を必要とする要配慮者世帯等の情報を収集し、支援内容の把握等に努めるものとする。

(2) 要配慮者世帯等の安全確保・避難支援

災害発生後、直ちに在宅の要配慮者世帯等の安全確保や避難行動を手助けできるのは、近隣住民であることから、村は、身近な地域において、迅速に安否確認、除排雪協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取組が実施されるよう啓発する。

また、降積雪期には、定められた要配慮者世帯等へ定期的に個別に訪問して積雪状況、健康状態、備蓄状況等の情報を把握し、安全確保や避難支援を行う者との情報共有に努めるとともに、必要があれば、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を行うものとする。

2 児童生徒の安全対策

村は、降雪時における災害に備え、次のとおり児童生徒の安全対策を講じるものとする。

(1) 児童生徒の登下校

ア 上級生をリーダーとする集団登下校を実施する。

イ 通行危険路及びなだれの危険のある場所を事前に調査し、対策を講じておくものとする。

ウ 気象情報に注意し、降雪の状況により始業・就業時間を変更する。

上記の事項については、PTA等を通じ、保護者に対して趣旨の徹底を図るとともに、事前措置を要するものについては、速やかに実施するよう指導する。

(2) 校舎の管理

ア 積雪により破損する危険のある箇所を事前に調査し、早急に措置しておくものとする。

イ 積雪のために校舎が損壊することのないよう、積雪量を常時監視し、排雪を怠らないようにする。

(3) 児童生徒の避難

降雪におけるあらゆる災害を想定し、これに対応した避難方法を樹立し、児童生徒に周知する。

第5節 火災予防対策

~~【住民課、建設課、消防団】~~

強風下等における火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合の被害の軽減を図るため、消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化などに関する対策を実施する。

第1 消防体制の整備

1 消防力の強化

(1) 消防組織の整備

村は、消防団員の技術の向上と組織の活性化を図るとともに、必要に応じて、地域の実情に応じた配置となるよう見直しを行うなど活動体制の整備に努めるものとする。

(2) 消防施設、消防水利等の整備

村は、「消防力の整備指針」を踏まえ、各種補助制度等を積極的に活用しながら必要な消防機械等の計画的な整備充実を図るものとする。

また、「消防水利の基準」に基づき、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利の整備及び河川、池、湖、沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のため不可欠な消防水利の適正な配置を図るものとする。

(3) 救助体制の整備

村は、自主防災組織にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図るものとする。

(4) 消防教養訓練の充実等

村は、消防団員の消防学校入校を促進し、消防学校における初任教養、普通教養、幹部教養、専科教養を通じ、消防教養訓練の実施に努めるものとする。また、本章第12節「防災訓練」の定めるところにより、各種の訓練を実施し、消防力の強化に努めるものとする。

2 初期消火体制の整備

村は、消防本部と連携のもと、次のとおり初期消火体制の整備を図るものとする。

(1) 消火器等の普及

災害発生時における初期消火の実行性を高めるため、各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災警報器の早期設置についても指導する。

また、消火器の設置義務がない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

(2) 自主防災組織の初期消火体制

地域ぐるみの初期消火体制確立のため、自主防災組織を中心とし、消火訓練や防火防災講習会などを通じて、初期消火に関する知識、技術の普及を図るものとする。

(3) 家庭での初期消火

家庭における火災発生時の初期消火の重要性及びその方法について啓発指導するため、一般家庭を対象として消火器具の使用法、初期消火の具体的方法等について広報及び講習会を実施する。

3 広域的な応援体制の整備

(1) 広域的な応援体制の整備

村は、消防本部と連携のもと、隣接市町村及び隣接消防本部等との消防相互応援協定の締結を促進するとともに、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

さらに、県内全消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」の効率的な運用が図られるよう体制の整備に努めるものとする。

なお、本村においては、喜多方地方広域市町村圏組合構成市町村と消防組織法第39条に基づく消防相互応援協定を締結しているほか、会津若松市及び猪苗代町とも同様の協定を締結している。

(2) 緊急消防援助隊等の派遣要請及び受入体制

村は、消防本部と連携のもと、消防組織法第44条第1項の規定に基づく、緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、県が作成したマニュアルを習熟するとともに、応援を受ける場合を想定した受援計画等の策定を検討する。

<資料2-1 消防組織の現況>

<資料2-2 消防力の配備状況>

第2 火災予防の徹底

1 火災予防思想の普及・啓発

村は、住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、消防本部と連携のもと、春・秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底活動を積極的に推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖等、避難時における対応についての普及・啓発を図るものとする。

2 住宅防火対策の推進

村は、一般住宅からの火災発生を防止するため、消防本部と連携のもと、住宅防火診断の実施や住宅用火災警報器等の普及に努めるものとする。特に、住宅火災による被災の危険性が高い要介護又はひとり暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について、優先的に住宅防火診断等を実施する。

3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度にとどめるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実にできる体制を確立する必要がある。

そのため、村は、消防本部による防火管理者講習等の開催や設置義務のある防火対象物へ防火管理者の設置が進むよう協力する。

4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要である。

このため、村は、消防本部が年間計画に基づき実施する予防査察に協力するものとし、特に、旅館等不特定多数の者が出入りする施設については、立入検査を励行し、管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。

5 火災原因調査結果の反映

村は、消防本部が実施する火災原因の究明結果を受け、その調査結果を火災予防対策に反映させるものとする。

第3 火災拡大要因の除去

1 道路等の整備

村は、県の協力のもと、計画的に道路網、緑地帯及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努めるものとする。

2 建築物の防火対策

村は、公共建築物は原則として耐火構造とするが、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律及び「ふくしま県産材利用推進方針」の目的等を十分に鑑みた上で耐火構造の要否を判断する。

また、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃化及び耐火建築物の建設の推進を啓発・指導する。

3 薬品類取扱施設対策

教育施設及び薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、村は、県及び消防本部がこれらの施設に対して実施する薬品類の管理及び転落防止の指導等に協力する。

第4 林野火災予防対策

1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

2 林野火災に強い地域づくり

- (1) 村は、県と協議し、その地域の特性に配慮した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。
- (2) 会津北部森林組合等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努めるものとする。
- (3) 村は、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、県及び消防本部と連携し、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防の警戒体制の強化等を行う。

3 林野火災防止のための情報の充実

村は、林野火災防止のため、県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等を利用し、県及び福島地方气象台と連携の上、気象情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講じるものとする。

4 消防力の強化

村は、消防本部及び林野の所有（管理）者と連携を図り、防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資機材（トラック、ジープ、工作車、チェーンソー、鋸、鋤、鎌、トランシーバー等）を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。

また、大規模林野火災に対処するため、県消防防災ヘリコプターによる空中消火作業が円滑に実施できるよう体制を確立するとともに、空中消火用資機材の整備を図るものとする。

5 避難対策

村は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるなど、必要な措置を講じるものとする。

6 防災訓練の実施

村は、大規模な林野火災を想定し、県、防災関係機関、林業関係機関、林業関係団体、地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についてのより実践的な防災訓練を実施する。

7 防災知識の普及・啓発

村は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、県、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、特に、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努めるものとする。

第6節 建造物及び文化財災害予防対策

~~【住民課、総務企画課、建設課、教育課】~~

災害による建築物の被害を予防するため、不燃性及び耐震性建築物の建設を促進するとともに、災害発生後の火災等から貴重な国民的財産である文化財を保護するため、消防本部、文化財所有者・管理者等と連携して文化財の保護に努めるものとする。

第1 不燃性及び耐震性建築物建設促進対策

1 民間の建築物

村は、防災性の高い建築物の建設促進のため、県と協力し、融資制度や国の助成制度の活用により、耐震性・耐火性の高い建築物への改修等に向けた指導を行うものとする。

2 公共建築物の対策

村は、公共建築物の災害に対する安全性の確保と、被害を未然に防止するため、建築基準法第12条の規定に基づき、定期的に資格を有する者に建築物及び建築設備の状況を点検させ、耐震性・耐火性の向上のための補修・補強又は改善を行うなど、適切な維持管理を図るものとする。

第2 文化財災害予防対策

1 文化財保護思想の普及・啓発

村は、住民の文化財に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底を図るため、文化財保護強調週間（11月1日～7日）及び文化財防火デー（1月26日）等の行事を通じ、住民の防火・防災意識の高揚を図るものとする。

2 防災設備等の整備強化

文化財所有者・管理者等は、火災報知設備、非常警報設備、防火壁、消火栓、消火用水及び避雷設備等の防災設備の整備に努めるとともに、定期的な保守点検を実施する。

3 火災予防体制の強化

文化財所有者・管理者等は、文化財収蔵場所及び周辺における火気使用の制限、焚火、禁煙区域の設定等の防火措置を徹底するとともに、非常の際の迅速な連絡通報体制の整備に努めるものとする。

4 予防査察の徹底

村は、消防本部が実施する文化財施設の定期的な予防査察に協力する。

5 訓練の実施

村は、消防本部及び文化財所有者・管理者と相互に協力し、火災発生時等における消火活動の円滑な対応を図るため、防火訓練あるいは図上訓練を随時実施する。

<資料13-1 北塩原村指定重要文化財一覧>

第7節 緊急輸送対策

~~【住民課、総務企画課、建設課】~~

災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を図るものとする。

第1 緊急輸送路等の指定

1 緊急輸送路

本村における緊急輸送路は、資料編に示すとおりである。

村は、緊急輸送路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結を推進する。

なお、確保すべき路線の順位は、次のとおりである。

(1) 第1次確保路線

広域的な輸送に不可欠な、高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、最優先に確保すべき路線

(2) 第2次確保路線

県地方災害対策本部、災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき道路

(3) 第3次確保路線

第1次及び第2次確保路線以外の緊急輸送路

2 ヘリコプター臨時離着陸場

村は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場の確保・整備を図るものとする。

なお、ヘリコプター臨時離着陸場については、避難場所及び避難所と重複しないよう調整しながら確保する。

3 物資受入拠点

村は、災害時における県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、他市町村の物資受入拠点への積み替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として、陸上輸送拠点を指定するとともに、特に大規模災害発生直後に被災地の状況が把握できない段階において、被災地からの要請がなくても必要と見込まれる支援物資を国や他の地方公共団体が物資を確保して送り込む、いわゆる「プッシュ型」の物資確保・輸送を円滑かつ確実にできる体制構築が必要となるため、あらかじめ必要な物資の種類や数量、引渡場所等を検討し、県や関係市町村等との情報共有を図るものとする。

<資料8-1 緊急輸送路指定路線>

<資料8-2 ヘリコプター臨時離着陸場>

<資料8-3 物資の集積予定地>

第2 緊急輸送体制の整備

1 物資等輸送力の確保

(1) 緊急輸送車両等の確保

村は、災害時の緊急輸送に必要な車両を確保するため、指定公共機関、指定地方公共機関や民間運送事業者との災害時における輸送協定の締結を推進し、緊急輸送に必要な輸送車両の確保を図るものとする。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

大規模災害発生時には、迅速な災害応急対策に必要な交通路を確保するため、一般車両の通行を禁止、制限する緊急交通路が指定されることがある。

このため、村は、保有する災害応急対策に従事する者が使用することを計画している車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車に該当する車両を除く。）について、あらかじめ公安委員会（喜多方・猪苗代警察署又は県警察本部）に緊急通行車両等の事前届出を行い、届出済証の交付を受けるものとする。

また、災害時における輸送協定を締結した指定公共機関、指定地方公共機関や民間運送事業者に対し、災害応急対策として実施する緊急輸送を行うことを計画している車両（緊急輸送車両）の緊急通行車両等の事前届出手続きを要請し、届出済証の交付を受けた車両の台数や積載量等の報告を受けることにより、輸送力を把握する。

緊急通行車両等の範囲

- ① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車（緊急通行車両の届出不要）
- ② 災害応急対策に従事する者が、知事又は公安委員会が交付した緊急通行車両確認標章を掲示している緊急通行車両（村等の公用車等）
- ③ 災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中で、知事又は公安委員会が交付した緊急通行車両確認標章を掲示している緊急輸送車両（村が協定等を締結した民間運送事業者のトラック・バス等）

(3) 規制除外車両の事前届出

緊急通行車両等（緊急自動車、緊急通行車両及び緊急輸送車両）以外に、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である次の車両については、規制除外車両としての事前届出制度が適用されるため、村は、当該車両を使用している関係防災機関等（村と災害時における輸送協定を締結している機関等を除く。）に対し、当該制度の周知と事前届出手続きを要請する。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業車両又は重機輸送用車両

2 燃料の確保等

村は、災害発生時に需要が急増するガソリン等を確保するため、協定の締結を推進する。

- <資料8-4 村内給油所一覧>
- <資料8-5 村所有車両調>
- <資料8-6 緊急通行車両・規制除外車両事前届出の申請手続き>
- <様式2-2 緊急通行車両事前届出書>
- <様式2-3 規制除外車両事前届出書>

第8節 避難対策

~~【住民課、商工観光課、教育課】~~

風水害やそれに伴う土砂災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るとともに、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」の多様なニーズにも配慮した避難体制の確立を図るものとする。

第1 避難誘導體制の整備

1 避難計画等の策定

村は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、避難誘導體制の整備を図るとともに、避難場所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るものとする。

なお、避難計画の策定に当たっては、地域住民の参加と協力を得て、避難方法等の伝達方法やコミュニティを維持しながらの避難先の指定など、避難の長期化や、県外も含め市町村間を越えた広域避難についても考慮する。

また、住民等の迅速かつ円滑な避難の実現と併せ、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化するため、~~避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、~~早めの段階で避難行動を開始することを求める**高齢者等避難避難準備・高齢者等避難開始**を伝達する体制を整備する。

なお、**高齢者等避難避難勧告等**が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとし、特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。

2 高齢者等避難**避難勧告等**の判断・伝達マニュアルの策定

村は、~~高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等~~について、関係機関の協力を得ながら、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルの作成及び必要に応じた見直しの実施に努めるものとする。

(1) **避難情報避難勧告等**の判断基準等の設定

村は、令和3年5月に策定された「**避難情報に関するガイドライン**」平成27年8月に改定された「~~避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン~~」の設定例等を踏まえ、定量的かつわかりやすい指標を用いた**避難勧告等**の判断基準を策定する。

土砂災害に対する**避難情報避難勧告等**の判断基準の設定に当たっては、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに**避難指示避難勧告等**を発令することを基本とした具体的な**避難情報避難勧告等**の発令基準により、土砂災害警戒区域等を**避難指示避難勧告等**の発令単位として事前に設定する。

また、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害に関する

メッシュ情報)等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示避難勧告等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

なお、避難情報避難勧告等の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のための時間的余裕がない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示避難勧告等を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(2) 指定行政機関等による助言

村は、上記の判断基準を策定する場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対して助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行うこととしている。

なお、各災害に関する避難情報避難勧告等の判断基準を策定する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおりである。

- ・水 害…福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、喜多方建設事務所等）
- ・土砂災害…福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、喜多方建設事務所等）

3 防災マップ・ハザードマップ等の整備及び住民への周知

村は、住民の円滑な避難を確保するため、災害発生時に、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ、ハザードマップ等を整備し、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

＜資料6-1 避難勧告等の判断基準＞

第2 指定緊急避難場所・指定避難所の選定等

1 指定緊急避難場所の指定

村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、災害対策基本法第49条の4の規定に基づき、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとにあらかじめ指定する等の手続きをしておくものとする。その際、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定する。

なお、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

なお、特に指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることについて留意する。

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、居住者等に解放され、救助者等の受入れに供するべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (2) 洪水、土砂災害、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水等が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設につい

てはこの限りではない。

ア 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。

イ 洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。

(3) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努めるものとする。

ア 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行うものとする。

イ 学校のグラウンド等を選定する場合、臨時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。

2 指定避難所の指定

村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、災害対策基本法第49条の7の規定に基づき、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設を指定避難所としてあらかじめ指定等の手続きをしておくとともに、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努めるものとする。

また、地域交流センターをはじめとして、今後、整備を行う公共施設は供用開始を待つて指定避難所としての手続きを行うものとする。

(1) 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模のものであること。

(2) 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。

(3) 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあるものであること。

(4) 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

(5) 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること及び要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること並びに災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

(6) 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努めるものとする。

ア 指定避難所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

イ 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を受け入れることができるよう配置するものとし、避難人口は、夜間人口によるが、勤労者や観光客等により昼間人口の増加が見込まれる地区は、避難場所の受入能力に余裕を持たせるものとする。

ウ 指定避難所は、がけ崩れや浸水などの自然災害により被災する危険がないところとする。

エ 原則として耐震構造（昭和56年以前に建築されたものは耐震診断を行い、安全が確認されたもの）の耐火・準耐火建築物とし、障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている施設とする。

3 指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合の留意点

指定緊急避難場所・指定避難所を指定する場合、次の点に留意する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(1) 管理者の同意

村長は、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定しようとするときは、当該管理者の同意を得るものとする。

(2) 知事への通知等

村長は、指定緊急避難場所又は指定避難所の指定をしたときは、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(3) 管理者の届出義務

指定緊急避難場所又は指定避難所の管理者は、当該指定緊急避難場所又は指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により現状に重要な変更を加えようとするときは、村長に届けるものとする。

(4) 指定の取消

村長は、指定緊急避難場所若しくは指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、その旨を知事に通知するとともに、公示する。

(5) 地域との事前協議

村は、災害発生時に指定緊急避難場所及び指定避難所の施設開放を地域や自主防災組織で実施できるようにするなど、被災者を速やかに受け入れるための体制の整備を地域と協議の上、進めるものとする。

なお、避難地区分けの実施に当たっては、地域の実情に応じて定めるものとするが、できるだけ主要道路、河川等を横断して避難することを避け、各地区の歩行負担、危険負担がなるべく均等になるよう配慮する。

(6) 学校を指定する場合の措置

村は、学校を指定緊急避難場所及び指定避難所として指定する場合は、基本的には教育施設であることに留意しながら、指定緊急避難場所や指定避難所として機能させるため、教育委員会及び学校と使用施設の優先順位、避難所運営方法（教職員の役割を含む。）等について事前の協議を行っておくものとする。

(7) 県有施設の利用

村は、地域の実情等を考慮し、県有施設を指定緊急避難場所又は指定避難所として指定するときは、運営方法について運営管理者及び財産管理者とあらかじめ協議する。

なお、村から指定避難所等として指定された施設の運営管理者は、財産管理者と協力し、指定避難所としての施設等の整備に努めるものとする。

(8) その他の施設の利用

村は、指定避難所で不足する場合、又は避難が長期化する場合に対応するため、県を経由して内閣府と協議の上、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設できるよう、あらかじめ協定を締結するなど日頃から連携を図っておくものとする。

(9) 誘導標識の設置

村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

4 指定した施設の整備

村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、次のとおり施設の整備に努める。

(1) 設備及び資機材の配備

- ア 貯水槽、井戸
- イ 仮設トイレ、マンホールトイレ
- ウ マット、簡易ベッド
- エ 非常用電源
- オ 衛星携帯電話等の通信機器等
- カ 空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備
- キ 被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器

(2) 指定避難所又はその近傍において、地域完結型の備蓄施設の確保に努めるとともに、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

(3) 指定避難所の学校等の施設において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。

5 避難路の選定

村は、避難所の指定に併せ、周辺地域の状況等に応じて次の基準により、避難路を選定・整備し、確保する。

- (1) 避難路は、おおむね8 m以上の幅員とするが、この基準により難しいときは地域の実情に応じて選定する。
- (2) 避難路は相互に交差しないものとする。
- (3) 避難路沿いには、火災、爆発等の危険性の高い工場等がないなど安全性に配慮する。
- (4) 周辺地域の状況及び災害の状況により使用不可能となった場合を考慮し、複数の道路を選定する。

6 居住者等に対する周知

(1) 周知事項

村は、次の事項に留意の上、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、あらかじめ、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

なお、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

ア 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと。

イ 指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

ウ 特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること。

(2) ハザードマップ等の印刷物による周知

村は、居住者等の円滑な避難のための立ち退きに資するよう、以下の情報が記載されたハザードマップ等の印刷物を各世帯に提供するとともに、インターネット等により居住者等がその提供を受けることができる状態にするよう努めるものとする。

ア 異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面

イ 災害に関する情報伝達方法

- ウ 指定緊急避難場所、避難所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立ち退きを確保する上で必要な事項
- エ 災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方

＜資料6-3 避難施設一覧＞

第3 防災上重要な施設等における避難計画

1 各施設における避難計画

村は、学校、幼稚園（以下「学校等」という。）、工場及びその他防災上重要な施設の管理者に対し、それぞれ作成する消防計画の中に、以下の事項に留意して避難に関する計画を作成し、避難対策の万全を図るよう指導する。

(1) 学校等の避難計画

学校等においては、多数の園児、児童生徒（以下「児童生徒等」という。）を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を計画する。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置
- オ 避難場所、経路、時期及びその指示伝達方法
- カ 避難場所の選定、受入施設の確保並びに教育、保健、衛生及び給食の実施方法等
- キ 避難者の確認方法
- ク 児童生徒等の父母又は保護者等への引渡方法
- ケ 通学時に災害が発生した場合の避難方法

(2) 診療所、社会福祉施設等における避難計画

診療所、社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、対象者の活動能力等についても十分配慮して定めておくものとする。

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領及び措置（自動車の活用による搬出等）
- オ 避難の時期（事前避難の実施等）及びその指示伝達方法
- カ 避難所及び避難経路の設定並びに受入方法
- キ 避難先（他の施設等への措置替えについても検討すること。）
- ク 避難者の確認方法
- ケ 家族等への連絡方法
- コ 避難時の近隣住民等の協力体制の確保

(3) その他の防災上重要な施設の避難計画

ホテル等の不特定多数の人間が出入りする施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期並びに誘導及び指示伝達の方法等について定めておくものとする。

2 広域避難計画

診療所や社会福祉施設等の管理者は、県外も含め市町村間を越えた広域避難を想定し、搬送方法も含めた避難計画の策定に努めるものとする。

第4 帰宅困難者対策

1 帰宅困難者への情報提供体制の整備

災害時には、多数の旅行者や遠距離通勤者等が帰宅困難となるおそれがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要があるため、村は、こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努める。

(1) 住民等への普及・啓発

村は、住民等に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の対応策等の普及・啓発に努める。

(2) 安否確認手段の支援

村は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」、携帯電話の「災害用伝言板」等）の普及・啓発に努める。

2 帰宅支援の協力体制の整備

村は、企業等に対して従業員等を一定期間事業所内にとどめおくことができるよう、必要な物資の備蓄等の促進について、普及・啓発に努める。

また、災害の発生時に様々な理由で帰宅できず、避難しなくてはならない帰宅困難者への対応について、実態を把握し、どのような支援を実施すべきか検討するとともに、徒歩帰宅の支援、旅館・ホテル等の避難先の確保を図るものとする。

第5 平時から自分の行動を考える「マイ避難」の取組の推進

村民が迅速に避難するためには、平時から自分の避難行動について考えておくことが重要である。村及び県は、平時から自分の避難行動を考える「マイ避難」について以下のとおり周知啓発を図るものとする。

- (1) 自宅や職場の自然災害の危険性について、防災マップ等で確認すること。
- (2) 指定緊急避難場所・指定避難所や避難先として安全な親戚・知人宅など、実際に避難する場所について検討しておくこと。
- (3) 避難の際に持ち出す物や避難経路を確認すること。
- (4) 上記についてマイ避難計画として整理するとともに、家族で共有しておくこと。

第9節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

【住民課】

災害時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分予測されるため、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図るものとする。

第1 医療（助産）救護体制の整備

1 医療（助産）救護活動体制の確立

村は、災害時における迅速な医療（助産）救護を実施するため、自主防災組織の活用をはじめ、次の事項を含めた医療（助産）救護体制の確立を図るものとする。

また、必要に応じて県に支援を要請するとともに、会津保健福祉事務所をはじめ、関係機関と災害医療ネットワークの確立を推進する。

- (1) 救護所の指定及び整備並びに住民への周知
- (2) 救護班の編成体制の整備

2 災害時医薬品等備蓄供給体制の確立

村は、災害時の救護活動に必要な医薬品・衛生材料等について、「福島県災害時医薬品等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時衛生材料等備蓄事業実施要綱」・「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき調達計画を策定する。

3 血液確保体制の確立

村は、災害時における血液の不足に備え、日本赤十字社（赤十字血液センター）と連携して災害時の献血促進について住民への普及・啓発を図るものとする。

4 後方医療との連携

(1) 後方医療機関

県は、救護所や救急告示医療機関等では対応できない重傷者等を搬送し、治療及び入院等の救護を行う後方医療機関として、二次医療圏単位に地域災害医療センターを指定している。

また、この機能に加え要員の訓練・研修機能を有する基幹災害拠点病院が一箇所指定されている。

村は、平時から地域災害医療センターとの連携を図るものとする。

(2) 後方医療機関の受入状況等の連絡体制の整備

村は、県が運用する広域災害救急医療情報システムを活用し、救護所、医療機関、消防本部等との間における十分な情報連絡体制の確立に努めるものとする。

(3) 傷病者等搬送体制の整備

ア 搬送手段の確保

村は、消防本部等防災関係機関と連携のもと、現場及び救護所から後方医療機関までの重症患者の搬送や医療救護班等の搬送について、自動車、ヘリコプター等複数の手段を確保するとともに、ヘリコプター離着陸場の整備に努めるとともに、後方医療機関ま

での搬送体制を確立する。

イ 搬送経路

村は、消防本部と連携のもと、災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への複数の搬送経路を確保する。

5 応援医療体制の整備

(1) 広域的医療協力体制の確立

災害時に、多くの負傷者が発生した場合、村内医療機関における医師の不足、医療資機材の不足が生ずる可能性がある。これら広域かつ多くの救護を行うため、村及び関係医療機関は、広域的な医療活動の応援協力を得るための調整・整備を図るものとする。

(2) 応援要請のための情報連絡体制の整備

村は、災害時における初期医療、救急搬送、後方医療、医薬品及び医療資機材の調達等全ての医療（助産）救護局面において、広域的な応援協力について情報連絡するための連絡網を県、関係市町村及び関係機関との間で調整・整備を図るものとする。

6 医療関係者に対する訓練等の実施

村は、県と連携のもと、災害発生時に迅速かつ円滑な医療（助産）救護活動が行われるよう、医療関係者を中心とした定期的な防災訓練等の実施に努めるものとする。

<資料7-1 村内医療機関等一覧>

<資料7-2 災害拠点病院等>

第2 防疫対策

1 防疫・保健体制の整備

災害時における被災地域の防疫は、村が県の指導、指示に基づいて行うものとし、あらかじめ次のとおり体制の整備を図るものとする。

なお、本村限りで実施困難なときは、近隣市町村及び県（会津保健福祉事務所）の応援を得て実施する。

- (1) 災害発生時において迅速に防疫活動が実施できるようにするための防疫体制の確立
- (2) 防疫実施計画の作成
- (3) 防疫用薬剤及び資機材の備蓄並びに調達計画の作成

2 感染症患者等に対する医療体制の確立

村は、県と連携のもと、感染症患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）等の移送体制の確立を図るものとする。

3 災害廃棄物処理体制の整備

(1) 廃棄物処理計画の作成等

村は、国（環境省）の「災害廃棄物の処理に係る指針」に基づき、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ゴミや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に定めるものとする。この際、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。

また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに、処

理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

さらに、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

(2) し尿処理・清掃活動体制の確保

村は、し尿処理及び清掃活動に係る体制を確保するため、次の準備を行うものとする。

ア 仮設トイレ建設についての準備

イ ごみの臨時集積場所についての準備

ウ 清掃、防疫のための資機材についての準備

第10節 物資等の調達・確保及び防災倉庫等の整備

【住民課、建設課】

住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るものとする。

また、住民は、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくものとする。

第1 食料、生活必需品等の調達・確保

1 食料及び生活必需品の備蓄並びに流通備蓄の確保

村は、住民に最も身近な行政主体として地域住民の非常用食料及び生活必需品の備蓄を行うとともに、あらかじめ食料関係機関（生産者、農業協同組合、販売業者等）と食料調達に関する協定の締結、販売業者等と物資調達に関する協定の締結を推進するなど、食料及び生活必需品の調達体制の整備に努めるものとする。

また、災害発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるとともに、民間事業者等との協定締結などにより、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるものとする。

さらに、食料等期限のある備蓄品に対して、管理者があらかじめ記録しておき、取替え等の必要な措置がとれるよう、管理体制の確立に努めるものとする。なお、備蓄と調達による確保の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて決定する。

(1) 備蓄及び調達する品目

ア 食料

乾パン、缶詰、粉ミルク、即席麺及びアルファ化米等、保存期間が長く、かつ調理不要のものとする。また、高齢者、障がい者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮する。

イ 生活必需品

寝具（毛布等）、衣料品（下着、作業着、タオル）、炊事器具（卓上コンロ、カセットボンベ）、食器、日用雑貨、光熱材料、燃料、簡易トイレ、要配慮者向け用品等の備蓄を図るとともに、避難所での生活が長期化する場合に必要な備品の調達についても検討する。

(2) 備蓄数量

備蓄数量の設定に当たっては、大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、家屋から非常持ち出しができない避難者や旅行者等の1日分程度を目安に行うこととし、近接する市町村間の連携による備蓄量の確保など多様な方法によって確保を図るものとする。

(3) 備蓄拠点等の設置

村が備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を考慮した分散備蓄とするとともに、避難者への提供が容易な指定避難所等に備蓄拠点を設け、最低限の備蓄を行うなど、物流体制に配慮する。

(4) 災害応急対策従事者への物資の確保

災害応急対策に従事する職員用の食料及び生活必需品の備蓄に配慮する。

2 緊急物資確保対策の啓発・指導

村は、防災週間や防災関連行事等を通じて自主防災組織や住民に対し、最低3日間、推

奨1週間分の食料の備蓄に努めることとともに、非常持出品を日頃から備えておくよう啓発を図るものとする。

＜資料11-1 防災資機材・救援備蓄物資保有状況＞

第2 飲料水の確保

1 応急飲料水の確保

- (1) 村は、発災後3日間は被災者1人1日3リットルに相当する量を目標として、応急飲料水の確保及び応急給水資機材（給水タンク車、給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等）の整備（備蓄）に努めるものとする。
- (2) 村は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるとともに、災害発生時に住民への供給が可能かどうか、管理者と水質検査や利用方法について、検討する。
- (3) 村は、防災週間や防災関連行事等を通じ、自主防災組織や住民に対して最低3日間、推奨1週間分の飲料水の備蓄に努めるよう啓発を図るものとする。
- (4) 村は、食料品と併せて飲料水（ペットボトル等）についても、広域的な調達能力を有する販売業者等との協定を締結するなど、災害発生時における円滑な供給体制の整備に努めるものとする。

2 資機材等の整備

村は、応急給水用として給水タンク、ろ過装置、ポリタンク及びポリ袋等資機材の整備に努めるとともに、県の指導のもと、応急飲料水確保対策のために行う非常用飲料水貯留施設等の設置に努めるものとする。

第3 防災資機材等の整備

1 防災資機材の整備

村は、警察、消防機関及び県と連携のもと、災害時に必要とされる応急活動用資機材（エンジンカッター、発電機投光機、スコップ、ツルハシ、かけや、水防シート、土のう袋、ロープ等）の整備充実を図るものとする。

また、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるとともに、民間事業者等との協定締結などにより、発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるものとする。

さらに、長期間の避難者の受入れが可能な避難所について、太陽光パネルや発電装置などの資材整備に努めるものとする。

2 備蓄倉庫等の整備

村は、公共施設、避難所等における食料等の備蓄倉庫、防災資機材倉庫の整備に努めるとともに、道の駅、学校の空き教室等の活用についても検討を行うものとする。

3 防災資機材の調達体制の整備

村は、災害発生時に防災資機材を確保するため、建設業組合等との協定締結を推進し、調達体制の整備に努めるものとする。

＜資料11-1 防災資機材・救援備蓄物資保有状況＞

第11節 防災教育

【住民課、教育課】

災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図るとともに、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい認識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努めるものとする。

第1 住民に対する防災教育

1 防災知識の普及・啓発

村は、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期を中心に、住民に防災知識の普及・啓発活動を実施する。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

(1) 実施の時期

普及・啓発事項	予防運動	期間
風水害予防に関する事項	水防月間	5月1日～5月31日
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間	6月1日～6月30日
	がけ崩れ防止週間	6月1日～6月7日
	山地災害防止キャンペーン	5月～6月
火災予防に関する事項	春季全国火災予防運動	3月1日～3月7日
	秋季全国火災予防運動	11月9日～11月15日
雪害予防に関する事項	雪崩防災週間	12月1日～12月7日
地震災害に関する事項	防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
	防災とボランティアの日	1月17日
	防災週間	8月30日～9月5日
	防災の日	9月1日
火山防災に関する事項	火山防災の日	8月26日

(2) 普及の内容

住民に対し、防災週間や防災関連行事等を通じ、災害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立ち退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立ち退き避難を求めるとともに、その危険性を周知する。

なお、河川近傍等については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

また、次の事項について普及啓発を図るものとする。

- ア 水・食料等の備蓄（最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備）及びライフライン途絶時の対策
- イ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主

による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等の家庭での予防・安全対策

ウ 村防災計画に定める避難場所、応急救護方法、住宅内外の危険箇所の把握

エ 警報等発表時や**高齢者等避難**~~避難準備・高齢者等避難開始~~、**避難指示**~~避難勧告~~、**緊急安全確保**~~避難指示~~（**緊急**）の発令時にとるべき行動

オ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動

カ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと。

キ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

(3) 普及の方法

各種防災訓練、講演会、研修会等の行事を開催するとともに、防災の手引き、パンフレット等を作成し、住民一人ひとりに十分内容が理解できるものとするほか、様々な広告媒体の積極的な利用を図るものとする。

2 地域防災力の向上

村は、地域に根ざした防災教育の実施に努めるとともに、各種災害におけるハザードマップや災害情報看板等を街頭や公共施設に設置するだけでなく、防災訓練時に積極的に活用するなどして、地域全体の防災力の向上を図るものとする。

第2 防災対策関係者に対する教育・研修・訓練

1 職員に対する教育・研修・訓練

村は、災害発生時における適切な判断及び速やかな災害対応業務の実施、各種防災活動の円滑な実施を確保するため、防災担当職員だけでなく、全ての職員に対し、実践的な訓練や講習会、研修会等を定期的で開催するなど、必要な防災教育を実施することにより、災害対策に即応できる人材の育成に努めるものとする。

2 消防学校等における防災教育

(1) 消防団員の教育訓練の充実強化

県は、21世紀の消防防災を担うにふさわしい人材を育成するため、消防学校において、教育訓練機能の拡充強化による消防団員等の資質の向上を図るとともに、自主防災組織の指導者等に対する防災意識の普及・啓発と教育の充実を図ることとしている。

村は、各種の災害に際して的確な判断と適切な対応をなし得る消防団員等を養成するため、消防学校における教育訓練への参加を促し、充実強化を図るものとする。

(2) 自主防災組織の指導者等の教育の充実強化

災害発生時には、被災者及び地域住民自らの迅速かつ的確な対応が極めて重要である。

また、阪神・淡路大震災を契機とした住民の防災意識の高揚や災害ボランティア活動への関心の高まりもあることから、村は、自主防災組織、自衛消防隊、女性防火クラブ、少年消防クラブ等の指導者や防災担当者に、県等が実施する教育への参加を促し、防災意識の普及・啓発と教育の充実を図るものとする。

第3 防災上重要な施設における防災教育

診療所、社会福祉施設、ホテル、旅館等の不特定多数の者を受け入れる施設においては、災害発生時において特に大きな人的被害が発生しやすいため、村は管理者等に対し、各種講習会等を通じて防災教育の徹底を図るものとする。

第4 学校教育における防災教育

1 児童生徒等に対する防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し、日常的な備えを行い、状況に応じた的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、村は、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫し、特に災害発生時の安全な行動の方法については実態に即した具体的な指導を行うよう努めるものとする。

(1) 学校行事における防災教育

防災をテーマとした学校行事においては、防災意識の全校的な盛り上がりと訓練の充実を図るため、防災専門家を招いた避難訓練の実施等、内容を工夫するとともに、一般住民向けの啓発用ツールの利用等により避難訓練の活性化を図るものとする。

(2) 教科目による防災教育

教科においては「社会科」「理科」「保健体育科」や「総合的な学習の時間」を通じて、自然災害の発生の仕組み、現在の防災対策、災害時の正しい行動及び災害時の危険、負傷に対する応急処置等についての教育を行うものとし、取り上げる内容や指導の方法については学校種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫し、特に災害発生時の安全な行動の方法については実態に即した具体的な指導を行うよう努めるものとする。

また、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させ、災害時に周囲の危険に気付き、的確な判断のもとに安全な行動ができるようにする。

2 教職員に対する防災研修

村は、教職員の防災に係る知識を習得させるための研修を定期的実施する。

また、学校内においては防災委員会や職員会議を通して、教職員の防災に対する意識の高揚を図るとともに、災害発生時の児童生徒等に対する的確な指示、誘導や初期消火及び負傷者に対する応急手当等防災に関する専門的な知識の習得及び技能の向上を図るものとする。

第5 災害教訓の伝承

1 災害教訓の収集、公開

村は、県と連携のもと、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切にまとめて保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

2 災害教訓の伝承の取組

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第12節 防災訓練

【住民課、関係各課】

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

このため、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、村防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、要配慮者の参加についても配慮する。

第1 防災訓練の実施

1 総合防災訓練

村は、大規模な地震、風水害、火山災害等の発生を想定し、村単独あるいは他の市町村との合同による総合的な防災訓練を毎年実施するよう努め、防災対策の習熟と防災関係機関相互の連絡協調体制の確立を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

総合防災訓練は、次のような項目を実施することとし、地域特性に応じた災害や複合災害を想定して住民参加型の実践的な訓練を行うものとする。

また、必要に応じて他市町村との広域応援協定に基づく相互の広域応援訓練も併せて実施する。

(1) 参加機関

- ア 村
- イ 村の防災関係機関
- ウ 応急対策活動を要する公共機関
- エ 防災上重要な施設
- オ 公共的団体等
- カ 住民

(2) 実施場所及び時間

多数の住民等が参加できるような日程の設定に努めるとともに、想定災害の種別、規模等により、その都度関係機関と協議の上、定めるものとする。

(3) 訓練種目

想定災害状況により訓練項目を決定するが、想定災害防御訓練、災害避難救助訓練、非常招集訓練、災害通信連絡訓練等の各項について、できるだけ多くの項目を実施するよう努めるものとする。

(4) 実施方法

- ア 総合防災訓練の実施に当たっては、「総合防災訓練実施要領」を策定して実施する。
- イ 「総合防災訓練実施要領」に定める「被害規模状況」及び「訓練進行要領」に基づき、参加各機関がそれぞれ「細部訓練実施要領」を策定して実施する。
- ウ 訓練の指揮命令系統は、それぞれ参加機関ごとの系統によるものとし、想定に基づく訓練の進行の円滑を図るため、参加機関からの連絡員による訓練連絡本部を設けるものとする。

2 個別訓練

村は、総合防災訓練のほか、必要に応じて防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山

地災害防止キャンペーン、雪崩防災週間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に、次に掲げる個別訓練を実施する。

(1) 個別訓練の種別

訓練	内 容
水 防 訓 練	水防活動に必要な知識と水防作業の指導、情報伝達の迅速化及び資料管理等の確認を徹底させるとともに、住民に対する水防意識の高揚を図るものとする。
消 防 訓 練	消防活動に必要な知識と消防作業の指導、情報伝達の迅速化等の確認を徹底させるとともに、火災等を想定し、次のような訓練を実施する。 ① 消防用機械器具操法訓練 ② 機械運用及び放水訓練 ③ 操法訓練 ④ 非常招集訓練 ⑤ 人命救助訓練 ⑥ 飛火警戒訓練 ⑦ 通信連絡訓練 ⑧ 破壊消防訓練 ⑨ 出動訓練 ⑩ 財産保護訓練 ⑪ 林野火災防御訓練 ⑫ 車両火災防御訓練 ⑬ 自衛消防隊教育訓練
通 信 訓 練	大雨、洪水等の情報の受伝達、地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施する。なお、実施の際は、県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線、衛星携帯電話、電子メール等の多重化した通信施設及び非常電源設備を使用し、有効に活用できるよう備える。 また、有線及び県総合情報通信ネットワークが使用不能になったときに備え、東北地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し、非常時の通信連絡の確保を図るものとする。
動 員 訓 練	災害時における職員の動員を迅速に行うため動員訓練を適宜実施する。 また、勤務時間外における非常参集訓練についても適宜実施する。
災害対策本部 運 営 訓 練	災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部員会議の招集、村に派遣された情報連絡員（リエゾン）との連絡等、災害対策本部の運営を適切に行うための訓練を実施する。
土 砂 災 害 防 災 訓 練	土砂災害警戒区域及び土砂災害警戒箇所を重点とし、土砂災害時における情報の受伝達及び被害状況の把握を迅速かつ適切に行えるよう訓練を実施するとともに、住民避難訓練等を通じ住民の土砂災害に対する防災意識の高揚を図るものとする。
避 難 所 設 置 運 用 訓 練	避難所の開設、職員派遣、連絡や運営体制等を確認するため、避難所となる施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を得て、訓練を実施する。
その他の訓練	防災活動の円滑な遂行を図るため、消火、救出救助、避難誘導、給食給水、図上演習等の訓練を実施する。

- (2) 訓練の時期
訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。
- (3) 訓練の方法
総合防災訓練に準じて、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて、最も効果のある方法で訓練を行うものとする。

3 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には村防災計画、各種行動マニュアル等が現実的に機能するか、その点検・評価を行い、問題点を明らかにする。

また、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題については、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用するとともに、必要に応じて緊急時のマニュアルの作成、改定に活用する等防災体制の改善に取り組むものとする。

第2 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

災害時に自らの生命及び財産の安全を確保するためには、住民相互の協力のもと、自衛的な防災活動を実施していくことが重要である。

このため、事業所、自主防災組織及び住民等は、日頃から訓練を実施し、災害時の行動に習熟するとともに、関連する防災関係機関との連携の強化に努めるものとする。

1 事業所（防火管理者）における訓練

学校、診療所、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき、訓練を毎年定期的に行う。

また、地域の一員として、事業所の特性に応じた防災対策行動により、村、消防本部及び地域の防災組織の行う防災訓練への積極的な参加に努めるものとする。

2 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の高揚、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、村、消防本部等の指導のもと、地域の事業所とも協調して組織的な訓練の実施に努めるものとし、訓練項目は、情報収集伝達訓練、消火訓練、救出・応急手当訓練、給食給水訓練、避難訓練及び要配慮者の安全確保訓練などを行うものとする。

なお、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携をとり、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3 一般住民の訓練

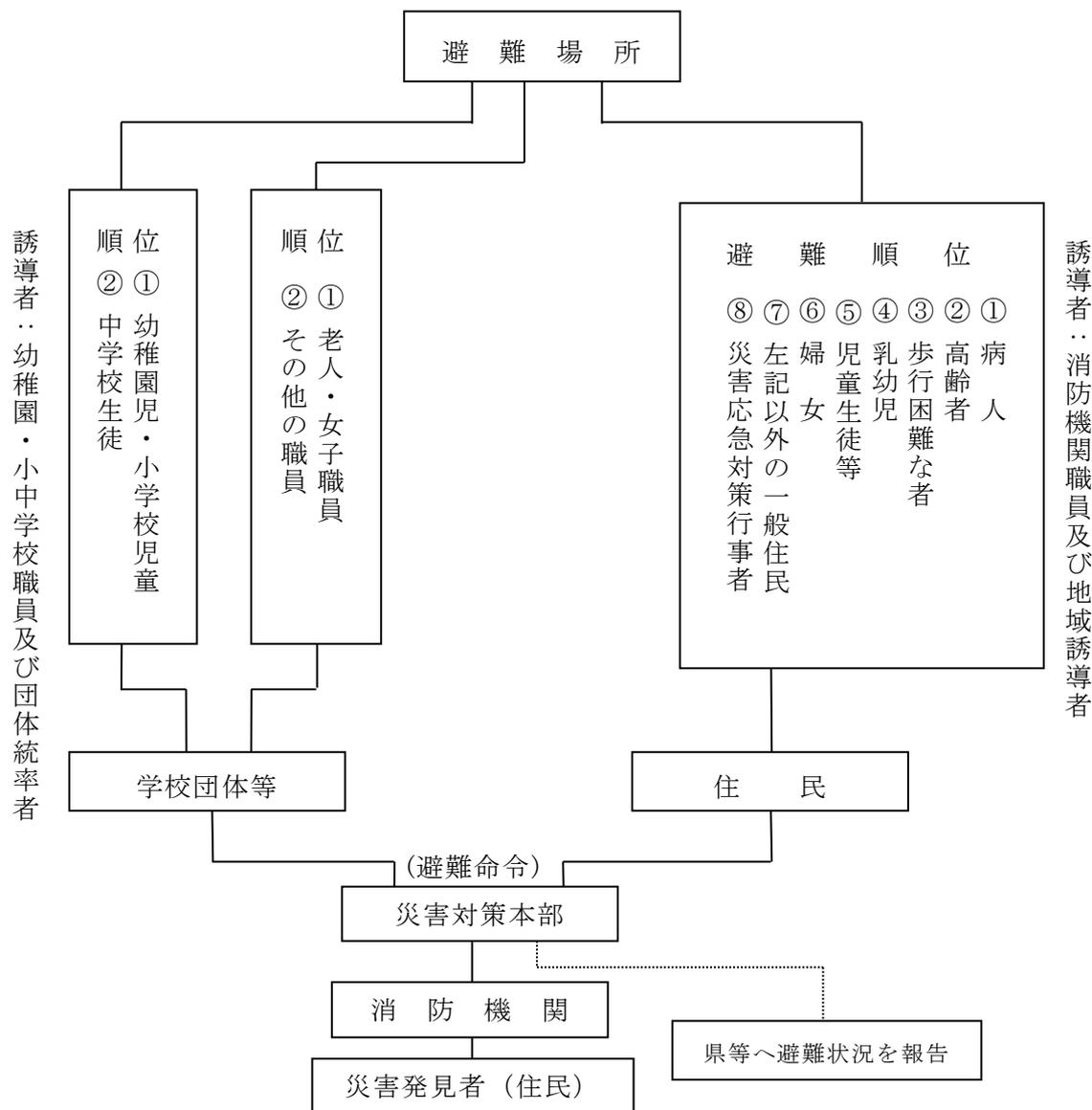
住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、村をはじめとした防災関係機関は、防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民の防災意識の普及・啓発、高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、防災訓練への積極的・自主的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議等、防災行動の継続的な実施に努めるものとする。

4 避難に対する訓練の実施

学校及び団体等における避難訓練等は、毎年1回、次の避難訓練等実施要綱によって災害発生を想定して実施する。

避難訓練実施要綱



1	関係法規の理解	(1) 関係法規（災害対策基本法、消防法、水防法等）の研修 (2) 避難訓練等の機会を利用して関係団体の話を聞く。
2	水・火災の予防計画の樹立	(1) 気象情報等の収集訓練 (2) 災害発生箇所の点検及び検討 (3) 消火器等の操作実施及び点検 (4) 災害発生時の情報連絡の実習訓練
3	管理態勢の確立	(1) 消防機関に依頼して防火診断の実施 (2) 建物内の火気等使用箇所における責任者の確立
4	避難訓練の計画樹立	(1) 災害発生時に必要な組織の編成 (2) 避難訓練に必要な具体的な災害の想定 (3) 避難場所及び避難順路等の徹底 (4) 避難訓練の目的の徹底 (5) 指揮系統を明確にし、避難誘導の徹底 (6) 避難人員の把握及び点呼等の実施確認 (7) 重要書類等の搬出計画

第13節 要配慮者予防対策

【住民課】

災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

第1 避難行動要支援者に対する対策

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

村は、村内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとする。また、避難行動要支援者ごとに避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した戸別避難計画の作成に努める。避難行動要支援者及び避難支援等実施者が同意した場合は、災害対策基本法に基づいて避難支援等関係者に対して個別避難計画情報を必要な限度で提供する。

2 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、村は、次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等を地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れるなど、救助体制の中に女性を位置づけるものとする。

- (1) 消防機関（喜多方地方広域市町村圏組合消防本部・北塩原村消防団）
- (2) 県警察（喜多方・猪苗代警察署）
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 北塩原村社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織
- (6) 社会福祉事業者
- (7) その他日頃から避難行動要支援者と関わる地域住民

3 避難行動要支援者名簿の範囲等

(1) 避難行動要支援者の範囲

本村における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、次の基準に該当する者とする。

また、要件から漏れた者が自らの命を主体的に守るため、村に対し、自ら名簿への掲載を求めることができるものとする。

ア 要介護認定3～5を受けている者

- イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
 - ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
 - エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
 - オ 医療依存度が高い難病の療養生活者
 - カ 上記以外で村長が支援の必要があると認めた者
- (2) 避難行動支援者名簿の記載事項
- 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。
- ア 氏名
 - イ 生年月日
 - ウ 性別
 - エ 住所又は居所
 - オ 電話番号その他の連絡先
 - カ 避難支援等を必要とする事由
 - キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し村長が必要と認める事項

4 個人情報の入手方法等

- (1) 村内部での情報の集約
- 災害対策基本法第49条の10第3項に基づき、村長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外のために内部で利用することができる。
- 村は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、村の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めるものとし、その際は、要介護状態区分別や障がい種別、支援区分別に把握する。
- (2) 県等からの情報の取得
- 難病患者に係る情報等、村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、知事その他の者に対して、情報提供を求め、必要な情報の取得に努めるものとする。
- なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

5 情報の更新並びに提供及び共有

- (1) 避難行動要支援者名簿の更新
- 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、村は、避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つよう努めるものとする。
- (2) 避難行動要支援者情報の提供及び共有
- 村は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対して事前に名簿情報を提供する。ただし、村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人の同意が得られない場合は、この限りではない。

6 名簿情報の適正管理

- (1) 村における情報の適正管理
- 村において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性

を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要である。

そのため、村は、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

(2) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては、村の機能が著しく低下することを考え、クラウド（インターネット上）でのデータ管理や県との連携などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制の構築に努めるものとする。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(3) 情報漏えい防止措置

村は、避難支援等関係者に名簿情報を提供するに当たって、北塩原村個人情報保護条例の規定に留意しつつ、本人からの同意を得ることを前提に、名簿情報の提供を受ける避難支援等関係者の適正な情報管理及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

なお、避難支援等関係者は、正当な理由がなく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ア 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。

イ 村内の一地区の自主防災組織に対して村内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。

ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。

エ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。

キ 名簿情報の取扱状況を報告させること。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

7 通知又は警告の配慮

村は、住民その他関係のある団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立ち退き準備その他の措置について、防災行政無線、広報車による情報伝達に加え、携帯端末等による緊急速報メールの活用、また、避難行動要支援者の特性に応じ、FAXや視覚障がい者用受信装置等、災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努めるものとする。

8 避難支援等関係者の安全確保措置

村は、避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体で、次の事項に留意してルールや計画を作成し、周知する。

(1) 一人ひとりの避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について

理解してもらうことと併せて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

- (2) 地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、避難支援等関係者の安全確保の措置を決めておくこと。
- (3) 避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

9 避難行動要支援者避難支援プランの作成

村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月、内閣府（防災担当）」）に基づく「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を村防災計画の下位計画として位置づけ、以下の事項を定めるものとする。

また、民生委員・児童委員、北塩原村社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、福祉事業者等に、避難行動要支援者と避難支援等関係者の打合せの調整、避難支援等関係者間の役割分担の調整等を行うコーディネーターとしての協力等を要請し、避難行動要支援者一人ひとりに対し、実効性のある避難支援等がなされるよう、個別計画の策定を進めるものとする。

- (1) 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- (2) 避難支援等関係者への依頼事項
- (3) 支援体制の確保
- (4) 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者
- (5) あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であったものに対する支援体制
- (6) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- (7) 避難行動要支援者の避難場所
- (8) 避難場所までの避難路の整備
- (9) 避難場所での避難行動要支援者の引継方法と見守り体制
- (10) 避難場所からの避難先及び当該避難場所への運送方法等

第2 社会福祉施設等における対策

1 施設等の整備

社会福祉施設等の利用者は要介護高齢者や障がい者（児）等が多数を占めており、災害時には移動等の問題などから「避難行動要支援者」となるため、社会福祉施設等の管理者は、施設そのものの安全性の確保に努めるものとする。

2 組織体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生の予防や、災害が発生した場合における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織を整備し、施設職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にする。特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制は、職員が手薄であることや照明の確保が困難であることなど悪条件が重なることから、これらの点を十分配慮した組織体制を確保する。

また、村との連携のもとに、社会福祉施設等相互間並びに他の施設、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるよう努め、入所者の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行うものとする。

さらに、入所者を施設相互間で受け入れるための協定を結ぶなど、施設が被災した後の対応についても検討する。

3 緊急連絡体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、施設相互の連携協力関係の強化を図るため、村の指導のもと、緊急連絡体制を整備する。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等についての理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設の職員や入所者が、災害時の切迫した危機的状況下にあっても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や、入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。特に、自力避難が困難な者等が入所している施設にあつては、職員が手薄になる夜間における防災訓練も定期的に実施するよう努めるものとする。

さらに、災害に起因する入所者の過度の不安状態（パニック）、感情の麻痺、無力感等の症状（心的外傷後ストレス障がい（PTSD））の顕在化に備え、職員に対して、症状、対処方法等についての理解を深めさせる教育を実施する。

第3 在宅者に対する対策

1 情報伝達体制の整備

村は、一人暮らし高齢者、要介護高齢者、障がい者（特に音声による情報伝達の困難な聴覚障がい者や理解力・判断力に障がいのある知的障がい者）等の安全を確保するため、情報伝達体制の整備に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、住宅用自動消火装置、住宅用火災警報機等の設置など必要な補助・助成措置を講じるものとする。

2 防災知識の普及・啓発

村は、要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への参加も考慮するなど、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努めるものとする。

また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や**高齢者等避難避難勧告**等の意味と内容の説明など、啓発活動を行うものとする。

3 支援体制及び避難用器具等の整備

村は、発生時に要配慮者を適切に避難誘導するため、民生委員・児童委員等と連携を図り、自治会、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容）を平常時から収集し、一人ひとりの要配慮者に対して、できるだけ複数の避難支援等関係者を定めるなど、個別計画の策定に努めるものとする。

また、避難行動要支援者が避難する際に使用する避難用器具等の整備に努めるものとする。

第4 診療所利用患者等対策

村は、診療所等施設管理者に対し、新生児、乳幼児、重症患者等自力で避難することができない患者等について、避難救助が容易な構造・設備を有する病室に受け入れるなど、特別な配慮をするよう指導する。

第5 外国人に対する防災対策

村は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人も要配慮者として位置づけ、災害発生時に迅速、的確な行動ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、防災対策の周知に努めるものとする。

- (1) 多言語による広報の充実
- (2) 指定緊急避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化・ピクトグラム表示
- (3) 外国人を含めた防災訓練・防災教育
- (4) 外国人の雇用又は接触する機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援

第6 避難所への移送

村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

第7 避難所における要配慮者支援

1 避難所における物理的障壁の除去（ユニバーサルデザイン化）

村が避難所として指定する施設は、障がい者や高齢者などの生活面での物理的障壁が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされている公的施設とすることを原則とするが、やむを得ずユニバーサルデザイン化されていない公的施設を避難所として指定する場合には、多目的トイレ等の設備を速やかに設置できるようあらかじめ体制の整備に努めるとともに、スロープ等の段差解消設備については、事前準備に努めるものとする。

また、介助、援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境を整備するよう努めるものとする。

2 福祉避難所の指定

村は、老人福祉センター、防災拠点型交流スペースを有する施設、特別支援学校等、避難所の生活において特別な配慮を必要とする者が避難できるような機能等を有する施設等（以下「福祉避難所」という。）の指定を推進する。

また、避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保に関して、関係団体等との連携を図り、災害時に人的支援を得られるような受入体制の構築に努めるものとする。

第14節 ボランティアとの連携

【住民課】

大規模な災害発生時における県内外からのボランティアの申し入れに対する受入れ、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

なお、ボランティアの受入れに際しては、医療、看護、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能が効果的に生かされるよう配慮する。

第1 ボランティア活動の意義等

1 ボランティアの果たす役割

災害時におけるボランティア活動には、行政が実施すべき応急対策の補完的な役割を果たすものと、被災者個人の生活維持や再建を援助するものがある。

村は、「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）を中心に、災害ボランティアの意義や参加について啓発に努めるものとする。

2 ボランティアの種類

ボランティア活動には、一般ボランティアと専門職ボランティアの2つが考えられる。

専門職ボランティアには、医師や看護師の資格を持つ医療ボランティア、介護福祉士の資格、あるいは寮母等の経験を持つ介護ボランティア、外国人への通訳を行う通訳ボランティア、消防・警察業務の知識、経験を有する救急・救助ボランティア、アマチュア無線の免許を有する無線ボランティアなどが考えられる。

さらに、災害時においてボランティアを円滑に受入れ、効果的な活動に導くボランティアコーディネーターが重要である。

村は、北塩原村社会福祉協議会や関係団体と連携し、専門職ボランティアやボランティアコーディネーター等の育成方法等について検討する。

第2 ボランティアの連携体制の整備

1 ボランティア団体等の把握、登録等

村は、迅速かつ的確な応急対策活動が行われるように日本赤十字社福島県支部、北塩原村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティア団体及び専門的な知識、技能を持つボランティアの把握に努めるものとする。

2 ボランティアの受入体制の整備

(1) 村からの情報提供

ボランティアが活動を行うに当たって、被災地のどの分野でどのようなニーズがあるのかなど、情報がないと効果的な活動が行われにくいことが予想される。

そのため、村は、関係機関等と連携を図りながら、ボランティア活動に関する情報共有に努めるものとする。

(2) コーディネート体制の整備

村は、北塩原村社会福祉協議会やボランティア関係団体等と連携を図りながら、あらかじめコーディネートを行うボランティアセンターの体制を整備する。この場合におい

て、行政組織内にボランティアセンターを設置することは、村の行う災害応急対策の支障となること、また、自発性に基づくボランティアの特性を阻害することも考えられるので、極力、ボランティア関係団体が組織運営の主体となるよう努めるものとする。

また、県と連携のもと、災害時におけるボランティア活動の拠点となる施設の提供についてもあらかじめ検討しておくとともに、防災訓練においてボランティアセンターの立ち上げ・運営訓練等を実施する。

(3) ボランティア活動保険

村及び北塩原村社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故や賠償事故の保障に効果のあるボランティア活動保険の普及・啓発を図るものとする。

第15節 危険物施設等災害予防対策

~~【住民課、消防団】~~

災害による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害並びに毒・劇物による災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設の構造・設備を充実強化させることにより、危険物施設等の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

第1 安全対策の強化等

1 自主保安体制の確立

村は、危険物施設等における自主保安体制を向上させ、災害時の事故発生を抑止するため、県及び消防本部と連携し、次の措置を講じるものとする。

(1) 危険物取扱者制度の効果的運用

- ア 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させること。
- イ 危険物取扱者保安講習の受講について関係機関の協力を得て、個別通知等により受講率の向上を図ること。

(2) 施設の維持管理及び危険物取扱い等の安全確保

- ア 危険物施設保安員の選任を指導すること。
- イ 危険物の取扱い等について技術上の基準を遵守するよう指導すること。
- ウ 危険物の取扱い等の安全確保のための予防規定の作成及び必要に応じた見直しを指導すること。

2 二次災害の発生及び拡大防止措置

村は、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、保安体制の確立、適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱基準の遵守を図り、危険物取扱施設、公道上の移動タンク貯蔵所等への消防本部等による予防査察指導の強化、効率化を図るものとする。

第2 各施設における自主保安体制の充実

1 危険物施設災害予防対策

危険物取扱事業者は、危険物取扱施設の不備を除去し、災害による危険物の漏えい、延焼等の二次災害の発生防止に努め、また、二次災害が発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくとともに、次の措置を講じるものとする。

(1) 施設強化計画

災害発生時における事故防止のため、日常点検、定期点検等により、危険物取扱施設が消防法等に規定する技術上の基準に適合し維持されるよう管理を徹底し、また、危険物の漏えい、落下、延焼等の防止が図られるよう施設の改善に努めるものとする。

(2) 予防教育計画

事業所従事者に対し、災害時の危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害発生時の被害の減少を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を

行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

2 火薬類施設災害予防対策

製造業者、販売業者及び消費者は、災害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくとともに、次の措置を講じるものとする。

(1) 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の強化計画

ア 製造所、火薬庫、火薬類取扱所、火工所及び庫外貯蔵所の構造物の火災等による爆発等防止及び盗難防止を図るため、火薬類取締法に基づく管理を徹底する。

また、火薬庫については、火薬庫定期自主検査指針に基づき、定期的に自主検査を行うものとする。

イ 貯水槽等の消防用設備は、常に良好な状態に維持する。

(2) 予防教育計画

ア 火薬類取扱保安責任者及び従事者に対し、手帳制度に基づく再教育講習、保安教育講習を受講させ、災害防止及び盗難防止の徹底を図るものとする。

イ 保安教育計画に基づく保安教育を実施し、保安の促進を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備等

災害防止作業に必要な防災資機材等を常に使用可能な状態とするための整備、点検を行うものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生後に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した訓練を実施する。

3 高圧ガス施設災害予防対策

高圧ガス製造事業者等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合に対処するため、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくとともに、次の措置を講じるものとする。

(1) 災害予防のための設備計画

過去の災害等による被害想定を行い、設備等の強化を段階的に実施する。

(2) 予防教育計画

保安統括者及び製造保安係員等に対し、保安教育講習を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材の整備等

復旧作業に必要な防災資機材等を整備しておくものとする。

ただし、自社による整備が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、行政機関の防災計画との関連も考慮し、できる限り実践に即した訓練を実施する。

4 毒物・劇物施設災害予防対策

毒物劇物取扱事業者は、水害等の災害発生に伴う毒物・劇物の製造、販売、貯蔵等の取扱施設からの飛散、漏れ、しみ出若しくは流れ出又は地下にしみ込むことによる二次災害に

備え、毒物劇物危害防止規定に基づく組織体制及び緊急連絡等情報網並びに初動措置として実施すべき事項について整備するとともに、次の措置を講じるものとする。

(1) 毒物劇物取扱事業所の強化計画

ア 製造、販売、貯蔵等の取扱施設が毒物及び劇物取締法に規定する技術上の基準に適合し、維持されているかについての定期自主検査を徹底する。

また、運送においては、交通事故等に十分注意し、同法に規定する運搬の基準を遵守する。

イ 消防用設備は、常に良好な状態に維持する。

(2) 予防教育計画

毒物劇物取扱責任者等は、事業所従事者に対し、災害時危害防止対策や防災体制等についての災害予防教育を実施し、災害防止の徹底を図るものとする。

(3) 防災資機材等の整備

取り扱う毒物・劇物に対する保護具、中和剤等防災資機材の整備及び点検を行い、常に良好な状態に維持する。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に迅速かつ的確に防災活動を行えるよう、できる限り実践に即した防災訓練を行うものとする。

<資料2-5 危険物施設>

<資料2-6 危険物貯蔵施設一覧>

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

【住民課、関係各課】

村域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速、強力かつ効率的に推進するため、法令及び本計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期するものとする。

※担当部署の記載について

災害応急対策活動は、災害対策本部が設置された場合を想定して、計画されるものであるが、災害対策本部を設置せず災害応急対応を実施する場合もあるため、災害対策本部組織に係る部分以外は、原則として平常時の村の組織（各課等）を明記している。

このため、災害対策本部設置後における各課等の記載については、適宜、災害対策本部設置時の組織（各部・班体制）に読み替えて対応する（以下災害応急対策において同様とする。）。

なお、明記した部署が中心となって災害応急対策を進めることとなるが、その他の部署においても、関係する業務について積極的に災害応急対応に取り組むものとする。

第1 活動体制

1 災害対策本部設置前の体制

災害対策本部の設置に至らない災害については、平常時の村の組織（関係各課）をもって対処するものとし、予想される災害に係る課で所要の人員を配置し、情報収集、連絡活動及び応急処置に当たるもので、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。

2 災害対策本部体制

村長は、災害対策基本法第23条の2の規定により、警報並びに災害の状況を見極めた上、次に掲げる設置基準に該当する場合は、災害対策本部を設置する。

また、災害発生後における災害応急対策がおおむね完了したとき、又は災害発生危険がなくなったときは、災害対策本部を解散する。

(1) 設置基準

- ア 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- ウ 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- エ 村内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。

(2) 廃止基準

- ア 本部の解散は災害の応急対策が終了した場合及び本部長がその必要がないと判断したとき。
- イ 発生した災害の応急対策措置が完了し、平常の体制で処理できると認められるに至ったとき。
- ウ 上記ア及びイのほか、災害救助法の規定に基づく救助が完了したとき。

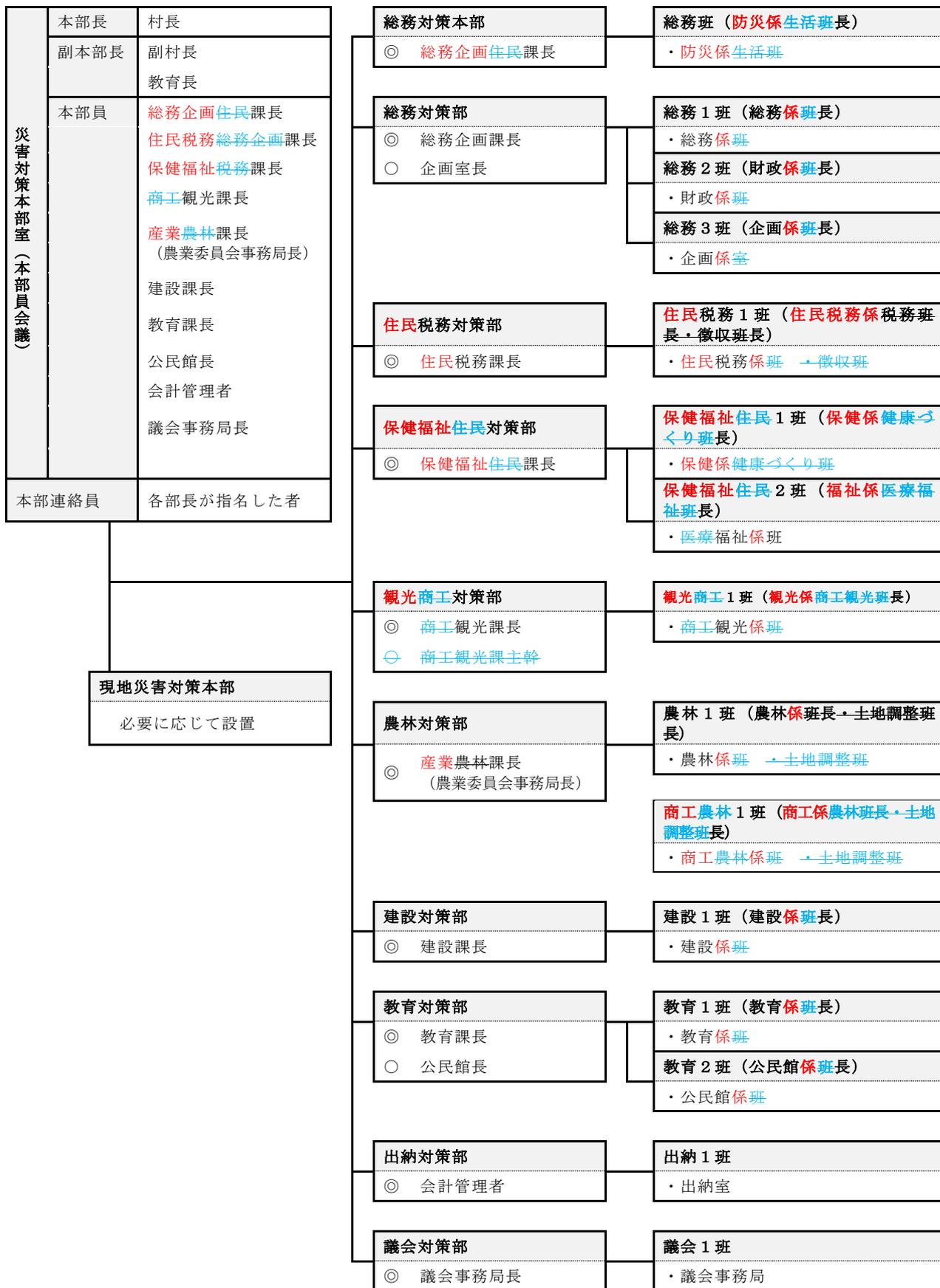
- (3) 災害対策本部の設置場所
 災害対策本部は、原則として役場（コミュニティセンター）に設置する。
 なお、役場庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できないと判断される場合は、安全が確認された村有施設の中から選定して設置する。
- (4) 水防非常配備体制の吸収
 災害対策本部設置時において、既に水防配備態勢をとっている場合には、組織の一元化を図るため、災害対策本部に吸収する。
- (5) 設置・廃止時の公表
 災害対策本部を設置又は廃止したときは、速やかに本部員、県、関係機関及び住民に対し、電話、文書、その他の方法で通知するとともに、災害対策本部の表示を設置場所に掲示する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
庁内	口頭、文書、庁内放送、庁内電話	総務企画課長 住民課長
住民	防災行政無線、広報車	
福島県、会津地方振興局	県総合情報通信ネットワーク	
消防機関、警察機関	有線電話、無線電話	
防災関係機関、関係団体	有線電話、無線電話	
報道機関	口頭、文書、有線電話	

- (6) 災害対策本部の組織編成
 災害対策本部の組織編成は、北塩原村災害対策本部条例に定めるもののほか、次のとおりとする。

災害対策本部の組織編成

- ◎ 部長
- 副部長
- () 班長
- ・ 班員



災害対策本部の事務分掌

1 共通事務分掌

事務分掌
(1) 災害対策本部長の命ずる応急対策に関すること。 (2) 関係各部に対する業務予定及び業務報告の提出に関すること。 (3) 所掌事務に係る関係部署、防災関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。 (4) 所属職員及び家族の被害状況の把握に関すること。 (5) 部内の対応要員の確保及びローテーションに関すること。 (6) 他の部から要請があった場合における対応要員の派遣に関すること。 (7) 所掌事務に係る応急復旧計画の作成及び実行に関すること。 (8) 公用令書の発行及びこれに伴う損失の補償に関すること。 (9) 部内の連絡調整に関すること。

2 災害対策本部の各部事務分掌

◎：部長 ()：班長
 ○：副部長 ・：班員

部	班	事 務 分 掌
総務対策本部 ◎総務企画住民課長	総務班 (防災係生活班長)	(1) 職員の動員配備及び非常参集に関すること。 (2) 災害対策本部の庶務に関すること。 (3) 総合的災害対策の樹立並びに災害対策本部長の命令の伝達及び各部との連絡調整に関すること。 (4) 現地災害対策本部の設置並びに現地災害対策本部との連絡に関すること。 (5) 災害救助法に関すること。 (6) 防災行政無線等の運用に関すること。 (7) 防災気象情報等及び災害情報の収集、伝達に関すること。 (8) 被害情報の取りまとめ及び県に対する報告に関すること。 (9) 消防団の出動命令と消防及び水防活動に関すること。 (10) 消防機関、警察、自主防災組織等防災関係機関との連絡調整及び活動状況の把握に関すること。 (11) 国、県及び他市町村並びに関係機関、団体等に対する応援若しくは応急措置又は職員派遣の実施要請に関すること。 (12) 避難情報避難勧告等の発令並びに警戒区域の設定に関すること。 (13) 避難所の開設、運営及び閉鎖の統括に関すること。 (14) 災害時の交通整理に関すること。 (15) 公用車の配車計画に関すること。 (16) 応急対策車両の確保及び物資の輸送に関すること。 (17) 緊急輸送に係る総合調整に関すること。 (18) 避難地区の警戒警備活動に関すること。 (19) 行方不明者の捜索要請に関すること。 (20) 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成に関すること。 (21) 災害相談窓口の設置及び安否情報の提供に関すること。

部	班	事 務 分 掌
		こと。 (2219) 他班に属しないこと。

部	班	事務分掌
総務対策部 ◎総務企画課長 ○企画室長	総務1班 (総務係班長) 総務2班 (財政係班長) 総務3班 (企画係班長)	(1) 村有財産の被害調査及び応急復旧に関する事 (2) 応急物資の調達に関する事 (3) 自衛隊の派遣要請及び活動状況の把握に関する事 (4) 国、県等に対する要望等の資料作成に関する事 (5) 報道関係への対応に関する事 (6) 広報車、ホームページ等による広報活動に関する事 (7) 災害写真の撮影、収集、記録等広報資料の作成に関する事 (8) 災害応急対策事業及び事業費の調整に関する事 (9) 孤立集落の応急対策に関する事 (10) 災害復旧・復興計画の策定に関する事
住民税務対策部 ◎住民税務課長	住民税務1班 (住民税務係班長) (徴収班長)	(1) 税の減免及び猶予措置に関する事 (2) 人的被害並びに家屋及び設備等の被害調査及びその応急復旧に関する事 (3) 固定資産の被害調査に関する事 (4) 国民健康保険税、介護保険及び後期高齢者医療保険料の納付期限猶予及び減免措置に関する事 (5) 遺体の安置及び埋火葬対策に関する事 (6) 清掃並びに災害廃棄物及びし尿の処理に関する事 (7) 動物(ペット)の保護に関する事
保健福祉住民対策部 ◎保健福祉住民課長	保健福祉住民1班 (保健係健康づくり班長) 保健福祉住民2班 (福祉係医療福祉班長) (総務1班(生活班長))	(1) 医療機関の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事 (2) 災害時における応急医療及び助産に関する事 (3) 医療機関との連絡調整に関する事 (4) 医療品その他衛生資材の確保及び配分に関する事 (5) 被災者の健康管理及び保健衛生に関する事 (6) 食料、飲料水、生活必需品等の調達及び応急救助物資の配給に関する事 (7) 食料の炊き出し及び配給に関する事 (8) 被災地及び避難所の衛生、感染症予防等防疫対策に関する事 (9) 行方不明者の捜索要請に関する事 (10) 遺体の安置及び埋火葬対策に関する事 (11) 清掃並びに災害廃棄物及びし尿の処理に関する事 (12) 動物(ペット)の保護に関する事 (13) 罹災証明書の発行及び被災者台帳の作成に関する事 (14) 災害相談窓口の設置及び安否情報の提供に関する事 (9+5) 社会福祉施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事 (10+6) 保育施設被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事 (11+7) 災害ボランティアの応援要請及び受入れなど活動支援に関する事 (12+8) 要配慮者対策に関する事 (13+9) 被災者生活再建支援法等被災者に対する更正資

部	班	事 務 分 掌
		金の貸付等に関する事。 (1420) 生活保護世帯、老人世帯、心身障がい（児）者世帯、児童及び母子世帯の援護対策に関する事。 (1524) 被災者の援護対策及び福祉対策に関する事。

部	班	事務分掌
<p>観光商工対策部</p> <p>◎商工観光課長</p>	<p>観光商工1班 (商工観光係班長)</p>	<p>(1) 観光客及び帰宅困難者の避難誘導に関すること。</p> <p>(2) 商工観光及び漁業施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。</p> <p>(3) 商工観光及び漁業者の被害の調査及びその対策に関すること。</p> <p>(4) 被災労働者の福祉対策に関すること。</p> <p>(5) 災害時における労務供給に関すること。</p> <p>(6) 商工観光及び漁業者に対する融資のあっせん等に関すること。</p> <p>(7) 応急調達物資のあっせんに関すること。</p>
<p>産業農林対策部</p> <p>◎産業農林課長 (農業委員会事務局長)</p>	<p>農林1班 (農林係班長) (土地調整班長)</p> <p>商工1班 (商工係長)</p>	<p>(1) 農林畜産物の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。</p> <p>(2) 農地、山林、農林業施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。</p> <p>(3) 農業気象に関すること。</p> <p>(4) 農林業生産及び経営の技術対策に関すること。</p> <p>(5) 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。</p> <p>(6) 農業水利の確保に関すること。</p> <p>(7) 被災農家に対する農林金融及び農業災害補償等に関すること。</p> <p>(8) 商工及び漁業施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。</p> <p>(9) 商工及び漁業者の被害の調査及びその対策に関すること。</p> <p>(10) 被災労働者の福祉対策に関すること。</p> <p>(11) 災害時における労務供給に関すること。</p> <p>(12) 商工及び漁業者に対する融資のあっせん等に関すること。</p> <p>(13) 応急調達物資のあっせんに関すること。</p>
<p>建設対策部</p> <p>◎建設課長</p>	<p>建設1班 (建設係班長)</p>	<p>(1) 道路、橋りょう、河川その他土木施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。</p> <p>(2) 村営住宅等被災建築物の応急措置及び復旧対策に関すること。</p> <p>(3) 交通不能箇所の調査、応急措置及び通行路線の決定に関すること。</p> <p>(4) 障害物の除去及びがれき処理に関すること。</p> <p>(5) 砂防等施設対策及び応急措置に関すること。</p> <p>(6) 除雪対策に関すること。</p> <p>(7) 応急危険度判定等の実施に関すること。</p> <p>(8) 災害応急仮設住宅等の建設及びその他被災者の住宅対策に関すること。</p> <p>(9) 土木建設関係車両及び土木建設資機材等の調達に関すること。</p> <p>(10) 公共土木施設の応急対策に係る人員の要請、受入れ及び配置に関すること。</p> <p>(11) 水道施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関すること。</p> <p>(12) 災害時における応急給水及び断水等の措置に関すること。</p> <p>(13) 水質の管理及び飲料水の確保に関すること。</p>

部	班	事 務 分 掌
		(14) 応急給水用資材、排水用資材及び人員の調達・確保に関する事 こと。 (15) その他水道対策に関する事 こと。 (16) 下水道施設及び農業集落排水施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事 こと。 (17) 仮設トイレの設置に関する事 こと。

部	班	事務分掌
教育対策部 ◎教育課長 ○公民館長	教育1班 (教育係班長) 教育2班 (公民館係班長)	(1) 児童生徒等の避難に関する事。 (2) 文教施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事。 (3) 避難所の開設等文教施設の緊急利用に関する事。 (4) 児童生徒等の保健管理及び学校給食に関する事。 (5) 児童生徒等の臨時休校及び応急教育に関する事。 (6) 教材、学用品等の調達及び支給に関する事。 (7) 社会教育施設利用者の安全確保措置に関する事。 (8) 社会教育施設の緊急利用に関する事。 (9) 社会教育施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事。 (10) 文化財及び施設の被害調査、応急措置及び復旧対策に関する事。 (11) 避難所の開設、運営及び閉鎖の協力に関する事。
出納対策部 ◎会計管理者	出納1班	(1) 災害義援金品等の受付、保管(管理)及び配分に関する事。 (2) 災害時における金銭の出納に関する事。 (3) 他の部に属さない防災資材の調達に関する事。
議会対策部 ◎議会事務局長	議会1班	(1) 村議会との連絡調整に関する事。

3 本部連絡員

- (1) 本部連絡員は、各部長の指名するものをもって充てる。
- (2) 本部連絡員は、本部に常駐し、災害応急対策の推進に当たるものとする。
- (3) 本部連絡員は、積極的に相互協力を行い被害状況及び災害対策に関する全般の情報及び資料の収集、報告及びその整備に努めるものとする。
- (4) 本部連絡員において措置することが困難な事項については、本部連絡員は速やかにその旨を各班長に連絡し、その円滑な処理を図るものとする。

4 被害調査班

- (1) 本部長は、被害の状況の迅速かつ統一的な把握を行うため必要があるときは、関係の班員で被害調査班を編成し、現地調査を行わせることができるものとする。
- (2) 被害調査班は、被害の情報を本部に通報するとともに、急を要する場合は、その対策について適切な措置を講じるものとする。

(7) 現地災害対策本部

ア 設置

本部長は、必要があると認めたとき、又は災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

イ 組織編成

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

現地災害対策本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して、必要な措置を講じるよう要請し、又は災害対策本部との連絡のための職員の派遣を要請する。

ウ 所掌事務

現地災害対策本部の所掌事務は、災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速かつ機動的に実施するほか、次のとおりとする。

(ア) 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析

(イ) 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務

(ウ) 本部長の指示による応急対策の推進

(エ) その他緊急を要する応急対策の実施

(8) 災害対策本部員会議

本部長は、災害対策の実施上必要があるときは、本部長、副本部長、本部員をもって構成する本部員会議を招集する。会議の内容はおおむね次のとおりである。

ア 本部員は、所掌事項に関して必要な資料を会議に提出する。

イ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、**総務企画住民課**長にその旨を申し出ることとする。

ウ 協議事項

(ア) 応急対策、各対策部門調整事項の指示

(イ) 他市町村等防災関係機関からの応援要請の要否

(ウ) 自衛隊災害派遣要請の要否

(エ) 災害救助法適用申請の要否

(オ) 被害調査班編成の要否

(カ) 被害者に対する支援の要否（見舞金品の給付決定等）

(キ) 次回本部員会議開催予定日時の決定

(ク) その他災害応急対策上必要な事項

(9) 記録の励行

本部長の発する指令等又は各部長及び各班長が発する指示連絡等の伝達若しくは住民、会津地方振興局長等から災害対策本部宛ての報告、要請、照会等の受領に当たる職員は、その内容が特に軽易な場合を除き、常にこれを記録し、その伝達及び受領の確実を期するものとする。

3 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、知事の指示を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施し、又は県が行う救助事務の補助をする。この場合、村の救助体制についても、県の指導により、あらかじめ定めておくものとするが、原則として災害対策本部体制と同様の体制とする。

4 村長不在時等の対応

大規模災害発生時における村長の不在等の非常時において、村長による災害対策本部設

置の決定が困難な場合は、副村長が決定し、それも困難な場合には総務企画課長を第2順位とする。

また、自衛隊への災害派遣要請等緊急を要する判断等村長不在時の非常時にも同様に対応する。

5 時系列行動計画の作成

(1) 時系列行動計画作成の意義

時間経過に応じた標準的な災害応急対策を設定し、県、他市町村、防災関係機関並びに住民に周知することは、外部からの災害対応業務の「見える化」を推進し、災害復旧への道筋を示すものであるとともに、各部局における業務継続計画（BCP）にも関連するものである。

村は、時系列行動計画と併せ、業務継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、大規模災害時における業務継続体制の確保を図るものとする。

なお、災害応急対応の着手時期や内容は災害の規模に応じて異なるものであり、実際の災害対応においては、この計画にとらわれずに臨機応変に対応するべきものであることに留意する。

(2) 初動対応において重要な対策

住民の生命を守るために必要な初動対応については、以下のとおりである。

ア 気象警報等の発表中

- (ア) 気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難
- (イ) 職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）
- (ウ) 指揮体制確立
- (エ) 被害情報の収集
- (オ) 河川等の警戒監視の強化
- (カ) **避難情報避難勧告等**の発令
 - a **高齢者等避難避難準備・高齢者等避難開始**
 - ・避難所の開設準備（施設の応急危険度判定の優先実施、担当職員の派遣）
 - ・避難行動要支援者の所在確認、避難場所等への移動
 - ・一般住民の避難準備
 - ・児童生徒等の安全確保
 - b **避難指示避難勧告**
 - ・一般住民の避難、避難所への受入れ
 - ・避難所備蓄物資による対応
 - ・避難者の状況把握（避難者リスト作成準備）
 - c **緊急安全確保避難指示（緊急）**
 - ・避難しそびれた住民の移動避難、屋内での待避等安全確保措置

(キ) 避難所の開設

イ 災害発生後1時間以内

- (ア) 職員の緊急参集
- (イ) 被害情報の収集報告
- (ウ) 災害対策本部の設置及び指揮体制確立、本部員会議の開催
- (エ) 通信連絡網の確立
- (オ) 住民に向けての情報提供
- (カ) 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- (キ) 被災状況により自衛隊等の出動要請準備、派遣要請
- (ク) 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送

ウ 災害発生後3時間以内

- (ア) 消防庁（緊急消防援助隊）、災害時応援協定による他市町村、県等への応援要請
- (イ) 応急給水
- (ウ) 避難用輸送手段、緊急輸送路等の確保
- (エ) 各種公共施設の安全対策

エ 災害発生後6時間以内

- (ア) 救助活動
- (イ) 応急復旧作業
- (ウ) 被害情報、安心情報の発信
- (エ) （必要に応じて）広域避難の要請

<資料1-2 北塩原村災害対策本部条例>

<資料1-4 時系列行動計画>

第2 動員配備

1 配備基準

村は、風水害、雪害、その他の事故等による災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、災害の状況に応じて、次の区分による配備体制をとるものとする。

(1) 災害対策本部設置前

ア 事前配備

指揮者：総務企画住民課長

配備職員：総務企画住民課、建設課、総務企画課の職員、その他必要と認める関係各課

配 備 時 期	配 備 内 容
①大雨、台風、降雪期等において、北塩原村に気象注意報（大雨、洪水、大雪注意報等）の1以上が発表され、なお警報の発令が予想され、総務企画住民課長又は村長が配備を決定したとき。 ②その他特に総務企画住民課長又は村長が必要と認めたとき。	情報連絡のため、少数の職員をもって当たるもので、状況により次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。

イ 警戒配備

指揮者：総務企画住民課長

配備職員：関係課等の職員

配 備 時 期	配 備 内 容
①北塩原村に気象警報（大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報、大雪警報等）、土砂災害警戒情報等が発表されたとき。 ②道路災害、危険物等災害、林野火災、原子力災害など大規模事故等により、災害が発生又は発生が予想される場合で、総務企画住民課長又は村長が配備を決定したとき。	関係各課業務の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。

配 備 時 期	配 備 内 容
③その他総務企画住民課長又は村長が必要と認めたとき。	

(2) 災害対策本部設置後

ア 第1非常配備

指 揮 者 : 本部長 (村長)

配備職員 : 全所属課の職員数の50%

配 備 時 期	配 備 内 容
①北塩原村内で局地的災害が発生し拡大するおそれがあるとき。 ②複数の地域で災害の発生が予測されるとき。 ④特別警報が発表されたとき。 ⑤その他特に村長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、発生災害に関係する各班の所要の人員をもって当たるもので、各部班の班長は、必要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制とする。また、事態の推移に伴い、第2非常配備に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

イ 第2非常配備

指 揮 者 : 本部長 (村長)

配備職員 : 全職員

配 備 時 期	配 備 内 容
①村内の複数地域又は全域にわたって、災害が発生したとき。 ②その他特に村長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動ができる体制とする。

2 配備人員

配備人員は、あらかじめ定める配備編成計画において、1日3交代を基本として、配備体制は、別に定めるものとする。

また、災害の状況、特殊性を考慮して、本部長等の指示により、配備編成計画の人員によらない配備ができるものとし、その際は、職員配備ローテーション等に配慮する。

なお、配備要員については、勤務時間外に災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、庁舎までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

3 動員伝達方法

(1) 勤務時間内における伝達

勤務時間内における動員の伝達は、庁内電話、口頭、庁内放送等により、次のとおり伝達する。

ア 気象情報等の通知を受けた防災業務担当者は、速やかに総務企画住民課長に報告する。

イ 総務企画住民課長は、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、村長に報告するとともに、村長の指示又は自らの判断により配備体制を決定し、副村長、教育長

に報告する。また、総務企画住民課（防災係生活班）所属職員を通じて各課長等にこれを伝達する。

ウ 各課長等は、直ちに所属職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

(2) 勤務時間外、休日等における伝達及び配備

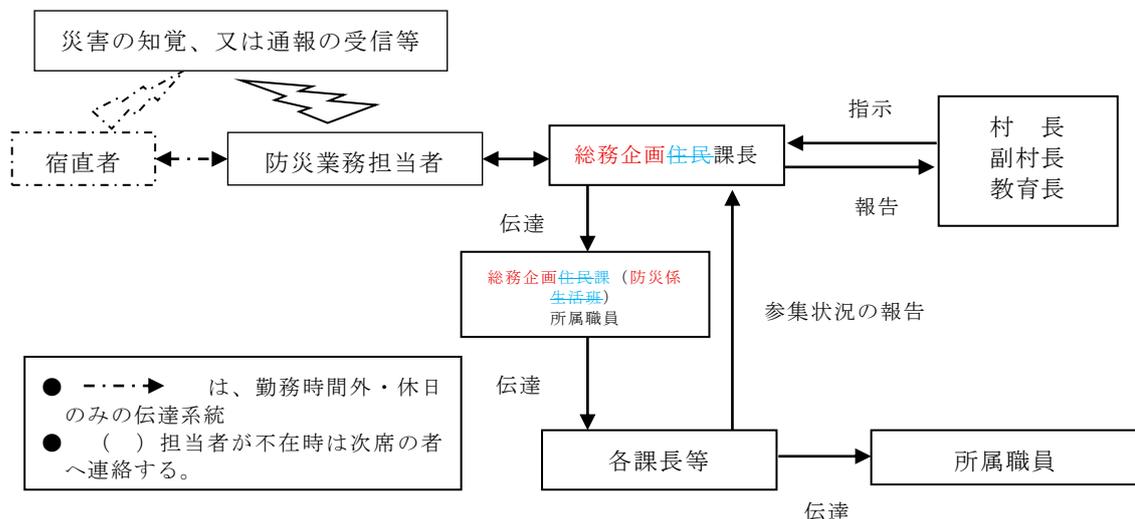
勤務時間外、休日等における動員の伝達は、次の方法により行う。

ア 気象情報等の通知を受けた宿直者は、防災業務担当者を通じ、直ちに総務企画住民課長にその旨を報告し、指示を受けなければならない。

イ 総務企画住民課長は、村長及び副村長、教育長に直ちに連絡するとともに、村長の指示又は自らの判断により配備を決定した場合は、総務企画住民課（防災係生活班）所属職員を通じて電話等により各課長等に伝達する。

ウ 各課長等は、各課においてあらかじめ定める緊急連絡網により電話等で所属職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。

動員伝達系統



4 非常参集等

職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したときは、以後の状況の推移に注意し、速やかに所属長等と連絡をとり、又は自らの判断で役場庁舎又はあらかじめ指定された場所に参加し、配備につくものとする。

なお、参集途上においては、必要に応じて目視などによる被害状況の収集を行うものとし、直ちにその状況を所属の上司に報告する。

5 職員配備状況の報告と安否確認の実施

各課長等は、所属職員の配備状況及び参集職員以外の参集状況並びに職員や家族の安否確認を行うこととし、その状況について、総務企画住民課長を通じて村長に報告する。

村長は、全体の配備状況を考慮し、応援を必要とする班があると認めるときは、各課長等に応援の指示を行う。

6 各活動体制下の活動要領

各配備下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

(1) 事前配備下の活動

ア 防災業務担当者は、気象情報連絡機関（県、会津地方振興局、喜多方地方広域市町村圏組合消防本部等）から、気象情報、対策情報等を確実に収集するとともに、現地の情報及びラジオ、テレビ等の情報も収集し、直ちに総務企画住民課長、建設課長、総務企画課長に報告する。

イ 各課長は、相互に情報を交換し、当該情勢に対応する措置を検討する。

ウ 事前配備につく職員は、自己の所属する課の所定の場所に待機する。

エ 各課長は、防災業務担当者からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行う。

オ 事前配備につく職員の人数は、状況により各課長において増減することができる。

(2) 警戒配備下の活動

ア 各課長は、情報収集及び伝達の体制を強化するとともに、当該情勢に対応する措置を検討する。また、検討結果を村長へ報告の上、指示を仰ぐ。

イ 警戒配備につく職員は、自己の所属する業務の所定の場所に待機する。

ウ 村長は、必要に応じて高齢者等避難避難勧告等を発令するとともに、総務企画住民課長を通じて必要な指示を各課長に伝達する。

エ 各課長は、管理業務からの情報又は連絡に即応して随時待機職員に対し、必要な指示を行う。

オ 各課長は、次の措置をとり、その状況を随時住民課長及び総務企画課長に連絡する。

(ア) 状況を関係各業務の担当職員に徹底させ、所要の人員を配置につかせること。

(イ) 関係各業務及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を強化すること。

カ 住民課長及び総務企画課長は、災害に関する情報及び住民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、防災行政無線、広報車等をもって、住民に対して速やかにその周知を図る。

キ 警戒配備につく職員の人数は状況により各課長において増減することができる。

ク 住民課長及び総務企画課長並びにその他の関係課長は、必要に応じて非常配備に移行できる体制をとる。

(3) 第1非常配備下の活動

ア 本部員（各課長等）は、災害対策本部設置場所（コミュニティセンター）に集合する。

イ 第1非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、災害応急対策活動を円滑ならしめるため、災害対策本部を設置し、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を必要のある都度、随時村長に報告する。

ウ 本部長（村長）は、必要に応じ災害対策本部員会議を開催し、相互の連絡を密にした上で客観情勢を判断するとともに、応急措置について必要な指示を行う。

エ 各課長は、所属職員に対し、必要な指示を行う。また、次の措置をとり、その状況を随時災害対策本部に連絡する。

(ア) 状況を関係各業務の職員に徹底させ、所要の人員を配置すること。

(イ) 関係各業務及び関係のある外部の機関との連絡を密にし、協力体制を強化すること。

オ 非常配備につく職員は、自己の所属する業務の所定の場所に待機し、所属長からの指示に即応して必要な災害応急対策活動を行う。

カ 住民課長及び総務企画課長は、災害に関する情報及び住民に対する要望事項等を取りまとめ、必要があると認めるときは、防災行政無線、広報車等をもって、住民に対して

速やかにその周知を図る。

(4) 第2非常配備下の活動

第2非常配備が指令された後及び被害が発生した後は、上記(3)の体制を強化して、災害対策活動に全力を集中するとともに、その活動状況を随時村長に報告する。

<資料1-5 職員配備編成計画>

第2節 災害情報等の収集伝達

~~【住民課、総務企画課、関係各課】~~

気象・地象・水象等による被害を最小限にとどめるため、気象業務法及び消防法に基づく、特別警報、警報、注意報、気象情報及び火災予防のための気象通報（以下「気象通報等」という。）を一刻も早く地域住民等に伝達するとともに、円滑な応急対策活動を実施するため、防災関係機関との緊密な連携のもと、災害に関する情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施する。

第1 気象通報等の伝達

1 定義及び種類

(1) 定義

- 予 報： 観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。
- 特別警報： 大雨、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
- 警 報： 大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
- 注 意 報： 大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
- 情 報： 気象等の予報に関係のある台風・その他異常気象等について、その実況や推移を説明するもの

(2) 種類

ア 特別警報

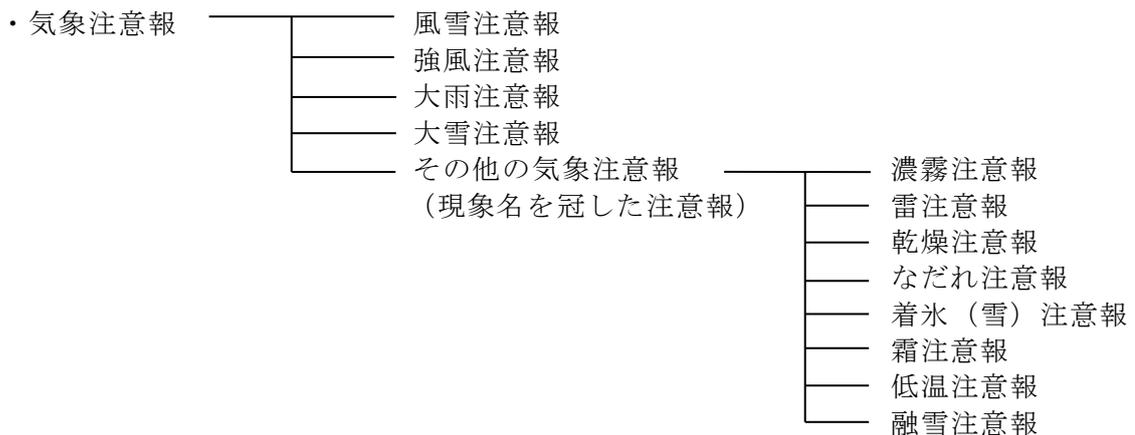
- ・ 気象特別警報
 - 大雨特別警報
 - 大雪特別警報
 - 暴風特別警報
 - 暴風雪特別警報

※なお、地震動、津波、噴火については、それぞれの既存の警報のあるレベル以上のものを特別警報に位置づけており、名称の変更はない。

イ 警報

- ・ 気象警報
 - 暴風警報
 - 暴風雪警報
 - 大雨警報
 - 大雪警報
- ・ 洪水警報
- ・ 水防活動用気象警報（大雨警報又は大雨特別警報をもって代える。）
- ・ 水防活動用洪水警報（洪水警報をもって代える。）

ウ 注意報



- ・ 洪水注意報
 - ・ 水防活動用気象注意報 (大雨注意報をもって代える。)
 - ・ 水防活動用洪水注意報 (洪水注意報をもって代える。)
- (注1) 土砂崩れ・地面現象特別警報・警報・注意報は、その特別警報・警報・注意報事項を気象特別警報・気象警報・気象注意報に含めて行う。
- (注2) 浸水警報及び注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。

エ 情報

- (ア) 全般気象情報、東北地方気象情報、福島県気象情報
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される情報
- (イ) 土砂災害警戒情報
県と福島地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、高齢者等避難・避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、原則として市町村ごとに発表される情報
- (ロ) 記録的短時間大雨情報
県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、福島県気象情報の一種として発表される情報
- (ハ) 竜巻注意情報
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに、県単位(竜巻の目撃情報を活用した場合は一次細分区域単位)で発表される情報。なお、この情報の有効期間は、発表から1時間である。

オ その他

- (ア) 火災気象通報
消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに都道府県知事に対して行われる通報で、村長が発令する火災警報の基礎となる。消防法第22条第1項の規定に基づく気象状況の通報基準は、おおむね次のとおりである。
『イ』の基準：実効湿度60%以下、最小湿度40%以下で平均風速8m/s以上吹く見込みの場合

『ロ』の基準：平均風速12m/s以上の風が1時間以上継続して吹く見込みの場合。ただし、降雨・降雪中は通報しない場合もある。

~~(イ) スモッグ気象情報~~

~~大気汚染防止法の規定により、光化学オキシダント濃度が注意報発令基準に達し、そのような場合に都道府県知事が行う緊急の措置に資するための気象情報~~

~~なお、「光化学スモッグ注意報」等は、県の発令基準により発令され、注意報基準は、オキシダント濃度0.12ppm以上になり、かつ、この状態が気象条件から見て継続すると認められるときである。~~

2 気象通報等の発表基準等

(1) 注意報、警報の細分区域

府県予報区	福島県
一次細分区域	会津
市町村等をまとめた地域	会津北部

(2) 発表基準

ア 特別警報

現象の種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断される。

イ 警報

種類		発表基準	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準雨量基準	12 1時間雨量80mm以上
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	90 106以上
洪水		雨量基準	1 1時間雨量60mm以上
		流域雨量指数基準	大塩川流域で14.4 16以上 長瀬川流域で25.7 12以上 三の森川流域で6.4以上
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	—
暴風	平均風速	18m/s以上	
暴風雪	平均風速	18m/s以上で雪を伴う。	
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ40cm以上

		山沿い	12時間降雪の深さ50cm以上
--	--	-----	-----------------

ウ 注意報

大雨	表面雨量指数基準 雨量基準	8 1時間雨量40mm以上	
	土壌雨量指数基準	5667以上	
洪水	雨量基準	1時間雨量40mm以上	
	流域雨量指数基準	大塩川流域で11.5以上 長瀬川流域で20.5以上 三の森川流域で5.1以上	
	複合基準	大塩川流域=(表面雨量指数6、流域雨量指数9.2)	
	指定河川洪水予報による基準	-	
強風	平均風速	12m/s	
風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う。	
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm以上
		山沿い	12時間降雪の深さ25cm以上
雷	落雷等により被害が予想される場合		
融雪	融雪により被害が予想される場合		
濃霧	視程	100m以下	
乾燥	①最小湿度40%、実効湿度60%で風速8m/s以上 ②最小湿度30%、実効湿度60%		
雪崩	①24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪50cm以上で日平均気温3℃以上の日が継続		
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続く場合 冬期：会津の平地：最低気温が-12℃以下、又は-9℃以下の日が数日続く場合		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する。）		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		

(注) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数

平地：標高がおおむね300m未満

山沿い：標高がおおむね300m以上

(警報・注意報基準表の解説)

①警報・注意報は、気象要素が表中の基準に達すると予想される場合に発表される。
②大雨、洪水、大雪警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報は表中の欄で基準として用いる気象要素を示し、表中のうち基準を定めていないものはその欄を“-”で示している。
③大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
④土壌雨量指数基準値は1km四方ごとに設定しているが、表中には本村の域内における基準値の最低値を示している。
⑤地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害に関わる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考

えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」（「(4) 地震後等の警報等暫定基準」を参照）を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

エ 土砂災害警戒情報

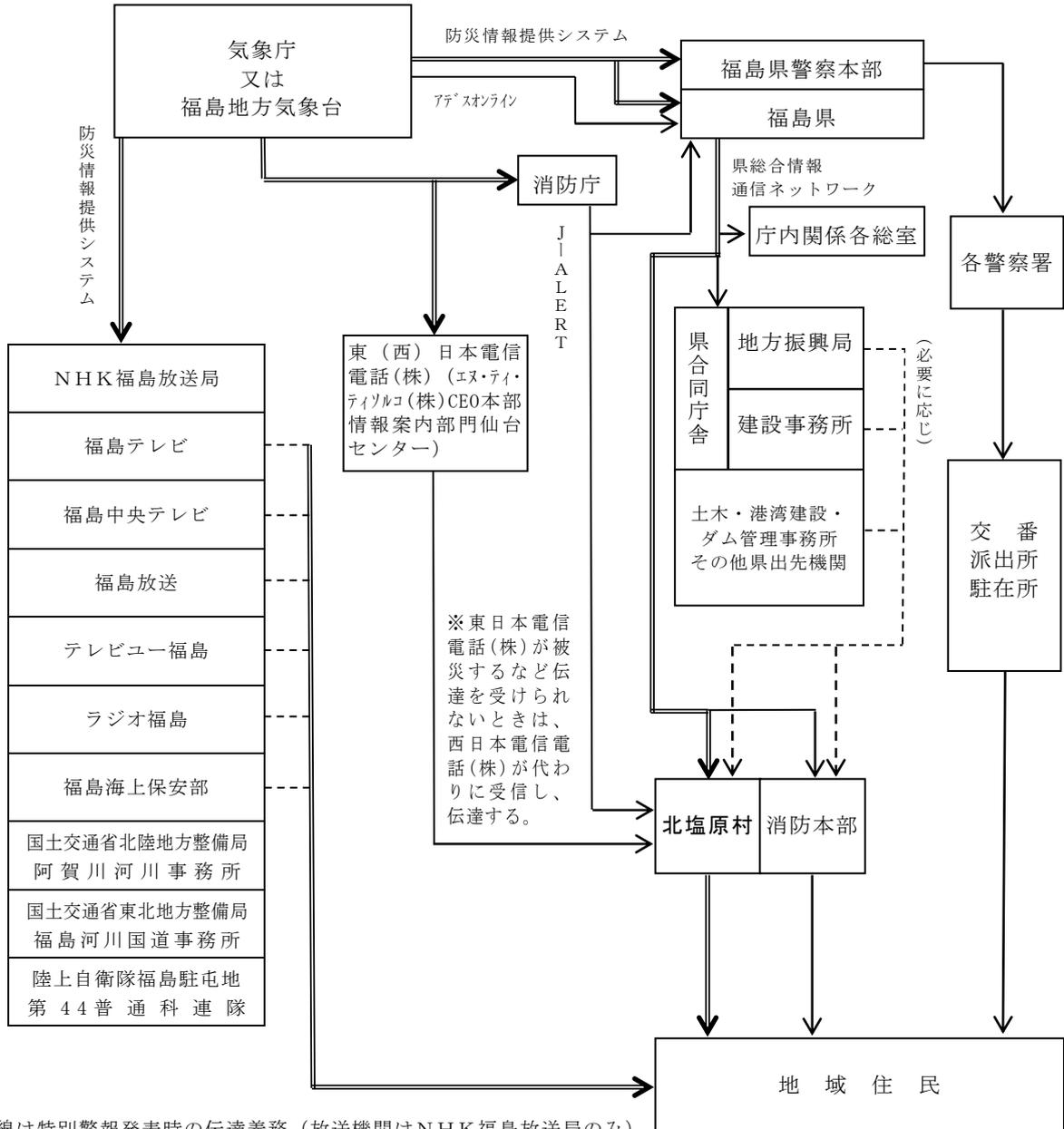
大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、気象庁が作成する降雨予測に基づく予測雨量が、1-5kmメッシュごとに設定した監視基準の土砂災害発生危険基準線に到達した場合

オ 記録的短時間大雨情報

1時間雨量に100ミリ以上を観測した場合

- (3) 気象通報等の伝達系統
 気象通報等の伝達系統は、次のとおりである。

気象通報等の伝達系統



※二重線は特別警報発表時の伝達義務（放送機関はNHK福島放送局のみ）

(4) 地震後等の警報等暫定基準

ア 暫定基準を設定する事象

(ア) 大雨警報・注意報（土砂災害を対象）

- a 震度5強以上の地震を観測した場合
- b 土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等が発生した場合
- c その他の原因により、土砂災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合

(イ) 洪水警報・注意報

- a 河川構造物が損傷を受け、通常よりも洪水による被害が起きやすくなっている場合
- b 土砂災害などによる大規模な河川閉塞があった場合
- c その他の原因により、洪水災害に対する社会環境の脆弱化が想定できる場合（ただし、事象による影響範囲が極めて限られている場合で、当該地域において災害に対する避難体制が独自に確立されている場合には、暫定基準は設定せず、必要に応じて当該地域に対する気象情報の提供を行うものとする。）

なお、(ア)、(イ)以外の、大雨（浸水害対象）、風、融雪等に関する警報・注意報についても、排水施設の損壊、家屋倒壊や防風林の倒木、広範囲の地盤沈下等の状況によっては暫定基準の設定が考えられる。

イ 設定区域

市町村単位で設定することを基本とする。

(ア) 地震の場合は、震度5強以上が観測された市町村（※）（ただし、大雨警報・注意報の土壤雨量指数基準については、土砂災害警戒情報の発表単位が市町村を分割している場合には、その発表単位ごとに設定する。）

(イ) その他事象の場合は、影響を受けるおそれがある市町村

※ 震度は市町村内の震度観測点で観測された最大の震度を用いる。震度が得られない市町村については、推計震度分布図を参考に、隣接するいずれかの市町村で観測された震度を用いる。

3 異常現象を発見した者の措置等

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を村長又は警察官に通報する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は直ちに警察署長及び村長に通報する。

(3) 関係機関への通報

村長は、上記又は自ら、次のような事項に該当する異常現象を覚知した場合、災害対策基本法第54条第4項に基づき、速やかに福島地方気象台に通報するとともに、災害の予想される他の市町村長、関係のある県の機関等に対して通報する。

ア 気象に関する事項（著しく異常な気象、例えば竜巻、強い降雪）

イ 地象に関する事項（地震関係）

4 気象通報等の取扱要領

本村における、関係機関から発令又は発表される気象通報等並びに異常現象を発見した者からの通報等の取扱いは次によるものとする。

なお、気象通報等並びに異常現象を発見した者からの通報等の取扱いに当たっては、迅

速かつ確実にいき、必要と認めるときは庁内放送により要旨を周知し、また、状況に応じて住民に広報する。

(1) 気象通報等の受理及び伝達

- ア 福島地方気象台から県を経て、村に通知される気象通報等は、総務企画住民課において受理する。
- イ 気象通報等を受理した場合は、速やかに総務企画住民課長に報告するとともに、重要と認められるものについては関係各課へ必要な伝達を行うものとする。
- ウ 総務企画住民課長及び建設課長又は産業農林課長は前項により気象通報等を受理した場合は、速やかに課内及び関係先へ必要な伝達を行うとともに、重要と認められるものについては上司に報告する。
- エ 総務企画住民課長は、関係機関及び発見者等から異常気象が刻々と推移し、災害の発生のおそれがあるような現地の情報を受理したときは、その内容により、速やかに上司に報告するとともに、関係課長へ所要の連絡を行うものとする。
- オ 総務企画住民課長は、関係機関及び発見者等から洪水の発生のおそれがあるような雨量、水位又は、流量の状況その他の水防に関する情報を受理したときは、その内容により、速やかに上司に報告するとともに、関係課長へ所要の連絡を行うものとする。
- カ 村に通知される気象通報等の夜間休日等の取扱いは宿直者が受理の上、記録し、「休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領」により必要な連絡を行うものとする。

(2) 受理、伝達に関する業務担当者として記録の整備

- ア 気象通報等並びに霜注意報の受理、伝達に関する取扱いの責任を明らかにするため、あらかじめ各課において業務担当者を定めて総務企画住民課長へ届け出ておくものとする。
- イ 受理、伝達に関する記録については、宿日直日誌に記録する。

(3) 休日及び勤務時間外の災害事務取扱要領

- ア 気象通報等の受理及び通報
受理した内容を宿日直日誌に記録し、直ちに次の区分により通報する。

気象通報等の相当区分	通報先		
	課名	順位	職名
気象特別警報 大雨（浸水・土砂災害）、暴風、暴風雪、大雪 気象警報 大雨（浸水・土砂災害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪 気象注意報 大雨、洪水、強風、風雪、大雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、着氷・着雪 気象情報 水防法に基づく水防警報、土砂災害警戒情報等 その他気象庁、県及び関係機関に通報義務を持つ事項（※「3 異常現象を発見した者の措置等」を参照） その他異状現象	総務企画 住民課 建設課	1 2 3 4	総務企画住民課長 建設課長 総務企画住民課 防災係生活班長 建設課建設係班長
気象注意報 霜、低温	産業農林 課	1 2	産業農林課長 産業農林課農林係班長

イ 災害発生（被害）報告の受信及び通報

受理した内容を宿日直日誌に記録し、直ちに次の区分により通報する。

通報の区分	通報先			受信の要点
	課名	順位	職名	
災害で下記以外に関する情報	総務企画 住民課 建設課	1	総務企画住民課長	①受信日時及び発信者名 ②災害発生年月日 ③場所 ④被害原因 ⑤被害の概要
		2	建設課長	
		3	総務企画住民課 防災生活係班長	
		4	建設課建設班長	
農政に関する情報	産業農林課	1	産業農林課長	
		2	産業農林課農林係班長	

(注1) 通報区分にかかわらず、住民課には必ず通報すること。

(注2) 特定の課を指定して通報があった場合は、上記の通報と併せて当該課の責任者へ通報すること。

(4) 気象通報等の通知及び周知

ア 住民等への通知

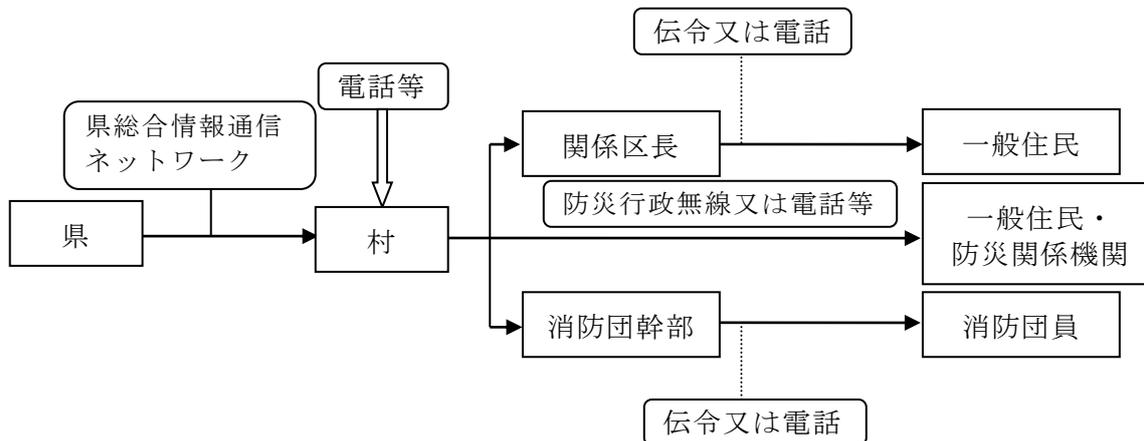
気象通報等を受理した場合、村は、その現象によって災害が予想される地域の住民及び関係者に対し、防災行政無線及び広報車等によりその状況の周知徹底を図るものとする。

なお、特別警報の情報を受けた場合、村長は、直ちに公衆や官公署に周知の措置をとらなければならない。

イ 関係機関への通報

村は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を覚知したとき、自ら災害に関する警報をしたとき、又は知事から災害に関する通知を受けたときは、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関に伝達する。

気象通報等の通知及び周知系統



＜様式1 気象通報受理伝達簿＞

第2 被害状況等の収集及び報告

1 被害調査

村は、災害が発生した場合、直ちに村内の被害状況について調査を行うものとする。この場合、県と連携のもと、天候状況を勘案しながら、必要に応じてヘリコプター等による目視、撮影及びビデオ等の画像情報を活用し、迅速かつ適切な情報の収集に努めるものとする。

(1) 調査の優先度

ア 被害情報の収集は、災害発生の初期においては、人的被害及び住民の生活維持に直接関係する住家、医療衛生施設、電力・水道・通信等の生活関連施設の被害の状況を優先して収集する。

イ 上記の災害の規模・状況が判明次第、公共施設、文教施設、産業施設その他の被害状況を速やかに調査・収集する。

(2) 被害状況の掌握

ア 被害状況の調査は、職員が巡回して行うことを原則とし、各課の係班長において掌握する。なお、被害状況の収集に当たっては、必要に応じて被害調査班を編成し、現地調査を実施する。

イ 各係班長は自係班に直接関係のない被害状況でも、住民その他から緊急の報告を受けたときは、速やかにこれに関係の班長に伝達する。

ウ 各係班長はそれぞれの所掌事項に関し、掌握した被害の状況を次により所属長に報告する。

(ア) 被害が累増する見込みのときは、集計日時を明記し、随時通知する。

(イ) 被害の全般の状況が把握されているか否かを明らかにするとともに、これが不明の地域の範囲を通知する。

(ウ) 通知の様式は、被害状況報告書（様式2）に定めるところによる。

エ 必要に応じて警察署、消防署、東北電力(株)、東日本電信電話(株)その他の関係機関と緊密な連絡をとり、必要な情報収集に努める。

オ 勤務時間外に災害が発生した場合、職員は、参集途上等において必要に応じて目視等による被害情報の収集を行い、直ちに所属長へその状況を報告する。

カ 必要に応じて消防団員、行政区長等から情報を得るほか、災害現場に近い村の施設（公民館、その他）の職員と連絡をとり、報告を求める。

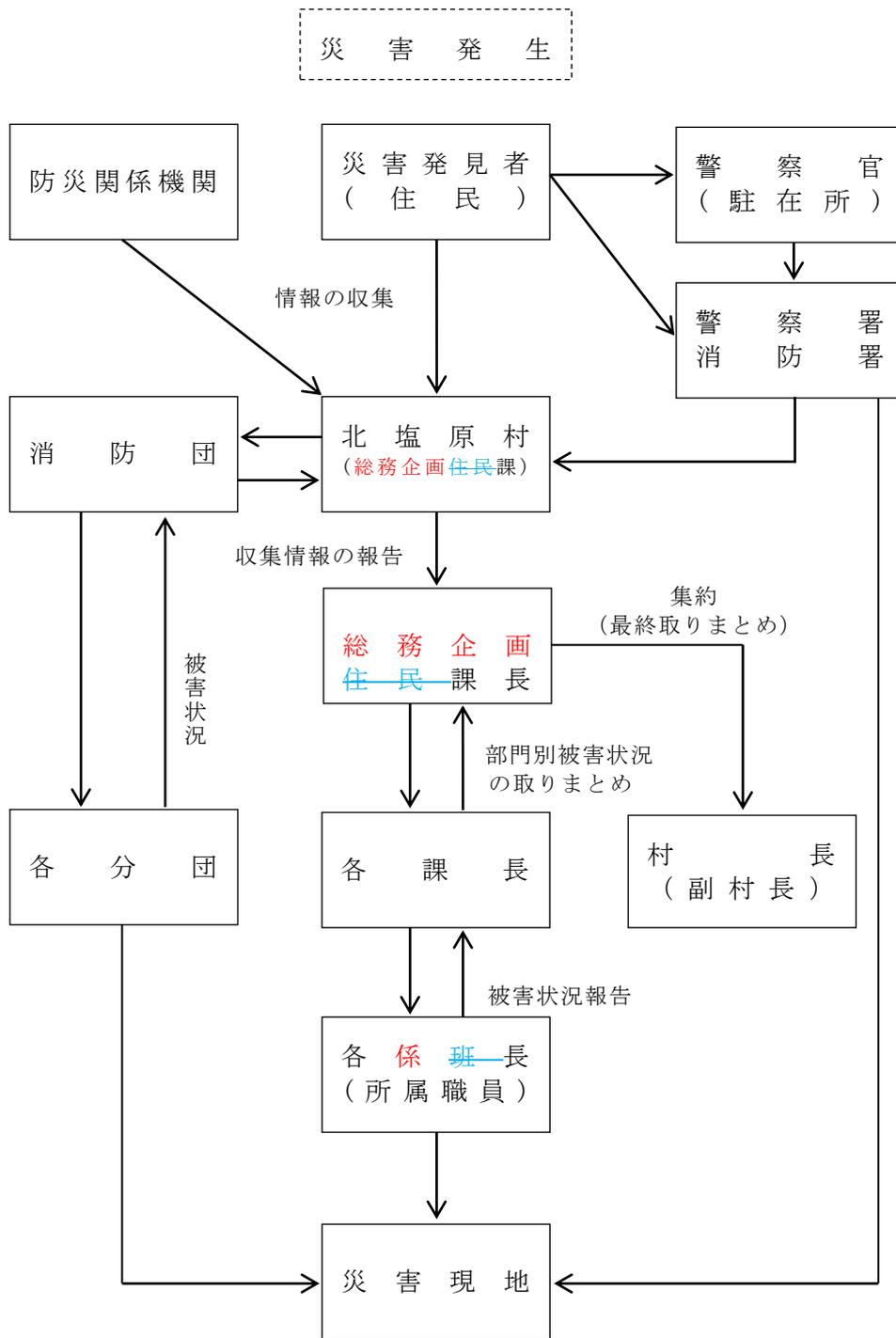
2 被害状況の集約

(1) 災害による被害の状況は、各部門の状況を各課で取りまとめ、総務企画住民課長に報告する。

(2) 総務企画住民課長は各部門の被害状況を取りまとめ、村長へ報告する。

(3) 取りまとめた被害状況については、県その他関係機関に対する報告及び要望等に関する資料とする。

村における災害情報、被害報告系統



3 被害状況等の報告

村は、災害発生後に調査収集した被害状況等については、以下により、速やかに報告を行うものとする。

(1) 報告すべき災害

ア 報告の基準

村が県に報告すべき災害はおおむね次のとおりであり、報告に当たっては、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」に従って実施する。

- (ア) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (イ) 災害対策本部を設置したもの
- (ウ) 災害が当初は軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で村の被害が軽微であっても地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- (エ) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

イ 報告に当たっての留意事項

- (ア) 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うこととなっており、村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
- (イ) 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、村域内で行方不明となった者について、警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。
また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。
- (ウ) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、村は、所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況を確認する。
また、地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

(2) 報告方法

- ア 被害状況等の報告は、被害規模に関する概括的情報を含め把握できた順から、村⇒県⇒国（総務省消防庁）へと、有線又は無線通信等、最も迅速確実な手段により行うものとする。
- イ 村から県への報告は、県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により行うことを基本とし、被災等により防災事務連絡システムが使用できない場合は、電話、FAX、電子メール等により県災害対策地方本部へ被害情報を報告する。
- ウ 通信が不通の場合は、警察無線、東北地方非常通信協議会所属無線局又はその他の無線局を利用するほか、通信が可能な地域まで伝令を派遣するなどの手段を尽くし、報告する。
- エ いずれの場合においても、村が県へ報告することができない場合は、直接、国（総務省消防庁）へ被害状況等の報告を行う。
なお、県においては、村と直接連絡を行うホットライン方式による情報収集を行う仕組みをあらかじめ定め、大規模な災害により会津地方振興局が被災し、村からの被害情

報の収集が困難となった場合の情報を補完するため、ホットライン方式を用いて災害発生直後の情報収集を行うこととしている。

オ 大規模な災害等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到する場合は、その状況を直ちに国（総務省消防庁）及び県へ報告する。

(4) 報告の内容と種類

村は、県に対して被害状況のほか、応急対策の実施状況、災害対策本部設置等の配備体制、被害拡大の見込み、応援の必要性等について報告するとともに、県が把握する被害情報や応急対策の実施状況等を確認し、情報を共有する。

なお、村から県に対する報告の種類及び様式は次により行うものとする。

ア 報告の種類

(ア) 概況報告（被害即報）

被害が発生した場合に直ちに行う報告

(イ) 中間報告

被害状況を掌握した範囲でその都度行う報告

なお、被害が増加する見込みのときは、集計日時を明記する。

(ウ) 確定報告

被害が確定した場合に行う報告

確定報告の総括取りまとめは、**総務企画住民**課長が行い、集計の結果を村長に報告する。

イ 報告の様式

(ア) 報告様式は別に定める被害報告様式による。

(イ) 概況報告及び中間報告は、確定報告の様式に準じた内容により行う。

ウ 災害程度の判定

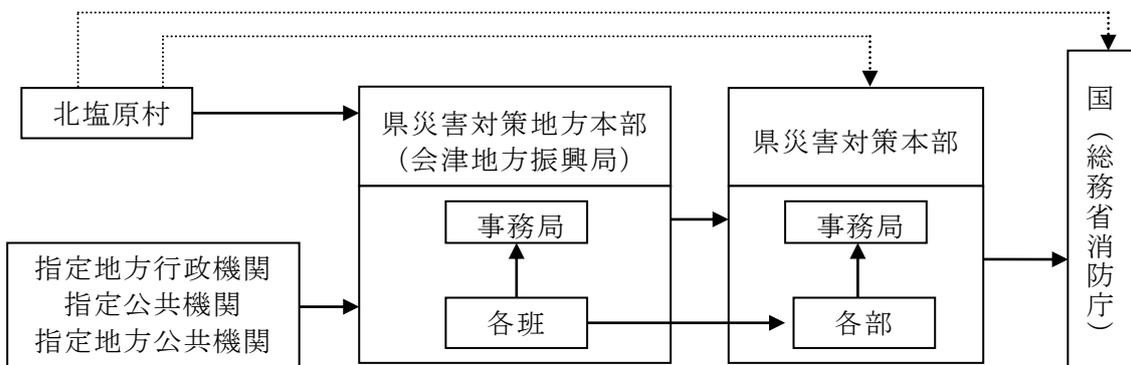
災害の程度を判定する基準は、資料編（資料14-2 被害認定基準）による。

(5) 報告系統

災害発生後に調査収集した被害状況等については、次の経路により、速やかに報告を行う。

また、必要に応じてその他の関係機関に対し、情報を伝達する。

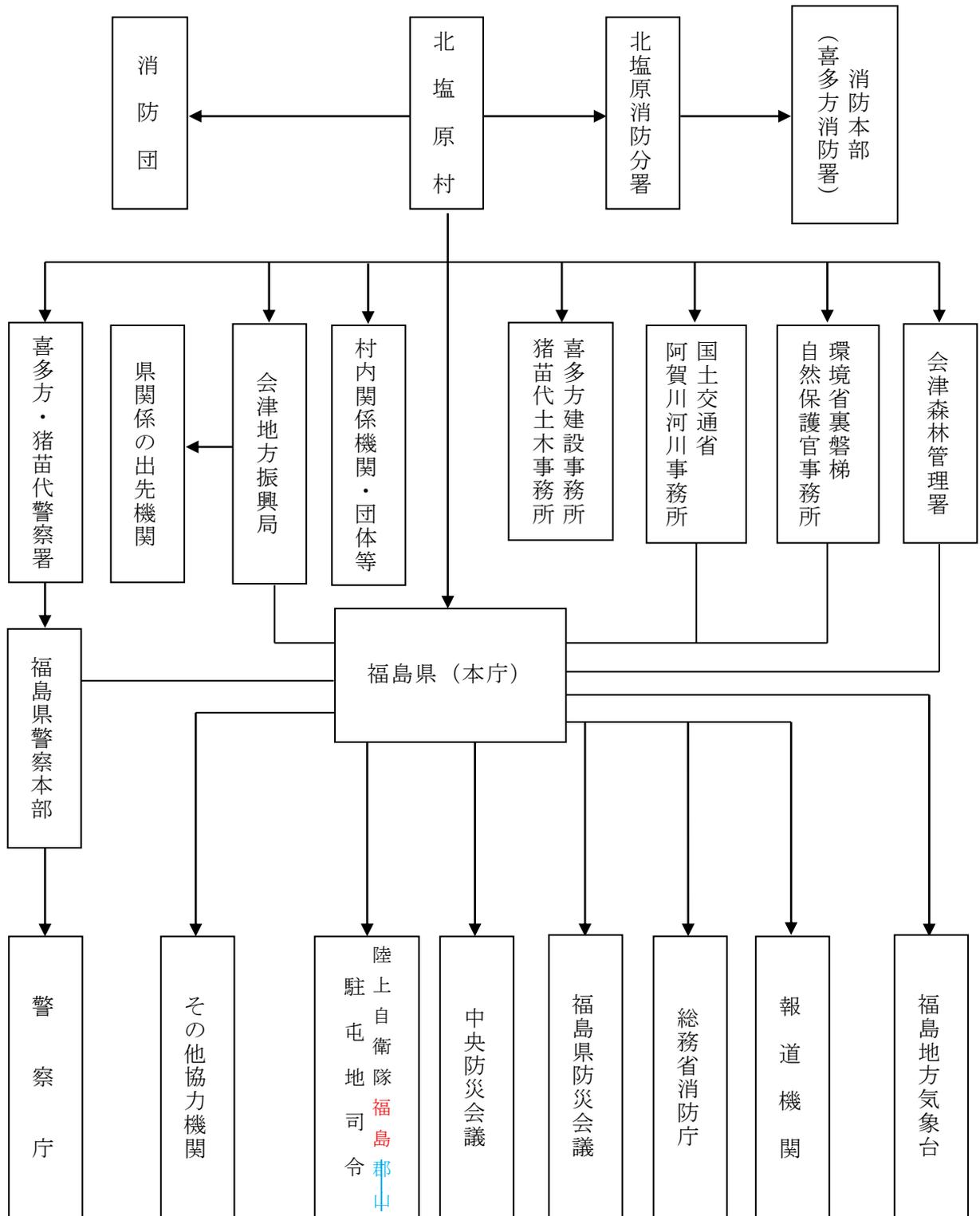
被害状況の報告系統



被害状況の報告先

【会津地方振興局】			
NTT回線		0242-29-5295	(FAX)0242-29-5520
総合情報通信ネットワーク	衛星系	TN-810-500-721	(FAX)TN-800-500-720
	地上系	TN-811-500-721	(FAX)TN-811-500-720
【福島県庁】			
NTT回線		024-521-7194	(FAX)024-521-7920
総合情報通信ネットワーク	衛星系	TN-8-10-201-2632、 2640	(FAX)TN-8-10-201-5524
	地上系	TN-8-11-201-2632、 2640	(FAX)TN-8-11-201-5524
【国（消防庁）】			
回線別 \ 区分		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102
	FAX	90-49033	90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036
(注) TNは、内線から無線への乗入れ番号			

関係機関情報伝達系統

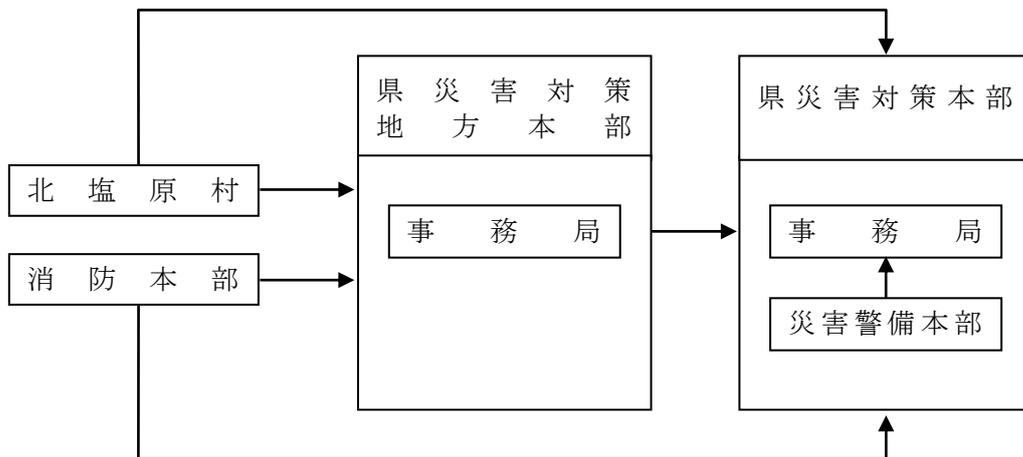


4 被害区分別報告系統

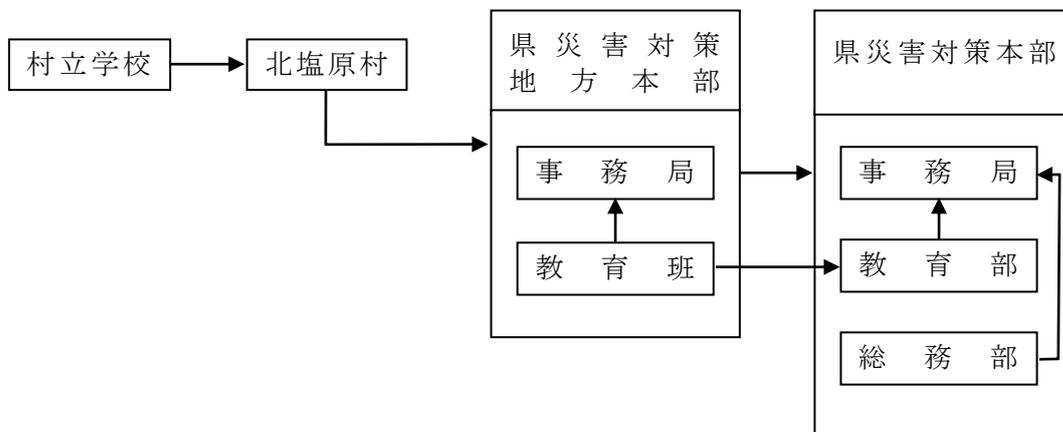
被害区分別の報告系統については、以下のとおりとする。

なお、それぞれの具体的な報告系統・手順等については、必要に応じてマニュアル等を整備する（県が災害対策本部を設置しない場合は、県災害対策地方本部は会津地方振興局に、県災害対策本部は危機管理総室と読み替える。）。

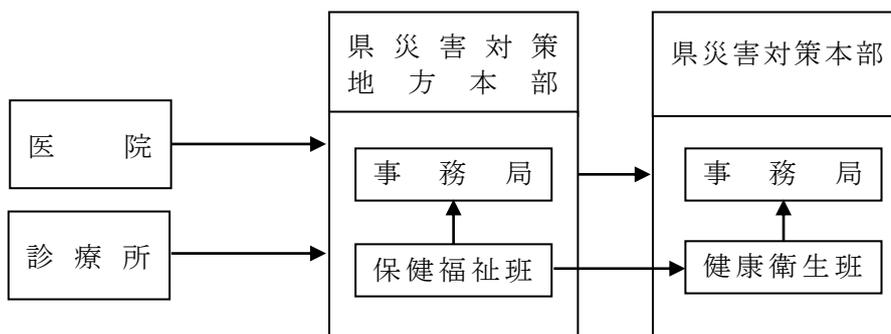
(1) 人的被害、建物被害等



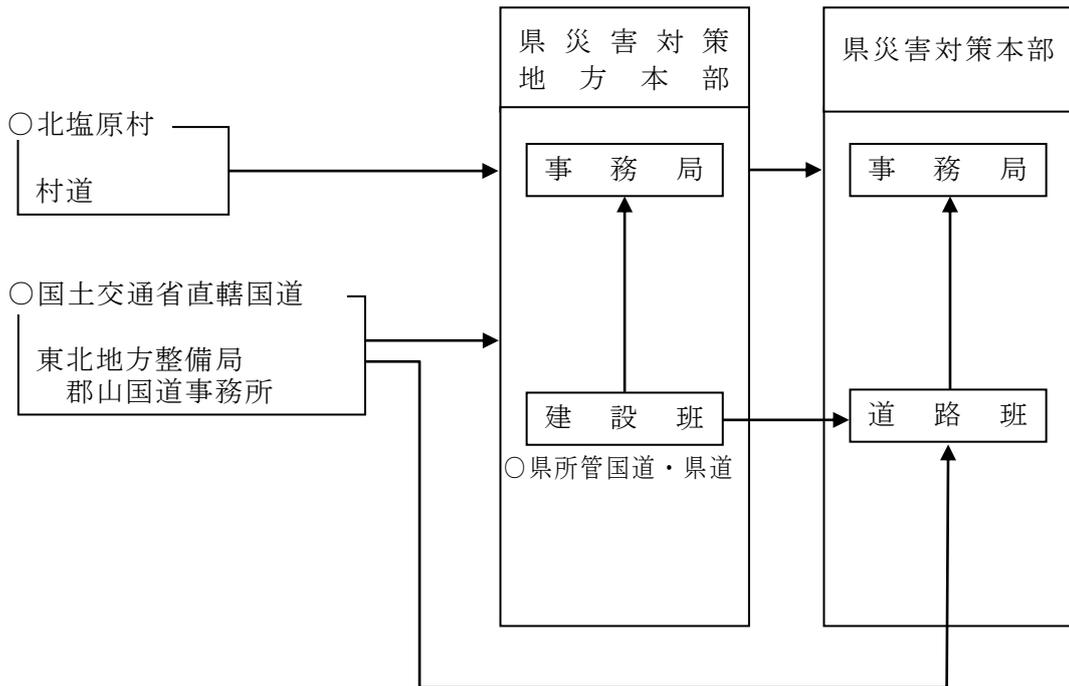
(2) 文教施設被害



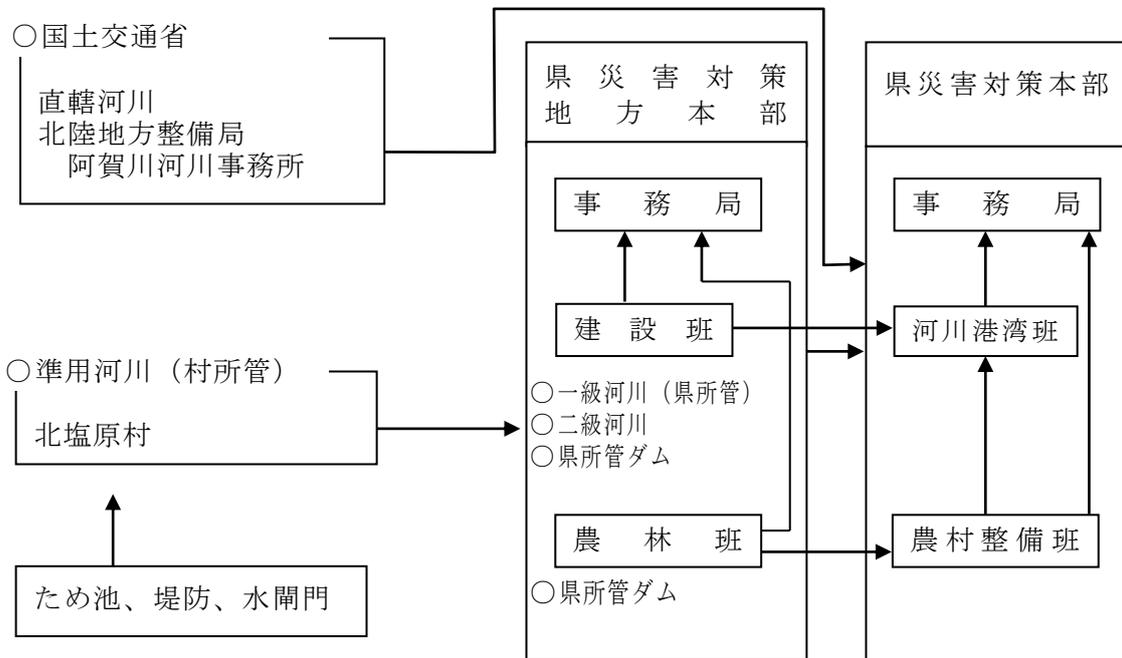
(3) 医院・診療所被害



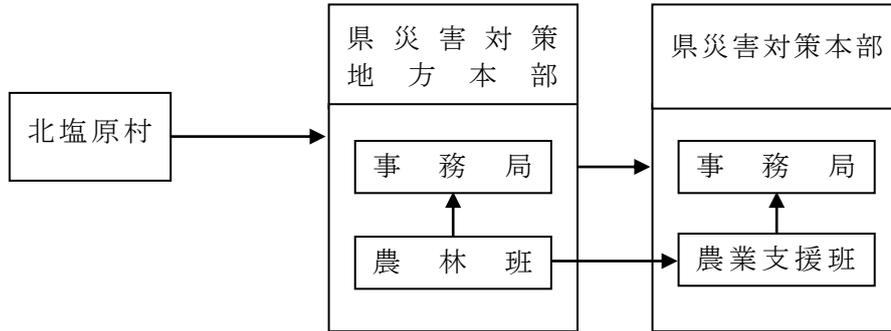
(4) 道路・橋りょう被害



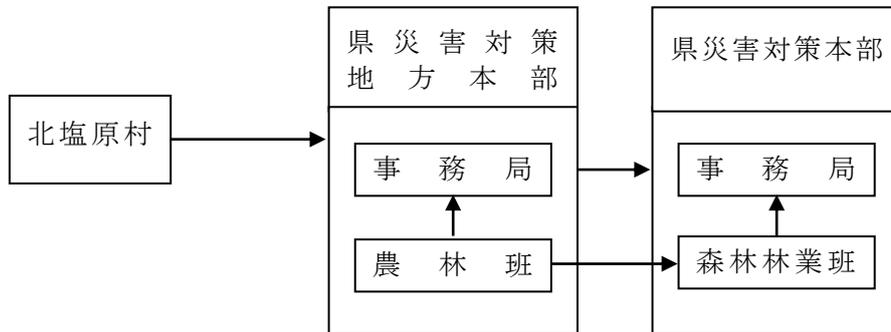
(5) 河川災害、その他水害被害



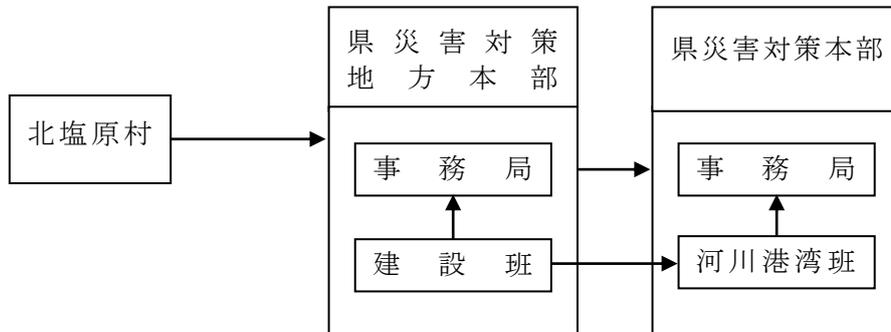
(6) 農産被害、畜産被害



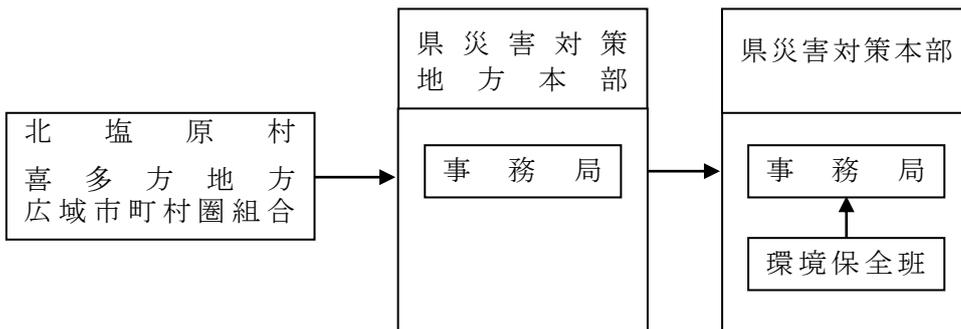
(7) 森林被害



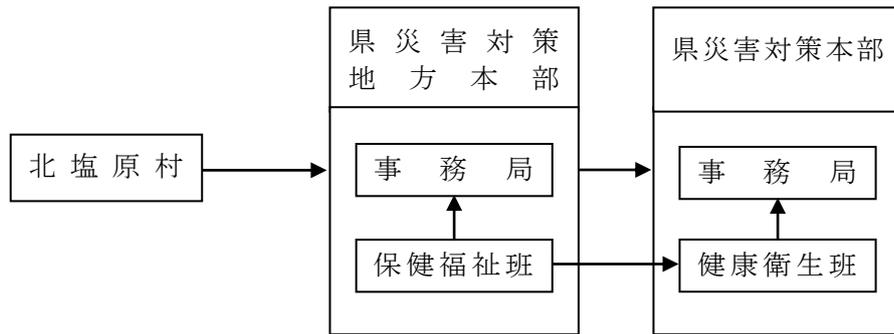
(8) 砂防関係施設の被害及び土砂災害、なだれ災害の被害



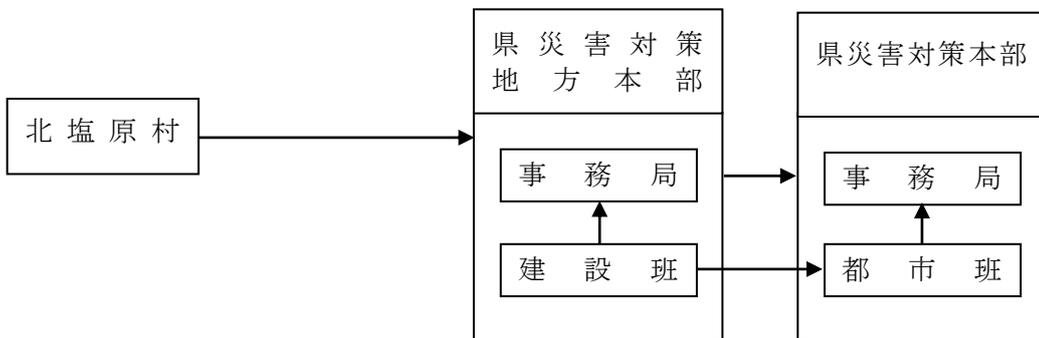
(9) 廃棄物処理施設、廃棄物処理事業被害



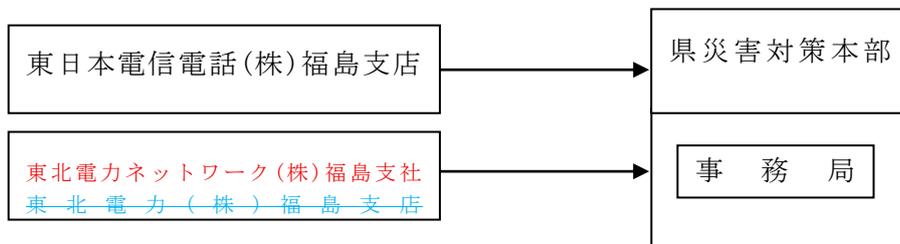
(10) 水道施設被害



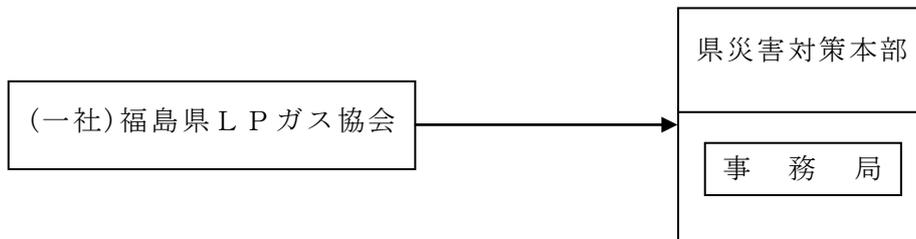
(11) 下水処理施設被害



(12) 電話・電力施設被害



(13) ガス施設被害



<資料14-2 被害認定基準>
<様式2 被害状況報告書>

第3節 通信の確保

~~【住民課、総務企画課】~~

災害時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

第1 通信手段の確保

1 通信手段の機能確認

村は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が起きたときの復旧要員の確保に努めるものとする。特に、孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行うものとする。

2 災害時の通信連絡

- (1) 村が行う災害に関する気象通報等の伝達若しくは被害情報の収集伝達、その他応急対策に必要な指示、命令等は、原則として有線通信（加入電話）、無線通信、県総合情報通信ネットワーク及び防災行政無線により速やかに行うものとする。また、設備状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。
- (2) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により「災害時優先電話」を利用する。
- (3) 村は、電子メールを災害発生時の連絡手段として活用し、速やかな情報連絡を行うものとし、その際、電子メールの情報が対応されずに埋没することのないよう、情報の受け手は速やかに内容を確認の上対応、若しくは担当部署への割り振りを行うものとする。

3 各種通信施設の利用

- (1) 福島県総合情報通信ネットワークの活用
県総合情報通信ネットワークは、国（福島地方気象台、陸上自衛隊駐屯地等）、県、市町村、消防本部、防災関係機関等（日本赤十字社福島県支部、放送機関、電力会社）を結ぶ通信ネットワークで、衛星回線と地上系無線回線及び有線回線の複数ルートで構成され、また、主要機器を2重化するとともに非常電源による停電対策を備えるなど、信頼性と耐災害性が高いという特徴がある。
村では、本ネットワークを活用した防災事務連絡システムにより被害状況を報告するほか、県や市町村との通信手段として活用する。
- (2) 電報による通信
 - ア 非常扱い電報（非常電報）
天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報
 - イ 緊急扱い電報（緊急電報）
非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。
なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。
- (3) 警察通信設備の優先的利用
村は、加入電話、県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等が使用不能になった

ときは、警察通信設備を利用し、通信の確保に努めるものとする。

(4) 放送機関への放送要請

村は、加入電話、県総合情報通信ネットワーク、防災行政無線等が使用不能になったときは、災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じて放送機関に対し、次の事項を明らかにして連絡のための放送を要請する。

- ア 放送を要請する理由
- イ 放送する事項、内容
- ウ 希望放送日時
- エ その他、必要な事項

(5) インターネット情報提供事業者への情報提供要請

村は、県と連携のもと、インターネット情報提供事業者に対し、インターネットを利用した情報の提供を行うことを要請する。

(6) 非常無線通信の利用

村は、加入電話及び防災行政無線等が使用不能になったときは、消防本部の無線を利用するほか、東北地方非常通信ルートに基づく東北地方整備局・警察本部・東北電力(株)、(一社)日本アマチュア無線連盟福島県支部及びアマチュア無線、赤十字奉仕団等の協力を得て、その無線通信施設を利用し、通信手段の確保を図るものとする。

(7) 通信施設所有者等の相互協力

通信施設の所有者又は管理者は、災害応急対策を円滑に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行うものとする。

4 通信途絶時等における連絡方法

村は、各通信系をもって通信を行うことができないとき、又は通信を行うことが著しく困難であるときは、車両及び徒歩等により連絡員を派遣し、口頭により連絡するなど、臨機の措置を講じるものとする。

5 現地災害対策本部が設置された場合の措置

村は、現地災害対策本部を設置した場合、衛星携帯電話及び防災行政無線の可搬型移動局により通信を行うほか、必要に応じて東日本電信電話(株)福島支店に臨時電話(携帯電話を含む。)の設置を依頼する。

<資料4-1 北塩原村防災行政用無線局管理運用規程>

<資料4-2 北塩原村防災行政用無線局運用細則>

第2 情報連絡員による情報伝達等

1 情報連絡員(リエゾン)の派遣

- (1) 国(東北地方整備局)は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、各種情報の共有を図るため、情報連絡員(国リエゾン)を派遣する。
- (2) 県は、村で災害対策本部を設置する災害が発生した場合、又は通信が途絶若しくは困難になった場合、携行する衛星携帯電話等を活用し、県(会津地方振興局)と村の情報伝達支援を行い情報共有を図るため、あらかじめ指定している情報連絡員(県リエゾン)を派遣する。

2 情報連絡員(リエゾン)との連携等

村は、情報連絡員が国及び県と速やかに、かつ、円滑に情報伝達できるよう執務場所を

確保するほか、必要に応じ、本部員会議にオブザーバーとして出席させるなど、情報連絡員の情報収集活動を支援する。

第4節 相互応援協力

【住民課、関係各課】

災害発生時においては、防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、防災関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助等を実施する。

第1 相互協力

1 県及び他市町村との相互協力等

(1) 応援の要請

村長は、災害応急対策（広域避難対策、役場機能の低下、喪失、移転対策を含む。以下同じ。）を実施するため必要があると認めるときは、知事に応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）若しくは応援のあつせんを求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。

また、必要に応じて他の市町村長に対し、応援を求めることができる。

(2) 応援要請手続き

村長が、知事に対し、応援若しくは応援のあつせん又は災害応急対策の実施を要請する場合及び他の市町村長に応援を求める場合は、次に掲げる事項について口頭又は電話をもって要請し、後日文書により処理する。

- ア 災害の状況及び応援を求める理由
- イ 応援を要請する機関名
- ウ 応援を要請する職種別人員、物資等
- エ 応援を必要とする場所、期間
- オ その他必要な事項

2 災害対策基本法に基づく知事の指示等

- (1) 村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、知事は、特に必要があると認める場合、災害対策基本法第72条第1項に基づき、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示する。

また、他の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第72条第2項に基づき、村長に対し、当該災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求める。

- (2) 知事の指示に係る応援に従事する者は、応急措置の実施については、応援を受ける市町村長の指揮のもとに行動する。

3 消防の相互応援

村長又は消防長は、単独での消防活動が困難であると判断したときは消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村長又は消防長に対して応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行うものとする。

4 他市町村への応援（職員の派遣）

他の市町村において大規模な災害が発生し、災害対策基本法、地方自治法又は協定等に

より、知事又は被災した市町村から応援若しくは職員の派遣について要請があった場合、村は、可能な限り応援又は職員の派遣を行うものとする。

第2 国に対する応援要請

1 応援職員派遣要請

- (1) 村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができる（災害対策基本法第29条）。
- (2) 村長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる（災害対策基本法第30条）。

2 応援職員派遣要請手続き

村長は、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請するときは、次の事項を記載した文書をもって行うものとする。

また、村長が、知事に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めるときも同様とする。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要とされる事項

なお、派遣された職員の身分の取扱いに関しては、災害対策基本法施行令第17条に定めるとおりである。

第3 公共的団体、民間事業者等との協力

1 民間事業者との災害時応援協定

村は、それぞれ締結した災害時応援協定に基づき、応援を求める。

また、県等からの支援物資を集約する物資受入拠点から避難所等への二次輸送について、トラック協会や運送事業者等との協定を締結することにより、被災者への食料等物資の安定供給のための体制の整備を図るものとする。

2 公共的団体等との協力

村は、区域内における公共的民間団体及び自発的な防災組織等から、次のような協力を得ながら、効率的な応急対策活動を行うものとする。

また、これら団体等の協力業務及び協力方法について、あらかじめ協議しておき、必要に応じて災害対策奉仕団を編成するなど、災害時における活動が能率的に処理できるよう、その内容の周知徹底を図るものとする。

なお、ここでいう公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会等をいい、防災組織とは、住民の自発的な防災組織、施設の防災組織及び業種別の防災組織をいう。

(1) 協力内容

- ア 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、村その他関係機関に連絡すること。
- イ 災害に関する予警報その他情報を住民に伝達すること。

- ウ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- エ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
- オ 避難誘導、避難所内被災者の救援業務に協力すること。
- カ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- キ 被害状況の調査に協力すること。
- ク 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ケ 罹災証明書交付事務に協力すること。
- コ その他の災害応急対策業務に関すること。

(2) 活動要請

- ア 公共的団体等への活動要請は、その必要を認めたとき、直接公共的団体等の責任者に対して行うものとする。
- イ 活動要請に当たっては、次の事項について明らかにし、活動が円滑に進むよう配慮しなければならない。
 - (ア) 災害活動の内容
 - (イ) 協力希望の人員
 - (ウ) 活動の場所、期間
 - (エ) その他参考となる事項

(3) 活動方法と事後の措置

民間団体等の活動協力が決定したときは、次の措置を講じるものとする。

- ア 活動地に誘導するため、職員を派遣するものとし、派遣された職員はその活動状況を把握する。
- イ 活動に必要な資機材をあらかじめ確保し、輸送計画を立てる。
- ウ その他作業の円滑な実施を図るための措置を講じるものとする。
- エ 活動が終了したときは、次の事項を明らかにする。
 - (ア) 活動の内容
 - (イ) 活動の人員と期間
 - (ウ) 活動の効果
 - (エ) 活動の場所
 - (オ) 事故のある場合はその内容
 - (カ) その他今後の参考となる事項

<資料1-6 防災関係機関名簿>
<資料1-7 災害応援協定等>
<資料1-8 自主防災組織等>

第5節 災害広報

~~【住民課、総務企画課】~~

災害時において、住民及び防災関係機関に正確かつわかりやすい情報を提供し、混乱を防止するとともに、適切な行動を支援するため、災害発生後速やかに広報部門を設置し、関係機関と連携して広報活動を展開する。

第1 住民等に対する広報

1 広報体制の確立

村は、収集、整理した各種情報を速やかに広報するため、広報する内容、広報する方法、報道機関等への依頼、広報に必要な人員等を検討し、広報体制の確立を図るものとする。

2 広報する内容

村は、住民の混乱を防止するため、次の内容の広報活動を実施する。

なお、被災者が必要とする情報は、①避難誘導段階、②避難所設置段階、③避難所生活段階、④仮設住宅設置段階、⑤仮設住宅での生活開始段階等、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していくことから、被災者の必要性に即した情報を的確に提供することに留意する。

- (1) 地域の被害状況に関する情報
- (2) 避難に関する情報
 - ア 避難情報避難勧告等に関すること。
 - イ 受入施設に関すること。
 - ウ 指定された避難所以外に避難した被災者への支援情報
- (3) 地域の応急対策活動に関する情報
 - ア 救護所の開設に関すること。
 - イ 交通機関及び道路の復旧に関すること。
 - ウ 電気、水道の復旧に関すること。
- (4) 安否情報、義援物資の取扱いに関する情報
- (5) その他住民に必要な情報（二次災害防止に関する情報を含む。）
 - ア 給水及び給食に関すること。
 - イ 電気、ガス、水道による二次災害防止に関すること。
 - ウ 防疫に関すること。
 - エ 臨時災害相談所の開設に関すること。
 - オ 被災者への支援策に関すること。

3 広報の方法

村は、収集・選別した情報について、以下の方法により広報を行うものとする。

- (1) 一般広報
 - ア 防災行政無線による広報
 - イ 広報車による広報
 - ウ 県提供のテレビ・ラジオの広報番組による広報
 - エ ホームページ等による広報

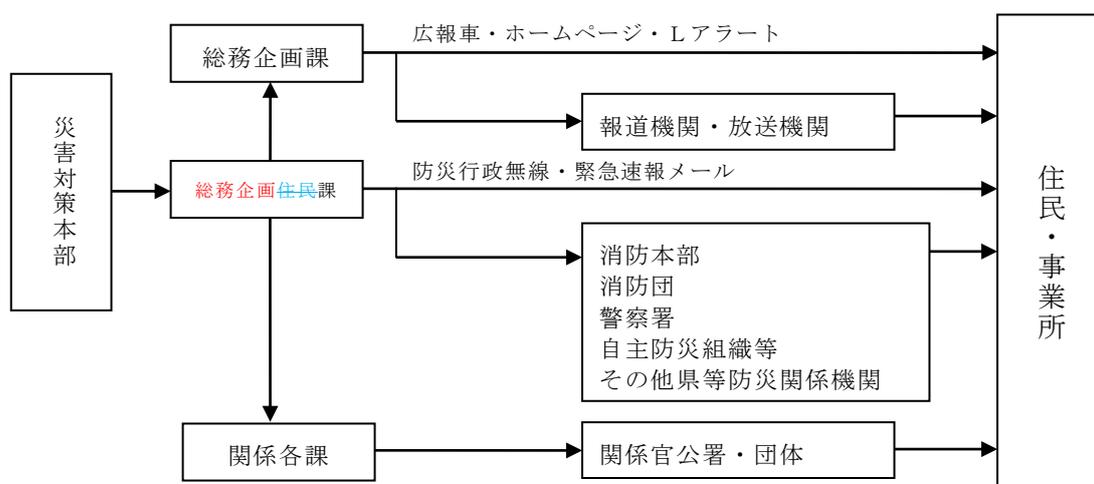
- オ 携帯電話への緊急速報メールによる広報
- カ 観光・防災Wi-Fi、**役場本庁舎Wi-Fi**の利用制限の解放
- (2) インターネットを利用した広報の留意点
 - インターネットを利用して広報等を行う場合、次の点に留意する。
 - ア 災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページを開設する。
 - また、ミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。
 - イ 受け手が必要な情報を選別して入手できるよう、重要な情報や優先順位の高い情報をわかりやすく提供するよう努めるものとする。
 - ウ 災害情報を発信する際は、多様な媒体から情報を閲覧でき、受け手が加工しやすい形式で提供するよう努めるものとする。
 - エ 住民自らが情報を入手できるよう、携帯電話やパソコン等、個人用情報端末の活用について周知する。
- (3) 報道機関への発表
 - ア 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、村長が必要と認める情報について実施する。
 - イ 発表は、原則として副村長の立会いのもとに、あらかじめ定めた場所で発表する。
- (4) 災害情報共有システム（Lアラート）
 - 村は、災害情報共有システム（Lアラート）に被害情報や**高齢者等避難避難勧告**等の発令、避難所開設などの災害情報等を発信し、多様な媒体を通して速やかに住民へ伝達する。

4 要配慮者に配慮した広報の実施

村は、次のとおり要配慮者に配慮した広報の実施を心掛けるものとする。

- (1) 外国人に対する多言語による広報
- (2) 聴覚障がい者に対する文字放送、手話通訳等の実施

災害広報伝達系統



第2 市町村間の協力による広報

村は、サーバ等の被災によりホームページでの情報発信が不可能になった場合、災害時相互応援協定等により、支援する市町村が被災した市町村に代わってホームページの開設や

情報の掲載を代行し、迅速に情報を発信する仕組みの構築を検討する。

第6節 災害救助法の適用等

【住民課、関係各課】

災害救助法による救助は、大規模な災害が発生した場合に国の責任において行われ、知事が、法定受託事務としてその救助の実施に当たるものである。

災害救助法の適用基準に該当する場合又は該当する見込みがある場合は、同法、同法施行令、福島県災害救助法施行規則等の定めるところにより、速やかに所定の手続きを行うものとする。

第1 災害救助法の適用基準等

1 災害救助法の概要

- (1) 本法による救助は、一時的な応急救助であり、災害が一応終わった後のいわゆる災害復旧対策、あるいは生活困窮者に対する生活保護法による保護とも性格を異にする。
- (2) 本法による救助は、個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全が救助の2大目的であり、本法の適用は、災害の規模が個人の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序に影響を与える程度のものであるときに実施される。
- (3) 本法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、都道府県知事が法定受託事務として行うこととされている。
- (4) 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる（災害救助法第13条第1項）。
- (5) 災害救助の実施機関である都道府県知事に対しては、災害で混乱した時期に迅速に救助業務が遂行できるよう、次のような広範囲な権限が与えられている（災害救助法第7条～第10条）。

ア 一定の業種の者を救助に関する業務に従事させる権限（従事命令）

イ 被災者その他近隣の者を救助に関する業務に協力させる権限（協力命令）

ウ 特定の施設を管理し、土地、家屋、物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限（保管命令等）

なお、上記アの従事命令又はイの協力命令により、救助業務に従事し、又は協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、災害救助法第12条の規定に基づき、扶助金が支給される。

また、上記ウの保管命令等により通常生ずべき損失は、同法第9条第2項の規定に基づき、補償しなければならない。

2 災害救助法適用における留意点

- (1) 災害救助法は、住家の被害が一定の基準を超えた場合等に、知事が市町村長の要請に基づき、市町村の区域単位で適用するものであるため、被害状況の把握については、迅速かつ的確に行わなければならない。
- (2) 被害の認定については、災害救助法適用の判断の基礎資料となるのみならず、救助の実施に当たって、その種類、程度及び期間の決定にも重大な影響を及ぼすものであるため、適正に行わなければならない。
- (3) 被害の認定は、専門技術的視野に立って行わなければならない面もあり、第一線機関である村においては、あらかじめ建築関係技術者等の専門家を確保しておくことも必要

である。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害が発生した市町村の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準に達するとともに、被災者が現に救助を必要としている状況にあるときに適用される。本村における災害救助法施行令第1条に定める適用基準は、次のとおりである。

- (1) 村内の住家滅失世帯が30世帯以上に達した場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号）
- (2) 県内の住家滅失世帯が~~1,500~~~~2,000~~世帯以上に達し、村内の住家滅失世帯が15世帯以上に達した場合（災害救助法施行令第1条第1項第2号）
- (3) 県内の住家滅失世帯が~~7,000~~~~9,000~~世帯以上に達し、村域における被害世帯数が多数である場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号前段）
 なお、この場合の「多数」については、被害の態様や周囲の状況に応じて、個々に判断すべきものであるが、基準としては村において救護活動が任せられない程度の被害であるか否かによって判断される。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した場合（災害救助法施行令第1条第1項第3号後段）

【例】

- ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合
 - イ 有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

【例】

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合であり、具体的には次のような場合であること。
 - (ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射性物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受けて避難生活を余儀なくされる場合
 - (イ) 船舶の沈没、交通事故、爆発事故等の事故により多数の者が死傷した場合
- イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品等の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊な技術を必要とする場合とは、具体的には次のような場合であること。
 - (ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合
 - (イ) 火山噴火、有毒ガス発生等のため多数の者が危険にさらされている場合
 - (ウ) 豪雪により多数の者が危険状態となる場合
 - a 平年に比して短期間の異常な降雪及び積雪による住家の倒壊等又はその危険性の増大
 - b 平年、孤立したことの無い集落の交通途絶による孤立化
 - c なだれ発生による人命及び住家被害の発生

4 住家滅失世帯の算定等

災害救助法適用基準における「住家滅失世帯数」の算定に当たっては、住家の滅失（全焼・全壊・全流失）した世帯を標準としており、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住不可能

となった世帯については3世帯をもって1世帯とみなす。

<資料14-2 被害認定基準>

第2 災害救助法の適用手続き等

1 災害救助法の適用手続き

災害救助法による救助は、市町村の区域単位で実施されるものであり、本村における被害が前記第1の3に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みである場合、村長は、直ちにその旨を知事に情報提供しなければならない。

2 特別基準の申請

村長は、災害救助法による救助について、「一般基準」では救助に万全を期することが困難な場合、知事を通じ、内閣総理大臣に対して「特別基準」の適用を要請する。

なお、内閣総理大臣から「特別基準」の同意を得た場合は、電話、FAX、電子メール等により連絡を受けることとなっている。

3 救助の種類

救助の種類は次に掲げるとおりであり、救助の対象、費用の限度額、期間等については、福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与
- (4) 飲料水の供給
- (5) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (6) 医療
- (7) 助産
- (8) 被災者の救出
- (9) 被災した住宅の応急修理
- (10) 生業に必要な資金の給与又は貸与
- (11) 学用品の給与
- (12) 埋葬
- (13) 死体の搜索
- (14) 死体の処理
- (15) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- (16) 応急救助のための輸送
- (17) 応急救助のための賃金職員等

4 救助費の繰替支弁

災害救助法第29条の規定により、村長が救助費用を繰替支弁したときの交付金の交付については、「災害救助費繰替支弁金交付要綱」に基づき行うものとする。

5 災害対策基本法に基づく従事命令等

(1) 従事命令等の発動

村長は、災害救助法の適用がない場合においても、災害が発生し、応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第71条の2の規定により従事命

令、協力命令、保管命令等を発することができる。

(2) 公用令書の交付

村長は、災害対策基本法第71条第2項の規定による従事命令等を発する場合、同法第81条に定める公用令書を交付しなければならない。

(3) 損害補償等

ア 村長は、災害対策基本法第71条第2項の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、同法84条に基づき損害を補償しなければならない。

イ 災害対策基本法第71条第2項の規定による保管命令等により通常生ずべき損失について、同法第82条第1項に基づき、補償しなければならない。

6 救助の実施状況の記録及び情報提供

知事の委任を受け、村長が救助を実施する場合、村は、災害救助法に基づく救助の実施状況を救助実施記録日計票として日ごとに整理記録するとともに、その状況を日報に取りまとめて、県に報告する。この場合、取りまとめた状況はとりあえず電話等により提供し、後日文書による情報提供を行うことで差し支えない。

<資料14-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>
<様式59 公用令書等（別表 第1号様式～第6号様式）>

第7節 救助・救急

【住民課、消防団】

災害発生後において、生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、救助・救急活動を行うが、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織は、救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力するとともに、自発的に救助・救急活動を行う。

第1 自主防災組織、事業所等による救助活動

1 災害時における活動

自主防災組織、事業所の防災組織及び住民は、次により自主的な救助活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努めるものとする。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努めるものとする。
- (3) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関又は警察等に連絡し早期救助を図るものとする。
- (4) 救助活動を行うときは、可能な限り村、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

2 平時における活動

風水害及び土砂災害並びに地震災害による建物等の倒壊等から被災者等を迅速かつ的確に救助できるよう、平常時から次の措置を行うものとする。

- (1) 救助技術、救助活動の習熟
- (2) 救助活動用資機材の点検及び訓練の実施
- (3) 地域における自主防災組織と事業所等との連携体制の確立と訓練の実施

第2 救助・救急活動

災害により救出を要する事態が発生した場合、村は、消防機関との協力により救助活動を行うものとする。

また、警察機関、地元の情報に精通した地域住民等と密接に連携して救助作業を実施するとともに、その状況について逐次、県に報告する。

1 救助の方法

(1) 平時の措置

村は、村内で予想される災害、特に水害、土砂災害、建物等の倒壊による被災者等に対する救助活動に備え、平常時から次の措置を行うものとする。

ア 救助に必要な車両、舟艇、資機材、その他機械器具の所在及び調達方法の把握並びに関係機関団体との協力体制の確立。この場合、建設業者以外の地域の企業に対しても、救助に有効な資機材、機械器具等の所有の有無等について、あらかじめ調査し、協力を求めておくものとする。

イ 大雨や地震による土砂崩れ、なだれ等により孤立が予想される地域について、孤立者

の救助方法、当該地域の住民と村との双方向の情報連絡体制の確保、救助に当たる関係機関等との相互情報連絡体制等の確立

- ウ 自主防災組織、事業所、住民等に対する救助活動についての指導及び意識啓発
- エ 自主防災組織の救助活動用資機材の配備の促進
- オ 救助技術の教育、救助活動の指導

(2) 災害時の対応

村は、消防団を主体とした救出隊を組織し、消防本部、警察等と協力のもと被災者の救出を行うものとする。

- ア 消防団で救出隊を組織し、災害による救出を必要とする事態が生じたときは、直ちに警察機関に連絡するとともに、その状況を速やかに県に報告する。
- イ 救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各関係との連絡、被災者の受入状況その他の情報収集を行うものとする。
- ウ 救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じて村長等が指示する。
- エ 救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、被害の規模に応じて、知事に対し、消防防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の出動を要請するほか、村内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。
- オ 救出現場には、負傷者に応急手当を行うため、必要に応じて医療救護班の出動を求める。
- カ 被災者救出後は、速やかに医療機関へ搬送する。
- キ 消防機関は、医療救護班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動の円滑な実施を図るものとする。

2 応援要請

村は、本村限りでは被災者等の救助活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し、救助活動の実施を要請する。

また、必要に応じ民間団体にも協力を求めるものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を希望する期間
- (5) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

- <様式3 被災者救助状況記録及び修繕簿>
- <様式4 被災者救助用機械器具燃料払受簿>
- <様式5 救出車両、その他機器具調達先報告書>

第3 広域的な応援

1 広域航空消防応援

災害が発生し、村長又は消防長が必要と判断した場合は、福島県消防防災航空センター所長に広域航空消防応援を要請する。

なお、知事は、村長又は消防長からヘリコプターを使用する消防活動の応援要請があり、県内の消防防災ヘリコプターのみで対応できず、応援が必要と判断した場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき、消防庁長官に対して他都道府県又は他都道府県市町村の所有ヘリコプターによる応援を要請することとしている。

2 緊急消防援助隊への応援要請

村長は、災害発生時において、他都道府県への応援要請の必要が見込まれる場合は、以下の手続きにより、知事への応援要請を行うものとする。

(1) 応援要請の手続き（要請は責任者の口頭でも可、後日文書を提出すること。）

村長は、原則として次の事項を明らかにして知事に要請する。

- ア 火災の状況及び応援要請の理由
- イ 緊急消防援助隊の派遣要請期間
- ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- エ 村への進入経路及び集結場所

(2) 緊急消防援助隊の受入態勢

緊急消防援助隊の円滑な受入れを図るため、連絡班を設け、連絡体制を整えておくものとする。

- ア 緊急消防援助隊の誘導方法
- イ 緊急消防援助隊の人員、機材数、応援都道府県隊長等の確認
- ウ 緊急消防援助隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第8節 自衛隊災害派遣

~~【住民課、総務企画課】~~

災害発生時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項、手続き等を明らかにし、迅速かつ円滑な災害派遣活動を実施する。

第1 災害派遣要請

1 災害派遣要請の要求

村長は、村域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣の要請をするよう求めることができる。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害時における人命又は財産の保護のため必要があり、かつ、緊急性、公共性があるもので、他の機関の応援等により対処できない場合とし、おおむね次による。

なお、特に人命に関わるもの（救急患者、薬等の緊急輸送等）については、災害対策基本法に規定する災害以外であっても、災害派遣として行うこととされている。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動（空中消火を含む。）
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 開応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付及び譲与（防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する防衛省令第13、14条）
- (11) 危険物の保安及び除去（火薬類、爆発物の保安措置及び除去）
不発弾の処理は、県警察本部が窓口となる。
- (12) 予防派遣（災害に際し被害が客観的に推定され、かつ急迫している場合でやむを得ないと認められる場合）

【具体的な要請例】

ア 除雪等に当たって、特殊な技術、装備、資機材等を使用する場合

イ 孤立集落の発生、長時間の交通の途絶、なだれによる住家倒壊のおそれなど大規模な雪害が発生するおそれが大きく、他の機関の応援によって対処ができない場合

ウ ライフラインの途絶等早急に復旧が必要なもので、他の機関の応援によって対処ができない場合

- (13) その他知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

3 災害派遣要請の要求要領

(1) 知事への要請

村長が知事に対して災害派遣要請を要求しようとするときは、原則として、会津地方振興局長を経由して、知事へ要求するものとし、要求に当たっては、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し文書をもってするいとまがない場合は、電話等により直接知事に要求し、事後、文書を送達する。この場合、速やかに会津地方振興局長へ連絡する。

- ア 提出（連絡）先 県危機管理部 危機管理総室
（県災害対策本部 総括班）
- イ 経由（連絡）先 会津地方振興局 県民環境部 県民生活課
（県災害対策会津地方本部 総括班）
- ウ 提出部数 2部
- エ 記載事項
 - (ア) 災害の状況及び派遣を要する事由
 - (イ) 派遣を希望する期間
 - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (エ) その他参考となるべき事項

(2) 自衛隊へ緊急要請

村長は、上記(1)の要求ができない場合は、村を災害派遣隊区とする部隊長（陸上自衛隊福島駐屯地）に対して災害の状況を通知することができる。この場合、村長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

また、通知を受けた部隊長は特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、人命・財産の保護のため、部隊等を派遣するとともに、速やかにその旨を知事に通知する。

4 部隊の自主派遣

(1) 初動における情報収集

ア 情報の収集

部隊長は、村、県、他部隊等から、大規模な災害が発生との情報を得た場合は、ヘリコプターによる偵察及び地上からの偵察を実施し、被害情報を収集する。

イ 情報の伝達

部隊長は、必要な情報を速やかに知事及びその他の関係機関へ伝達する。

(2) 災害派遣の自主派遣

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、例えば大規模な災害が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により県との連絡が途絶した場合や村長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助のための部隊等の派遣等、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、駐屯地司令の職にある部隊長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することができる。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもと、適切かつ効果的な救援活動を実施するよう努めるものとする。

なお、要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

駐屯地司令の職にある部隊長が要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基

準とすべき事項については、次に掲げるとおりとする。

- ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- イ 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- エ その他災害に際し、上記に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

<資料5-1 自衛隊派遣要請連絡先>
<様式6 自衛隊の災害派遣要請>

第2 災害派遣部隊の受入体制

1 防災関係機関との協力

村長は、知事、他市町村長、警察、消防機関等と派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置を行うための補償問題等発生の際の相互協力、必要な現地資材等の使用等に関して緊密に連絡協力する。

2 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

村長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

3 作業計画及び資材等の準備

村長は、自衛隊に対して作業を要請又は依頼するに当たっては、次の事項についてできるだけ先行性のある計画を樹立するとともに、諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮する。

また、自衛隊の活動が円滑にできるように常に関係情報を収集し、作業実施に必要とする十分な資料（災害地の地図等）を準備するとともに、作業区ごとに責任ある連絡員をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

4 自衛隊との連絡体制の確立

村長は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう、連絡調整の窓口を明確にし、役場又は災害現場に村と自衛隊共同の連絡所を設置する。

5 派遣部隊の受入れ

知事が自衛隊派遣を決定した場合、村長は、部隊到着後の作業能力が十分発揮できるよう、知事及び関係出先機関の長と協議の上、次の体制を整備する。

- (1) 本部事務室（現地における派遣部隊の本部は、原則として役場又は村と自衛隊共同の連絡所と同一の場所に設置し、相互に緊密な連絡を図るものとする。）
- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）

- (4) 駐車場（車一台の基準は3m×8m）
- (5) 臨時ヘリポート（1機当たりに必要な広さは、観測用ヘリで30m×30m、多用途ヘリで50m×50m、輸送ヘリで100m×100m）

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村長等又は警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を村長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること。

また、自衛隊法の規定により、災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、警告及び避難等の措置をとることができる。

7 派遣部隊の撤収

村長は、災害派遣の目的が達成された時は、会津地方振興局長を經由して知事に撤収を要請する。この際、次の事項について十分協議を行うものとする。

- (1) 村、自衛隊及び他の関係機関（警察、消防）との調整
- (2) 行方不明者の捜査の場合、家族との調整

8 費用負担

災害派遣に要した経費の負担区分は、次のとおりとする。ただし、その区分を定めにくいものについては、村、県、部隊が相互調整の上、その都度決定する。

- (1) 村及び県の負担
災害予防、災害応急対策、災害復旧等に必要な資材、施設の借上料及び損料、消耗品、電気、水道、汲取、通信費及びその他の経費
- (2) 部隊の負担
部隊の露営、給食、装備、器材、被服の整備、損耗、更新並びに災害地への往復等の経費

<様式7 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請>

第9節 避難

~~【住民課、総務企画課、商工観光課、教育課、消防団】~~

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、**高齢者等避難**~~避難準備・高齢者等避難開始~~の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うものとし、災害時における人的被害を軽減するため、防災関係機関と相互の連絡調整を密にし、適切な避難誘導を実施する。

また、災害において要配慮者が犠牲になるケースが多くなっているため、こうした状況から、要配慮者への情報伝達、要配慮者の避難誘導、避難場所における生活等については特に配慮する。

なお、「避難行動」は、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るための行動」とする。

第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保**避難勧告等**の実施

1 避難の実施機関

村長等は、風水害による浸水、家屋の倒壊、山崩れ、地すべり等の災害から人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら河川近傍や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、あらかじめ定めた計画に基づき地域住民等に対して、**高齢者等避難等**を**発令**~~避難勧告等を行うもの~~とする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努めるものとする。

(1) 実施の責任者及び基準

高齢者等避難~~避難勧告等~~の実施責任者は次のとおりであるが、~~避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立ち退きの勧告・指示（以下「避難の勧告・指示」という。）及び屋内での待避等安全確保措置~~の指示を行ったとき、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行うものとする。

また、災害の発生が予想される場合においては、人命の安全を確保するため、危険の切迫する前に十分な余裕を持って、安全な場所へ住民を避難させる必要がある。避難**指示**~~勧告等~~が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、災害の性質や発災時の状況によっては、指定緊急避難場所への移動を行うことが、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認められる場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動、屋内での待避等屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

このため、特に要配慮者が早期に自主的な避難行動を開始できるよう**高齢者等避難**~~避難準備・高齢者等避難開始~~の**発令**~~提供~~に努め、一般住民に対しても、早期に**避難勧告**~~避難指示（緊急）~~を発令するとともに、~~これら避難勧告等~~をあらゆる手段を用いて住民等に周知徹底する。

なお、具体的な判断については、~~別に定める~~「**避難情報に関するガイドライン**~~避難勧告等の判断・伝達マニュアル~~」に基づいて実施するものとするが、災害の状況に応じ、空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、**避難指示**~~避難勧告等~~を夜間に発令する

可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における **高齢者等避難避難準備** → **高齢者等避難開始**の**発令提供**に努めるものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じて**高齢者等避難避難準備** → **高齢者等避難開始**の**発令提供**と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難開始の提供 レベル3) 避難準備 高齢者等避難(警戒)	村 長	高齢者等は危険な場所から避難、高齢者等以外も必要に応じ避難の準備・自主的に避難する一般住民に対する避難準備、要配慮者等に対する避難行動の開始	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき。
	村 長 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難の勧告	知 事 (災害対策基本法第60条)	立ち退きの勧告及び立ち退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	村 長 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき急を要すると認められるとき。
避難の指示等(警戒レベル4) 避難の指示等	知 事 (災害対策基本法第60条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害の発生により、村がその全部又は一部大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫洪水のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警 察 官 (災害対策基本法第61条)	立ち退き及び立ち退き先の指示 屋内での待避等の安全確保措置の指示	村長が避難のための立ち退き若しくは「緊急安全確保」屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は村長から要求があったとき。
	警 察 官 (警察官職務執行法第4条)	警告及び避難等の措置	重大な災害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる講じるものとする。

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
	<p style="text-align: center;">自衛官 (自衛隊法第94条)</p>	<p style="text-align: center;">警告及び避難等の措置</p>	<p style="text-align: center;">災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置を講じるものとする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ル5 緊急安全確保(警戒レベル)</p>	<p style="text-align: center;">村長 (災害対策基本法第60条)</p>	<p style="text-align: center;">高所への移動、近傍の堅固な建物への退避等 緊急安全確保措置</p>	<p style="text-align: center;">災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退きを行うことがかえって危険であり、緊急を要すると認められるとき。</p>
	<p style="text-align: center;">自衛官 (自衛隊法第94条)</p>	<p style="text-align: center;">警告及び避難等の措置</p>	<p style="text-align: center;">災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。</p>

(2) 高齢者等避難等避難勧告等の要否を検討すべき情報

ア 洪水

洪水に関する高齢者等避難等避難勧告等の要否を検討すべき情報としては、一般的に、大雨注意報・警報（浸水害）、大雨特別警報（浸水害）、洪水注意報・警報、指定河川洪水予報、水位到達情報があり、この他に府県気象情報、記録的短時間大雨情報がある。

イ 土砂災害

土砂災害が発生するかどうかは、土壌や斜面の勾配、植生等が関係するが、高齢者等避難等避難勧告等発令の視点では、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを表す土壌雨量指数等の長期降雨指標と60分間積算雨量等の短期降雨指標を組み合わせた基準を用いている土砂災害警戒情報が判断の材料となる。

土砂災害に関する高齢者等避難等避難勧告等の要否を検討すべき情報としては、大雨注意報・警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報（土砂災害）がある。

ウ その他

村で定める基準に達したとき。

(3) 指定行政機関等による助言

村は、高齢者等避難等避難勧告等を発令しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行うこととしている。

なお、各災害に関する高齢者等避難等避難勧告等を発令する場合に、主に助言を求める機関は以下のとおりである。

- ・ 水害…福島地方気象台、河川管理者（県河川港湾総室、喜多方建設事務所等）
- ・ 土砂災害…福島地方気象台、砂防施設等の管理者（県河川港湾総室、喜多方建設事務所等）

2 高齢者等避難等避難勧告等の内容

高齢者等避難等避難勧告等を実施する者は、次の内容を明示して行う。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 発令避難勧告等の理由
- (5) その他必要な事項

3 高齢者等避難等避難勧告等の伝達

高齢者等避難等避難勧告等を実施した者は、おおむね次により必要な事項を通知する。

(1) 知事への報告

村長は、~~高齢者等避難等避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難の勧告・指示、立ち退き先の指示又は屋内での待避等の安全確保措置を発令指示したときは~~、次の事項について速やかにその旨を知事に報告しなければならない。

また、住民が自主的に避難した場合も同様とし、避難及び屋内での待避等の安全確保措置の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、速やかに知事に報告しなければならない。

ア ~~発令避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置の指示~~の有無イ ~~避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保~~

~~措置の指示の発令時刻~~

- ウ 避難対象地域
- エ 避難場所及び避難経路
- オ 避難責任者
- カ 避難世帯数、人員
- キ 経緯、状況、避難解除帰宅時刻等

(2) 住民への周知

村は、自ら~~高齢者等避難等避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置~~の~~発令指示~~を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、本章第5節「災害広報」に基づき迅速に住民へ周知する。

なお、避難の必要がなくなったときも同様とする。

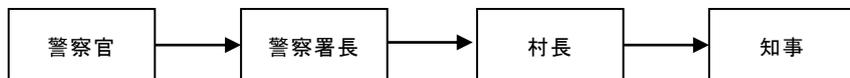
(3) 関係機関への連絡

村は、自ら~~高齢者等避難等避難準備・高齢者等避難等開始の提供、避難の勧告・指示、屋内での待避等の安全確保措置~~の~~発令指示~~を行った場合、あるいは他機関からその旨の通知を受けた場合は、関係機関に連絡する。

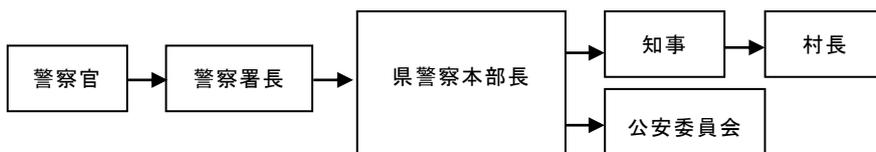
- ア 会津地方振興局及び県の出先機関
- イ 県警察本部（喜多方・猪苗代警察署）
- ウ 消防本部
- エ 避難所として利用する施設の管理者

(4) 警察官及び自衛官の報告措置

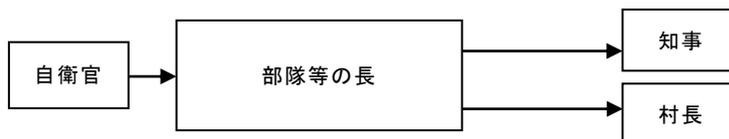
- ア 警察官の報告系統
 - (ア) 災害対策基本法に基づく措置



(イ) 職権に基づく措置



イ 自衛官の措置



4 避難情報避難勧告等の解除

村は、~~避難情報避難勧告等~~の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

<資料6-1 避難勧告等の判断基準>

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定権者

- (1) 村長（災害対策基本法第63条）
- (2) 警察官（災害対策基本法第63条、警察官職務執行法第4条、消防法第28条及び第36条）
- (3) 海上保安官（災害対策基本法第63条）
- (4) 消防吏員又は消防団員（消防法第28条）
- (5) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官（災害対策基本法第63条、上記(1)～(3)の者が現場にいない場合に限る。）
- (6) 知事（災害対策基本法第73条、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合）

2 指定行政機関等による助言

村は、警戒区域を設定しようとする場合、指定行政機関、指定地方行政機関又は県に対し助言を求めることができる。この場合、助言を求められた指定行政機関、指定地方公共機関又は県は、その所掌事務に関して必要な助言を行うこととしている。

3 警戒区域設定の時期及び内容

警戒区域の設定権者は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めた場合、警戒区域を設定する。

警戒区域の設定に当たっては、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入制限、禁止等の措置をとるものとする。

4 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告・指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知し、避難等に支障のないように措置をとるものとする。

第3 避難の誘導

1 実施機関

避難の誘導は、災害のため生命、身体の危険が予想され又は危険が迫った場合に行うものであり、住民が自主的に避難するほか、災害応急対策の責任者である村長又は避難の**勧告・指示**を発した者がその措置に当たるものとする。

2 避難情報**避難勧告等**の伝達

村は、防災行政無線と併用して、広報車による伝達や携帯電話への緊急速報メール、自主防災組織等による声かけ等、あらゆる手段を用いて避難情報が迅速かつ確実に住民に伝達できるよう体制を整備するとともに、住民に対して使用する伝達手段を周知する。

また、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じて**高齢者等避難避難準備・高齢者等避難開始**の発令等と併せて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対して周知徹底を図るものとする。

3 避難誘導の方法

避難時における混乱と事故防止のため、小中学校にあっては教職員、各施設、各団体にあってはその職員、その他一般住民については災害対策本部と消防団員が協力して実施する。

なお、避難誘導に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

- (1) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講じること。
- (2) 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し安全を期すること。
- (3) 高齢者や障がい者等の要配慮者については、適当な場所に集合させ、車両等による輸送を行うこと。
- (4) 誘導中は事故防止に努めること。
- (5) 避難誘導は受入先での救援物資の支給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。

4 避難順位及び携行品の制限

- (1) 避難順位
避難順位は、おおむね次の順序によるものとする。

- ア 傷病者
- イ 高齢者
- ウ 歩行困難な者
- エ 幼児
- オ 学童（小学生）
- カ 女性
- キ 上記以外の一般住民
- ク 災害応急対策従事者
- ケ ペット

- (2) 携行品の制限

避難に当たっては、3日分程度の飲料水及び食料、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券）、下着類1組、雨具又は防寒具、最小限の日用品（その他病人及び乳児の場合は、医薬品、衛生材料、乳製品等、小中学生の場合は教科書、最小限の文房具及び通学用品）等危険の切迫の状況にもよるが、できるだけ最小限のものとする。

5 避難道路の通行確保

警察官等避難措置の実施者は、迅速かつ安全に避難できるよう自動車の規制、荷物の運搬等を制止するなど通行の支障となる行為を排除、規制し、避難道路の通行確保に努めるものとする。

第4 要配慮者対策

1 情報伝達体制

- (1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

- (2) 在宅者対策

村は、直接、有線電話あるいは防災行政無線等を活用するとともに、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者及びその家族に対して避難等の

情報伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に当たり、聴覚障がい者については音声以外の方法を活用するよう配慮する。

(3) 診療所利用患者等対策

診療所等施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員及び患者等に対し、避難等の情報伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に当たり、患者に対しては、過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

(4) 外国人に対する対策

村は、県と連携のもと、ラジオ、テレビ等のマスメディア等を通じ多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

2 避難及び避難誘導

(1) 社会福祉施設対策

社会福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき職員が入所者を避難所に誘導する。

避難誘導に当たっては、他の施設及び近隣住民等の協力を得て、入所者の避難誘導を行うものとする。

また、入所者の実態に即した避難用の器具等を用いるものとし、老人デイサービスセンター等の利用施設においても同様に配慮する。

(2) 在宅者対策

村は、消防本部、消防団、民生委員・児童委員及び自主防災組織の協力を得て、避難所に誘導する。避難誘導に当たっては、避難行動要支援者の実態に即した避難用の器具等を用いるものとする。

(3) 診療所利用患者等対策

診療所等施設の管理者は、消防計画による組織体制に基づき、職員が、また、必要に応じて、他の診療所等から応援を得て、患者の避難誘導を行うものとする。

避難誘導に当たっては、患者の実態に即した避難用の器具等を用いるものとし、避難所としては、医療・救護設備が整備された施設等とする。

(4) 外国人に対する対策

村は、消防本部、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、外国人の避難誘導を行うものとする。

第5 帰宅困難者対策

1 情報の提供

村は、災害発生時において、被災した帰宅困難者の迅速な把握に努めるとともに、帰宅困難者の不安を取り除きパニックを防止するため、必要な情報を提供する。

2 避難対策の実施

(1) 村は、代替交通手段を確保し、帰宅が可能な者については、できる限り帰宅させる方向で対処する。

(2) 村は、徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難な者に対しては、旅館やホテルの借り上げによる一時的な避難所の手配を実施する。

第6 広域的な避難対策

1 広域避難の実施

大規模災害により市町村域を超えた広域的な避難を行う必要があった場合、村は、県の調整及び支援のもと、広域避難を実施する。

広域避難に当たっては、同一地域コミュニティ単位で避難所に入所できるよう、住民に対して避難先の割り当てを周知するとともに、避難するための手段を持たない被災者のために、県と協力し、指定公共機関等への要請により輸送手段を調達する。

また、開設した避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努めるものとする。

2 広域避難の受入れ

村は、県の要請に応じて広域避難の受入れを行うものとし、この場合、避難所の開設や被災市町村と協力して避難所の運営を行う。

3 社会福祉施設等の広域避難

社会福祉施設の入院入所者などを広域避難させる場合は、県が関係団体と十分に連携して、社会福祉施設等があらかじめ策定した広域避難計画に基づき、受入元と受入先の病院、施設間の連絡調整を行うとともに、入院患者や入所者の症状に応じた輸送手段を確保し、広域避難計画の実施に当たる。

4 広域避難者の情報の共有

村は、広域避難者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すこと、また、住民や他の市町村等からの問い合わせに迅速に対応することができるよう、国及び県の協力のもと、避難者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村の間で共有する仕組みの整備に努めるものとする。

第7 安否情報の提供等

1 照会による安否情報の提供

村は、災害が発生した場合において、被災者の安否に関する情報について照会があったときは、回答することができる。その際は、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することがないように配慮する。

(1) 安否情報照会に必要な要件

- ア 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他照会者を特定するために必要な事項
- イ 被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- ウ 照会をする理由
- エ 上記アに係る運転免許証等法律又はこれに基づく命令の規定により交付された本人確認書類の提示又は提出

(2) 提供する安否情報

- ア 被災者の同居の親族である場合
被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先
- イ 被災者の親族（上記ア以外）又は職場の関係者その他の関係者である場合
被災者の負傷又は疾病の状況

- ウ 被災者の知人その他安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合
被災者について保有している安否情報の有無

2 被災者の同意又は公益上必要と認める場合

村は、被災者が照会に際してその提供について同意をしている安否情報については、同意の範囲内で提供することができる。

また、公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、被災者に係る安否用法を提供することができる。

第10節 避難所の設置・運営

~~【住民課、総務企画課、商工観光課、教育課】~~

災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、災害の状況に応じ、あらかじめ指定した避難所を開設し、適切に運営する。

第1 避難所の設置

1 実施機関

- (1) 避難所の設置は、村長が実施する。
- (2) 本村限りで措置不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を求めて実施する。
- (3) 大規模災害などで市町村間を超える広域避難が必要となり、村で開設する避難所だけでは避難者を受け入れることができない場合、村は相互応援協定等により受入先となる市町村に避難所の開設を要請する。

なお、県域が広範囲にわたって被災し、受入先の市町村で開設する避難所だけでは避難者の受入能力が不足する場合は、県が自ら避難所を設置することができる。

2 村長の措置

村長は、あらかじめ指定避難所を定めておくとともに、避難所用消耗品調達先、器物借上先等を消耗器材調達先帳簿により把握しておき、災害が発生し、避難所を設置した場合は、速やかに被災者にその場所等を周知させ、受け入れるべき者を誘導し、保護に当たる。

また、あらかじめ避難所の開設や運営方法を明確にしたマニュアルの作成に努めるものとする。

(1) 避難所の開設

原則として、あらかじめ定めた避難所の中から災害の態様に配慮し、安全適切な場所を選定して避難所を開設するとともに、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。

また、避難所を設置した場合は、各避難所に維持、管理のための責任者として村の職員を配置し、避難所の運営を行うものとする。

さらに、避難者に係る情報の把握に努めるとともに、次の事項を含む開設報告及びその受入状況を毎日県に報告し、必要帳簿類を整理する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び受入人員
- ウ 開設期間の見込み

(2) 避難所の周知

避難所を開設した場合において、速やかに地域住民に周知するとともに、県等の関係機関に連絡する。

(3) 避難所における措置

避難所における救援措置は、おおむね次のとおりとする。

なお、避難の長期化に際しては、避難所における生活環境整備、また、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

- ア 被災者の受入れ

- イ 被災者に対する給水、給食措置
 - ウ 負傷者に対する医療救護措置
 - エ 被災者に対する生活必需品の供給措置
 - オ 被災者への情報提供（必要に応じて、避難所にラジオ、テレビ等の災害情報を入手する機器及び電話、FAX等の通信機器の設置を図ること。）
 - カ その他被災状況に応じた応援救援措置
- (4) 県有施設の利用
被災者を一時的に受け入れるため、必要に応じて県有施設の一部の利用を要請するものとし、施設管理者は、村長が行う受入活動に協力する。
なお、施設管理者は、受入れの用に供する施設の部分を明示して提供するものとし、受け入れた被災者の管理は、村長が実施する。
- (5) 整備帳簿類
避難所を設置した場合、必要な帳簿類を整備し、その状況を記録する。
- (6) その他の施設の利用
村長は、あらかじめ指定した避難所で不足する場合は、県と連携のもと、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を開設する。

- <資料6-3 避難施設一覧>
- <様式8 避難所受入者名簿>
- <様式9 避難者カード>
- <様式10 避難所設置及び受入状況>
- <様式11 避難所受入台帳>
- <様式12 避難所用物品受払簿>
- <様式13 避難所開設用施設及び器物借用簿>

第2 避難所の運営

1 避難所の運営主体

- (1) 避難所には、災害対策本部等との連絡調整や避難者への情報提供を行うために必要な連絡手段を備え、避難所等の運営管理を行う職員を派遣し、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じて他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- (2) 村は、自治会、婦人会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て避難所の運営を行うものとする。なお、学校が避難所となった場合には、災害発生の初期の段階など必要に応じて、明確な任務分担のもとに教職員等の人的支援体制を確立し、避難所の運営を行うものとする。
- (3) 自治会、婦人会、自主防災組織、ボランティア等は、避難所の運営に関して村に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により秩序ある避難生活を送るよう努めるものとする。
- (4) 避難所においては、被災者が自主的、自発的に避難所の運営組織を立ち上げ、避難所生活のルール作りや生活環境を向上するための活動を行えるよう、村や施設管理者が支援を行うものとする。また、自主運営組織を立ち上げる際には、女性の参画を求めるとともに、若年、高齢者等の意見を反映できるものとする。
- (5) 避難所は、地域の防災拠点としての性格も合わせ持つことから、避難していないが、ライフラインの支障などにより物資の確保が困難な被災者への物資の配付拠点となることも考慮して避難所の運営を行うものとする。

2 住民の避難先の情報把握

村は、大規模災害発生後に広域的に避難した住民の所在と安否を確認するとともに、支援制度の案内などを確実に伝達するため、避難先を把握する体制を早期に整備する。

3 避難所での生活が長期化する場合の対策

(1) 設備の整備

村は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保、避難所の情報支援拠点化等、長期化に伴う生活環境の改善対策を講じるものとする。

- ア 畳、マット、カーペット
- イ 間仕切り用パーティション
- ウ 暖房機器
- エ 洗濯機・乾燥機
- オ 仮設風呂・シャワー
- カ 仮設トイレ
- キ テレビ・ラジオ
- ク インターネット端末
- ケ 簡易台所、調理用品
- コ その他必要な設備・備品

(2) 環境の整備

避難の長期化に伴うニーズに対応し、プライバシーが確保された女性専用ルームや相談ルーム、また、避難者同士の交流場所となる談話室や児童生徒等の学習場所等を設置するなど、避難者の人権に配慮した環境作りに努めるものとする。

4 要配慮者対策

(1) 避難所のユニバーサルデザイン化等

障がい者や高齢者、女性等の生活面での障害が除去され、ユニバーサルデザインへの配慮がなされていない施設を避難所とした場合には、だれもが利用しやすいよう、速やかに多目的用トイレ、スロープ等の仮設に努めるものとする。

また、一般の避難所に、高齢者、乳幼児、障がい者等の要配慮者が避難することとなった場合には、介助や援助を行うことができる部屋を別に設けるなど、要配慮者の尊厳を尊重できる環境の整備に努めるものとする。

(2) 医療・救護、介護・援護措置

村は、医療・救護を必要とする者については、医療・救護活動のできる避難所に避難させるものとする。

また、介護や援護を必要とする者については、個人・団体のボランティアに介護や援護を依頼するとともに、避難所にヘルパーを派遣する。

(3) メンタルヘルスケアの実施

村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、避難所で生活する児童や高齢者等の要配慮者に対して、保健師等による巡回健康相談及び指導、精神科医等によりメンタルヘルスケア（相談）を行うものとする。

(4) 栄養・食生活支援の実施

村の保健師等は、妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者等について栄養相談を実施するとともに、特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

また、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ県や関係団体等と連携して栄養管理に

配慮した食品の提供及び給食、炊き出し等を実施する。

(5) 施設・設備の整備

村は、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。

5 指定避難所以外の被災者への支援

(1) 在宅被災者への支援

村は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者に対しても、避難所において食料や生活必需品、情報の提供を行うものとする。

(2) 指定避難所以外の施設に避難した場合の支援

村は、関係機関等との連携、連絡先の広報等を通じるなどの方法を講じ、指定避難所以外の施設等に避難した被災者の避難状況を速やかに把握し、食料・飲料水、生活必需品等を供給するとともに、施設管理者の了解が得られれば避難所として追加指定する。

なお、災害対策活動の拠点となる施設（役場等）に避難した者については、各種の支援措置の円滑化を確保する観点からも、指定避難所に移転するよう求めるものとする。

第11節 医療（助産）救護

【住民課】

大規模な災害発生時には、広域あるいは局地的に、医療（助産）救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されるため、災害時における救急の初動態勢を確立し、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も早い医療（助産）救護活動を実施する。

第1 医療機関の被害状況等の収集及び把握

村は、医療機関の活動状況を住民にいち早く提供するため、喜多方医師会等と連携し、村内の医療機関の被害状況等を速やかに収集・把握する。

本村における医療機関の被害状況及び活動状況は、会津保健福祉事務所が一元的に管理し、県へ報告することとされており、この場合において、医療機関は救急医療情報システムやFAX等により報告を行うものとするが、有線回線が不通となり会津保健福祉事務所に連絡がとれない場合は、県総合情報通信ネットワーク等により報告を行うものとする。

なお、県は、収集した医療機関の被災状況及び活動状況を、村及び関係機関に伝達するとともに、報道機関等を通じて住民に情報提供を行うこととしている。

<資料7-1 村内医療機関等一覧>

第2 医療（助産）救護活動

1 実施体制

村は、自ら救護班を編成するとともに、必要に応じ喜多方医師会等の協力を得て、医療救護班を編成し、災害の程度に即応した救護活動を行うものとする。

また、被害が甚大化し、災害救助法が適用された後に医療（助産）救護の必要があると認められるとき、又は災害の程度により村の能力では十分でないとき認められるときは、県に対し医療（助産）救護の要請を行うものとする。

2 救護所の設置

村は、災害の規模、災害者等の状況により、医療（助産）救護の必要を認めたときは、次の場所に救護所を設置し、救護活動を行うものとする。

- (1) 避難所（被災地付近の学校及び公民館等。なお、福祉避難所においては、継続的な医療ケアを必要とする要配慮者の避難が想定されることから、迅速適切な医療救護活動が行われるよう特に配慮する。）
- (2) 災害現地
- (3) 医療機関

3 医療（助産）救護活動の実施

医療救護班は、福島県災害救急医療マニュアルに基づき、被災状況に応じて、速やかに被災地内で医療（助産）救護活動を行うとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣を要請する。

- (1) 医療救護班の編成

医療救護班の数及び分担区域については、災害の程度に応じて村長が決定するが、原

則として、医師1名（班長）・看護師又は保健師1名・連絡員1名の3人体制とする。

(2) 医療救護班の活動

- ア 診療（検案・身元確認を含む。）
- イ 応急処置、その他の治療及び施術
- ウ 分娩の介助及び分娩前後の処置
- エ 薬剤又は治療材料の支給
- オ 医療施設への搬送要否（主に重症患者）の決定
- カ 看護
- キ その他医療救護に必要な措置

(3) 医療機関による医療及び助産

医療救護班による救護ができない場合、又は医療救護班による診療所等医療機関において救護を行うものとする。

(4) 整備帳簿類

村は、医療（助産）救護活動を実施した場合は、必要な帳簿類を整備し、その状況を記録する。

(5) 医療（助産）救護実施状況の報告

医療救護班の編成出動及び医療（助産）救護実施状況等については、報告事項発生の都度県に報告する。

<様式14	医療（助産）救護班出動編成表>
<様式15	医療（助産）救護活動記録簿>
<様式16	医療（助産）救護班診療記録簿>
<様式17	医薬品衛生材料受払簿>
<様式18	救護班医薬品衛生材料使用簿>
<様式19	医薬品衛生材料等引継書>
<様式20	医院、診療所医療実施状況>
<様式21	助産台帳>

第3 傷病者等の搬送

1 傷病者等の搬送

(1) 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長は、医療救護及び助産救護の介護を行った者のうち、更に医療行為を必要とする重症の患者等については、後方医療機関へ搬送する必要があるか否か判断する。

(2) 傷病者搬送の要請

医療救護班の班長は、村、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。また、重症者等の場合は必要に応じて、県消防防災ヘリコプター、県ドクターヘリの手配をするほか、必要に応じて自衛隊等の保有するヘリコプターの手配を要請する。

(3) 傷病者の後方医療機関への搬送

- ア 重症者等の搬送は、救急医療情報センターの情報等をもとに、原則として基幹災害拠点病院や二次保健医療圏単位に設置されている地域災害拠点病院へ行うものとする。
- イ 重症者等の後方医療機関への搬送は、原則として消防本部が実施する。ただし、消防機関の救急車両が確保できない場合は、県、村及び医療機関等で確保した車両により搬送する。
- ウ 傷病者搬送の要請を受けた県、村及びその他関係機関は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえ、受入先医療機関を確認の上、搬送する。

エ 道路の損壊等の場合又は遠隔地への搬送の場合においては、県消防防災ヘリコプターにより実施するほか、必要に応じて自衛隊等のヘリコプターにより実施する。

2 医療スタッフ等の搬送

村は、医療（助産）救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班等の搬送に当たっては、搬送手段の優先的な確保など特別な配慮を行うものとする。

<資料7-2 災害拠点病院等>

第4 医薬品等の確保

1 医薬品の調達

村は、救護活動に必要な医薬品等については、村内の医薬品販売店に対して協力を要請するほか、「福島県災害時医薬品等供給マニュアル」により、県に供給要請を行うものとする。

2 血液製剤の確保

村は、住民の献血による血液の確保に努めるとともに、必要に応じて県に支援を要請する。

第5 人工透析の供給確保

人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して行う必要があることから、村は、県の協力のもと、人工透析医療機関の活動状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び医療機関等へ提供するなど受療の確保に努めるものとする。

第12節 緊急輸送対策

~~【住民課、総務企画課、建設課】~~

緊急輸送の実施に当たっては、輸送路等を確保するとともに、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行うものとする。

第1 緊急輸送の範囲

1 災害救助法による救助実施の場合の輸送の範囲

災害救助法による輸送の範囲は、次に示すとおりであるが、災害の応急対策の段階に応じて、緊急輸送活動の対象を広げていくものとする。

- (1) 被災者の避難（被災者の避難の副次的輸送を含む。）
- (2) 医療及び助産における輸送
- (3) 被災者の救出のための輸送
- (4) 飲料水の供給のための輸送
- (5) 救済用物資の運搬のための輸送
- (6) 死体の捜索のための輸送
- (7) 死体の処理（埋葬を除く。）のための輸送
- (8) その他、特に応急対策上必要と認められる輸送

2 緊急輸送活動の対象

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 緊急車両及び航空機等の活動に必要な燃料

(2) 第2段階

第1段階に加え、次のとおりとする。

- ア 食料、水等生命の維持に必要な物資
- イ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ウ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

第2段階に加え、次のとおりとする。

- ア 災害復旧に必要な人員及び物資
- イ 生活必需品

3 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行うものとする。

- (1) 人命の安全

- (2) 被害の拡大防止
- (3) 災害応急対策の円滑な実施

第2 緊急輸送路の確保等

1 緊急輸送路の情報の共有

村は、緊急援助物資等の円滑な輸送のため、村内の交通事情の実態を把握するとともに、通行可能な道路の情報を県に集約し、輸送に当たる運送事業者に交通情報を提供する。

また、必要に応じて、道路のネットワークを考慮した緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を受けるものとする。

2 資機材の確保

村は、障害物除去、応急復旧のため、村所有の資機材の確保を図るものとする。

また、関係団体との連絡を密にして使用可能な建設機械等の把握を行うとともに、民間所有の応急復旧用の資機材の確保について、県等と調整を図るものとする。

3 緊急輸送路の確保

村は、災害応急対策に要する輸送の確保を図るため、各道路管理者と連携のもと、民間建設業者等に応援を求め、所管道路における被害箇所の速やかな復旧を図るものとする。

- (1) 復旧に当たっては、応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送路に指定された第1次確保路線から開通作業を実施し、交通の確保を図るものとする。

なお、地域によって第1次確保路線から確保することが困難な場合は、第2次確保路線以下の路線から確保する。

また、被害の状況により指定路線の確保が困難な場合は、指定路線以外の道路で、緊急輸送路として確保が必要な道路の開通を図り、緊急輸送路を確保する。

- (2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

なお、運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行うものとする。

4 陸上輸送拠点の確保

村は、災害時応援協定による民間倉庫やあらかじめ指定されている物資受入拠点の管理者の協力を得ながら、物資集積、荷さばき、保管のための輸送施設の確保を図るものとする。

なお、東日本大震災の経験に鑑み、民間倉庫の在庫管理ノウハウの活用を図ることが被災者への支援物資の効率的な配付につながることから、極力民間倉庫の利用を優先する。

5 ヘリコプター臨時離着陸場の確保

村は、災害時の航空輸送を円滑に行うため、ヘリコプター臨時離着陸場を確保する。

<資料8-1 緊急輸送路指定路線>

<資料8-2 ヘリコプター臨時離着陸場>

<資料8-3 物資の集積予定地>

第3 輸送手段の確保

1 村有保有車両の利用

村は、災害発生時において、輸送に必要な車両は、各課において保有する車両を利用す

る。また、各課において、車両が不足する場合においては、総務企画課において集中して管理している車両を利用する。

2 民間業者への協力要請

村は、あらかじめ定めた民間協力業者へ支援を要請し、車両を調達する。

3 県への要請

村は、必要な車両等の確保が困難なときは、県に対して要請及び調達・あっせんを依頼する。

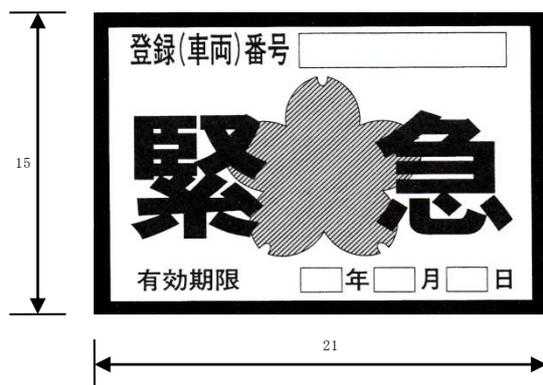
4 緊急通行車両等の確認

村は、県又は公安委員会（県警察本部又は喜多方・猪苗代警察署）に対し、災害対策基本法施行令第32条の2第2号に掲げる緊急通行車両であることの申出を行い、緊急通行車両と確認されたときは、標章及び証明書の交付を受けるものとする。

交付を受けた標章については、当該車両の前面の見やすい箇所に表示するものとし、証明書については、当該車両に備え付ける。

なお、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して災害対策基本法施行令第33条第1項に定める確認がされる。

標章及び証明書の様式



- 備考1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、「登録（車両）番号」並びに「年」「月」及び「日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を講ずるものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		
年 月 日		
緊急通行車両確認証明書		
知事		印
公安委員会		印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所	()局 番
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

(備考)用紙は、日本工業規格A5とする。

- <資料8-5 村所有車両調>
- <様式24 輸送記録簿>
- <様式25 燃料及び消耗品受払簿>
- <様式26 修繕費支払簿>

第13節 警備活動及び交通規制措置

~~【住民課、総務企画課、建設課、消防団】~~

大規模災害の発生時においては、様々な社会的混乱や道路交通を中心とした交通混乱が予測されるため、関係機関との連携のもとに、住民の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり及び交通秩序の維持等に努めるものとする。

第1 警備活動

村は、喜多方警察署及び猪苗代警察署と緊密な連絡をとるとともに、消防機関の協力を得て、災害発生時における避難措置、保安、犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会公共の秩序の維持に関する事項等が円滑に行われるよう努めるものとする。

また、災害発生時の被災地周辺における住民の動向等を把握し、流言飛語の防止に努め、極力治安の維持に努めるものとする。

第2 交通規制措置

1 被害状況の把握等

村は、管内交通事情の実態の把握に努めるとともに、関係機関と連絡を密にし、その状況を随時喜多方・猪苗代警察署に伝達する。

2 被災地域への流入抑制と交通規制の実施

(1) 被災区域等への流入抑制

災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合、公安委員会は次により、緊急交通路の確保を図るものとする。

- ア 混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制を実施する。
- イ 流入抑制のための交通整理、交通規制については、関係都道府県と連絡をとりながら広域的に行う。

(2) 交通規制の方法等

ア 標示の設置による規制

公安委員会は、災害が発生し又は発生しようとしている場所及びこれらの周辺の区域又は区間の道路の入口やこれらと交差する道路との交差点付近に災害対策基本法施行規則第5条に規定する「標示」を設置し、車両の運転手等に対し緊急交通路における交通規制の内容を周知する。

イ 現場の警察官の指示による規制

緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により規制を行う。

ウ 迂回路対策

警察本部は、幹線道路等の通行禁止を実施する場合は、必要な場合において、迂回路を設定し、迂回誘導のための交通要点に警察官等を配置する。

エ 広報活動

警察本部は、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ居住者等に広く周知する。

「標示」の様式



(備考)

- 1 色彩は、文字、経線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位は、cmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

3 交通規制時の車両の運転者の義務

災害対策基本法の規定による、災害時における車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- (1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに、当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- (2) 上記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- (1) 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (2) 上記(1)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (3) 上記(1)及び(2)を警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊の

自衛官及び消防吏員の職務の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

- (4) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めときは、道路管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置等を要請することができる。

第14節 防疫及び保健衛生

~~【住民課、建設課】~~

災害による被災者の病原体への抵抗力及び被災地の衛生環境の低下を防止するとともに、避難所あるいは仮設住宅等での生活における保健指導、災害によるストレス等に対する精神保健指導を行い、被災者の健康の維持を図るものとする。

第1 防疫活動

1 防疫組織

村は、県に準じ災害防疫対策本部を設置し、又はこれに準じた防疫組織を設け、管内の防疫対策の企画、推進に当たるものとする。

2 予防教育及び広報活動

村は、県の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは衛生組織その他関係団体を通じて住民に対する予防教育を徹底するとともに、報道機関を活用して広報活動を強化する。その際特に社会不安の防止に留意する。

3 感染症予防委員

感染症予防委員は、各行政区の保健協力員を充て、防疫活動に従事できる体制をとるよう指導する。

4 被害状況の把握

村は、被害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、防疫薬剤等の調達の参考に資するものとする。

5 消毒の実施

- (1) 消毒の実施は、知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行うものとする。
- (2) 村は、薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足する場合は県にあつせんを要請する。

6 ねずみ族昆虫等の駆除

- (1) ねずみ族昆虫等の駆除は、知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、厚生労働省令の規定に従い行うものとする。
- (2) 薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認の上、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

7 生活の用に供される水の供給

- (1) 村は、知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給を開始し、給水停止期間中継続する。
- (2) 生活の用に供される水の供給方法は、容器による搬送、ろ過器によるろ過給水等現地の実情に応じ、適切な方法によって行うものとする。この際、特に配水器の衛生的処理に留意する。

- (3) 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

8 臨時の予防接種

臨時の予防接種は、予防接種法第6条の規定による知事の命令に基づき実施するものとし、実施に当たっては、ワクチンの確保など迅速に行い、時期を失しないよう措置する。

9 患者等に対する措置

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに県が入院を勧める。

なお、交通途絶等のため感染症指定医療機関に受け入れることが困難な場合は、なるべく近い被災地域内の適当な場所に設置する臨時の入院施設に入院することとする。ただし、やむを得ない理由によって感染症指定医療機関への入院をすることができない病原体保有者に対しては、自宅隔離を行うこととする。

10 避難所の防疫指導等

避難所は、施設の設定が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を受け入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、発生の原因となることが多い。このため、県防疫担当職員の指導のもとに防疫活動を実施する。この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導を徹底する。

11 報告

(1) 被害状況の報告

警察、消防等の諸機関、地区の衛生組織その他の関係団体の緊密な協力を得て被害状況を把握し、被害状況の概要、患者発生の有無、ねずみ族昆虫類駆除の地域指定の要否、災害救助法適用の有無、その他参考となる事項について、速やかに会津保健福祉事務所長を経由して知事に報告する。

(2) 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、防疫活動状況報告（昭和45年5月10日衛発第302号公衆衛生局長通知様式5）に記載する事項を毎日知事へ報告する。

<資料9-1 消毒薬剤所要量の算出方法>
<様式27 市町村別被害（調査）票>
<様式28 防疫活動状況報告書>
<様式29 防疫業務完了報告書>

第2 保健活動

1 食品衛生監視

村は、必要に応じ、県に対して次の活動支援を要請する。

- (1) 炊き出し等の食品の監視指揮及び試験検査
- (2) 飲料水の簡易検査
- (3) その他の食品に起因する危害発生の防止

2 栄養指導

(1) 栄養指導班の編成及び派遣

村は、災害の状況により栄養指導班を編成し、災害被災地に管理栄養士を派遣したり、県の保健指導班と連携して、避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の栄養・食生活支援を行うものとする。

(2) 栄養指導活動内容

ア 食事提供(炊き出し等)の栄養管理指導

設置した炊き出し実施現場を巡回して炊き出し内容等の確認を行い、必要に応じて実施主体や給食業者等への提案、助言、調整等の栄養管理指導を行うものとする。

イ 巡回栄養相談の実施

避難所、仮設住宅及び被災家庭等を巡回して、被災者の健康状態、食料の共有状況等を把握しながら栄養相談を実施する。

ウ 食生活相談者への相談・指導の実施(要配慮者への食生活支援)

妊産婦、乳幼児、虚弱高齢者、歯科的な問題を抱えた者、糖尿病や食物アレルギー等で食事療法が必要な者について栄養相談を実施するとともに、特別用途食品の手配や、調理方法等に関する相談を行うものとする。

エ 特定給食施設等への指導

被害状況を把握するとともに、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理用の問題を生じないように指導し、給食の早期平常化を支援する。

3 保健指導

村の保健師・栄養士等は、災害の状況によっては、避難所、被災家庭、仮設住宅等を巡回し、県が実施する食品衛生監視活動及び栄養指導とあわせ、被災者の健康管理面からの保健指導を行うものとする。

この場合、福祉関係者、かかりつけ医師、かかりつけ歯科医師、歯科医師会、訪問看護師、ケアマネージャー、ヘルパー、民生委員、地域住民との連携を図りながら、コーディネートを行い、効果的な巡回健康相談、口腔ケア等を実施し、要配慮者をはじめとする被災者の健康状況の把握に努めるものとする。

4 精神保健活動

(1) 精神科医療体制の確保

ア 災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要請

村は、災害の状況に応じ、県に対し、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣を要請する。

イ 被災者のメンタルヘルスケア

村は、被災者となることで顕在化する精神保健上の問題に対応するため、早期に避難所に相談員やヘルパー等を派遣、常駐させるよう努め、被災者のメンタルヘルスの把握を図るものとする。

また、必要に応じ、県に対し、災害派遣精神医療チーム(DPAT)による避難所等の巡回を要請し、メンタルヘルスケアを実施する。

(2) 精神科入院病床及び搬送体制の確保

村は、県の協力のもと、入院医療及び保護を必要とする被災者のための精神科病床及び搬送体制を確保する。

第3 防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

村は、災害発生後、備蓄している防疫及び保健衛生用資機材の被害状況を把握し、不足する場合は、村内の取扱業者等から必要量を確保する。村内において必要数量を調達することができない場合、又は困難な場合、県に調達を依頼する。

なお、防疫及び保健衛生用器材の備蓄及び調達については、あらかじめ計画を樹立しておくものとする。

第4 動物（ペット）救護対策

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに、避難所に避難してくることが予想される。このため、村は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正飼育に関し、県、国、獣医師会等の関係機関、団体に対して支援要請を行うとともに、連絡調整に努めるものとする。

第15節 廃棄物処理対策

【住民課】

災害により発生したごみ、し尿及び災害に伴って発生したがれきの処分等を迅速かつ的確に実施し、生活環境の保全、公衆衛生の確保、更に被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るものとする。

第1 ごみ処理

1 ごみ排出量の推定

災害時には、通常の生活ごみに加え、一時的に大量の粗大ごみやがれきが排出されるものと想定される。

村は、ごみの種類別に排出量を推定し、平常時における処理計画を勘案しつつ、作業計画を策定する。

なお、ごみ排出量の推定は、全家屋一戸当たり5 t、半壊家屋一戸当たり2 t、落下物等一戸当たり1 tを目安とする。

2 収集体制の確保

村は、喜多方地方広域市町村圏組合と連携のもと、被災等における生活環境保全・公衆衛生の緊要性を考え、平常体制に臨時雇用による人員を加えた作業体制を確立する。

さらに、必要に応じて他市町村等からの人員及び器材の応援を求め、場合によっては、他市町村のごみ処理施設等に処理を依頼するなどの方策を講じるものとする。

また、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界に対し、災害時における人員、資機材等の確保に関して迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくとともに、近隣市町村間の応援体制を整えておくものとする。

3 処理対策

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

村は、生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物について、被災地における防疫対策上、収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われることを第一に、その体制の確立を図るものとする。

(2) 粗大ごみ等

粗大ごみ及び不燃性廃棄物が大量に排出されると考えられるが、一時期の処理場への大量搬入は、その処理が困難となる場合が想定される。

村は、必要に応じて生活環境保全に支障のない場所を確保し、暫定的に積置きするなどの方策を講じるものとする。

(3) がれき等

がれき等については、原則として排出者自らが、村のあらかじめ指定する場所に搬入するが、排出者自らによる搬入が困難と判断される場合及び道路等に散在し、緊急に処理を要する場合には、村が収集処理を行うものとする。

また、がれきの処理については、原則として村又はがれきが現にある場所の施設管理者が処理することとなるため、国、県、近隣市町村及び関係者と協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図るものとする。

第2 し尿処理

1 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。

村は、上水道以外の河川等の水を確保することにより、できる限り排水機能を活用するとともに、水洗化の状況、住民数、予測被災者数等から必要な仮設トイレ数を推定しておくものとする。

し尿排出量の推定に当たっては、1人1月分42リットルあるものとし、この被災世帯の処理量の他に、焼失家屋便槽のし尿分が加わることについても考慮する。

また、浸水家屋、倒壊家屋及び焼失家屋等のくみ取り式便槽のし尿については、防疫上、できる限り早急に収集処理を行う必要があり、一時的に処理量が増加すると考えられるため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理施設においてもそれに対処できるよう予備貯留槽等の設置等に努めるものとする。

2 収集体制の確保

村は、喜多方地方広域市町村圏組合と連携のもと、収集体制の確保を図るものとする。

なお、被災地に対する平常作業からの全面応援及び近隣市町村等からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度として、また、処理場への搬入についても計画的処理を崩さないよう努力し、場合によっては、近隣市町村のし尿処理場に処理を依頼するなどの方策を講じるものとする。

また、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び仮設トイレ等を扱う民間のリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

3 処理対策

(1) 避難所でのし尿処理

水洗トイレの使用の可否等の状況によるが、村は、避難所におけるし尿処理について、原則として水を確保することにより排水処理機能を活用して、処理する。

また、必要に応じて仮設トイレを設置し、避難所の生活環境及び公衆衛生の確保を図るものとする。この場合において、仮設トイレの機種は、高齢者・障がい者等に配慮したものの選定に努めるものとする。

なお、し尿の処理に当たっては、くみ取り式便槽が設置された避難所から排出されたし尿及び避難所に設置され仮設トイレに貯留されたし尿の収集を優先的に行うものとする。

(2) 水洗トイレ対策

水洗トイレを使用している世帯にあつては、洗浄水の断水に対処するため、村は、普段から水のくみ置き等を指導しておくものとする。

また、水洗トイレを使用している団地等においては、災害により使用不能となった場合に対処するため、必要により臨時の貯留場所を設けたり、あるいは民間のリース業者等の協力を得たりして、共同の仮設トイレを設ける等の対策を講じるものとする。

第3 廃棄物処理体制の整備

1 廃棄物処理施設の確保及び復旧

(1) 事前対策

廃棄物処理施設は、設備の欠陥が生じた場合には適正な廃棄物処理が難しくなり、強いては周囲の環境汚染を引き起こすおそれがあるため、施設管理者は、普段から施設の維持管理を十分に行うものとする。

(2) 復旧対策

村及び喜多方地方広域市町村圏組合は、災害が生じた場合には、迅速にその状況を把握し、応急復旧を図るものとする。

また、被害状況が収集作業に影響を与える場合には、期間等を定めて他市町村の処理施設に処理を依頼するなどの方策をとるものとする。

なお、廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、早急に県に報告するなどの措置を講じるものとする。

2 応援体制の確保

村は、被災状況を勘案し、その区域内のごみ処理及びし尿処理が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

また、避難所等に設置する仮設トイレの十分な調達が不可能と思われる場合には、県に支援を要請する。

<資料10-1 し尿処理施設>
<資料10-2 ごみ処理施設>

第16節 救援対策

【住民課、建設課、出納室】

災害により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、飲料水、生活必需品等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅の被災者への供給にも配慮する。

第1 給水救援対策

1 飲料水供給の概要

村は、県及び国の協力を得ながら災害による被災者に対して、当初はおおむね最低1人1日3リットルの飲料水を供給し、発災後4日から7日までは10リットル、2週目は50～100リットル、3～4週目は150～200リットルを目標とし、復旧の段階に応じ漸増させ供給する。また、発災後、4週を目途に復旧し、通水を開始するよう努めるものとする。

なお、市販の容器入り飲料水の確保についても、検討を行うものとする。

2 応急給水活動

(1) 応急給水体制

村は、建設対策部建設1班で応急給水を実施する。

(2) 応急給水方法

応急給水は、自ら確保した飲料水のほか、井戸水等を活用して次の方法により実施する。

ア 給水車・給水タンク車を用いた「運搬給水」

イ 指定避難所等における「拠点給水」

ウ 通水した配水管上の消火栓等に設置された「仮設給水栓による給水」

なお、生活用水の供給方法は容器による搬送とし、住民に平素からバケツその他応急給水の受水器具を常備するよう指導し、ドラム缶、ホース等の整備について徹底を図り、給水に際しては、特に配水、受水器具の衛生的処理に留意する。

(3) 県及び水道事業者への支援要請

村は、必要に応じ、期間、水量及び方法を定めて、県に対し、他の水道事業者及び国の救援措置の連絡調整を要請する。

3 給水資機材の調達等

村は、村有資機材を活用するほか、地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。ただし、関係業者が被害を受け地域内で給水資機材を調達できない場合は、知事又は他の市町村長に対し調達のあつせんを依頼する。

4 生活用水の確保

村は、復旧活動の長期化に備え、飲料水以外の生活用水の確保に努めるものとする。

<資料11-4 応急給水>

<様式30 飲料水供給記録簿>

<様式31 給水用機械器具燃料及び浄水薬品資材受払簿>

<様式32 給水用機械器具修繕簿>

第2 食料救援対策

1 食料供給の概要

村は、備蓄食料等を活用するとともに、安全で衛生的な主要食料、副食・調味料等を調達し、被災者等に対して供給する。

また、避難の長期化に対応して、時間の経過とともにメニューの多様化、適温食の提供、栄養のバランスの確保、乳幼児や高齢者、病弱者等の要配慮者への配慮等、質の確保や、食材供給による自炊など、生活再建についても配慮する。

2 食料需要の把握

村は、避難者数、電気、水道供給停止等による調理不能者数、応急対策活動要員数等から食料の需要を予測、把握するとともに、ミルクを必要とする乳児、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

なお、食料供給実施対象者は次のとおりとする。

- (1) 避難所に受け入れた者
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者
- (3) 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- (4) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (5) 救助活動に従事する者

3 食料の調達

村は、備蓄食料のほか、小売業者を第1次調達とし、小売業者等に不足が生じた場合には、知事に対し給食を必要とする事情及び給食に必要な食料の数量を報告し、食料の供給を要請する。

なお、調達した食料については、台帳等に記入して整理するものとし、調達に当たっては、高齢者、乳幼児、傷病者等の要配慮者に十分配慮し、必要に応じて、温かいもの、柔らかいもの等、健康状態に応じた品目について考慮する。

(1) 供給品目の目安

- ア 米穀
- イ 保存食（乾パン、アルファ米、缶詰）
- ウ パン等麦製品
- エ インスタント食品、カップめん
- オ おにぎり、弁当等
- カ 粉ミルク

(2) 米穀の調達

ア 村内の米穀販売業者及び米穀提供者に対して米穀の供給を要請する。

イ 不足する場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、県を通じて、政府所有米の供給を要請する。

なお、災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、村長が必要と認めた場合には、農林水産省生産局長に対して文書により応急用食料の緊急引渡し等の要請を行うものとし、事後、知事に対して報告する。

(3) 弁当、副食、調味料、パン等の調達

弁当、副食、調味料、パン等を調達する場合は、あらかじめ協議の上、必要数量を決定し、村内の副食、調味料、パン、食品業者等から調達する。ただし、村内関係業者が被害を受けた場合は、知事又は他の市町村長に対して調達を依頼する。

4 食料の輸送

村は、原則として、調達食料及び救援食料を災害の状況によって村長が定めた指定の集積地に集め、避難所等へ輸送する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送させるなどの措置を行うものとする。

5 食料の供給

村は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等への食料の供給を行うものとし、供給を行ったものについては、台帳等に記入し、整理する。

また、高齢者、乳幼児を優先するなど、要配慮者に対し十分考慮するものとし、必要な品目、要望等については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

6 炊き出しの実施

村は、給食設備を有する施設（避難所等）及び備蓄炊飯用具により、炊き出しが可能かどうか把握し、可能な場合は避難所等の適当な場所で実施する。

また、炊き出しの際の炊事器材が不足する場合、村内民間業者等に協力を要請して確保する。

炊き出しの実施に当たっては、原則として、配給対象者、自主防災組織、**女性**消防隊が中心となって行い、状況により、地域の団体、日赤奉仕団、ボランティア団体又は自衛隊等の協力を得て実施する。

<資料1 1 - 2 食料の調達先等>

<様式3 3 食料現品給与簿>

<様式3 4 炊き出しその他による食品給与物品受払簿>

<様式3 5 炊き出し用物品借用簿>

<様式3 6 災害救助用米穀の引渡要請書>

第3 生活必需品等救援対策

1 生活必需品供給の概要

村は、備蓄物資を活用するとともに、必要な生活必需品等をあっせん又は調達し、供給する。

2 生活必需品等の範囲

生活必需品等の範囲は、次のとおりとするが、女性や乳幼児、高齢者等要配慮者については、紙おむつや生理用品等特有のニーズがあることから、それぞれのニーズを踏まえた生活必需品等の供給を行うものとする。

- (1) 被服や寝具及び身の回り品
洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
- (2) 日用品
石けん、歯磨き、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
- (3) 炊事用具及び食器
炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶碗、皿、箸等
- (4) 光熱材料
マッチ、プロパンガス等

3 生活必需品需要の把握

村は、住家被害程度別に被災者数を把握し、それをもとに、生活必需品の需要を把握する。生活必需品の供給対象者は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品をそう失、破損したため、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

4 生活必需品の調達

村は、生活必需品について、備蓄物資で対応するほか、不足する場合は、あらかじめ協定を締結した生活必需品等の販売業者から物資を調達するものとし、調達を行った物資については、台帳等に記入し整理する。ただし、村で調達が困難な場合は、県に対して調達支援の要請を行うものとする。

5 物資の集積場所

村長は、災害の状況によってその都度物資の集積場所を定め、調達した生活必需品及び県から給付を受けた生活必需品を集積する。

なお、災害の状況等によっては、調達先から直接輸送し、又は調達先の業者に輸送させる等の措置を行うものとする。

6 生活必需品の給与

村は、自主防災組織等の協力を得て、避難者等へ生活必需品を給与するものとし、給与を行った物資については、台帳等に記入し、整理する。

また、高齢者、乳幼児を優先するなど、要配慮者に対し十分考慮するものとし、品目・物品の要望については、自主防災組織、避難所の管理者等を通じて把握する。

なお、避難所においては、被災者個人への給与を十分に行うことができないことから、必要な生活必需品の給与を応急仮設住宅入居時に行うことができるものとする。

<資料 1 1 - 3 衣料、その他生活必需品の調達先>

<様式 3 7 救助物資購入（配分）計画表>

<様式 3 8 救助物資受払簿>

<様式 3 9 救助物資受領簿>

第4 支援物資等の連絡・配送体制

村は、県と連携のもと、避難所等の設置主体が異なる場合であっても、避難所等からの支援物資の要請に応じるよう努めるとともに、必要数量や在庫数料などを情報交換し、提供する物資等の品目や提供量に差が出ないように、連絡・配送体制を整備することに努めるものとする。

<様式 4 0 世帯構成員別被害者状況調>

<様式 4 1 援助物資引継書>

第5 義援物資及び義援金の受入れ

1 義援物資の受入れ

(1) 受入物資リストの作成及び公表

村は、関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望する物資等を把握し、その内容のリスト及び送付先について、村のホームページで公表するほか、県災害対策本部並びに報道機関を通じて公表する。

また、被災地の需給状況を把握し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 個人等からの義援物資の辞退

村は、東日本大震災等の教訓に鑑みて、原則として、古着などの個人からの義援物資については、受入れを辞退する。

さらに、個人以外の支援物資についても、その中身や数量、規格の統一性がないものについては、物資集約拠点における混乱をさけるため、個人からの義援物資と同様に辞退する。

なお、上記の受入れを辞退することについては、村のホームページや報道機関を通じて、速やかに公表する。

2 義援金の受入れ

村は、あらかじめ義援金の受入体制を整えておくものとする。

<様式42 義援金品受領書>

第17節 被災地の応急対策

~~【住民課、総務企画課、建設課】~~

被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

第1 被災住宅に対する応急措置及び応急復旧の指導・相談

県は、被災地において被災建築物の損壊等による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定を行うことができる専門知識を有する「建築物応急危険度判定士」及び宅地、土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成を行うとともに、災害時において判定士等を迅速かつ効果的に活用するための制度（ボランティア登録制度等）づくりを行うこととしている。

村は、県が実施する判定士制度の確立に協力するほか、災害時においては倒壊等のおそれのある建築物による事故防止のため、住民への広報活動を行うとともに、危険度判定を実施して建築物の応急措置、応急復旧に関する技術的な指導、相談等の実施に努めるものとする。

第2 障害物の除去

1 住宅関係障害物の除去

(1) 実施機関及び方法

ア かけ崩れ、浸水等によって宅地内に運ばれた障害物の除去で、次のいずれかに該当する場合は、村がその障害物の除去を行うものとし、障害物除去該当者調に記入する。

- (ア) 住民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (イ) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (ウ) その他、公共的立場から除去を必要とする場合

イ 第一次的には、村が保有する機械、器具を使用して実施するものとするが、労力又は機械力が不足する場合は、隣接市町村又は県（喜多方建設事務所（猪苗代土木事務所））に派遣（応援）要請を行うものとする。

ウ 労力又は機械力が相当不足する場合は、県を通じ、（一社）福島県建設業協会（以下この節において「県建設業協会」という。）からの資機材、労力の提供等協力を求めるものとする。

(2) 障害物の除去報告

障害物の除去の実施状況を実施の都度、障害物除去の実施状況記録簿に準じて県に報告する。

(3) 整備帳簿類

村は、住宅関係障害物の除去の実施に当たっては、必要な帳簿及び書類を整備し、記入する。

2 道路における障害物の除去

(1) 実施機関

ア 道路上の障害物の除去についての計画の実施は、道路法に規定する道路管理者が行う

ものとする。

なお、村は、国管理道路にあっては郡山国道事務所、県管理道路にあっては喜多方建設事務所（猪苗代土木事務所）へ障害物の除去を要請する。

イ 村が管理する道路の障害物の除去については、建設対策部が中心となって、他の道路管理者、警察等の関係機関と協議し、計画を定めるものとする。

(2) 障害物除去の方法

道路交通に著しい被害を及ぼしているものの除去は、それぞれの実施機関において、その所有する機械、器具、車両等により速やかにこれを除去し、交通の確保を図るものとする。

3 河川における障害物の除去

(1) 実施機関

河川区域内の障害物の除去についての計画の実施は、河川法に規定する河川管理者、水防法に規定する水防管理者（村長）・水防団長（消防団長）、消防組織法に規定する消防機関の長が行うものとする。

(2) 方法

ア 河川管理者は、河川法第22条第1項の規定による緊急措置を行うものとする。

イ 水防管理者（村長）、水防団長（消防団長）及び消防機関の長は、水防法第29条の規定による緊急措置を行うものとする。

4 除去した障害物の集積

除去した障害物で、廃棄物に該当するものについては、最終的には村の設置する廃棄物処理施設へ搬入して処分するものとするが、その他のもの及び廃棄物の一時的な集積場所は、それぞれの実施機関において次の点を考慮して確保する。

なお、村においては、廃棄物を中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うためのストックヤード等の場所を確保するため、候補地の調査を行い、所有者を把握するなど、処理スペースの確保を図っておくものとする。

(1) 交通に支障がなく、二次災害が発生するおそれのない国有地、県有地等の公共用地を選定する。

(2) 公共用地に適当な場所がないときは、私有地を使用することとするが、この場合においては、所有者との間に補償（使用）契約を締結する。

5 関係機関との連携

村は、県、国の出先機関、県建設業協会等の協力を得て、障害物の除去のための建設用資機材及び技能者等要員の調達、提供の確保に努めるものとする。

<様式43 障害物除去該当者調>

<様式44 障害物除去該当者選考調書>

<様式45 障害物除去の実施状況記録簿>

第3 災害相談対策

1 臨時災害相談所の開設

村は、災害により被害を受けた住民から寄せられる生活上の不安などの解消を図るため、必要に応じ、県と相互に連携して臨時災害相談所を設け、相談活動を実施する。

臨時災害相談所は、被災地及び避難所等に設けるものとし、被災住民の相談に応ずるとともに、苦情、要望等を聴取した結果を関係機関に速やかに連絡して早期解決に努めるものとする。

とする。

2 臨時災害相談所の規模等

相談所の規模及び構成員等は、災害の規模や現地の状況を検討して決定する。

この臨時災害相談所においては、被災者救護を実施する村、県の各部局又は国の出先機関を含む関係機関の職員が相談員として常駐し、各種相談に応ずるものとする。

3 相談業務の内容

- (1) 生業資金のあっせん、融資に関する事。
- (2) 被災住宅の修理及び応急住宅のあっせんに関する事。
- (3) 行方不明者の捜索に関する事（被災者の安否の確認に関する事。）。
- (4) その他住民の生活に関する事。

第4 応急金融対策

村は、日本銀行福島支店が社会経済の安定のために実施する応急金融措置、要請等について、村内の金融機関及び報道機関と協力して速やかにその周知徹底を図り、人心の安定及び災害の復旧に資するものとする。

第18節 応急仮設住宅の供与

【建設課】

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 応急仮設住宅の建設

1 実施機関等

- (1) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は知事が行うものであるが、戸数、場所等の建設に関する計画の立案については、村と共同して行う。
- (2) 災害救助法適用の市町村が本村のみである場合は、知事は建設を村長に委任することができる。
- (3) 村は、平時において応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や各種災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、早期に着工できるよう準備しておくとともに、応急仮設住宅を建設する場合は、建設業者への協力依頼、技術的援助等を行うものとする。
- (4) 村は、応急仮設住宅の建設に当たり、資材の調達及び要員の確保について、県を通じて(一社)プレハブ建築協会に対し、県があらかじめ締結した協定に基づき、協力を要請する。

2 応急仮設住宅入居該当者の把握等

- (1) 応急仮設住宅入居該当者の報告
村は、応急仮設住宅入居該当者調により、応急仮設住宅の入居該当者を災害発生後できるだけ早急に県に報告する。
- (2) 整備帳簿類
村は、応急仮設住宅を設置し、被災者を入居させたときは、応急仮設住宅入居者台帳に記録し、適正に保管する。

3 応急仮設住宅の運営管理

村は、県と連携のもと、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

<様式46 応急仮設住宅入居該当者調>
<様式47 応急仮設住宅該当者選考調書>
<様式48 応急仮設住宅入居者台帳>

第2 借上住宅等の提供

1 借上住宅の提供

必要な戸数の応急仮設住宅の建設を早急に行うことが困難である場合及び長期間の避難

が予想される場合等の事情がある場合、村は、県の支援のもと、公営住宅や(公社)福島県宅地建物取引業協会を通じた民間賃貸住宅の提供を検討する。この際、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。

なお、入居対象者並びに入居者の選定は、応急仮設住宅の建設に準ずるものとするが、入居先の決定に当たっては、行政サービスの提供やコミュニティの維持のため、地域単位での入居等も検討する。

2 公営住宅等のあっせん

村は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制の整備を図るものとする。

第3 住宅の応急修理

1 実施機関等

- (1) 被害家屋の応急修理に関する計画の立案と実施は、村長が行うものとする。
- (2) 災害救助法を適用した場合の被害住家の応急修理は、知事が行うものであるが、対象とする住家の選定について、村と共同して行うものとする。なお、災害救助法適用の市町村が本村のみである場合、知事は、応急修理を村長に委任することができる。

2 実施方法等

(1) 応急修理対象者

次の要件を全て満たす者とする。

- ア 半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。
- イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- ウ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。
- エ 当該災害により半壊の住家被害を受けた者（世帯）については、前年の世帯収入が次のいずれかに該当していること（大規模半壊の住家被害を受けた者（世帯）は除く。）。
 - (ア) (収入額) ≤ 500万円の世帯
 - (イ) 500万円 < (収入額) ≤ 700万円かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
 - (ウ) 700万円 < (収入額) ≤ 800万円かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

(2) 修理の範囲と費用

ア 応急修理の対象範囲は、次の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。

なお、緊急度の優先順は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理
- (イ) ドア、窓等の開口部の応急修理
- (ウ) 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- (エ) 衛生設備の応急修理

イ 費用は、災害救助法及び関係法令に定めるところによる。

(3) 応急修理の期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

<様式49 住宅応急修理該当者調書>

<様式50 住宅応急修理記録簿>

第19節 遺体の捜索・処理等

~~【住民課、消防団】~~

災害により死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない遺体については、火葬・埋葬に付し、人心の安定を図るものとする。

第1 全般的な事項

1 衛生及び社会心理面への配慮

遺体の処理は、衛生上の問題及び社会心理上の問題等を考慮し的確に行う必要がある。

そのため、収容所の設置場所の確保、開設、警察及びラジオ、テレビ等のマスコミ機関との連携による身元確認及び縁故者への連絡、身元が判明しない遺体についての火葬と段階ごとに的確かつ速やかに対応する。

2 警察、医師会及び歯科医師会との連携体制の整備

村は、多数の死者が発生した場合の検視及び身元確認を実施する警察、医師会、歯科医師会等とあらかじめ連携体制の整備を図っておくものとする。

なお、県が派遣する医療救護班においても、検案業務を行うことになっている。

3 広域的な遺体対策体制の整備

村は、死者が多数にのぼる場合、また、火葬場が被災して利用できない場合を想定し、遺体の保存のため、民間事業者の協力を得て、十分な量のドライアイス、柩、骨壺等の確保に配慮するとともに、近隣地方公共団体の協力による火葬支援体制の整備に努めるものとする。

また、必要に応じて、県に対して広域的な支援体制の調整を要請する。

第2 遺体の捜索及び収容

1 遺体の捜索

(1) 捜索活動

村は、災害救助法適用時の基準に準じて、県、警察、消防機関及び自主防災組織等の協力を得て捜索を実施する。この場合において、行方不明者の届け出等の受付窓口を明確にするとともに、窓口において、安否確認についての情報の一元化を図るものとする。

(2) 他市町村への応援要請等

村が被災し、本村限りで捜索の実施が困難な場合又は遺体が流失等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、関係市町村等に対し、捜索を要請する。

(3) 捜索状況の報告

捜索実施の都度、その状況を遺体捜索状況記録簿に準じて報告する。

2 遺体の収容

(1) 遺体の搬送

警察官による検視及び医師（医療救護班）による検案を終えた遺体は、村が県に報告の上、遺体収容所に搬送して収容する。

この際、葬祭業者との連携により、霊柩車を確保することについても考慮する。

(2) 遺体収容所の設営及び遺体の収容

ア 遺体収容所（安置所）の開設

村は被害現場付近の適当な場所（寺院、学校、公共建物、公園等収容に適当なところ）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

前記収容所（安置所）に遺体収容のための既存建物がない場合は、天幕及び幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

イ 遺体の収容

村は、収容した遺体及び遺留品等の整備について必要な事項を定めておくものとする。

3 遺体の処理

村は、災害の際死亡した遺体に関する取扱いは、災害救助法適用時の基準に準じて以下の事項について行うものとし、遺体を処理した場合は、遺体処理台帳に記録する。

- (1) 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処理（原則として医療救護班が行うものとする。）
- (2) 遺体の一時保存
- (3) 検案・身元確認（原則として医療救護班が行うものとする。）

<様式 5 1	遺体捜索状況記録簿>
<様式 5 2	遺体捜索用機械器具燃料受払簿>
<様式 5 3	遺体捜索用機械器具修繕記録簿>
<様式 5 4	遺体処理台帳>

第3 遺体の火葬・埋葬

1 遺体の火葬実施基準

村は、次のとおり、身元が判明しない遺体の火葬・埋葬を実施する。

なお、身元が判明し、災害救助法による救助でない遺体の火葬・埋葬に当たっては、火葬・埋葬許可手続きが速やかに行える体制をとるものとする。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付する場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 焼骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第縁故者に引き渡すものとする。

(2) 火葬場の調整

ア 村は、その火葬場が被災した場合、又はその処理量が多くなる場合を考慮し、近隣の市町村との連携により、少数の施設に過度に処理が集中しないよう処理量を調整し、適正な配分に努めるものとする。

イ 村は、火葬許可を出すに当たっては、所轄する火葬場又は近隣市町村の火葬場の能力、遺体の搬送距離等を勘案し、適正に処理できるよう火葬場を指示する。

2 災害救助法を適用した場合の火葬・埋葬の基準

災害救助法を適用した場合、村は、遺体の火葬・埋葬を次の基準で実施する。

- (1) 火葬・埋葬は原則として村内で実施する。
- (2) 遺体が他の市町村（法適用地外）に漂着した場合で、身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は法適用地の市町村に連絡して引き取らせるものとするが、法適用地が混乱のため引き取ることができない場合は、知事の行う救助を補助する立場において火葬・埋葬を実施（費用は県負担）する。
- (3) 遺体の身元が判明していない場合で、被災地から漂流したと推定できる場合には、遺体を撮影するなど記録した上で、上記(2)に準じて実施する。

(4) 費用・期間等

ア 次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物を持って実際に火葬・埋葬を実施する者に支給する。

(ア) 棺（付属品を含む。）

(イ) 埋葬又は火葬

(ウ) 骨つぼ又は骨箱

イ 支出できる費用

福島県災害救助法施行細則別表第1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」による。

<資料12-1 火葬場及び墓地所在地一覧>

<様式55 埋葬台帳>

第20節 生活関連施設の応急対策

~~【住民課、総務企画課、建設課】~~

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信、放送等の生活に密着した施設が被災した場合、生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きいことから、関係機関と連携のもと、速やかな応急復旧を図るための対策を確立する。

第1 上水道施設等応急対策

1 被害状況調査及び復旧計画の策定

(1) 復旧計画の策定

村は、発災後直ちに施設の被害状況調査を実施し、応急給水用飲料水の確保を行い、給水状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制及び資機材（調達方法）、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、計画的に応急復旧対策を実施する。

復旧に当たっては、緊急度の高い医療施設、災害応急・復旧対策の中核となる官公署庁舎などあらかじめ定めた重要度の高い施設を優先して行うものとする。

(2) 被害状況報告

- ア 水道施設の被害状況及び被害見込額
- イ 応急措置の状況
- ウ 応急復旧工事に要する概算見積額
- エ 応急復旧工事に要する機械の種別、調達数
- オ 所要人員の明細
- カ 飲料水の応急的給水方法
- キ その他必要と認める事項

2 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧順位等

応急復旧工事は、関係業者の協力を得て実施し、原則として次の順位で応急復旧を図るものとする。

- ア 施設等の応急復旧順位
 - (ア) 取水、導水及び浄水施設
 - (イ) 送配水施設
 - (ウ) 給水装置
- イ 配水管路の応急復旧
 - (ア) 配水池及び給水地点までの配水管
 - (イ) 医療施設等の緊急利水施設への配水管
 - (ウ) その他の配水管

(2) 応急復旧用資機材の調達

応急復旧資機材等は、原則として関係業者から調達する。

(3) 応急復旧のための支援要請

村は、資材、技術者等のあっせんを必要と認めるときは、隣接水道事業者、県等の他の機関に対して、必要とする支援内容を明らかにして支援を要請する。

3 的確な情報伝達・広報活動

村は、県及び関係機関に対し、施設の被災状況、施設復旧の完了目標等について、随時伝達するとともに、住民に対しては、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供・広報を行うものとする。

第2 下水道施設等応急対策

1 復旧計画の策定

村は、災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行うものとする。

なお、被害の状況は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等に配慮した復旧計画の策定に努めるものとする。

- (1) 応急復旧の緊急度及び工法
- (2) 復旧資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置

2 下水道施設の応急復旧

村は、災害が発生した場合、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じるものとする。

また、排水機能に支障がある施設及び二次災害のおそれがあるものについて応急復旧を行うものとする。

- (1) 要員の確保
あらかじめ定めた計画に基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図るものとする。
- (2) 応急対策用資機材の確保
施設の実情に即して、応急対策用資機材の確保を図るものとする。

3 広報

村は、施設の被災状況及び復旧見込み等について広報を実施し、利用者の生活排水に関する不安の解消に努めるものとする。

第3 その他生活関連施設の応急対策

1 その他生活関連施設の応急対策への協力等

- (1) 事業者の確保
村は、村内の事業者に対して支援を要請し、支援活動の調整を図るとともに、事業者が実施する応急復旧措置に協力する。
 - (2) 広報
社会不安除去及び二次災害防止のために必要な広報活動を行うものとする。
- ア 電力施設
- (ア) 電力施設被害状況、停電地域及び復旧見通し
 - (イ) 住民の感電事故防止事項
 - a 無断昇柱、無断工事をしないこと。

- b 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等の設備の異常を発見した場合は、速やかに会社事業所に通報すること。
- c 断線、垂下している電線には絶対に触れないこと。
- d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- e 屋外に避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- f その他事故防止のため留意すべき事項

イ ガス施設〔LPガス〕

- (ア) ガス栓、器具栓、メーターコックを閉めておくこと。
- (イ) LPガス事業者が安全を確認するまではガスを使わないこと。
- (ウ) 火災現場付近の者は、現場位置等をガス事業者に通報するとともに、ガスの取扱いに注意すること。

2 その他生活関連施設事業者による応急対策

その他生活関連施設の事業者は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講じるものとする。

- (1) 電力施設（東北電力ネットワーク(株)東北電力(株)）
- (2) ガス施設〔LPガス〕（(一社)福島県LPガス協会等）
- (3) 電気通信施設等（NTT東日本(株)東日本電信電話(株)、NTTドコモビジネス(株)エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)等）
- (4) 放送施設等（福島テレビ(株)、(株)福島中央テレビ、(株)福島放送、(株)テレビユー福島、(株)ラジオ福島、(株)エフエム福島等）

第21節 文教対策

【教育課】

災害時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策を実施する。

第1 児童生徒等保護対策

1 学校の対応

- (1) 校長は、対策本部を設置し、情報等の把握に努めるとともに、的確な指揮に当たるものとする。
- (2) 児童生徒等については、教職員の指導のもとに全員を直ちに帰宅させることを原則とする。ただし、児童生徒等のうち、障がい児については、学校等において保護者等に引き渡す。
また、交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等のうち帰宅できない者については、状況を判断し学校等が保護する。
- (3) 学校においては、初期消火、救護、搬出活動の防災活動を行うものとする。

2 教職員の対応、指導基準

- (1) 災害発生時には、児童生徒等を教室等に集めるものとする。
- (2) 児童生徒等の退避・誘導に当たっては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。
- (3) 学級担任等は、学級名簿等を携行し、災害対策本部の指示により、所定の場所へ誘導・退避させるものとする。
- (4) 障がい児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮をする。
- (5) 児童生徒等の保護者等への引き渡しについては、あらかじめ決められた引き渡しの方法で確実に行うものとする。
- (6) 遠距離通学者、交通機関利用者、留守家庭等で帰宅できない児童生徒等については、氏名・人員等を確実に把握し、引き続き保護する。
- (7) 児童生徒等の安全を確保したのち、災害対策本部の指示により防災活動に当たるものとする。

第2 応急教育対策

1 応急教育の実施

村は、県教育委員会と連携のもと、災害時において、学校教育の実施に万全を期するため、教職員、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図るものとする。

2 被害状況の把握及び報告

村は、応急教育の円滑な実施を図るため、速やかに児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を把握し、県教育委員会等に報告する。

3 児童生徒等及び教職員の心身の健康に関する実態把握及び対応

- (1) 村は、児童生徒等及び教職員の心身の健康状態について調査し、実態を把握する。
- (2) 村は、調査の結果、必要のある時は、関係行政機関や専門機関及び専門家を統括している機関との連絡体制の確立等の措置を講じるものとする。
- (3) 村は、必要に応じて県教育委員会と連携のもと、児童生徒等及び教職員の心の健康に関する相談窓口を開設するとともに、災害後も必要に応じて継続的に、児童生徒等及び教職員の心身の健康に関する実態把握をする。

4 教育施設の確保

村は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図るものとする。

なお、避難場所に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能な場合についての対応についても検討しておくものとする。

- (1) 被害箇所及び危険箇所の応急修理
被害箇所及び危険箇所は、早急に修理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。
- (2) 公立学校の相互利用
授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- (3) 仮設校舎の設置
校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。
- (4) 公共施設の利用
被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育設備、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。この場合、県教育委員会は、関係市町村等と協議して、利用についての総合調整を図ることとしている。

5 教員の確保

村は、県教育委員会と連携のもと、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、次により教員を把握し、確保する。

- (1) 臨時参集
教員は、原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で登校不能な場合は、最寄りの学校（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の別）に参集する。
 - ア 参集教員の確認
各学校においては、責任者（学校付近居住者）を定め、参集した教員の学校名、職、氏名を確認し、人員を掌握する。
 - イ 参集教員の報告
学校で掌握した参集教員の人数等については、県教育委員会（義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）を通じて県教育委員会（教育総務課）に報告する。
 - ウ 県教育委員会の指示
村は、県教育委員会の指示に基づき、教員の配置等を行うものとする。
 - エ 臨時授業の実施
通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整えるものとする。
- (2) 退職教員の活用
災害により教員の死傷者が多く、平常授業に支障を来す場合は、退職教員を臨時に雇用するなどの対策を立てるものとする。

災害の程度	応急教育実施の場所	教育実施者確保の措置
1 校舎の一部が使用不能の場合	(1) 特別教室、屋内体育館等を使用すること。 (2) 二部授業を行うこと。	ア 欠員者の少ない場合は、学校内で調整すること。 イ 管内隣接校からの応援要員の確保を考慮すること。
2 校舎が全部被害を受けた場合	(1) 公民館、公会堂等の公共施設を利用すること。 (2) 隣接校の校舎を利用すること。 (3) 神社、仏閣等の利用を行うこと。 (4) 黒板、机、腰掛等の確保計画を策定すること。	ウ 管内隣接校の協力を求めること。 エ 短期、臨時的にはPTAの適当な者の協力を求めること（退職教員等）。
3 特定の地域全体について相当大きな被害が発生した場合	(1) 校舎が住民避難場所に充当されることも考慮すること。 (2) 上記(1)の場合は隣接校又は公民館等の公共施設の使用計画をつくること。 (3) 応急仮校舎の設置を考慮すること。	欠員（欠席）が多数のため、イ、ウの方途が講じられない場合は県教育委員会に要請し、県において配置するよう要請する。 長期にわたり多数の教員に欠員が生じた場合に直ちに対処できるよう調査をしておくとともに、その欠員状況に応じ補充教員を発令するか、他県の協力を要請するかについて考慮しておくものとする。
4 村内全域に大きな被害が発生した場合	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設を利用すること。	

6 学用品等の確保

(1) 学用品の確保のための調査等

村は、応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量を調査し、購入配給計画を策定するとともに、県教育委員会へ報告する。

また、調査の結果、教科書等の学用品の確保が困難な場合は県教育委員会へ支援を要請する。

(2) 学用品の給与

学用品の給与に当たっては、救助物資の場合と同様に実施する。

7 避難所として使用される場合の措置

学校は教育の場としての機能とともに、避難所としての機能も有するが、学校は基本的には教育施設であることに留意する必要がある。

このため、村は、教育機能維持と施設の安全性の視点から使用施設の優先順位について事前に協議し、その結果を学校管理者に通知しておくものとする。

避難所が設置された以降は、学校機能部分と避難所部分を明示するとともに、避難所運営についての学校側の担当職員を定め、村の職員、地域住民等と協議を行いながら、避難所の運営に当たっていくものとする。

8 児童生徒等のメンタルヘルス対策

学校等の機能が再開した場合において、大規模災害によって不安定になりがちな児童生

徒等に対し、カウンセラーを学校等に派遣し、心のケアを行うものとする。

9 入学料等の免除

被災によって入学料等の免除等が必要と認める者については、関係条例及び規則の定めるところにより、入学料等を免除するなどの特別措置を講じるものとする。

<様式56 学用品購入（分配）計画表>

<様式57 教科書購入（配分）計画表>

<様式58 被災教科書調及び教科書学用品交付簿>

第3 文化財の応急対策

村は、文化財が被災した場合、文化財保護指導委員、文化財パトロール員等と連携のもと、被害状況を調査するとともに、県教育委員会へ報告をする。

また、報告の結果を受けた県教育委員会の指導のもと、以下の応急措置を速やかに実施し、本修理に備えるものとする。

なお、あらかじめ関係機関及び所有者等と協議して、適宜、防災診断等を行うなど、予防及び応急対策の計画を立て、迅速に対応できる体制を確立しておくものとする。

- (1) 被害の大小にかかわらず、文化財の周囲に防御柵を設けるなどして、現状保存を図れるよう措置する。
- (2) 被害が大きい場合は、損壊の拡大防止措置とともに、安全措置を優先的に講じるよう措置する。
- (3) 建造物等が被災した場合は、崩壊損壊・崩落する危険性が高いが、被害の程度によっては復旧が可能であることから、部材の保全に留意する。
- (4) 美術工芸品が被災破損した場合は、状況を確認の上、現状保全に努めるとともに専門家の指導を仰ぎ処置する。また、美術工芸品の保管場所が損壊した場合には、所有者・管理者と速やかに連絡をとり合い、管理体制及び保管環境の整った公共施設に一時的に保管させる措置を講じるものとする。

<資料13-1 北塩原村指定重要文化財一覧>

第22節 要配慮者対策

【住民課、教育課】

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者(児)及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。

このため、本章第9節「避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等に努めるものとする。

第1 要配慮者に係る対策

1 要配慮者の安全確保措置等

- (1) 非常災害の発生に際しては、平常時より在宅保健福祉サービス等の提供を受けている者に加え、災害を契機に新たな要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、災害発生後の時間の経過の各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供を行っていく必要がある。このため、村は、以下の点に留意し、民生委員・児童委員の協力を得ながら、要配慮者の所在の把握に努めるとともに、要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ、以下の措置をとるものとする。
 - ア 避難所及び福祉避難所へ移動すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅保健福祉ニーズの把握に努めること。
- (2) 村は、要配慮者に対する保健福祉サービスの提供を、遅くとも発災1週間後を目途に組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、全ての避難所を対象として、要配慮者の把握調査を開始する。
- (3) 村は、避難の長期化等必要に応じて、健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事提供等の栄養管理を配慮した物資の調達に努めるものとする。なお、要援護者要配慮者のうち避難所等への移動が困難であり、自宅待機をせざるを得ない場合においては、食料や物資等の供給についての支援体制を構築する。
- (4) 村は、上記の措置を実施するに当たって、必要に応じて県に対して支援を要請する。

2 避難行動要支援者の避難支援

村は、避難行動要支援者避難支援プランによる避難行動要支援者名簿、又は在宅保健福祉サービス利用者、一人暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿を利用することなどにより、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努めるものとする。

- (1) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

ア 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、特に必要があるときは、その同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避

難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断することに留意する。

イ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等が受けられる場合、それらの者にも名簿情報を提供することができる。

また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むものとする。

ウ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無にかかわらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられるため、これらの者が適正な情報管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講じるものとする。

(2) 避難行動要支援者の安否確認の実施

避難行動要支援者の安否確認に当たっては、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、実施する。

(3) 避難行動要支援者の引継ぎ

村は、避難行動要支援者の避難について、避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、次の事項に配慮した運営に努めるものとする。

また、避難場所等において、避難行動要支援者及び名簿情報が避難支援等関係者から避難場所等の責任者に適正に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うとともに、その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう配慮する。

3 福祉避難所の設置及び移送

(1) 福祉避難所の設置

村は、関係機関と連絡をとり、福祉避難所の開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

(2) 福祉避難所への移送

ア 避難場所から避難所への移送

要配慮者を速やかに避難場所から避難所へ移送できるよう、あらかじめ運送事業者と要配慮者の移送について、協定の締結を推進する。

また、発災後においては、要配慮者の移送の責任者となった者が中心となって、あらかじめ定めた全体計画に基づき、避難場所から要配慮者を移送する。

イ 避難所から福祉避難所への移送

村は、避難所における要配慮者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行うものとする。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障がいなどにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討するものとし、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努めるものとする。

第2 社会福祉施設等に係る対策

1 社会福祉施設等への支援

村は、県の協力のもと、次の点に重点を置いて社会福祉施設等の支援を行うものとする。

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者に要請すること。
- (2) 復旧までの間、水、食料品等の必須の日常生活用品の確保のための措置を講じること。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含め、マンパワーの確保に努めること。

2 社会福祉施設等における対策

- (1) 被災社会福祉施設等においては、本章第9節「避難」で定める避難誘導等により、速やかに入所者の安全の確保を図るものとする。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、施設の機能を低下させない範囲で、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努めるものとする。
- (3) 被災社会福祉施設等は、水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、村、県等に支援を要請する。

第3 障がい者及び高齢者に係る対策

村は、避難所や在宅における要配慮者に係る対策に加え、以下の点に留意しながら障がい者及び高齢者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努めること。
- (2) 掲示板、広報誌、パソコン、FAX等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、テレビ放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- (3) 避難所等において、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等の人材について迅速に調達を行うこと。
- (4) 関係業界、関係団体、関係施設を通じ、供出への協力要請を行うなど当該物資の確保を図ること。
- (5) 避難所や在宅における障がい者及び高齢者に対するニーズ調査を行い、介護職員等の派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講じること。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握

村は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行うものとする。

- (1) 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、村に対して通報がなされるような措置を講じること。
- (2) 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行うこと。
- (3) 避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族に提供すること。
- (4) 孤児、遺児等保護を必要とする児童を発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設への受入れや里親への委託等の保護を行うこと。

また、孤児、遺児については、県における母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、社会保険事務所における遺族年金の早期支給手続きを行うなど、社会生活を営む上での経済的支援を行うこと。

2 児童のメンタルヘルスキアの確保

村は、被災児童の精神不安定に対応するため、県（保健福祉部）等関係機関との連携のもと、児童相談所において、メンタルヘルスキアを実施する。

3 児童の保護等のための情報伝達

村は、県と連携のもと、被災者に対して掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行うものとする。

第5 外国人に係る対策

1 避難誘導

村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災行政無線を活用して、外国語による広報を実施し、外国人に対する避難誘導を行うものとする。

2 安否確認

村は、安否についての相談窓口を設置するとともに、必要に応じて語学ボランティア等の協力を得ながら、住民票等を活用した外国人の安否確認に努めるものとする。

3 情報提供

(1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

村は、避難所や在宅の外国人の生活を支援するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した生活情報の提供や、チラシ、情報誌等の発行、配布を行うとともに、必要に応じて県へ支援を要請する。

(2) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

村は、県と協力のもと、外国人への的確な情報伝達のため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用し、外国語による情報提供に努めるものとする。

4 相談窓口の開設

村は、必要に応じ、県と連携のもと、語学ボランティアの協力を得て、外国人の「相談窓口」を設置するなど、生活相談に応じる体制を整備する。

第23節 ボランティアとの連携

【住民課、商工観光課】

村内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、防災関係機関だけでは、十分に対応することができないことが予想されるため、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。

なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

また、公共職業安定所を通じて供給可能な労務者を確保し、労務供給の万全を期するものとする。

第1 ボランティア団体等の受入れ

1 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等の活動内容は、主としては次のものが想定される。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 医療、看護
- (4) 高齢者介護、看護補助、外国人への通訳
- (5) 清掃及び防疫
- (6) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 建築物及び土砂災害危険箇所の応急危険度判定
- (9) 無線による情報収集及び伝達
- (10) 被災ペットの救護活動

2 ボランティアの受入れ

大災害が発生した場合、村は、県と連携のもと、ボランティアを必要とする応急対策の内容及び場所の把握に努め、日本赤十字社福島県支部奉仕団、各種ボランティア団体等からの協力申し入れ等があった場合には、迅速かつ的確に受け入れるものとする。

なお、ボランティアの受入れ、活動調整等については、北塩原村社会福祉協議会をはじめ、県社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部、県内のボランティア団体等へ協力を依頼するとともに、一般ボランティアのコーディネートを行うボランティアセンターを設置し、対応に当たるものとする。

また、組織化されていないボランティアの受入れに当たっては、ボランティアが居住している市町村において、各市町村の社会福祉協議会等を窓口として取りまとめ、一定の組織化を行った上で、被災地へボランティア派遣の申出を行う、あるいは地域におけるコーディネート機能を有するボランティア団体に窓口を依頼するなど、県及び関係市町村と連携のもと、効率的な活用を図るものとする。

3 情報提供

村は、ボランティア団体等を迅速かつ的確に受け入れるため、災害対策本部の中にボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動場所等についての情報提供に努めるものとする。特に、発災直後においては、県及

び近隣市町村並びに報道機関の協力を得て、最優先に求められるボランティア活動内容等についての情報提供を行うものとする。

4 活動拠点等の提供

村は、災害時において、必要に応じてボランティアの活動拠点となる施設を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

5 ボランティア活動保険の加入促進

村は、ボランティア活動保険への加入について、広報等を通じて呼びかけるものとする。

第2 労務の供給

村は、災害発生時に公共職業安定所を通じて供給可能な労務者を確保し、労務供給の万全を図るものとする。

労務提供者を雇用する場合は、労務内容、労務期間、集合場所、賃金等を明確にした書類により、喜多方公共職業安定所長に要請する。

なお、労務者に支払われる賃金は、当該地域の同一職種に従事する一般民間賃金を基本として、公共職業安定所の意見を聞いた上で決定するものとし、労務者に支払う賃金は、原則として日払いとする。

第24節 危険物施設等災害応急対策

~~【住民課、建設課、消防団】~~

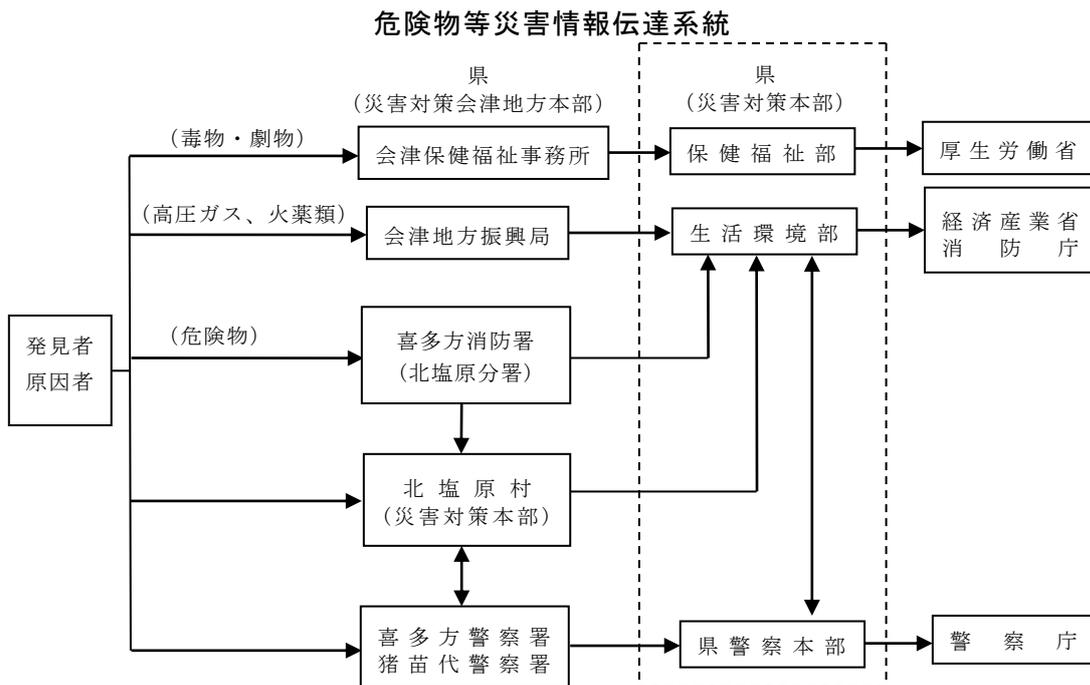
災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他毒・劇物による事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるものとする。

第1 災害時における緊急措置

1 災害情報の収集及び報告

村長は、被災現地に職員を派遣することなどにより被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害発生時の報告を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うものとする。

なお、村及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集 火災・災害等即報要領に基づく通報」及び「同集 火薬類・高圧ガス事故通報」により連絡する。



2 災害の拡大防止対策

村は、県、消防本部等と連携のもと、関係法等の定めにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講じるものとする。

3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、県、消防本部、警察等関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

4 消防応急対策

消防機関は危険物火災の特性に応じた消防活動を迅速に実施する。

5 避難対策

村長は、喜多方・猪苗代警察署と協力し、避難のための付近住民退去の指示、勧告、避難所への受入れを行うものとする。

6 交通応急対策

村は、各道路管理者、警察その他関係機関と連携し、消防活動の円滑化及び緊急輸送の確保のため、被災危険物取扱施設近辺の交通対策に万全を期するものとする。

7 社会混乱防止対策

村は、県、消防本部、報道機関等と連携のもと、危険物施設の被災による不安、混乱を防止するため、相互に協力して、広報車又は各種広報媒体による広報活動を行うものとする。

8 危険物施設等における応急対策

次の危険物施設等の事業者は、それぞれの定める防災業務計画等に基づき、被害状況の早期把握と迅速な応急復旧措置を講じるものとする。

- (1) 危険物取扱事業者
- (2) 火薬類施設の製造業者、販売業者及び消費者
- (3) 高圧ガス製造者（貯蔵所を含む。）
- (4) 毒物劇物取扱事業者

<資料2-5 危険物施設>

<資料2-6 危険物貯蔵施設一覧>

第2 危険物等の大量流出に対する応急対策

村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、関係機関と協力し、直ちに環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じるものとする。

また、環境モニタリングの結果を受け、水質事故（油や毒物流出等）等による環境の悪化が認められる場合は、関係機関と協力して必要な措置を講じ、危険物の流出による二次災害の防止に努めるものとする。

第25節 水害・土砂災害応急対策

【住民課、総務企画課、建設課、消防団】

水防法（昭和24年法律第193号）の趣旨に基づき、洪水や地震による堤防等の損傷が発生した場合等における水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、必要な事項を定め、これらの調整及び円滑な実施を図るものとする。

また、土砂災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、関係機関の緊密な連携のもとに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

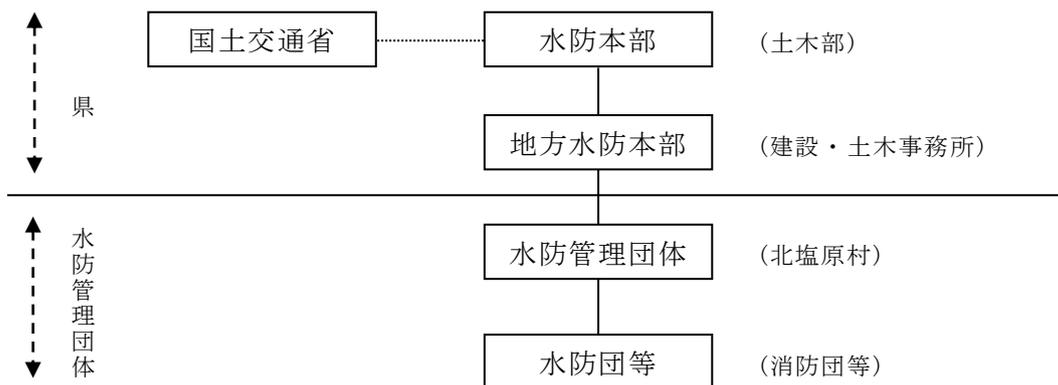
第1 水害応急対策

1 水防の責任

- (1) 水防管理団体の水防責任
水防管理団体（村）は、水防法第3条の規定により、その区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。
- (2) 県の水防責任
県は、水防法第3条の6の規定により、県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

2 水防組織

- (1) 水防組織の概要
ア 県と水防管理団体（村）は、水防事務の円滑な執行を図るため、それぞれ下記の表に示す水防組織を設置し、相互の組織間においては正確かつ迅速な連絡を行い、的確な水防活動の実施に資する。



イ 各水防組織の役割

- (ア) 水防本部
県内の水防事務を総括する（気象、被害、水防活動等に関する情報の収集、連絡、広報等の業務）。
- (イ) 地方水防本部
地方の水防事務を総括する（水防管理団体及び水防本部との連絡、被害・水防活動状況等の把握、水防作業の応援指導等、水防管理団体の行う水防作業の円滑な推進に資する業務）。

(ウ) 水防管理団体（村）

村の水防事務を総括する（地方水防本部との密接な連絡のもとに、水防団（消防団）（以下、この節において「水防団」という。）への出動指令（水防法第17条）、他の水防管理者等の応援要請（同法第23条）、決壊の通報（同法第25条）、避難立ち退きの指示（同法第29条）等の業務を実施）。

ウ 水防組織間の連絡

(ア) 水防本部からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防管理団体（村）に連絡する。

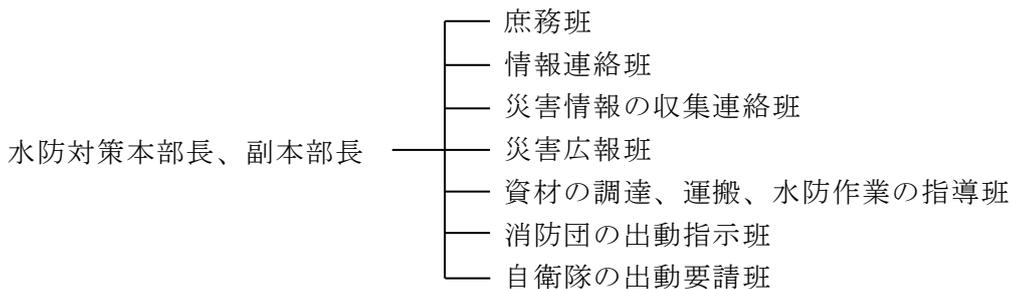
(イ) 水防管理団体（村）からの連絡は、原則として地方水防本部を通じ水防本部に連絡する。ただし、緊急連絡等やむを得ない場合はこの限りではない。

(ウ) 水防管理団体（村）は、水防団等の活動状況を常に掌握し、的確な連絡体制をとる。

(2) 村の水防組織

村は、水防に関係のある気象通報等により、洪水のおそれがあると認められるときから、洪水等の危険が解除されるまで、次の組織（水防対策本部）で事務を処理する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

北塩原村水防組織（水防対策本部）



水防非常配備基準及び体制

種 別	配 備 体 制	配備につく時期
第1次 配備体制	少数の人員で、主に気象・水位情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに招集その他活動ができる体制	今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を実施するに至るまでには時間的余裕があると認められるとき。
第2次 配備体制	所属職員の約半数を動員し、水防活動をする事態が発生したときには対応可能な体制	水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき。
第3次 配備体制	所属職員の全員を動員する完全な水防体制	甚大な被害の発生のおそれがあり、第2次配備体制では処理しがたいと考えられるとき。

- (1) 水防非常配備編成課員は、常に気象の状況の変化に注意し、水防非常配備が発令されれば直ちに出勤できるよう備えなければならない。
- (2) 開庁時外の第1次配備体制発令後は、できる限り外出を避け自宅に待機するとともに、常に居場所を明確にしておくものとする。
- (3) 水防非常配備編成課員の勤務体制は、交替者と引継ぎを完了するまでとする。
- (4) 状況によっては、上位の体制に直ちに移行する場合がある。

3 水防活動

(1) 河川等の巡視、状況報告

村は、危険を未然に発見するため、水防巡視責任者及び水防巡視者をおく。

水防巡視責任者は、消防分団長とし、各分団長はあらかじめ巡視者を定めるものとする。

ア 水防巡視者は、気象通報等があったときは、担当区域を巡視し、河川の状況を水防巡視責任者を通じて水防対策本部に報告する。

イ 水防巡視責任者は、警戒すべき水位以上に達したときは、常時、河川を巡視し、水防活動を必要とする30分前に河川の状況とその活動時刻を水防対策本部に報告する。

ウ 水防対策本部は、速やかに地方水防本部に報告するものとし、緊急を要する場合には、直ちに水防信号により水防団を招集する。

(2) 雨量、水位等の情報通報

気象通報等の受取者は、水防関係機関から通報を受けた次の情報について、その都度速やかに水防対策本部に通報する。

ア 福島県気象情報（福島地方気象台発表）

イ 気象注意報・警報・特別警報（福島地方気象台発表）

また、福島県総合情報通信ネットワークによる気象情報、福島県河川流域総合情報システムによる河川情報についても、適時通報する。

(3) 水防団等の活動

ア 水防団等の出動

村は、次の事態が発生した場合には、水防法第17条の規定により、水防に関する業務を担う水防団等に出動命令を発し、速やかに非常配備につかせるものとする。

(ア) 水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき。

(イ) 所轄河川等が警戒すべき水位に達するなど、治水上の危険が生じたとき。

(ウ) 水防法第16条による水防警報が発表されたとき。

(エ) その他地方水防本部からの指示があったとき。

イ 水防作業上の留意事項

水防団等は、以下の留意事項に留意し、水防活動を行うものとする。

(ア) 水防団員は、出動後は部署を遵守すること。

(イ) 作業中は上司の命令に従い、団体行動をとり、常に所在を明らかにすること。

(ウ) 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確及び慎重を期し、住民を動揺させるような言動はしないこと。

(エ) 洪水時において堤防に異常が起きる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大のとき又はその前後である。しかし、法崩れ、陥没等は減水時に生ずる場合が多いので、洪水の最盛期を過ぎても十分減水するまでは慎重に警戒すること。

(オ) 地震後の水防活動については、堤防の漏水、沈下の状況に特に留意するものとし、河川の水位に応じ被害の拡大を防止すべく適切な措置を講ずるものとする。

水防団の出動段階

活動段階	活動内容	指令の発せられる時期
第一段階 待機	<ul style="list-style-type: none"> 水防団の足止めを行うもの <p>水防団の本部を事務局に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努めるとともに、一般団員は、直ちに次の段階に入れるよう準備する。</p>	おおむね水防に関する気象情報が発せられ、洪水が予想される場合
第二段階 準備	<ul style="list-style-type: none"> 水防活動の準備を通知するもの <p>水防団の本部は、水防資器材の整備・点検、団員の配備計画に当たる。 また、ダム・水門等水防上重要な工作物のある箇所及び堤防の巡視等に一部の団員を出動させる。</p>	おおむね、河川の水位が指定水位に達し、なお上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予想される場合
第三段階 出動	<ul style="list-style-type: none"> 水防団の活動を通知するもの <p>水防団の団員全員が所定の場所に集合して警戒配備につき、必要に応じ水防活動を実施する。</p>	おおむね河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがある場合
第四段階 解除	<ul style="list-style-type: none"> 水防活動の終了を通知するもの <p>人員を確認し、水防活動の内容を本部に報告の上、解散する。</p>	おおむね水防警報等が解除され、かつ河川が警戒水位以下に減ずるなど、水防上の危険が解消された場合

※地震により堤防の漏水、沈下等被害が発生した場合、又はそのおそれが大きな場合は、上記に準じ指令を発するものとする。

ウ 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、福島県水防信号規則に基づき、次により行うものとする。

- (ア) 第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- (イ) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (ウ) 第3信号 村の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (エ) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせるもの

区分 方法	警鐘信号			サイレン信号(余いん防止附)				
	第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○—	15秒 休止	5秒 ○—	15秒 休止
第2信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約5秒 ○—	6秒 休止	5秒 ○—	6秒 休止	5秒 ○—
第3信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	約10秒 ○—	5秒 休止	10秒 ○—	5秒 休止	10秒 ○—
第4信号	乱打			約1分 ○—	5秒 休止	約1分 ○—		
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとする。							

(4) 優先通行及び緊急通行

ア 優先通行

水防用に供する緊急用車両が水防法第18条による優先通行を行うときは、所定の標識（昭和24年福島県告示第483号）を掲げるほか、道路交通法の定めるところによる。

イ 緊急通行

水防団等は、水防上緊急の必要がある場合には、水防法第19条の定めに基づき一般の交通の用に供しない道路等を通行することができる。

(5) 被害軽減等の措置

村は、破堤・越水等の甚大な被害が発生し、又はそのおそれがある場合、地方水防本部と協力して応急措置を講じ、被害の拡大を最小限にとどめるように努めるものとする。

(6) 応援要請等

ア 地方水防本部への支援要請

村は、水防活動を確保するため必要があるときは、地方水防本部に職員の派遣等の支援を要請する。

イ 警察官への援助の要求

村は、水防法第22条の規定に基づき、喜多方警察署長又は猪苗代警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

ウ 他の市町村への応援要請

村は、水防法第23条の規定に基づき、他の市町村に応援を求めることができる。

エ 民間団体への応援要請

村は、水防活動を確保するため必要があるときは、民間団体へ応援を求める。

オ 応援要請権者

上記アからエの応援要請等の権限を行使するものは、水防対策本部長とする。

(7) 公用負担と費用負担

ア 公用負担

水防のため必要があるときは、村及び水防団等は、水防法第28条の規定により、次の権限を行使することができる。ただし、損失を受けたものに対しては、時価により損失を補償しなければならない。

(ア) 必要な土地の一時使用

(イ) 土石、竹林、その他の資材の使用

(ウ) 車両、その他の運搬具又は器具の使用

(エ) 工作物その他の障害物の処分

イ 費用負担

村がその所轄区域の水防に要した費用は、水防法第41条の規定により、村が負担する。ただし、他の市町村に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた市町村との間で協議して定めるものとする。

(8) 決壊・避難のための立ち退き通報

ア 決壊等の通報

村は、堤防が決壊し、又はこれに順ずる事態が発生した場合には、水防法第25条の規定に基づき、直ちにその旨を地方水防本部及び氾濫が見込まれるほかの市町村に連絡する。

イ 決壊後の措置

村は、堤防等の施設が決壊した場合においても、水防法第26条の規定に基づき、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

(9) 避難のための立ち退き

村は、氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、水防法第29条の規定による立ち退き又はその準備を指示するとともに、その旨を喜多方警察署又は猪苗代警察署に通報する。

(10) 水防活動の報告

村は、洪水等により水防活動を実施したときは、水防活動終了後、速やかに水防活動実施報告要領により、地方水防本部へ報告する。

第2 土砂災害応急対策

1 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、市町村ごとに、土砂災害の急迫した危険を予想するため土砂災害発生危険基準（以下「CL」という。）を設定し、当該区域に係る60分間積算雨量及び土壌雨量指数の予測が継続してCLを超え、土砂災害発生の危険性が高まったときには、**避難指示避難勧告**等の判断に資するため、福島地方気象台と県が共同して、県内市町村に土砂災害警戒情報を発表するものである。

(1) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

- ア 県と気象台が共同して作成・発表する情報である。
- イ 市町村長が**避難指示避難勧告**等を発令する際の判断基準や住民の自主避難の参考となるよう発表する情報である。
- ウ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。
- エ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象台が提供する降雨予測を利用する。
- オ 対象とする土砂災害は降雨から予測可能な「土石流」及び「集中的に発生する急傾斜地崩壊」である。
- カ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐため、精密な実況雨量を把握する必要があるため、気象台雨量観測所や解析雨量に加え、県が設置した雨量観測所の雨量情報を活用する。

(2) 土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

ア 発表基準

大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したとき、又は達するおそれがあるとき。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合、県と気象台は、福島県土砂災害警戒情報に関する実施要領に基づき、基準を取り扱う。

	震度5強の地域	震度6弱以上の地域
暫定割合 (通常基準に乗じる割合)	8割	7割

イ 解除基準

CLを下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき。

ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壌雨量指数の状況を鑑み、県と気象台が協議の上、解除する。

(3) 利用に当たっての留意点

- ア 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発

表するもので、個別の災害発生箇所・時間・規模を詳細に特定するものではないことに留意する。

イ 土砂災害警戒情報の対象とする災害は、技術的に予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

ウ 村長が行う**避難指示避難勧告**等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を発令の判断材料としつつ、急傾斜地の崩壊や土石流の発生など土砂災害の特性、局所的な地形・地質条件等の要因、気象や土砂災害などの収集できる情報、**避難指示避難勧告**等の対象区域などを踏まえ、総合的な判断をして**避難指示避難勧告**等の発令を行う必要がある。

(4) 土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報の伝達系統は、本章第2節第1「気象通報等の伝達」の「気象通報等の伝達系統」による。

また、県は、土砂災害警戒情報を発表した市町村に対し、建設事務所を經由して電話・FAXによる伝達確認を行う。

(5) 村の情報伝達

村は、国、県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、必要事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体等へ伝達するとともに、**避難情報に関するガイドライン避難勧告等の判断・伝達マニュアル**に基づき、**避難指示避難勧告**等を発令し、住民へ迅速かつ的確に伝達する。

2 土砂災害緊急情報

土砂災害緊急情報は、土砂災害防止法第28条及び第29条に基づき、国及び県が、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難の勧告・指示の判断に資するため土砂災害緊急情報として市町村に通知するものである。

(1) 調査結果の通知

ア 国は、河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を県及び村に通知する。また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県及び村に通知する。

イ 県は、地すべりによって重大な土砂災害が発生するおそれがある場合に実施した緊急調査の結果を村に通知する。また、土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変わったと認めるときについても、この結果を村に通知する。

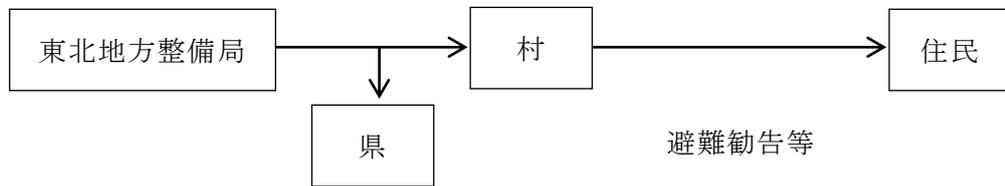
(2) 村の情報伝達

村は、国及び県からの土砂災害緊急情報及び県と福島地方気象台からの土砂災害警戒情報に基づき、**避難指示避難勧告**等発令の時期を判断し、住民へ迅速かつ的確に伝達する。

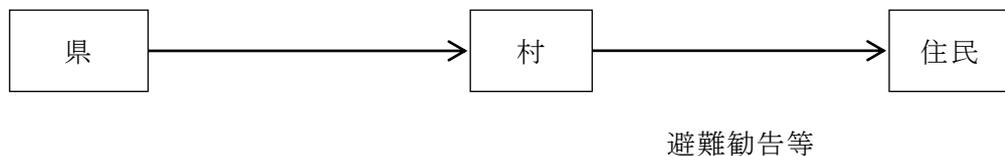
住民は、村が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、村や近隣住民と連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加するなど、防災に寄与するよう努めるものとする。

土砂災害緊急情報の伝達フロー

- ア 国が緊急調査を行う場合
河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合は国が行う。



- イ 県が緊急調査を行う場合
地すべりの場合は県が行う。



3 土砂災害・斜面災害応急対策

(1) 応急対策の実施

- ア 村は、住民等から土砂災害等の通報を受けたとき及びパトロール等により土砂災害等を確認したときは、県及び関係機関へ連絡する。
また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、県及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、住民に対する避難の**勧告**・指示及び避難誘導等を実施する。
- イ 住民は、土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認したときは、遅滞なく村長、警察官等へ連絡する。

(2) 要配慮者に対する配慮

村は、土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、迅速かつ的確に避難情報等を伝達し、消防本部、喜多方・猪苗代警察署、民生委員・児童委員、北塩原村社会福祉協議会、自主防災組織等と協力して、避難支援活動を行うものとする。

(3) 土砂災害等の調査

- ア 村は、土砂災害等の被災状況を把握するため、国及び県と連携のもと、被災概要調査を実施し、被害拡大の可能性について確認する。
被害拡大の可能性が高い場合、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。
被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。
なお、重大な土砂災害が想定される場合は、上記2のとおり、緊急調査を実施することとなっている。
- イ 国及び県は、被災概要調査結果及び状況の推移について、村を含めた関係機関等に連絡する。また、緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第31条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として村に通知する。
- ウ 村は、土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移について、関係住民等に

伝達する。

(4) 応急対策工事の実施

村は、国及び県と連携のもと、被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

応急対策工事の実施に当たっては、ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

(5) 避難の~~勧告~~・指示等の実施

村は、土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難の~~勧告~~・指示及び避難誘導等を実施する。

また、異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配置や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

＜資料6－2 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制＞

第26節 雪害応急対策

~~【住民課、建設課、関係各課】~~

雪害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、雪害の拡大防止と被災者の救助救護を実施するとともに、被害の発生を最小限にとどめるため、雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断して速やかに災害応急活動体制を確立し、総合的な雪害対策を実施する。

第1 雪害対策活動

1 道路交通確保対策

村は、関係機関と連携のもと、次のとおり雪害時における道路交通の確保対策を実施する。

(1) 道路除排雪対策

道路除排雪事業の総合的な実施及び円滑な処理の実施を促進するため、道路除排雪対策協力会を置き、道路除排雪事業の実施に関する事項を協議し、処理する。

(2) 除排雪時路上駐車排除等対策

道路の除排雪作業を円滑に行うため、交通の妨害となっている路上駐車を排除し、除排雪作業を阻害するような駐車をさせないことにより、積雪地における道路交通を確保するよう、「除雪時路上駐車排除等対策要綱」に定める対策措置を行うものとする。

(3) 交通情報の収集及び提供

警察署及び各道路管理者と連携し、交通情報の収集と提供を行うものとする。

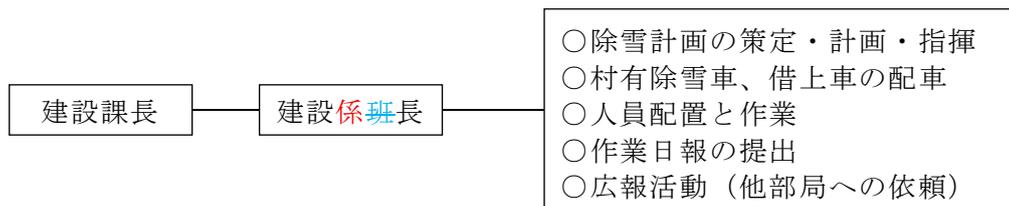
(4) 交通規制等

本章第13節第2「交通規制措置」に準じて必要な交通規制を行うものとする。

(5) 道路除排雪の実施

各年度において定める「除雪事業計画概要」に基づき、道路除排雪を実施し、情報施設により道路情報を提供する。

ア 組織



イ 除雪出動体制移行要領

(7) 通常体制

路上積雪深5～10cm以上を確認した場合、村道の除雪を行う体制に入るものとする。

(1) 非常体制

a 警戒体制

積雪量30cm以上を確認し、引き続き降雪のおそれがある場合は、幹線道路集落間及び集落内の除雪を実施する。

(a) 情報連絡の強化

(b) 除雪機械の手配

(c) 除雪作業の強化

b 緊急体制

積雪量がおおむね1 mを突破した場合、除雪関係機関と連絡を図り、除雪体制を強化するとともに、村長は、必要に応じて雪害対策本部を設置し、雪害対策に当たるものとする。

(6) 車両の立ち往生への対応

平成26年2月の豪雪の際、国道を中心に車両の立ち往生が発生したことから、迅速な道路情報の提供に努めるとともに、運転者等のための避難所を必要に応じて設置する。

また、道路状況により立ち往生車両に運転者等が残された場合には食料の提供などを行うものとする。

(7) バス運行の安全対策

バス事業者は以下の事項に留意し、利用者の輸送確保に努めるものとする。

- ア 防滑チェーン等を装着し、注意運転を行うほか、状況によっては運行を休止すること。
- イ 雪害等により正常運行が不可能となった路線については、現地の状況を把握し、関係機関と連絡をとりつつ、措置方法を決定し、運行の早期復旧に努めること。

2 通信確保対策

(1) 通信の確保

村は、雪害による設備の被害を最小限にとどめ、迅速な復旧作業を図るため、災害復旧体制の早期確立等を図るものとする。

(2) 孤立集落等への情報提供

村は、県と連携のもと、孤立した集落及び孤立の可能性のある集落などに対し、集落に整備された防災行政無線や衛星携帯電話などの通信手段を用いて、適宜情報提供を行うものとする。

3 被害状況等の収集、報告

村は、本章第2節「災害情報等の収集伝達」に基づいて被害調査、報告を行うものとする。

第2 応急活動体制

1 活動体制

(1) 北塩原村豪雪対策本部の設置

村は、災害対策本部の設置に至らない場合において、「北塩原村豪雪対策本部設置要綱」に基づき、豪雪時における村機能の維持、道路交通の確保及び住民生活の安定並びに被害防止を図ることを目的に、北塩原村豪雪対策本部（以下「豪雪対策本部」という。）を設置する。

ア 設置基準

豪雪対策本部は、次の各号のいずれかに該当する場合に設置する。

- (ア) 大雪警報が48時間以上継続して発表された場合
- (イ) 北塩原村が設置した各観測所のいずれかにおいて、積雪量が1.2mを超えた場合、又は1日の降雪量が0.7mを超えた場合
- (ウ) その他、豪雪対策本部長が必要と認めた場合

イ 所掌事務

豪雪対策本部は、次の各号に掲げる事項等について対策を協議、検討する。

- (ア) 道路交通手段の確保及び調整

- (イ) 高齢者等災害弱者世帯等の豪雪対策
- (ウ) 消防水利の確保対策
- (エ) 公共施設の安全確保対策
- (オ) その他雪対策に関すること。

ウ 組織等

豪雪対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- (ア) 豪雪対策本部長は村長とし、豪雪対策副本部長は副村長及び教育長とする。
- (イ) 豪雪対策本部の本部員は各課長、室長及び事務局長・会計管理者とする。

エ 協力団体

豪雪対策本部は、豪雪対策に万全を期すため、次の各号に掲げる豪雪対策協力団体を置くものとする。

- (ア) 北塩原村消防団
- (イ) 北塩原村行政区長会
- (ウ) 北塩原村商工会
- (エ) 会津よつば農業協同組合北塩原支店
- (オ) 裏磐梯観光協会

オ 会議

豪雪対策本部の会議は、豪雪対策本部長が必要に応じて招集する。

豪雪対策本部長は、必要と認めるときは、豪雪対策本部会議に豪雪対策本部以外の職員、その他の関係者を出席させることができる。

カ 庶務

豪雪対策本部の庶務は、住民課において処理する。

(2) 住民等への周知

村は、豪雪対策本部を設置した場合は、村議会、雪害対策協力団体及び関係機関に対して速やかにその旨を通知し、連絡を密にして豪雪対策に当たるものとする。

2 県への支援要請

村は、以下に掲げる事項により、本村限りで豪雪対策を行うことが不可能となった場合は、県と協議を行い、豪雪対策の支援を要請する。

また、必要に応じ、県に対して職員の派遣を要請する。

- (1) 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊又はその危険性が増大した場合
- (2) 平年孤立したことの無い集落が交通途絶し、孤立化した場合
- (3) なだれ発生により、人命及び住家被害が発生した場合
- (4) 除排雪の量が平年と比べ極端に多くなった場合
- (5) 特殊な技術、装備、資機材を投入しなければ、豪雪対策が困難である場合

＜資料1-3 北塩原村豪雪対策本部設置要綱＞

第3 地域ぐるみの除排雪

1 地域ぐるみの除排雪の効果的な推進

村は、次の事項について十分協議・調整の上、地域ぐるみの除排雪の効率的な推進に努めるものとし、この場合、自主防災組織と緊密な連携をとるものとする。

- (1) 一斉に除排雪を行う場合は、時間、排雪場所、その他の経路等について、降積雪状況、地域の実情等に即した実施計画を立案し、住民に対してその内容の周知徹底を図るもの

とする。

- (2) 除排雪場所や機械等の確保のために、地域における関係機関、建設業者等に対して、場所、機械等の提供について積極的な協力を求めるものとする。

2 行政と住民組織との作業連携、情報連絡等

雪害時においては、村、県、他市町村、自主防災組織、ボランティア等の連携作業により、相互に情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図るものとする。

第4 雪害時における避難対策

1 避難及び避難所の設置・運営

避難及び避難所の設置・運営については、本章第9節「避難」及び第10節「避難所の設置・運営」に定めるところによる。

2 要配慮者の援助

(1) 在宅者の安全確保

ア 村は、避難行動要支援者を避難させる必要がある場合、支援者とともに、避難の支援を行うものとする。

イ 村は、地域の自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、居宅に取り残されるおそれがある避難行動要支援者の発見に努め、発見した場合には、必要に応じ避難所への誘導を行うものとする。

ウ 自主防災組織は、雪害時に近隣住民等との連携をとり、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導、救助活動等に努めるものとする。

エ 村は、居宅や避難所において生活することが困難な高齢者や障がい者の社会福祉施設への一時入所等を検討する。

オ 外国人の安全確保のため、報道機関等を通じて、多言語での避難等の情報伝達に努めるものとする。

(2) 社会福祉施設入所者等の安全確保

社会福祉施設管理者等は、あらかじめ定められた避難計画等に基づき職員及び入所者に対し、避難等の情報伝達を行うものとする。

なお、情報伝達に当たっては、入所者に対しては過度に不安感を抱かせることのないよう配慮する。

第27節 消防活動

【住民課、農林課、消防団】

火災発生の実態に即応し、消防機関を敏速かつ効果的に運用して、火災による被害を最小限度にとどめるとともに、消防団の警備体制の強化に努めるものとする。
また、消防本部との連絡を密にし、消防行政の一層の円滑化を図るものとする。

第1 組織体制

1 消防団組織の現況

消防施設及び消防団員の現有勢力は年々強化されており、その内容については、資料編で示すとおりである。

<資料2-1 消防組織の現況>

<資料2-2 消防力の配備状況>

2 消防力等の整備計画

村は、第2章第5節第1「消防体制の整備」に基づき、消防力等の整備を図るものとする。

また、火災、風水害、地震等が発生した場合に適切な防御活動ができるようにするため、消防地理、消防水利の現況を調査し、消防団員に周知する。

第2 警防計画

1 火災警報の発令

県、福島地方気象台及び関係機関と常に連携を保ち、警報基準に基づいて発令し、サイレン、広報車、消防車等をもって周知する。

なお、火災警報の解除に当たっては、発令に準じて解除する。

2 消防団の招集

消防団の招集は、サイレン又は電話等によって速やかに招集する。

3 出動計画

(1) 警防区

消防対象物の過密、交通等の危険度を勘案し、村における警防の区分を次の4種とする。

警防区	地区
第1警防区	大字北山、下吉、関屋地区
第2警防区	大字大塩地区
第3警防区	大字桧原のうち桧原地区
第4警防区	大字桧原のうち裏磐梯地区

(2) 出動区分

出動区分	基準
第1出動	一般火災を覚知した場合
第2出動	①その火災の火煙が認められた場合 ②特定の対象物の火災の場合 ③火災警報発令中
第3出動	異常な気象状況や特定の条件を付加する場合及び大火になるおそれのある場合
応援出動 警戒出動	必要に応じて

(3) 出動範囲

警防区分 出動区分	警防区分			
	第1警防区	第2警防区	第3警防区	第4警防区
第1出動	当該分団消防ポンプ自動車	当該分団消防ポンプ自動車	当該分団消防ポンプ自動車	当該分団消防ポンプ自動車
第2出動	第1、第2分団消防ポンプ自動車及び第1分団消防ポンプ	第2、第1分団消防ポンプ自動車及び第2分団消防ポンプ	第3、第4分団消防ポンプ自動車及び第3分団消防ポンプ	第4、第3分団消防ポンプ自動車及び第4分団消防ポンプ
第3出動	全分団	全分団	全分団	全分団
応援出動	市町村相互応援協定によるほか、隣接分団			
警戒出動	指定、又は指令のあった分団出動			

(注) 出動は、上記の出動計画によるとともに、消防団長の指令による。

(4) 現地本部及び状況報告

- ア 出動の際は現地本部を設け、当該分団長は現地本部にその状況を報告する。
- イ 現地本部が到着しない場合は、当該分団長がその任務に当たるものとする。
- ウ 現地本部には伝令を待機させ、現地本部からの指令の伝達に当たるものとする。

4 異常時消防計画

- (1) 高速風時、異常乾燥時及び多発・特発火災等以上火災発生のおそれがある場合は次の処置を行うものとする。
 - ア 火災警報を発令する。
 - イ 消防団員全員を招集する。
 - ウ 火災発生に備えて待機するとともに、消防車は村内全域を巡察する。
 - エ 火災発生した場合は、出動計画により各地域の消火に当たり、二次火災の防止に備えるものとする。
- (2) 大地震等の天災地変時は、火災の多発・続発が予想されるため、天災地変の発生後速やかに上記計画に準じて処置する。

5 消防本部との連携

消防団長は、火災及び各種災害に対する警戒、防御等、統制ある消防活動を行うため、消防本部と連携を保つものとする。

6 警察との協力

消防組織法第24条の規定により、消防と警察は相互に協力し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努めるものとする。

7 相互応援協力

村長又は消防長は、単独での消防活動が困難であると判断したときは消防相互応援協定に基づき、協定締結市町村長又は消防長に対して応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行うものとする。

なお、本村における相互応援協定市町村は次のとおりである。

- (1) 会津若松市
- (2) 猪苗代町
- (3) 喜多方地方広域市町村圏隣接市町村

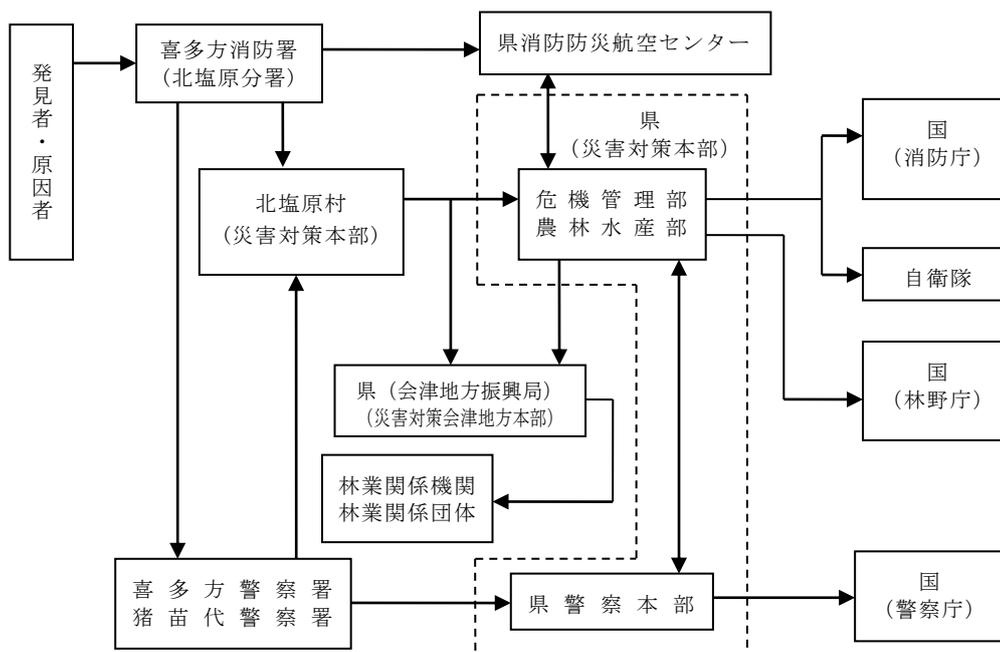
第3 林野火災応急対策

1 災害情報の収集伝達

村は、林野火災の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に対して災害情報の収集伝達を行う。

なお、村及び消防本部から県への林野火災の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。

林野火災情報伝達系統



(注) この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2 活動体制の確立

(1) 活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリコプター等の応援要請を実施する。

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防本部、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

(2) 相互応援協力

村は、林野火災の規模が大きく、本村限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあっせんを求めるものとする。

また、林野火災の規模が本村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合、消防本部は、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

(3) 自衛隊の災害派遣

村は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。

3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

(1) 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

村は、消防本部、県警察、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

(2) 消火活動

村は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動に当たっては、消防本部等と連携の上、次の事項を検討して最善の方策を講じるものとする。

ア 出動部隊の出動区域

イ 出動順路と防御担当区域（地況精通者の確保）

ウ 携行する消防機材及びその他の器具

エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保

オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法

カ 応急防火線の設定

キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給

ク 交代要員の確保

ケ 救急救護対策

コ 住民等の避難

サ 空中消火の要請

シ 空中消火資機材の手配及び消火体制（空中消火資機材の手配については、「福島県林野火災用空中消火資機材等貸付要領」による。）

4 交通規制措置

村は、各道路管理者、県警察その他関係機関と連携し、災害の拡大防止及び交通の確保のため、必要な措置を講じるものとする。

5 避難

(1) 避難誘導

村は、林野火災の延焼により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、地域住民等に対し避難の勧告・指示等の必要な措置を講じるものとする。

(2) 要配慮者対策

村は、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(3) 森林内の滞在者

村は、林野火災発生の通報を受けた場合には、消防本部と連携のもと、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけるものとする。

6 災害広報

村は、県、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、必要な措置を講じるものとする。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施する。

7 二次災害の防止

(1) 村は、国及び県の協力のもと、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努めるものとする。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行うものとする。

なお、応急対策は、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

(2) 村は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置を講じるものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 施設の復旧対策

~~【住民課、総務企画課、関係各課】~~

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。このため、村は、県及び防災関係機関との適切な役割分担及び連携のもと、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又はこれに基づく計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施する。

なお、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、激甚災害指定基準に該当する場合は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を、早期に受けられるよう努めるものとする。

また、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1 災害復旧事業計画の作成

1 復旧事業計画の基本方針

村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、次の基本方針に基づき、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

(1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

(2) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災状況を的確に把握し、速やかに効果の上がるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努めるものとする。

2 災害復旧事業の種類

災害復旧事業の種類を示すと以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上、下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

村は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、その費用の全部又は一部を、国又は県が負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるため、査定計画を策定し、国の災害査定実施が速やかに行えるよう努めるものとする。

このうち、特に公共土木施設の復旧については、被災施設の災害の程度により、緊急度合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により明らかにされており、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担又は補助して行う災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この節において「激甚法」という。）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

(1) 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。
- ケ 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 県が管理している公立公園施設に関する災害復旧助成措置

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合、村は、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る公共施設等の復旧に対する財政援助措置の対象は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設災害関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障がい者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関の災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業

- a 公共施設の区域内の排除事業
- b 公共的施設区域外の排除事業
- (セ) たん水排除事業
- イ 農林水産施設災害復旧事業等に関する特別の助成
 - (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - (ク) 森林災害復旧事業に対する補助
 - (ケ) 治山施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - (ア) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還等の特例
 - (イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の財政援助及び助成
 - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付の特例
 - (オ) 水防資機材費の補助の特例
 - (カ) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - (キ) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設、林地被害及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
 - (ク) 雇用保険法による求職者給付に関する特例

第2 激甚災害の指定

激甚災害の指定は、内閣総理大臣が、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

第3 災害復旧事業の実施

村は、復旧事業を早期に実施し、災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について、必要な措置を講じるものとする。

また、復旧事業の事業費が決定され次第速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努めるものとする。

第2節 被災地の生活安定

【住民課、関係各課】

大規模災害時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。

また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となるため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災地の生活の安定のため緊急措置を講じるとともに、防災関係機関が実施する緊急措置の適切な情報提供に努めるものとする。

第1 義援金の配分

1 義援金の受入れ・配分

県に寄託された義援金の配分は、県、県市長会、県町村会、義援金募集团体代表（日本赤十字社福島県支部、県共同募金会、報道機関等）からなる義援金配分委員会を組織して、協議の上決定し、市町村に送金して、被災者に配分することとされている。

村は、村に寄託された義援金について、義援金配分委員会を組織して協議の上、被災者に配分する。

2 配分計画

村は、被災地区、被災人員数及び世帯数、被災状況等を勘案して、世帯及び人員等を単位として配分計画を策定する。

なお、配分の対象は住宅被害（全壊、流失世帯又はこれに準ずるもの）、人的被害等とする。

3 迅速かつ透明な配分

村は、義援金の配分について、あらかじめ基本的な配分方法を定めるなど迅速な配分に努めるとともに、情報公開を徹底し十分に透明性を確保する。

第2 被災者の生活支援

1 公営住宅の一時使用

(1) 実施機関等

ア 公営住宅及び特定公共賃貸住宅（以下、「公営住宅等」という。）の一時使用に関する計画の立案と実施は、村長が行うものとする。

イ 村は、平時においてあらかじめ災害時に一時使用が可能な公営住宅の把握に努めるものとする。

ウ 一時使用は、地方自治法第238条の4第7項による目的外使用許可により行うものとする。

(2) 実施方法等

ア 一時使用対象者

災害により被災し、自らの資力では住宅を確保できない者であって、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流失した者であること。

- (イ) 居住する住宅がない者であること。
- (ウ) 生活保護法の被保護者若しくは要保護者であること。
- (エ) 特定の資産を持たない、失業者、未亡人、母子世帯、高齢者、病弱者、身体障がい者及び小企業者であること。
- (オ) これらに準ずる者であること。

イ 一時使用対象者の選定

- (ア) 村営公営住宅の一時使用者の選定については、村長が行うものとする。
- (イ) 公募によらない入居とし、収入基準等の入居資格要件を問わないものとする。

ウ 一時使用の条件

一時使用の条件は、原則として村が次の事項に留意して定めるものとする。ただし、村内に村営及び県営の公営住宅等が提供される場合は、それぞれを所管する村及び県が協議の上、統一の条件を定めるものとする。

- (ア) 一時使用の期間
- (イ) 家賃及び敷金の負担者
- (ウ) 電気、ガス、水道並びに共益費の負担者
- (エ) 退去時の修繕義務

その他は、公営住宅法、同法施行令並びに特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、同法施行令及び福島県県営住宅等条例並びに村営住宅条例、北塩原村営住宅管理条例等を準用する。

エ 一時使用させる住宅の戸数

- (ア) 一時使用させる戸数は、公営住宅等の通常の入居希望者に支障が出ない範囲で行うものとする。
- (イ) 村は、自らの公営住宅等では住宅が不足する場合、周辺市町村又は県に公営住宅等の提供を依頼する。
- (ウ) 村は、他市町村から上記(イ)の依頼を受け、自らの公営住宅等に被災者を受け入れることのできる住宅がある場合、村長の承認を受けて被災者に提供する。

オ 正式入居の措置

一時使用を行った者のうち、公営住宅法又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の入居資格要件に該当する者については、必要に応じて、公営住宅法第22条、同政令第5条又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第26条第3項に基づく特定入居として正式入居とする。

2 職業あっせん計画

喜多方公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職へのあっせんを行う。

- (1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置
- (2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施
- (3) 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等
- (4) 災害救助法が適用され村長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

3 雇用保険の失業給付に関する特例措置

喜多方公共職業安定所長は、次の措置を講ずる。

- (1) 証明書による失業の認定
災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失

業の認定を行い、失業給付を行うこと。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金をうけることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給すること。

4 被災事業主に関する措置

福島労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

5 租税の徴収猶予等の措置

国、県及び村は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

6 郵便関係措置等

日本郵便(株)は、災害が発生した場合、その被害状況並びに被災地の実情に応じて郵便事業に係る災害特別事務取扱い等を実施する。

(1) 郵便関係

- ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
- エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 災害寄附金の料金免除の取扱い

地方公共団体、共同募金会等からの申請により、被災者救援を目的とする寄附金を口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取扱いを実施する。

7 生活必需品等の安定供給の確保

村は、生活必需品等の安定供給の確保を図るとともに、生活必需品等の著しい不足、価格の異常な高騰がおきないように、必要に応じて県に対し協力を要請する。

8 被災者生活再建支援法に基づく支援

(1) 制度の趣旨

一定規模の自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「被災者生活再建支援法」（以下「支援法」という。）に基づき支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(2) 支援法の対象となる自然災害

自然災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害（支援法第2条第1号）で、次のいずれかに該当するものとされている。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害（支援法施行令第1条第1号）
- イ 10以上の世帯の住宅が全壊した市区町村における自然災害（支援法施行令第1条第2号）
- ウ 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害（支援法施行令第1条第

3号)

エ 上記ア又はイの被害が発生した市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万未満に限る。）における自然災害（支援法施行令第1条第4号）

オ 上記ウ又はエの都道府県に隣接する都道府県の区域内の市町村（人口10万未満に限る。）で、上記ア～ウの区域のいずれかに隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害（支援法施行令第1条第5号）

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万未満のものに限る。）の区域であって、その自然災害により5（人口5万未満の市町村にあっては、2）以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る当該自然災害（支援法施行令第1条第6号）

(3) 支援法の対象となる世帯

支援法の対象となる被災世帯は次のとおりである。

ア 居住する住宅が全壊した世帯（以下「全壊世帯」という。）（支援法第2条第2号イ）

イ 居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準じるやむを得ない事由により、住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯（以下「解体世帯」という。）（支援法第2条第2号ロ）

ウ 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、居住する住宅が居住不能となり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯（以下「長期避難世帯」という。）（支援法第2条第2号ハ）

エ 居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難である世帯（以下「大規模半壊世帯」という。）（支援法第2条第2号ニ）

(4) 支援法の適用手続き

村長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、速やかに知事に対して報告する。

村長からの報告を受けた知事は、精査した結果、発生した災害が支援法対象の自然災害に該当するものと認めた場合、速やかに内閣府政策統括官（防災担当）及び被災者生活再建支援法人に報告するとともに、支援法対象の自然災害であることを速やかに公示する。

(5) 支援金支給の基準

支給額は、次の2つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（支援法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（支援法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（支援法第2条第2号ハ）	100万円	75万円
大規模半壊世帯（支援法第2条第2号ニ）	50万円	37.5万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 （支援法第3条第3項第1号）	200万円	150万円
居住する住宅を補修する世帯 （支援法第3条第2項第2号）	100万円	75万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く。） （支援法第3条第2項第3号）	50万円	37.5万円

※ 住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

(6) 支給申請書等の提出

ア 支給申請手続き等の説明

村は、被災世帯の世帯主に対し、支援制度の内容、支給申請手続き等について説明する。

イ 書類の発行

村は、支給申請書に添付する必要がある下記の書類について、被災世帯の世帯主からの申請に基づき発行する。

- (ア) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- (イ) 住宅が全壊又は大規模半壊の被害を受けたことが確認できる罹災証明書
- (ウ) 長期避難世帯に該当する旨の証明書面

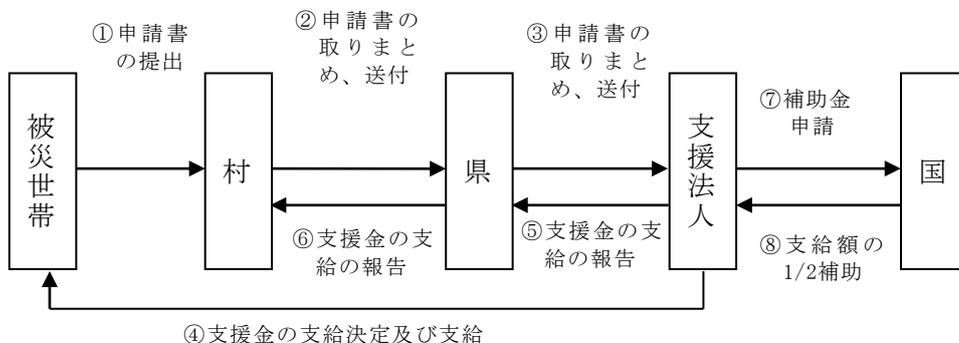
ウ 支給申請書等の送付

村は、被災世帯の世帯主から提出された支給申請書及び添付書類を確認し、速やかに県に送付するものとし、県においては、村から送付された申請書類等を確認し、速やかに被災者生活再建支援法人に送付する。

エ 支援金の支給

被災者生活再建支援法人は、支援金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し支援金を支給する。

支援金支給事務の基本的な流れ



9 災害弔慰金の支給

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律の第3条第1項に該当する場合、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

(1) 対象災害

- ア 村内において住居が5世帯以上滅失した災害
- イ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
- ウ 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
- エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害

(2) 支給限度額

死亡時において、生計を維持していた者の場合500万円、その他の者の場合は、250万円を限度として支給する。

第3 被災者への融資

1 農林業関係

県は、天災により農作物、経営施設等に被害を受けた農林業者の再生産等に必要な資金が低利で融資されるよう措置し、農林業経営の維持・安定を図るものとしており、村は、県へのあっせんを行うものとする。

2 商工関係（中小企業への融資）

県は、天災により事業活動に支障を生じた中小企業等の経営安定に必要とする設備・運転資金を低利で融資するものとしており、村は、県へのあっせんを行うものとする。

また、県信用保証協会は、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置を講じるものとする。

3 住宅関係

村は、天災により住宅に被害を受けた住民に対し、独立行政法人住宅金融支援機構から低利で融資を受けるためのあっせんを行い、被災者の住宅再建を支援する。

4 福祉関係

(1) 生活福祉資金制度の災害援護資金の貸付

ア 緊急小口資金

北塩原村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、被災した低所得者が緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合、小額の資金を融資する。

イ 災害援護資金

北塩原村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、被災した低所得者（災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護金の貸付対象となる世帯を除く。）に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な融資をする。

(2) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに必要な資金を融資する。

第4 罹災証明書等の交付

村及び消防本部は、災害が発生した場合において、被災者から申請があったときは、次のとおり罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家の被害その他村長が定める種類の被害の状況を調査して、災害による被害の程度を証明する書類（罹災証明書）を交付する。

1 村

村は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、

担当組織を明確にし、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講じるものとする。

罹災証明書の交付に当たっては、被災者の利便を図るために窓口を設置するとともに、被災者への交付手続き等について広報に努めるものとする。

2 消防本部

火災による罹災証明書の交付が迅速かつ適正に事務処理できるよう組織体制を確立する。この場合において、被災者への交付手続き等についての広報に努めるものとする。

第5 被災者台帳の作成

1 被災者台帳の作成

村長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができる。

被災者台帳に記載する内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 氏名 (2) 生年月日 (3) 性別 (4) 住所又は居所 (5) 住家の被害その他村が定める種類の被害の状況 (6) 援護の実施の状況 (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 (8) 電話番号その他の連絡先 (9) 世帯の構成 (10) 罹災証明書の交付の状況 (11) 台帳情報を村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先 (12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 (13) 被災者台帳の作成に当たって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー） (14) その他被災者の援護の実施に関し村長が必要と認める事項 |
|---|

2 台帳情報の利用及び提供

(1) 台帳情報の提供

村長は、以下のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

なお、この場合、被災者に係る個人番号（マイナンバー）は含まないものとする。

- ア 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- イ 村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

(2) 台帳情報の提供に関して必要な事項

台帳情報の提供を受けようとする者（申請者）は、以下の事項を記載した申請書を村長に提出しなければならない。

- ア 申請者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主

- たる事務所の所在地)
- イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係る者が含まれる場合にはその使用目的
 - オ 台帳情報の提供に関し村長が必要と認める事項

第5章 震災対策計画

第1節 総則

第1 基本方針

1 目的

大地震が発生した場合、木造建物の倒壊及び火災による消失等の被害は大きく、その他がけ崩れ等の被害も予想され、東日本大震災の例に見られるような電気、水道、道路などライフラインの寸断、交通の混乱等が予測される。

本章は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、大地震が発生した場合にとるべき地震災害応急対策を中心に、日常の啓発、訓練、地震防災上緊急に整備すべき施設、緊急整備事業等について定め、これを推進することにより住民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護することを目的とする。

なお、本章で定めのない事項については、本計画第1章「総則」、第2章「災害予防計画」、第3章「災害応急対策計画」及び第4章「災害復旧計画」の定めるところによるものとする。

2 震災対策の活動目標

被害の様相は、発災直後からの時間の経過とともに刻々と変化する。そのため、各時間帯で優先すべき災害対策活動の目標も段階的に変化する。

防災関係機関等の様々な防災主体が、相互に連携しながらスムーズな災害対策活動を実施するためには、各主体に共通の活動目標が基本として存在していることが重要である。

このため、発災後の時間的な区切り方、各段階での呼び方、活動目標を整理する。

また、活動区分ごとの活動目標については、基本的な事項についてまとめたものであることから、実際の運用に当たっては、災害の態様、状況に応じた配慮が必要となることに留意する。

震災時における活動目標

発災後フェーズ		活動目標
直後	即時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 初動体制の確立 ・ 対策活動要員の確保（非常参集） ・ 対策活動空間と資機材の確保 ・ 被災情報の収集・解析・対応
直後～数時間以内		<ul style="list-style-type: none"> ■ 生命・安全の確保（瞬時の対応） ・ 初期消火、救助・救出、応急医療活動の展開 ・ 火災延焼の阻止活動、火災延焼に対応した住民避難誘導活動等 ・ 広域的な応援活動の要請
1日目～3日目	緊急時対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生命・安全の確保（72時間以内の対応） ・ 専門部隊等も加えた本格的な行方不明者の捜索、救出活動、災害医療等の生命の安全に関わる対策 ・ 広域的な協力による火災消火対策活動、地盤崩壊対策活動等の遂行 ・ 道路啓開、治安維持に関する対策 ・ 有毒物・危険物の漏えい対策等の二次災害の防止関連対策
4日目～1週間	応急対応期Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者の生活の安定（最低限の生活環境） ・ ライフラインの早期復旧等の社会的なフローの早急な回復 ・ 給食、給水、避難所の開設と運営、救援物資等の調達と配給、生活関連情報提供等代替サービスの提供
1週間～1か月	応急対応期Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者の生活の安定（日常活動環境） ・ 通勤、通学手段、就業、就学環境の早急な回復 ・ 代替ルートの整備等による物流等の経済活動環境の回復
1か月～数か月	復旧対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・生活の回復 ・ 被災者のケア ・ がれき等の撤去 ・ 生活環境の回復 ・ 生活の再建
数か月以降	復興対応期	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域・生活の再建・強化 ・ 教訓の整理 ・ 復興計画の推進 ・ 各種機能の回復・強化

第2 福島県における地震発生特性

地震は、発生の仕組みからみると、大きく分けて2つのタイプにまとめられる。プレートがぶつかりあうプレート境界で発生する海溝型地震と、プレート内部の活断層がずれることによって発生する内陸の直下の地震の2つである。

1 直下の地震（内陸部の断層の破壊によって発生する地震）

県内の顕著な活断層は、阿武隈山地東縁部、福島盆地西縁部、会津盆地西縁部及び東縁部に認められる。

(1) 阿武隈山地東縁部

阿武隈山地東縁部にある双葉断層は、既に先第四紀に形成された断層帯の一部が再活動したもので、この辺りには断層線に沿ってしばしば河川、山脚の横ずれ変位が認められる。

(2) 福島盆地西縁部

福島盆地西縁部の活断層は、盆地西縁の丘陵と盆地床との地形境界に位置しており、古くから盆地形成に関与したものと注目されていた。これらの断層の活動によって、扇状地面や河岸段丘面は、切断・変形され、断層崖や低断層崖が形成されている。

(3) 会津盆地西縁部及び東縁部

会津盆地西縁部では、丘陵を構成する鮮新～更新世の地層は一様に東側（盆地側）に急傾斜しており、まれに逆転するところがある。この付近の断層の活動に伴って、丘陵基部に発達する小扇状地や河岸段丘は切断・変形しており、低断層崖やとう曲崖が明瞭である。東縁部は断層がほぼ南北方向に延びており、断層の東側が西側に対して相対的に隆起する逆断層である。

(4) その他

この4つの断層以外に、南会津地域には大内一倉村断層が存在する。この断層の西側の山地は、東側より300m高く、地質的にも西側には先第三紀基盤岩が露出するが、東側にはそれがなく湖成層等が発達する。

また、栃木県北部には、活動度の高い関谷断層が福島県との県境まで伸びていることが推定されている。宮城県南部には、白石断層が確認されており、この断層の活動により1956年の白石地震（M=6.0）が発生したといわれている。

2 海溝型地震（プレート境界部を震源として発生する地震）

海溝型地震はプレート活動に起因し、プレート境界部で発生する。福島県沖は太平洋プレートの沈み込み部であるために、比較的地震発生頻度の高い地域であるといえる。

また、隣接する他県沖にもプレート境界が連続しているために、福島県沖以外で地震が発生した場合でも被害を受ける可能性がある。

3 東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波（東日本大震災）の発生

(1) 地震、津波の被害

平成23年3月11日14時46分、三陸沖を震源としたモーメントマグニチュード9.0という国内観測史上最大の地震により、浜通り沿岸全域が津波被害に襲われ、中通りにおいても建物や灌漑ダム等への被害が生じた。また、長期間にわたって余震が続き、死者・行方不明者合わせて3,400名以上という、歴史上類を見ない大災害となった。

なお、福島県から茨城県にかけての陸域においては、引き続き余震が発生した。

(2) 原子力災害の誘発

津波により東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の冷却系統に支障が

発生し、炉心溶融により放射性物質が漏えいする国内最悪の原子力災害が発生した。周辺地域は警戒区域に指定され、16万人以上の住民が他地域への避難を余儀なくされた。

<資料14-1 災害履歴>

第3 地震被害の想定

1 地震被害想定調査

地震による被害を最小限に抑えるためには、想定地震を設定し、事前に被害の程度を予測し、これに基づき、予防対策、応急対策など震災対策を立案することが重要である。

このような考え方から、県においては、平成7年度から3か年を通じて地震被害想定調査を実施した~~ている~~。

その後、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の教訓を踏まえ、同年6月に中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」では、今後の地震・津波の想定に当たり、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討していくべきであること、一度想定した地震・津波についても、最新の科学的知見を取り入れて適宜見直すこと、そして地域ごとに地震・津波の想定を早急に検討すべきであることを提言として示した。

平成7年度から実施した調査から約25年が経過し、本県の人口分布や建物分布状況、インフラの整備状況が変わってきており、特に、浜通りの沿岸では、東日本大震災の津波被害や復興、そして福島第一原子力発電所事故による帰還困難区域などによる変化が大きくなっている。

こうした状況を背景に、最新の科学的知見や手法及び近年国内で発生した地震における課題や教訓を反映したうえで、令和元年度から4カ年にわたり新たな地震・津波被害想定調査を実施した。

本村においてもこの結果に基づき、防災課題を抽出・整理して、震災対策を行うものとする。

2 想定地震の設定

本計画の前提となる想定地震は、以下の4種類とする。

想定地震の概要

地震名	マグニチュード
① 福島盆地西縁断層帯を震源とする地震	Mj 7.8 Mw 7.1
② 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震	Mj 7.7 Mw 7.0
③ 想定東北地方太平洋沖地震	Mj 9.0 Mw 9.0
④ 各市町村直下の地震	Mj 7.3 Mw 6.8

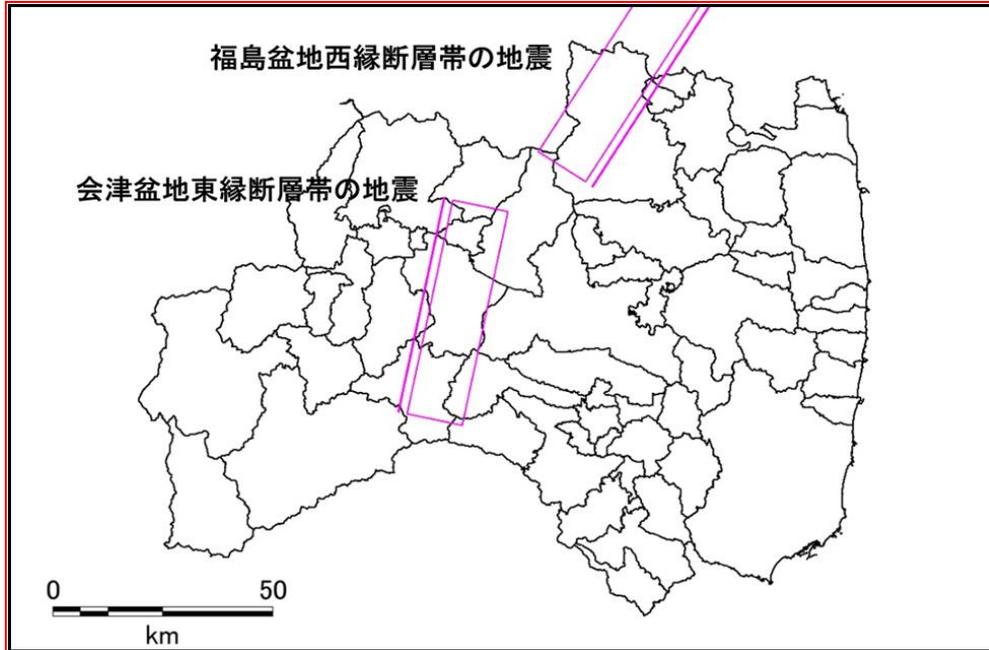
※マグニチュードについて

活断層の地震のマグニチュードは、断層の長さから気象庁マグニチュード(Mj)を算出しています。モーメントマグニチュード(Mw)は、その断層の長さを用いて震源(波源)断層モデルを作成して求めています。

想定東北地方太平洋沖地震のモーメントマグニチュード(Mw)は、震源(波源)断層の規模を設定し、求めています。マグニチュード(Mj)は地震計で観測される波の振幅から計算されますが、規模の大きな地震になると岩盤のずれの規模を正確に表せません。これに対してモーメントマグニチュードは物理的な意味が明確で、大きな地震に対しても有効です。

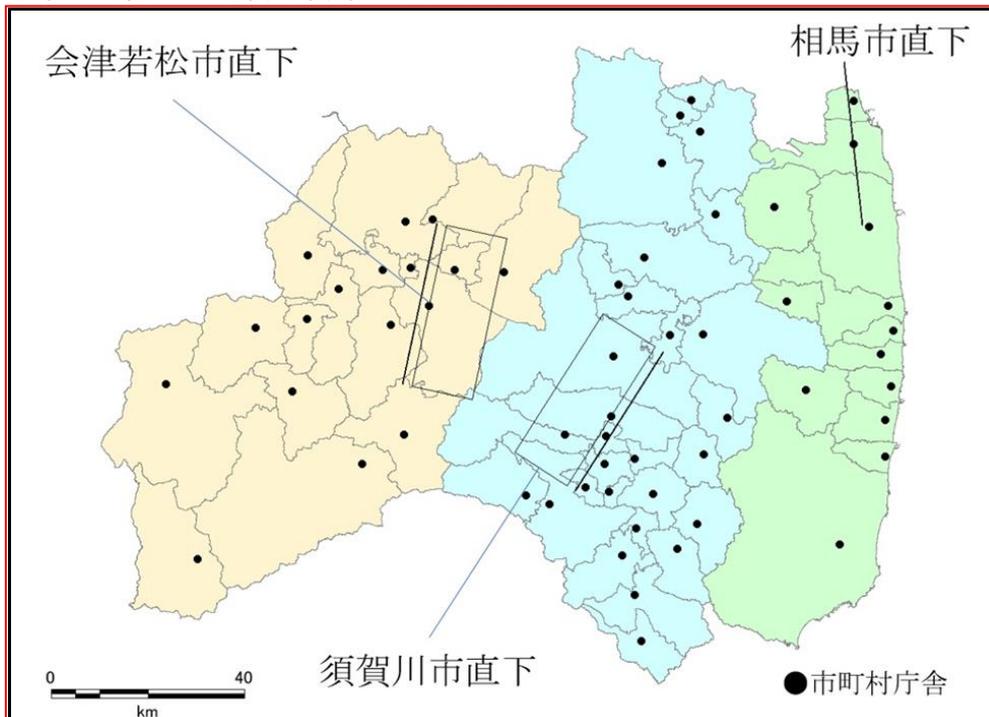
福島盆地西縁断層帯を震源とする地震及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震については、地震調査研究推進本部の全国地震動予測地図のうち震源断層を特定した地震動予測地図で設定された震源モデルのうち、地震が発生した場合に影響が大きい震源モデルを設定した。

○福島盆地西縁断層帯及び会津盆地東縁断層帯を震源とする地震の震源位置図



各市町村直下の地震は、地震・津波被害想定調査時の近年に発生した内陸の被害地震の多くが、地表断層が不明瞭な場所で発生していることから、どこで起きてもおかしくない地震として、市役所や役場の直下に仮想の地震を設定した。

○市町村直下の地震の震源モデルの例



※会津地方は会津盆地東縁断層帯、中通り地方は福島盆地西縁断層帯、浜通り地方は双葉断層の震源断層モデルを参考に設定

3 定量被害想定結果の概要

(1) 各想定地震の定量被害想定結果の概要

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名		
				会津盆地東縁断層帯の地震	福島盆地西縁断層帯の地震	想定東北地方太平洋沖地震
建物被害（全壊）	液状化による全壊被害	冬	棟	634	564	4,233
		夏	棟	634	564	4,233
	揺れによる全壊被害	冬	棟	23,312	19,107	14,069
		夏	棟	10,232	19,104	13,918
	土砂災害による全壊被害	冬	棟	33	12	113
		夏	棟	35	12	113
	津波による全壊被害	冬	棟			4,965
		夏	棟			4,965
	火災による焼失被害	冬 5時	棟	2,813	5,477	1,388
		夏12時	棟	5,061	6,525	4,411
		冬18時	棟	11,991	13,936	8,591
	建物全壊・焼失棟数 計	冬 5時	棟	26,792	25,159	24,768
夏12時		棟	15,962	26,204	27,640	
冬18時		棟	35,970	33,618	31,971	
人的被害（死者数）	建物倒壊による被害	冬 5時	人	1,448	1,240	764
		夏12時	人	248	517	327
		冬18時	人	1,086	918	588
	うち屋内収容物等	冬 5時	人	18	16	41
		夏12時	人	14	13	30
		冬18時	人	14	12	31
	土砂災害による被害	冬 5時	人	4	1	11
		夏12時	人	1	1	5
		冬18時	人	2	1	8
	津波による被害	冬 5時	人			746
		夏12時	人			751
		冬18時	人			796
	火災による被害	冬 5時	人	151	230	55
		夏12時	人	174	232	114
		冬18時	人	535	516	259
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬 5時	人	*	*	*
		夏12時	人	*	*	*
		冬18時	人	*	*	*
死者数 計	冬 5時	人	1,602	1,471	1,577	
	夏12時	人	423	749	1,197	
	冬18時	人	1,624	1,434	1,651	
人的被害（負傷者数）	建物倒壊による被害	冬 5時	人	7,520	9,494	13,756
		夏12時	人	10,673	7,702	10,633
		冬18時	人	7,474	7,206	10,534
	うち屋内収容物等	冬 5時	人	374	346	947
		夏12時	人	299	277	751
		冬18時	人	285	264	720
	土砂災害による被害	冬 5時	人	5	2	14
		夏12時	人	2	1	6
		冬18時	人	3	1	10
	津波による被害	冬 5時	人			152
		夏12時	人			124
		冬18時	人			155
	火災による被害	冬 5時	人	1,199	2,019	527
		夏12時	人	2,177	2,817	1,568
		冬18時	人	6,425	6,702	3,575
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬 5時	人	*	*	*
		夏12時	人	*	*	1
		冬18時	人	1	1	2
負傷者数 計	冬 5時	人	8,724	11,515	14,449	
	夏12時	人	12,852	10,520	12,332	
	冬18時	人	13,904	13,910	14,276	

大項目	小項目	季節時刻	単位	地震名		
				会津盆地東縁断層帯の地震	福島盆地西縁断層帯の地震	想定東北地方太平洋沖地震
人的被害 (負傷者のうち重傷者数)	建物倒壊による被害	冬 5時	人	2,191	1,821	1,200
		夏 12時	人	2,188	1,229	1,007
		冬 18時	人	1,883	1,300	947
	うち屋内収容物等	冬 5時	人	66	63	164
		夏 12時	人	53	50	132
		冬 18時	人	51	48	126
	土砂災害による被害	冬 5時	人	2	1	7
		夏 12時	人	1	*	3
		冬 18時	人	2	1	5
	津波による被害	冬 5時	人			78
		夏 12時	人			64
		冬 18時	人			80
	火災による被害	冬 5時	人	480	808	211
		夏 12時	人	872	1,128	628
		冬 18時	人	2,574	2,684	1,432
ブロック塀・自動販売機の転倒、 屋外落下物による被害	冬 5時	人	*	*	*	
	夏 12時	人	*	*	*	
	冬 18時	人	*	*	1	
重傷者数 計	冬 5時	人	2,673	2,630	1,497	
	夏 12時	人	3,061	2,358	1,703	
	冬 18時	人	4,459	3,985	2,464	
生活支障等	避難者	避難所	人	27,315	28,970	66,517
		避難所外	人	18,210	19,313	37,773
	避難者 計		人	45,525	48,283	104,290
	避難者	避難所	人	17,644	29,722	66,455
		避難所外	人	11,762	19,814	37,948
	避難者 計		人	29,406	49,536	104,402
	避難者	避難所	人	33,953	32,236	71,324
		避難所外	人	22,635	21,490	41,107
	避難者 計		人	56,588	53,726	112,431
	災害廃棄物	冬 5時	トン	3,589.90	3,628.113	6,196.792
夏 12時		トン	3,763.636	3,709.092	6,430.480	
冬 18時		トン	4,299.325	4,281.859	8,561.123	
津波堆積物			トン		2,446.829	
ライフライン被害	電力	停電人口	人	384,066	405,544	1,257,825
		(停電率)	(%)	19.7	20.8	64.4
	上水道	断水人口	人	218,971	257,383	672,405
		(断水率)	(%)	11.2	13.2	34.4
	下水道	機能支障人口	人	166,591	166,146	374,792
		(機能支障率)	(%)	8.5	8.5	19.2
	都市ガス	供給停止戸数	戸	16,932	42,913	151,456
		(供給停止率)	(%)	8.6	21.7	76.5
通信(固定電話)	不通回線数	回線	66,517	70,919	220,876	
	(不通回線率)	(%)	19	20.3	63.1	
交通施設	緊急輸送道路	被害箇所数(揺れ)	箇所	56	101	205
		被害箇所数(津波)	箇所			19
	鉄道(在来線等)	被害箇所数(揺れ)	箇所	329	460	986
		被害箇所数(津波)	箇所			24

- ※ 「*」はわずかという意味である。
- ※ 「計」と記載がある項目について、表中の数量は集計結果を切り上げているため、合計が合わない場合がある。
- ※ 避難者数は、被災当日の人数を掲載している。
- ※ 停電率とは、電力供給人口に対する停電人口の割合を指す。
- ※ 断水率とは、供給人口に対する断水人口の割合を指す。
- ※ 機能支障率とは、下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。
- ※ 供給停止率とは、都市ガスの需要家数に対する供給停止戸数の割合を指す。
- ※ 不通回線率とは、固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。
- ※ ライフライン被害(電力、上水道、下水道、都市ガス、通信(固定電話))については、被災直後の被害状況を示している。

○市町村直下の地震の揺れに対する建物被害（単位：棟）

	建物 棟数	夏				冬			
		全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率	全壊棟数	全壊率	半壊棟数	半壊率
北塩原村	2,163	13	0.6%	40	1.8%	41	1.9%	84	3.9%

○市町村直下の地震の振れの建物被害による人的被害想定結果（冬）

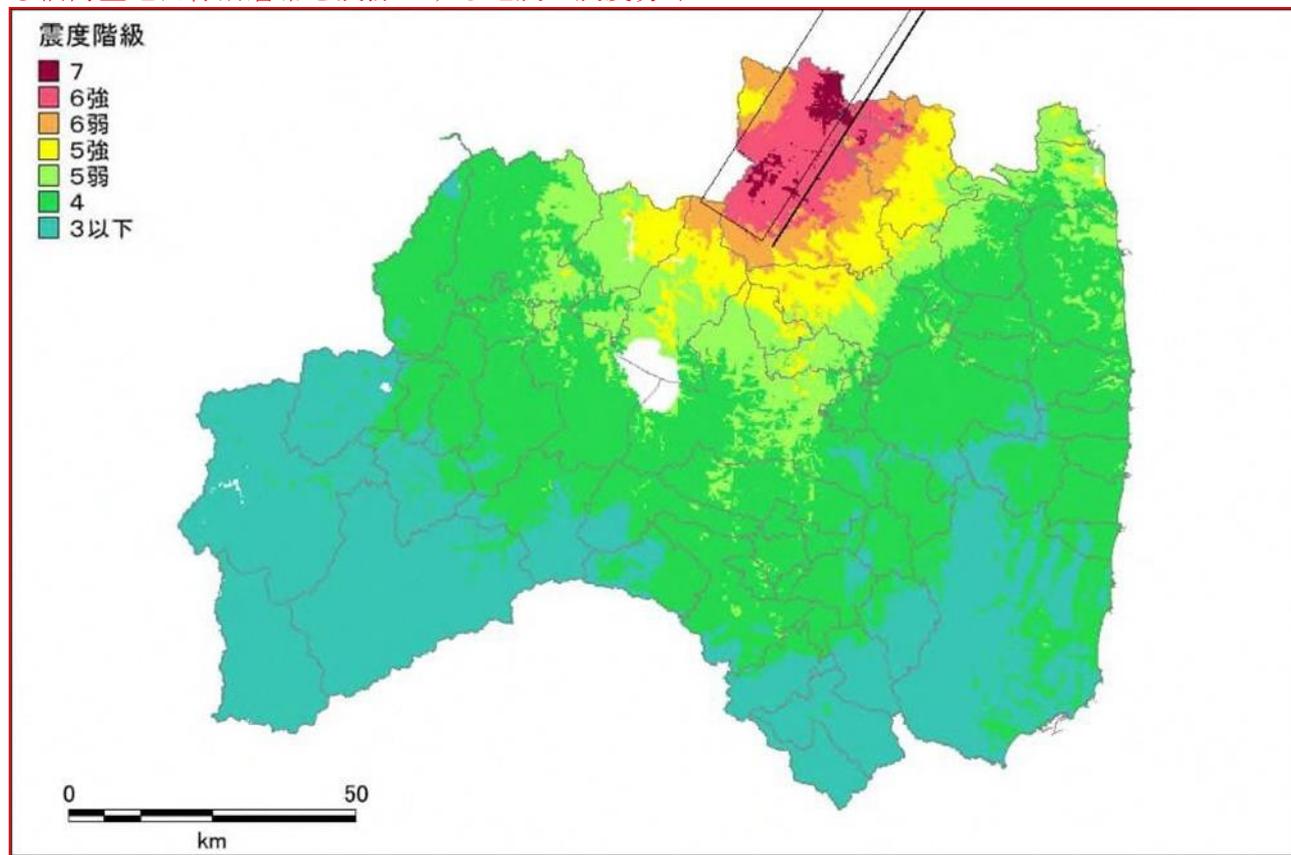
	5時			12時			18時		
	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者
北塩原村	2	20	4	1	33	4	2	21	3

○市町村直下の地震の振れの建物被害による人的被害想定結果（夏）

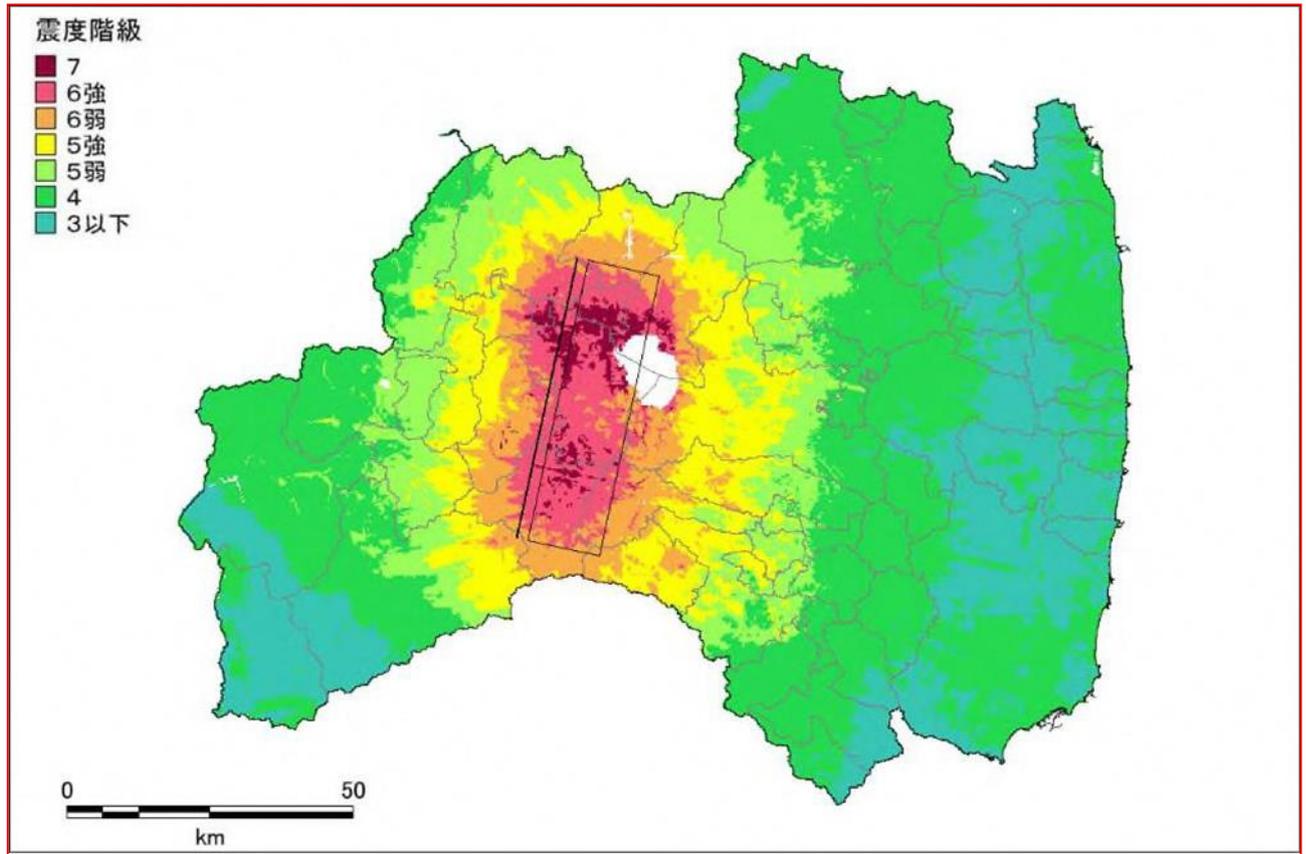
	5時			12時			18時		
	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者	死者	負傷者	重傷者
北塩原村	1	8	1	0	31	4	0	15	2

(2) 震度分布図（市町村直下の地震は省略）

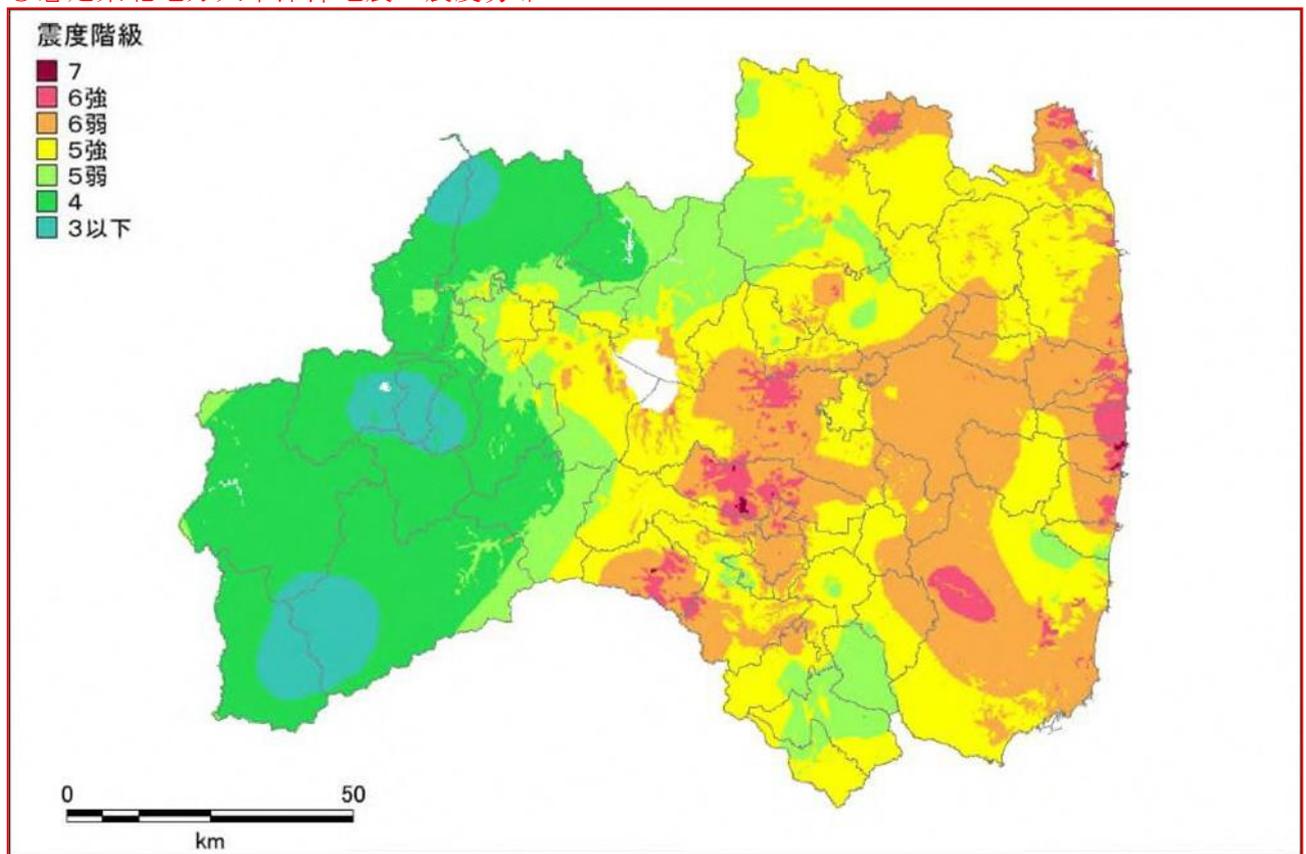
○福島盆地西縁断層帯を震源とする地震の震度分布



○会津盆地東縁断層帯を震源とする地震の震度分布



○想定東北地方太平洋沖地震の震度分布



4 想定地震別の地震被害発生の特性

前記「2 想定地震の設定」において設定した想定地震が発生すると仮定した場合には、以下に示すような特性を有する地震被害の発生が想定される（市町村直下の地震は省略）。

(1) 福島盆地西縁断層帯地震

本村においては、震度4から6弱の揺れが予想される。

県全体の建物被害は、冬18時で揺れによって19,107棟の建物が全壊、35,876棟の建物が半壊すると見込まれる。人的被害は冬5時で1,471人の死者、約11,515人の負傷者（うち重傷者2,630人）の発生が見込まれる。

(2) 会津盆地東縁断層帯を震源とする地震

本村においては、震度5弱から6強の揺れが予想される。

県全体の建物被害は、冬18時で揺れによって23,312棟の建物が全壊、21,325棟の建物が半壊すると見込まれる。全壊棟数の約6割が会津若松市の被害であるが、被害は会津地方にとどまらず中通りにも及んでいる。人的被害は冬18時で1,624人の死者、約13,904人の負傷者（うち重傷者4,459人）の発生が見込まれる。多くが会津若松市で発生するが、喜多方市や下郷町、磐梯町、猪苗代町、会津美里町でも多数の死傷者が見込まれる。

電力は、発災直後に約38マン人が停電の影響を受けるが、被災1日後には約16万人、被災1週間後に約8,900人まで停電の影響を受ける人口は減少する。

上水道は、発災直後に約22万人が断水の影響を受けるが、被災1日後には約21万人、被災1週間後に約17万人と減少し、被災1ヶ月後に約5万7千人となるが、依然として上水道の全県の復旧には期間を要する。

下水道は、発災直後に約17万人が機能支障の影響を受けるが、被災1日後には約14万人、被災1週間後に約8万5千人と減少し、被災1ヶ月後に約1万7千人となるが依然として下水道の全県の復旧には期間を要する。

都市ガスは、会津若松市が全域で供給停止となる以外はおおむね被害はない。

LPガスは、都市ガスほどの規模ではないが、会津若松市の被害箇所数が最も多く、次いで郡山市や喜多方市の被害が多くなり、被害総数としては、約9,000箇所と想定される。ただし、LPガスは点検後に利用を再開できるケースも多く、都市ガスに比べると復旧は早い。

通信は、会津若松市や下郷町、磐梯町、猪苗代町、湯川村などで回線がほぼ全域不通となる事態が発災直後に発生する。1日後には会津若松市や磐梯町、湯川村のほかは通信状況が大きく改善し、1週間後にはほぼ不通回線は解消する。

(3) 想定東北地方太平洋沖地震

本村においては、震度4から5弱の揺れが予想される。

県全体の建物被害は、冬18時で揺れによって14,069棟の建物が全壊、71,714棟の建物が半壊すると見込まれる。人的被害は冬18時で1,651人の死者、14,276人の負傷者（うち重傷者2,464人）の発生が見込まれる。

第4 想定調査成果及び過去の経験の活用

1 被害想定調査結果の活用

村は、本節第3「地震被害の想定」で示した地震被害想定調査の結果を踏まえ、震災対策の検討を行うとともに、村防災計画の見直し等に活用する。

2 東日本大震災の経験を踏まえた対策

東日本大震災は、これまで県で想定されてきた地震規模を遙かに上回る災害規模であり、学術的に想定できなかった連動型地震による災害であったが、今後も同程度の災害が起こりうることを想定し、村は、人的被害を最小限に食い止めるための対策を推進する。

3 住民防災意識の向上

村は、地震被害想定調査結果及び東日本大震災の経験を踏まえた防災対策について、広く普及・啓発を図り、地震被害発生の可能性に関する住民の意識を深め、防災意識の向上を図るものとする。

第2節 災害予防対策

【住民課、関係各課】

地震による被害を最小限にとどめるためには、日常における教育・訓練の実施、施設の耐震性確保、住民の生活確保等に係る対策の実施が重要である。

本節においては、これらの災害予防活動及び対策について定めるものとする。

第1 防災組織の整備・充実

村は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、地域全体の防災力の向上に結びつく自主防災組織等の整備を促進して、防災組織体制の万全を期すものとする。

具体的な対策については、第2章第1節「防災組織の整備・充実」に準ずるものとする。

第2 防災情報通信網の整備

村は、災害時に災害情報システムが十分機能し、活用できる状態に保つため、防災情報通信網を整備するとともに、設備の安全対策を講じるものとする。

具体的な対策については、第2章第2節「防災情報通信網の整備」に準ずるものとする。

第3 地震観測網の活用

1 地震観測網

村は、防災関係機関が整備する地震観測網を活用し、地震動の基礎的データの充実及び初動体制の確立を図るものとする。

なお、福島県内における主な地震計の設置並びに観測の状況は、次のとおりである。

No.	観測機関	地震計の種類・観測方法	箇所数	備考
1	福島県	計測震度計	84	気象庁の7箇所利用も含め、県内91箇所をネットワーク化
2	気象庁	計測震度計（地震計併用6）	18	
3	文部科学省	強震計	31	
4	東北大学	地震計（微小地震観測）	9	
5	日本大学	地震計	1	
6	J R 東日本	震度計	15	
7	国土地理院	電子基準点 GPS地殻変動観測施設等	35 4	
8	東京大学	ラドン、水温等を観測	5	

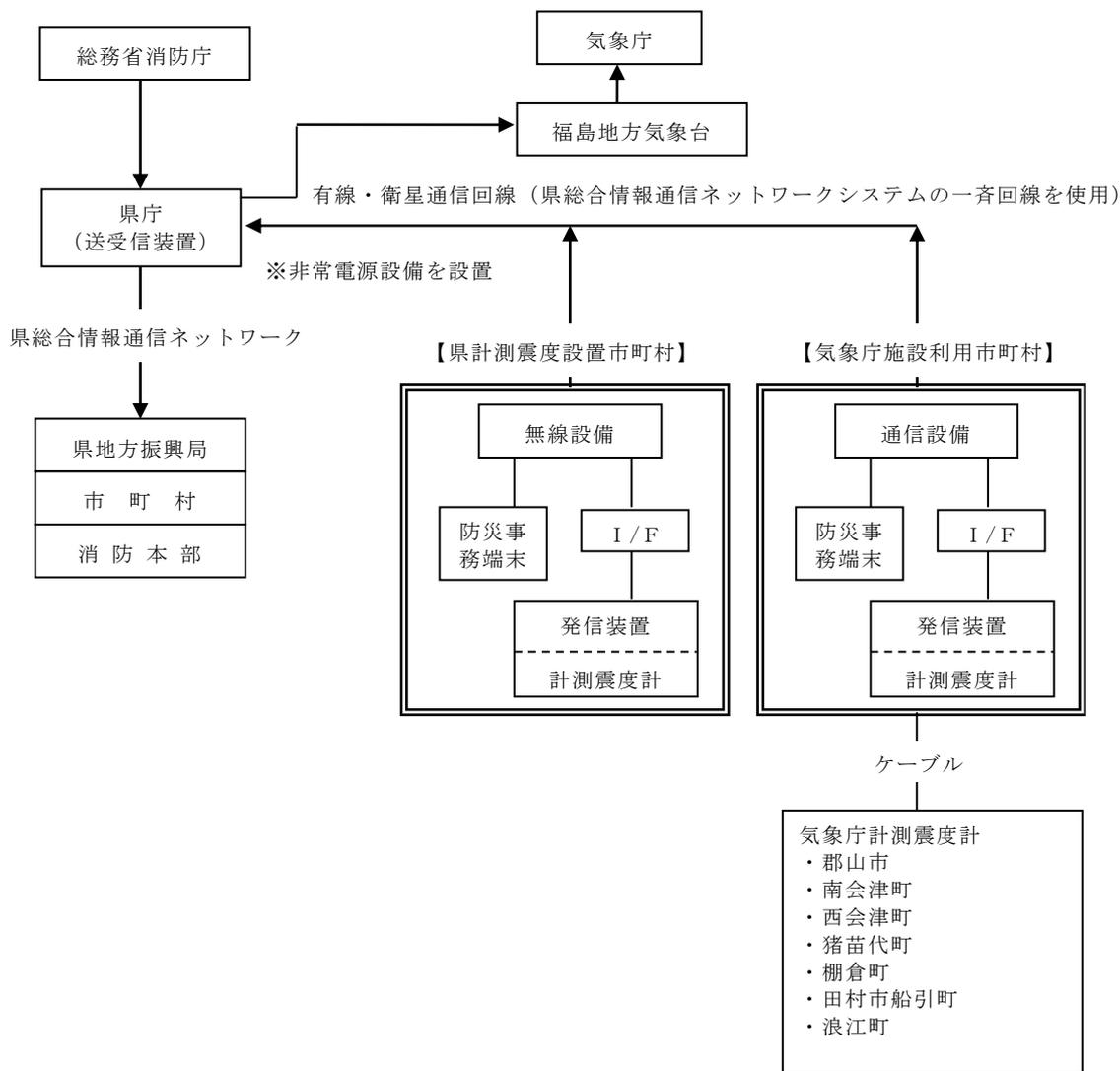
2 福島県震度情報ネットワークシステムの活用

県では、県内の84箇所に計測震度計を整備し、気象庁の計測震度計利用の7箇所（郡山市・南会津町・西会津町・猪苗代町・棚倉町・田村市船引町・浪江町）と合わせて、県内の全市町村の震度情報を収集し、ネットワーク化を図っている。

このシステムで得られた震度情報は、県庁を経由し、総合情報通信ネットワークを通して県の各地方振興局、各市町村、各消防本部等に配信される。

村は、被害状況の推定、各種の応急対策の検討をはじめ、初動体制の充実・強化に活用する。

震度情報ネットワークシステムの概要図



第4 地震に強いまちづくり

1 北塩原村耐震改修促進計画に基づく事業の推進

村は、既存建築物の防災対策をより効果的に推進するため、地震対策、防火対策等、各種の対策を相互に関連づけた総合的な北塩原村耐震改修促進計画の推進を図るものとする。

なお、耐震改修促進計画は、原則として5年ごとに、また、社会情勢の変化や耐震化の進捗状況等を勘案し、見直しを実施する。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策（耐震化を促進するための環境整備や制度の構築等）
- (2) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
- (3) 総合的な安全対策により減災化の促進を図るための施策
- (4) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための指導（耐震診断の実施と報告義務の周知等）

2 建築物の耐震性強化

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないものがあるのが現状である。

このため、村は、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性の強化を図るものとする。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の的確な施行に努めるものとする。

- (1) 耐震化に関する住民相談の実施
住民からの建築物の耐震性に関する相談に応ずるとともに、耐震診断及び耐震補強に関する技術指導、啓発等に努めるものとする。
- (2) 耐震性に関する知識の普及
耐震工法、耐震補強などについての資料を配布し、説明会の開催等を行い、建築物の耐震性確保を図るものとする。
- (3) 建築士会等の協力
建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築士会等と協力し、一般建築物の耐震性確保を図るものとする。

3 被災建築物の応急危険度判定体制の構築

村は、地震により被災した建築物（一般住宅を含む。）が、余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うための判定活動体制の構築に努めるものとする。

4 窓ガラス等の落下物防止対策

村は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講じるものとする。

- (1) 容積率400%以上の地域内に存する建築物及び村防災計画において定められた避難場所までの避難路等に面する建築物で地階を除く階数が3以上のものを対象に落下物の実態調査を行う。
- (2) 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。
- (3) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性につ

いて啓発を行う。

5 ブロック塀の倒壊防止対策

村は、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

- (1) 住民に対し、ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報誌等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図るものとする。
- (2) 市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努めるものとする。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。
- (3) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。
- (4) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

6 建築物不燃化の促進

(1) 防火・準防火地域の指定

村は、県と連携し、建築物が密集し、火災により多くの被害を生ずるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

ア 防火地域は、原則として容積率400%以上の近隣商業地域及び商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築物密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連坦する地域」等都市防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域についても順次指定を進める。

イ 準防火地域は、原則として住居専用地域、工業地域及び工業専用地域を除く容積率300%以上の区域及び建築物が密集し、又は、用途が混在し火災の危険が予想される地区等について指定を進める。

(2) 建築物の防火の促進

村は、新築、増改築等建築物については、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図るものとする。

ア 既存建築物に対する改善指導

旅館等の不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防災性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。また、大規模な既存特殊建築物及び中小雑居ビルに対して、防火及び人の避難の安全を確保するため、必要な防火避難施設の改善を指導する。

イ 防火対象物定期点検報告制度

消防本部が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、消防本部と連携した防火避難施設の改善指導を行う。

7 防災上重要な建築物の耐震性確保等

村は、大規模な地震による災害時に、応急対策活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じた耐震性の確保を図るものとする。特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的に耐震性の確保を図るものとする。

(1) 防災上重要な建築物の指定

次の施設を防災上重要建築物に指定する。

ア 防災拠点施設

役場、桧原出張所、裏磐梯観光会館

- イ 避難施設
指定避難所、指定緊急避難場所
- ウ 緊急医療施設
裏磐梯診療所、桧原診療所

(2) 耐震診断・耐震化の実施

村（各施設管理者）は、防災上重要建築物について、「北塩原村耐震改修促進計画」に基づき耐震診断を速やかに実施し、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果に基づき、耐震性に係るリストの作成及び公表を行い、耐震化を行うなど耐震性の確保を図るものとする。

(3) 建築設備の耐震性確保

村（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。

なお、防災拠点施設、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設置など、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。

(4) ロッカー、書架等の転倒防止対策

村（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、転倒防止対策について、定期的に確認を行う。特に、災害対策本部を設置する施設については、優先的にロッカー、書架等の転倒防止対策を行うものとする。

(5) 防災拠点施設の整備等

村は、被災地外からの支援物資や人的応援を速やかかつ的確に受入れ、救援・復旧活動を展開するため、オープンスペースを確保した防災活動拠点のネットワーク整備を進めるものとする。

施設としては、平常時、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした災害や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育等の施設と災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものを考慮する。

なお、新たに整備する防災拠点施設には、次に掲げる設備の整備を図るものとする。

- ア 非常電源設備
- イ 耐震性貯水槽
- ウ 防災行政無線
- エ 防災倉庫（災害対策活動要員用物資を対象とする。）
- オ 臨時ヘリポート
- カ 非常用排水設備又は排水槽

8 防災空間の確保

(1) 緑地保全地区の指定

都市における樹林地、草地、水辺地等の良好な自然環境を形成している土地の区域で、無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のための必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するものについては、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を指定し、村は、県が定める「福島県広域緑地計画」等に基づき、計画的に指定の推進を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努めるものとする。

(2) 都市計画道路の整備

都市の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりではなく、コ

コミュニティの形成等、住民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、災害時には避難路や救援路、更には防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。

村は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等に緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図るものとする。

(3) 都市空間の利用

都市の基盤として整備される道路や公園等は都市の貴重な空間であり、災害時には延焼遮断空間等として防災上重要な役割を持つ。これらの都市空間においても、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、ヘリポート等の災害時に必要となる施設を整備するほか、村はライフラインの信頼性を確保するため、各事業者と協力して電線類共同溝等の整備を推進する。

(4) オープンスペースの確保

災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、村は定期的に調査を実施し、その把握に努めるものとする。

9 市街地の開発等

(1) 市街地再開発の推進

村は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された宅地を共同化してオープンスペースを確保するとともに、不燃建築物の建築及び交通広場、街路、公園、緑地等の公共施設の整備を行い、防災性の高い安全で快適な都市環境の創造に努めるものとする。

(2) 土地区画整理事業の推進

村は、県と連携のもと、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を目的とした土地区画整理事業を実施することにより、防災的效果を有した安全で快適なまちづくりを推進する。

第5 上水道、下水道施設災害予防対策

1 上水道施設予防対策

(1) 水道施設等の整備

村は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

ア 水道施設の耐震化を効果的・効率的に進めるため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。

イ 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水系統のブロック化により、地震被害の軽減等を図るものとする。

ウ 施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。

エ 水道施設の耐震化事業には、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、村の一般会計による支援を受けるなど、必要経費の確保を図るものとする。

(2) 応急復旧用資機材の確保

村は、応急復旧用資機材を備蓄しておくとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

(3) 相互応援

村は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者等、更には地震による同時被災を免れると思われる水道事業者等と応急復旧等の応援活動に関する応援協定を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

2 下水道施設予防対策

(1) 下水道施設の整備

村は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、地震に対して次の対策を実施する。

ア ポンプ場及び処理場内の重要施設について耐震計算を行い、その他の施設については、ある程度の地震被害を想定し、施設の複数化、予備の確保等により機能の確保を図り、また、補修の容易な構造とするなど、復旧対策に重点をおいた整備を図るものとする。

イ ポンプ場及び処理場では、地震時においても最小限の排水機能が確保されるよう整備を図るものとする。

また、停電及び断水に対して速やかに対応できるよう考慮する。

ウ 地震の程度により排水機能に支障を来たす場合があるので、緊急用として重要な管渠及び処理場については、バイパス等の整備の検討を行うものとする。

エ 液状化対策として、主要な管渠工事に当たっては、事前に地質調査を実施するとともに、埋戻しに液状化が起こりにくい材料を使用するなど工法の検討を行うものとする。

オ ポンプ場及び処理場内での各種薬品、重油及びガス等の燃料用設備の設置に当たっては、地震による漏えい、その他の二次災害が発生しないよう考慮する。

カ 施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の機能保持を図るものとする。

(2) 応急復旧用資機材の確保等

村は、復旧工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図るものとする。

また、地震発生時にすぐ対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、更に優先的に調査する必要のある箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておくものとする。

(3) 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者等と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

(4) 福島県下水道防災連絡会議

村は、県、県内市町村及び下水道関係の公共的団体からなる福島県下水道防災連絡会議のもと、「福島県下水道防災計画」の策定及び同計画の具体的な実践と震災対策等の推進を図るとともに、災害発生時の協力体制の整備を推進する。

第6 道路及び橋りょう等災害予防対策

1 村管理の道路及び橋りょう災害予防計画

村は、法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面保護工の設置、落石防護工の設置を進めるものとする。

また、老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについては、架替、補強を推進し、落橋防止対策を行うものとする。

なお、事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施する。

(1) 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について、工法決定のための調査を行い、その対策工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

ア 既設橋りょうの対策

既設橋りょうは、「道路防災総点検について」（平成8年8月9日付け建設省通知）に基づき、平成8・9年度に実施した道路防災総点検の結果等により、耐震対策が必要な橋りょうについて、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」（平成24年2月16日付け国土交通省通知）を適用し、耐震対策を実施することを基本とする。

ただし、優先的に耐震補強対策を実施する必要がある橋りょうについては、落橋等の甚大な被害を防止する耐震対策（耐震性能3）を実施する。

イ 新設橋りょうの建設

新設橋りょうは、「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」を適用し建設する。なお、橋りょうの耐震設計の基本的な方針としては、次のとおりである。

(ア) 橋の耐震設計は、設計地震動のレベルと橋の重要度に応じて、必要とされる耐震性能を確保することを目的として行うものとする。

(イ) 耐震設計に当たっては、地形・地質・地盤条件・立地条件等を考慮し、耐震性の高い構造型式を選定するとともに、橋を構成する各部材及び両端部に橋台を有する橋りょうの橋全体系が必要な耐震性を有するように配慮しなければならない。

(3) 道路開通用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう県及び民間業者との協力体制を充実し、レッカー車、クレーン車、工作車の道路開通用資機材を緊急配備ができるように体制の整備を図るものとする。

2 農道・林道及び橋りょう災害予防計画

村は、農山村地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び落石の危険箇所に対する法面保護工等の措置を講ずるものとする。

また、老朽橋については架替、補強等を推進して、震災時の通行及び輸送の確保を図るものとする。

(1) 農道・林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所について、各管理者の調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図っていくものとする。

(2) 橋りょうの整備

農道橋りょうについては、道路橋示方書により設計施工されているが、経年により老朽化した橋りょうを農道管理者が点検し、耐震上不十分であれば補強について、県と協議の上、対策を実施する。

また、林道橋りょうについては林道技術基準に基づき、耐震構造として設計架橋されているが、老朽橋並びに木橋については架替、補強の必要があり、林道管理者の調査計画により順次実施する。

3 電線共同溝の整備

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、電線類（電力線、電話線他）の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、村は、東北電力(株)、東日本電信電話(株)等の事業者と協議の上、電線共同

溝の整備を推進する。

第7 河川等災害予防対策

1 河川管理災害予防対策

村は、耐震性に十分配慮し、計画的に河川管理施設の改修を推進する。

また、地震により河川管理施設が被災した場合は、早急に復旧し浸水被害に備えるものとする。

2 ため池施設災害対策

村は、土地改良区等と連携のもと、土地改良事業長期計画により、ため池等整備事業により、災害を及ぼすおそれのある緊急性の高い地区について重点的に整備を進めるものとする。

第8 地盤災害等予防対策

1 土砂災害予防対策

土石流危険渓流等においては、地震により災害の発生が誘発助長され、住民の生命や財産に大きな被害を与えることが予想される。

村は、地震や降雨に伴う土砂災害による災害から住民の生命と財産を守るため、県と連携のもと、避難場所や避難路等の防災施設や要配慮者関連施設の保全を重点化した土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、県から提供される土砂災害に対処するための警戒避難基準に関する資料等に基づく危険箇所の周知や雨量等の情報提供に努め、地域住民の警戒避難体制の強化を促進させるなど、総合的な土砂災害対策を推進する。

また、山地災害危険地区についても同様に県と協力し、住民への周知徹底を図るとともに、梅雨期など必要と判断される時には危険箇所の点検を実施する。

さらに、地震により、山地災害が甚大になると想定される集落等に近接する危険箇所について、治山事業の促進を図るものとする。

2 造成地の災害予防対策

村は、造成地に発生する地震による災害の防止を図るため、県と連携のもと、宅地造成等規制法、都市計画法、建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成、開発許可及び建築確認等の審査及び当該工事の施工において、指導、監督を行うものとする。

3 液状化災害予防対策

村は、管理する公共施設において、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、村内において、開発事業者が大規模開発等を実施する場合には、十分な連絡調整を図るものとする。

4 二次災害予防対策

村は、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するため、土砂災害等の危険箇所について、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用して点検する体制の整備を図るものとする。

また、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

造成地における基準等

区 分	内 容
災害危険区域等の扱い	災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。
人工がけ面の安全措置	宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ、擁壁の設置、その他の安全措置を講じるものとする。
軟弱地盤の改良	宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うこととする。
消防水利の設置	宅地造成地内には、必要に応じ、消防法の基準に適合する消防水利を設置する。
設計者の資格	一定規模以上の宅地造成については、その設計図書の作成は一定の資格を有する者によることとする。
小規模造成地の扱い	宅地造成・開発の許可対象とならない小規模な造成地については、建築確認の際その安全について指導する。

第9 火災予防対策

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であるため、村は、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する。

具体的な対策については、第2章第5節「火災予防対策」に準ずるものとするが、地震災害の特性上、以下の事項については特に留意する。

1 出火防止対策

(1) 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、村は、消防本部と連携し、春・秋季の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及・啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に発生する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など避難時における対応についての普及・啓発を図るものとする。

(2) 住宅防火対策の推進

村は、消防本部と連携し、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備・器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に住宅防火診断等を実施する。

2 初期消火体制の確立

村は、大地震直後の消火栓の使用不能、道路通行不能などの悪条件下で初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水、水バケツ、消火器等を準備するとともに、その体制を確立する。特に、住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導を図るものとする。

3 消防水利の整備

村は、県の指導のもと、地震による消火栓等人工水利の障害に対応できる耐震性の貯水

槽の整備や河川水等を活用した自然水利の確保など水利の多様化に努め、消防水利の基準の達成に努めるものとする。

また、遠距離火点の消火従事も予想されるため、中継による消火対策の樹立に努めるものとする。

第10 積雪・寒冷対策

積雪・寒冷期において地震が発生した場合、他の季節に発生する地震災害と比べて、積雪により被害が拡大することや緊急輸送路、避難路、避難場所の確保等に支障が生ずる場合が想定されるため、村は、積雪・寒冷対策を推進し、地震災害の軽減に努めるものとする。

具体的な対策については、第2章第4節「雪害予防対策」に準ずるものとするが、地震災害の特性上、以下については特に留意する。

1 積雪・寒冷対策の推進

積雪期に対応した地震対策は、除・排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な積雪・寒冷対策の推進により確立される。

村は、福島県豪雪地域対策連絡協議会による豪雪時における対策要領に基づき、関係機関と相互に連携協力して実効ある積雪・寒冷対策の確立に努めるものとする。

2 スキー客等に対する対策

多数のスキー客等が集中するスキー場で大規模な地震が発生した場合、リフト、ゴンドラ施設、ロッジ等の損壊やなだれの発生等により多くのスキー客が被災することも想定される。

このため、村及びスキー場管理者は、連携して救急搬送体制、医療救護体制、更にはスキー場周辺の宿泊能力等の調査に基づくスキー客の受入体制など、スキー客等への対策についてあらかじめ計画しておくものとする。

第11 緊急輸送対策

村は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の円滑かつ広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、その整備を実施する。

具体的な対策については、第2章第7節「緊急輸送対策」に準ずるものとする。

第12 避難対策

大地震による災害は、火災等の二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、村は、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図るものとする。

具体的な対策については、第2章第8節「避難対策」に準ずるものとする。

第13 医療（助産）救護・防疫体制の整備

地震発生時には、広域的あるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することも十分に予測される。

村は、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護・防疫体制の整備充実を図るものとする。

具体的な対策については、第2章第9節「医療（助産）救護・防疫体制の整備」に準ずるものとする。

第14 物資等の調達・確保及び防災倉庫等の整備

村は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水、生活必需品等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図るものとする。

また、住民においては、最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日頃から備えておくよう啓発を図るものとする。

具体的な対策については、第2章第10節「物資等の調達・確保及び防災倉庫等の整備」に準ずるものとする。

第15 防災教育

村は、地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、日頃から地震防災対策を進めるとともに、地震発生時には同時多発的な被害の発生が予想されることから、住民一人ひとりが自らの生命と財産を守るため、日頃から個人や家庭において防災対策を講じるとともに、地域やコミュニティの中で住民同士が連携した実践的な防災活動を定期的実施し、自助・共助の取組を充実させることが重要である。

このため、住民に対して地震防災上必要な防災知識の普及・啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努めるものとする。

具体的な対策については、第2章第11節「防災教育」に準ずるものとする。

第16 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

このため、村は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図るとともに、住民の防災意識の高揚を図るものとする。

なお、各種の防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の参加についても配慮する。

具体的な対策については、第2章第12節「防災訓練」に準ずるものとするが、地震災害が発生した場合の緊急事態に対応した臨機即応の初動体制を図るための緊急初動訓練等の実施について検討する。

第17 要配慮者予防対策

村は、社会福祉施設・要配慮者関連施設管理者と連携のもと、地震発生時における要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

具体的な対策については、第2章第13節「要配慮者予防対策」に準ずるものとする。

第18 ボランティアとの連携

大規模地震発生時においては、個人のほか、専門技能グループを含む大量の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援す

るなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、村は、大規模地震発生時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織など幅広いボランティアの体制整備に努めるものとする。

具体的な対策については、第2章第14節「ボランティアとの連携」に準ずるものとする。

第19 危険物施設等災害予防対策

地震時において、危険物施設等の火災や危険物の流出などが発生した場合には、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがある。

このため、村は、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図り、危険物等災害予防対策に万全を期する。

具体的な対策については、第2章第15節「危険物施設等災害予防対策」に準ずるものとする。

第3節 災害応急対策

【住民課、関係各課】

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難であり、大規模地震の発生時には広範囲に甚大な被害が及ぶことから、その応急対策の基本方針を次のとおり定めるものとする。

第1 応急活動体制

村域に大規模な地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、村は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ地震災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

具体的な対策については、第3章第1節「応急活動体制」に準ずるものとするが、地震災害時における配備基準については次による。

1 警戒配備

指揮者：総務企画住民課長

配備職員：関係課等の職員

配 備 時 期	配 備 内 容
②北塩原村において震度4の地震が観測されたとき。 ③その他総務企画住民課長又は村長が必要と認めたとき。	関係各課業務の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。

2 第1非常配備（災害対策本部の設置）

指揮者：本部長（村長）

配備職員：全所属課の職員数の50%

配 備 時 期	配 備 内 容
①北塩原村において震度5弱又は5強の地震が観測されたとき。 ②複数の地域で災害の発生が予測されるとき。 ③その他特に村長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、発生災害に関係する各班の所要の人員をもって当たるもので、各部班の班長は、必要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制とする。また、事態の推移に伴い、第2非常配備に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係する協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

3 第2非常配備（災害対策本部の設置）

指揮者：本部長（村長）

配備職員：全職員

配備時期	配備内容
①北塩原村において震度6弱以上の地震が観測されたとき。 ②村内の複数地域又は全域にわたって、災害が発生したとき。 ③その他特に村長が必要と認めたとき。	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動ができる体制とする。

第2 地震災害情報の収集伝達

村は、職員を動員するなどし、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達を行うものとする。

具体的な対策については、第3章第2節「災害情報等の収集伝達」に準ずるものとするが、地震に関する情報の処理、地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡等については、次による。

1 気象庁の地震情報

(1) 地震情報等の種類とその内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度1.3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 ・津波警報・注意報の発表または若干の海面変動が予想された場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点域がある場合は、その市町村名・地点名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域

地震情報の種類	発表基準	内容
		で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）
その他の情報	・顕著な地震の震源要旨を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合など ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

(2) 地震情報で用いる震度の地域名称と震央地名

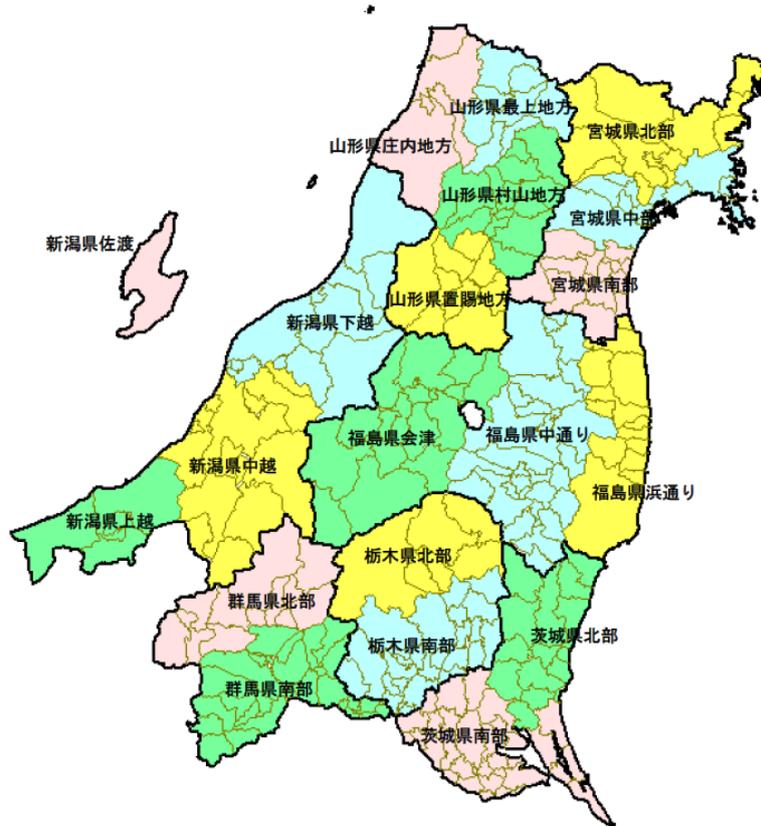
震源の地域名称とは、「震度速報」や「震源・震度に関する情報」において、地域震度を発表するため、全国を188に区分した地域のことである。

また、この地域名称は、「震央地名」にも使用される。

震度の地域名称（福島県の陸域）



福島県隣県の陸域の震央地名



(3) 福島地方気象台の情報の伝達基準

- ア 福島県内で震度1以上の揺れを観測したとき。
- イ その他、地域住民に周知させることが適当と思われるとき（群発地震等）。
- ウ 特に発表が必要と認めたとき。

(4) その他

福島地方気象台は、福島県内で震度4以上の揺れを観測したときなど、防災等に係る活動の利用に資するよう地震の概要等を地震解説資料として発表する。

(5) 緊急地震速報

- ア 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ・ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

- イ 福島地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるものとする。
- ウ 村は、県及び福島地方気象台と協力し、訓練に緊急地震速報を取り入れるなど、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努めるとともに、住民に直接緊急地震速報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

(6) 地震情報等の受理伝達

- ア 関係機関は、地震情報等について、次の受理伝達システムにより迅速かつ的確に伝達する。

2 福島県震度情報ネットワークシステムの情報

福島県においては、県内の全市町村に設置（うち7箇所は気象台設置の震度計利用）した震度計による情報を県庁で把握できるようになっており、観測した情報については、県総合情報通信ネットワークシステムの自動FAX送信装置により市町村、消防本部、地方振興局及び庁内関係総室に送信される。

第3 通信の確保

地震発生時においては、通信設備等を災害から防護するとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を確保する。

具体的な対策については、第3章第3節「通信の確保」に準ずるものとする。

第4 相互応援協力

大規模な地震が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下するなかにあつて、消火活動や救命・救急・救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。このため、平素から関係機関と十分に協議し、災害時にあつては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

具体的な対策については、第3章第4節「相互応援協力」に準ずるものとする。

第5 災害広報

村は、災害時において、住民及び防災関係者に正確な情報を提供し、混乱を防止するとともに、適切な行動を支援するために、地震発生後、速やかに広報部門を設置し、連携して広報活動を展開する。

具体的な対策については、第3章第5節「災害広報」に準ずるものとするが、地震災害の特殊性を鑑み、特に災害の概況（火災状況等）、余震等に関する地震情報及び注意の喚起、地震発生時の注意事項（特に出火防止）等の徹底に留意する。

第6 災害救助法の適用等

災害救助法の適用により応急的、一時的な救助を行い、被災者の基本的生活権の保護と全体的な社会秩序の保全を図るものとする。

具体的な対策については、第3章第6節「災害救助法の適用等」に準ずるものとする。

第7 消火活動

地震によってもたらされる二次被害のうち、最も大きい被害をもたらすものが火災によるものである。地震火災による被害を少なくするため、村は、消防本部及び消防団の全ての能力を活用して消防活動に取り組み、大規模火災時には協定等による広域応援要請を行うものとする。

また、大規模な地震発生時には、消防力を上回る出火件数となることも想定され、この場合には自主防災組織等を中心とした地域住民による初期消火、出火防止等により、被害の拡大防止を図るものとする。

1 消防本部による消防活動

消防本部は、第一線の消防活動機関であり、地震火災に対し総力をあげて消防活動に当たるとともに、消防団等を指揮し有効な対策を行い、以下のとおり活動する。

- (1) 災害情報収集活動優先の原則
同時多発火災などの災害状況の迅速な把握と的確な対応のため、消防車等の管内巡回による災害情報の収集を行うものとする。
- (2) 避難場所及び避難路確保優先の原則
延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所及び避難路確保の消防活動を行うものとする。
- (3) 重要地域優先の原則
同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行うものとする。
- (4) 消火可能地域優先の原則
同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して行うものとする。
- (5) 市街地火災消防活動優先の原則
大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。
- (6) 重要対象物優先の原則
重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。
- (7) 火災現場活動の原則
 - ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。
 - イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。
 - ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

2 消防団による活動

消防団は、消防本部と連携をとりながら次のような活動を行う。

なお、消防団の組織体制、動員配備等については、第3章第27節「消防活動」の定めるところによる。

- (1) 情報収集活動
管内の災害情報の収集を積極的に行うものとする。
- (2) 出火防止
地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地周辺の住民に対し、出火防止の広報を行い、出火した場合には住民と協力して初期消火を図るものとする。
- (3) 消火活動
消防隊が到着するまでや消防隊が十分でない場合には、率先して消火活動を行うものとする。
- (4) 救助活動
消防本部による活動を補佐し又は自らが積極的に活動し、要救助者の救助救出と負傷者に対して簡易な応急処置を行い、安全な場所への搬送を行うものとする。
- (5) 避難誘導
避難の勧告・指示がなされた場合には、住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全に避難誘導する。

3 住民・自主防災組織、事業所による活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

(1) 住民

家庭用消火器、風呂のくみ置きの水等で可能な限り初期消火活動を行うものとする。

(2) 自主防災組織

ア 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努めるものとする。

イ 消防隊(消防本部、消防団)が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従うものとする。

(3) 事業所

ア 火災予防措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講じるものとする。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講じるものとする。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

(イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止、避難誘導等必要な防災措置を講じるものとする。

4 応援要請

村長又は消防長は、単独での消防活動が困難であると判断したときは隣接相互応援協定を締結している消防機関に応援を要請し、それでも対応できない場合は福島県広域消防相互応援協定による派遣要請を行うものとする。

また、必要に応じて緊急消防援助隊の派遣やヘリコプターを使用する消防活動の応援を要請する。

第8 救助・救急

地震発生後には、倒壊家屋の下敷きになるなど救助・救急が必要となる被災者が出るのが予想される。生命・身体の安全を守ることは、最優先されるべき課題であり、村は、災害応急対策の第一次的な実施責任者として防災関係機関の協力を得ながら、人員、資機材等を優先的に投入して、救助活動を実施する。

また、早期救出が生死を分けることになることから、住民及び自主防災組織が救助・救急活動を実施する防災関係機関に協力し、自発的に救助・救急活動を行うよう協力を求める。

具体的な対策については、第3章第7節「救助・救急」に準ずるものとする。

第9 自衛隊災害派遣

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められた場合、村は、自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期する。

具体的な対策については、第3章第8節「自衛隊災害派遣」に準ずるものとする。

第10 避難

大規模地震発生時においては、家屋倒壊、火災、がけ崩れ等の発生が予想されるなか、

迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命、身体の安全の確保に努めるものとする。その際、要配慮者についても十分考慮する。

具体的な対策については、第3章第9節「避難」に準ずるものとするが、余震等による二次災害が予想される危険区域には近づかないよう住民に周知する。

第11 避難所の設置・運営

大規模地震発生時において、災害のために現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に学校、老人福祉センター、公民館その他既設の建物又は応急仮設物等に受入れ、保護する。

具体的な対策については、第3章第10節「避難所の設置・運営」に準ずるものとするが、余震や建物の倒壊等による二次災害が予想される避難所は立入禁止とするなど、必要な安全措置をとることに留意する。

第12 医療（助産）救護

地震発生時には、広域あるいは局地的に、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため、震災時における救急の初動体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携のもとに一刻も早い医療救護活動を実施する。

具体的な対策については、第3章第11節「医療（助産）救護」に準ずるものとする。

第13 緊急輸送対策

緊急輸送は、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則に、交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応を行うものとする。

具体的な対策については、第3章第12節「緊急輸送対策」に準ずるものとする。

第14 警備活動及び交通規制措置

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想される。

また、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、村は、県及び警察、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じるものとする。

具体的な対策については、第3章第13節「警備活動及び交通規制措置」に準ずるものとする。

第15 防疫及び保健衛生

震災時には、建物の倒壊や焼失等により多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者を受け入れる避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。このため、防疫、食品衛生、環境衛生に関し、適切な処置を行うものとする。

具体的な対策については、第3章第14節「防疫及び保健衛生」に準ずるものとする。

第16 廃棄物処理対策

震災時には、建物・ブロック塀等の倒壊や地震火災等により、大量のごみの発生が予想されるほか、上・下水道施設の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生ずる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となるため、し尿・ごみ・がれき・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行うものとする。

また、処理能力を超える場合は、必要に応じて、広域応援による処理を図るものとする。

具体的な対策については、第3章第15節「廃棄物処理対策」に準ずるものとするが、震災によるがれき処理については、次による。

1 がれき発生量の推定

地震災害・火災により建物の倒壊、焼失及びそれに伴う建物解体、更には地震動によるガラスの落下物、ブロック塀等の破損物等大量の廃棄物（がれき）が発生することが想定される。

村は、がれきの発生量を、県の地震・津波被害想定調査結果等から事前にその発生量を想定し、廃棄物処理計画を策定しておく必要がある。この場合において、定期的に調査を実施し、中間処理又は最終処分を行うまでの一時仮置場、リサイクルのための分別を行うストックヤード等の場所を確保しておくものとする。

なお、がれき量の推定には、木造1㎡当たり0.35t、非木造1.20tを目安とする。

2 がれき処理体制の確保

がれきの処理については、原則として村又はがれきの発生原因となる各施設管理者が処理することになるが、がれきが一時的かつ大量に発生することになるため、国、県、関係市町村及び関係者が協力して、がれきの処理状況の把握、搬送ルートや仮置場及び最終処分場の確保を図るものとする。

3 がれき処理対策

(1) 仮置場の確保

大量にがれき等が発生した場合は、仮置場に搬入する必要があるため、村はあらかじめ調査を実施しておいた公有地等を中心に具体的な選定を行う。

(2) 分別収集体制の確保

発生したがれき等を効率よく処理、処分するためには、排出時の分別の徹底が必要であるので、その確保策の検討を行う。

(3) 適正処理・リサイクル体制の確保

震災時においても廃棄物の適正処理を確保する必要があるにもかかわらず、大量に発生するがれき等の最終処分はかなり困難となることが想定される。

このため、緊急時の相互扶助や産業廃棄物処理業者の支援のあり方など、産業廃棄物の適正処理・リサイクル体制の確保策を検討しておくものとする。

(4) 広域処分体制の確保

大量のがれき等を処分するためには、村外の最終処分場に処分を依頼することも想定されるため、県と連携のもと、広域処分対策を検討する。

(5) 粉じん等の公害防止策

がれき等の応急処分の過程においては、粉じん、有害物質の発生などが考えられ、生活環境への影響や保健衛生面から問題となる公害（大気汚染）が発生するおそれがあるため、村は、その実態を把握するとともに、公害防止対策を行うよう関係機関に対し、指導する。

第17 救援対策

震災により生活に必要な物資が被害を受けたり、流通機構の混乱等により物資の入手が困難となった場合においても、住民の基本的な生活の確保、人心の安定を図ることを目的として、生活の維持に特に欠かせない食料、生活必需品及び飲料水等を確保するとともに、迅速な救援を実施する。この場合において、指定避難所に避難している被災者のみならず、指定避難所以外に避難あるいは在宅被災者への供給にも配慮する。

具体的な対策については、第3章第16節「救援対策」に準ずるものとする。

第18 被災地の応急対策

村は、被災地内の住民の生活やインフラを復旧させるため、宅地内や河川等の障害物を除去するとともに、住民の生活上の不安を解消するための各種相談事業や、社会経済の安定のため金融機関による応急金融措置を実施する。

具体的な対策については、第3章第17節「被災地の応急対策」に準ずるものとする。

第19 応急仮設住宅の供与

村は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものとする。

具体的な対策については、第3章第18節「応急仮設住宅の供与」に準ずるものとする。

第20 遺体の捜索・処理等

震災時の混乱期には、行方不明になっている者（生存推定者、生死不明者、死亡推定者を含む。）が多数発生することが予想され、それらの捜索、収容等を早急に実施する必要がある。このため、村は、迅速かつ的確な行方不明者の捜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理・埋葬等を適切に行うものとする。

具体的な対策については、第3章第19節「遺体の捜索・処理等」に準ずるものとする。

第21 生活関連施設の応急対策

上水道、下水道、電気、ガス、交通、通信等の生活に密着した施設が被災した場合、復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、村は、各ライフライン事業者等と連携して、地震災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、緊密な連絡のもとに機動力を発揮して応急復旧に努めるものとする。

また、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努めるものとする。

具体的な対策については、第3章第20節「生活関連施設の応急対策」に準ずるものとする。

第22 道路、河川管理施設等及び公共建築物等の応急対策

1 村管理道路の応急対策

村は、地震により道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生し、若しくは発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるとき、又は地震災害における交通確保のため必要があると認められるときは、通行禁止及び制限並びにこれに関連した応急対策についての計画を定め、警察署との連携を図りながら、直ちに活動に入るものとする。

(1) 応急対策

ア 村の区域内の道路の被害について、速やかに県に報告するほか、障害物の除去や被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

なお、応急復旧の実施に当たっては、状況に応じて、他の道路管理者、県警察、消防本部及び自衛隊と協力して必要な措置をとるものとする。

イ 上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。

なお、緊急時においては、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとった後、速やかに連絡する。

(2) 復旧計画

地震による被害施設の早期復旧を図るとともに、地震災害の再発を防止するための施設の新設、又は改良を行うなど、将来の地震に備えた事業を行うものとする。

2 主要農道、主要林道応急対策

村は、地震により被災した農道、林道の障害物を除去するとともに緊急度に応じて復旧する。特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については優先して行い、緊急輸送及び安全かつ円滑な交通を確保する。

(1) 応急対策

ア 防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況等を調査し、その結果を県に速やかに報告する。

イ 交通の確保

所管する道路の障害物の除去及び応急復旧を行い、交通の確保に努めるものとする。

特に、農道のうち生活道路及び林道のうち集落との連絡林道については、優先して措置する。

(2) 交通規制

通行が危険な農道については、喜多方・猪苗代警察署と協力して必要な交通規制を行い、通行者に対する避難誘導措置を講じるものとする。

また、通行が危険な林道については、関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じるものとする。

3 河川管理施設応急対策

(1) 応急対策

村は、地震による被害を軽減するため、次の活動体制を確保し、水防活動を実施するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、必要に応じ、県に技術的援助及び調査の要請をするなどし、施設の応急復旧に努めるものとする。

ア 水防上必要な監視、警戒、通信、連絡及び輸送の体制

イ 水門、樋門等に対する遅滞のない操作

ウ 水防に必要な器具、資材及び設備の整備

エ 他市町村との間における相互の協力及び応援体制

(2) 復旧計画

ア 村は、地震による被災箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づく従前の効用を回復させる。

イ 村は、被災した箇所を把握し、被害状況を各関係機関に報告する。

また、この被害状況に基づいて災害復旧事業及び改良復旧事業を計画し、国の災害査定を受けた後、災害復旧事業においては従前の効用を回復し、改良復旧事業においては

再度災害の防止と治水安全度の向上を図るものとする。

4 砂防施設等応急対策

村は、地震により砂防設備やなだれ防止施設に被害が発生、又は発生するおそれがある場合には、震後点検を速やかに実施するとともに、二次災害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関と協力し、応急対策に努めるものとする。

なお、村内の砂防ダムは、全て県管理であるため、速やかに県に対し、点検を依頼する。

5 ため池施設応急対策

一定規模以上の地震が発生した場合、村は、ため池管理者に対し、管理するため池の緊急点検を行い、その結果を速やかに村へ報告をするよう要請する。

また、ため池に被害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い、ため池の安全を確保し、二次災害を防止するほか、村長の指示のもと、直ちに緊急放流や応急工事等を行い、ため池の安全回復に努めるものとする。

6 公共建築物等の応急対策

各施設の管理者は、人命安全確保を第一とし、重要な社会公共施設の機能を確保するため、自主的な災害活動を行い、被害の軽減を図るものとする。

なお、社会公共施設は、地震災害後における医療、給食、ボランティア活動等における災害応急対策の拠点としての業務が遂行できるよう、それぞれの施設において、自主的な災害対策活動が実施できることを目標とする。

(1) 応急対策

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図るものとする。各施設管理者は、地震時の出火及びパニック防止に重点をおき、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、地震災害後における災害復旧を早急に行うものとする。

ア 避難対策については、特に綿密な計画を樹立して万全を期する。

イ 地震時における混乱の防止措置を講じるものとする。

ウ 緊急時には関係機関へ通報して応急の措置を講じるものとする。

エ 避難所になった場合には、防火について十分な措置を講じるものとする。

オ 施設入所者、利用者等の人命救助を第一とする。

(2) 庁舎等の応急修理

ア 被害状況の把握

村は、庁舎等の被害状況を速やかに調査し、関係機関に報告する。

イ 応急修理

軽易な被害については、村において応急修理を実施することとし、被害が著しい場合には、必要に応じ、関係機関の応援を得て実施する。

ウ 仮設庁舎の設置

被害が著しく、執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し、必要により仮設庁舎を建設する。

第23 文教対策

村及び学校長等は、災害時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校教育活動の円滑な実施を確保するため、その所管する業務について、災害時における応急対策を実施する。

具体的な対策については、第3章第21節「文教対策」に準ずるものとする。

第24 要配慮者対策

災害発生時において、高齢者、妊産婦、乳幼児、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「要配慮者」は、災害情報の受理及び認識、避難行動、避難所における生活等のそれぞれの場面で困難に直面することが予想される。このため、第3章第9節「避難」のとおり、要配慮者への情報伝達、避難誘導等において、配慮するとともに、災害発生後、速やかな要配慮者の把握、避難所における保健福祉サービスの提供等を行うものとする。

具体的な対策については、第3章第22節「要配慮者対策」に準ずるものとする。

第25 ボランティアとの連携

大規模な地震により村内に大きな災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、村は、ボランティアの協力を得ながら、効率的な災害応急活動を行えるようボランティアの有効な活用を図るものとする。なお、発災後の時間の経過とともに、ボランティアを必要とされる活動領域が変化していくことに留意する。

また、公共職業安定所を通じて供給可能な労務者を確保し、労務供給の万全を期するものとする。

具体的な対策については、第3章第23節「ボランティアとの連携」に準ずるものとする。

第26 危険物施設等災害応急対策

村は、危険物等貯蔵施設に係る危険物災害及び毒・劇物による災害が発生した場合、付近住民の生命・財産を脅かすことが予想され、その影響は極めて大きいことから、速やかな応急対策を図るための対策を確立する。

具体的な対策については、第3章第24節「危険物施設等災害応急対策」に準ずるものとするが、村は、地震発生時における危険物施設等の応急対策については、次のとおり実施する。

1 危険区域等の現況把握

危険物の多いところ（以下、本項において「危険区域」という。）の災害予防情報を重点的に緊急に収集するとともに、状況に応じて、消防団員等を現場に派遣するなどにより現況を把握し、緊急に危険区域等の危険物災害の防止を図るものとする。

2 危険区域等の非常警戒

危険区域内の消防団員等を緊急に招集し、消防施設の点検整備及び消防水利の確保を図るとともに、職員を派遣して二次災害予防の広報に努め、状況に応じて危険物施設等の関係者等の協力を要請し、区域内の警戒、特に火気等の災害発生となるものの使用制限を行うものとする。

3 防災資機材の確保

危険物災害防止用の防災資機材を速やかに点検、確保するとともに、状況に応じて不足が予想される場合は、速やかに補充を図るものとする。

4 危険物の退避

危険物運搬中の車両等は、安全地域への退避を図るとともに、危険区域等で災害が発生する可能性のある危険物については、安全地域への移動を図るものとする。

5 緊急非常連絡方法の確立

有（無）線通信等による連絡が絶えることが予想されるので、危険区域等に災害発生の際

危険が生じたときの緊急連絡方法（信号等）を危険物施設等の関係者とあらかじめ協議し、非常時の連絡方法の確立を図るものとする。

6 緊急避難

危険区域等に危険物災害発生の危険が生じ、住民に危険が及ぶおそれがある場合は、安全地域に誘導する。

第4節 災害復旧

【住民課、関係各課】

被災地の復旧・復興は、より安全性を配慮した地域振興のための基礎的な条件の整備を目指して、可能な限り迅速かつ円滑に行わなければならない。このため、被災の状況、地域の特性等を勘案して復旧・復興の基本方針を定め、必要な場合には、復興計画を作成する。

なお、復旧・復興対策の推進に当たっては、住民の意向を尊重するとともに、必要に応じ、国、県をはじめ関係機関等の協力を求める。災害復旧・復興対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧に合わせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標とするが、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めなければならない。

また、大規模災害は多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。このような社会の混乱を解消し、震災時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係機関の協力のもと被災者の生活支援の措置を講じるものとする。

地震災害の復旧・復興については、第4章「災害復旧計画」に準ずるものとする。

第6章 火山災害対策計画

第1節 総則

第1 基本方針

火山災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合は、村、県及び防災関係機関が連携し、火山災害の拡大防止と被災者の救助救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

本章は、災害対策基本法第42条及び活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）（以下「活火山法」という。）の規定に基づき、常時観測火山である吾妻山、磐梯山において、火山災害が発生した場合にとるべき火山災害応急対策を中心に、火山防災対策に係る措置、火山防災対策上緊急に必要なとされる施設等の整備、火山災害に係る防災訓練、火山防災上必要な教育及び広報に関する事項等について定めたものであり、これを推進することにより住民、登山者、観光客等の生命、身体及び財産を火山による災害から保護することを目的とする。

なお、本章で定めのない事項については、本計画第1章「総則」、第2章「災害予防計画」、第3章「災害応急対策計画」及び第4章「災害復旧計画」の定めるところによるものとする。

第2 村内の火山の概況

本章で対象とする火山は、吾妻山及び磐梯山であり、それぞれの火山の特徴は次のとおりである。

1 吾妻山

吾妻山は、北塩原村の東方、福島・山形県境にある多くの山の総称であり、那須火山帯のうちでも有数の大火山である。玄武岩～安山岩の多数の成層火山からなり、西大巔、西吾妻山、中吾妻山、東吾妻山、高山により構成される南列及び藤十郎、東大巔、昭元山、一切経山で構成される北列の2列に大別される。南列より北列が新しく、それぞれの列では西より東の方が新しく形成された。北列の多くの火山は山頂火口をもち、特に東部の一切経山付近には、五色沼・大穴・桶沼・吾妻小富士など多くの新しい火砕丘・火口がある。

その活動は、有史以降の噴火は北側火口列の一切経山の水蒸気噴火またはマグマ噴火で、その南から東斜面には噴火地帯が広く分布している。

2 磐梯山

磐梯山は、大磐梯・楡ヶ峰・赤埴山から成る安山岩の成層火山であり、火山体の形成と崩壊が繰り返されて、現在の山容がつけられた。

磐梯山における1888年（明治21年）の噴火は、わが国の火山史においても特筆されるものであり、水蒸気噴火により小磐梯の北側が崩壊し、岩屑なだれで大被害を生じた。

1888年（明治21年）7月15日の朝7時45分頃、小磐梯が激しく爆発し、相次いで15～20回も爆発が繰り返され、小磐梯の山体の大半が崩壊、噴煙は数千メートルの上空に上がり、南東方約100kmの太平洋沿岸まで降灰が認められた。

山麓では熱砂泥雨が降りしきり、強い爆風、鳴動、火山雷が認められた。また、崩壊し

た岩石土砂は大泥流となり、長瀬川の本支流をせき止め、桧原湖、秋元湖、小野川湖の湖沼が生じた。

この現象は、わずか2～3時間の間に起こったため、秋元、細野、雄子沢の3部落が埋没したほか、死者477名（うち本村関係234名）、負傷者約70名を出した。

有史以降の噴火は全て水蒸気噴火で、噴火活動によりできたカルデラ壁や山頂部には噴気孔が点在する。

<資料14-1 災害履歴>

第3 火山地域市町村

吾妻山及び磐梯山においては、下表のとおり9市町村が活火山に近接している。これらの市町村にあっては、国、県及び防災関係機関と平常時から情報を共有し、連携をとりながら火山防災対策を実施する。

火山名	近接市町村
吾妻山	福島市、猪苗代町、北塩原村
磐梯山	郡山市、会津若松市、喜多方市、猪苗代町、磐梯町、北塩原村、湯川村、会津坂下町

第4 火山災害警戒地域

活火山法に基づき、内閣総理大臣は火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域として火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）を指定している。吾妻山及び磐梯山における警戒地域は次のとおりである。

火山名	県	指定市町村
吾妻山	福島県、 (山形県)	福島市、猪苗代町、（米沢市）
磐梯山	福島県	会津若松市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、湯川村、会津坂下町

なお、警戒地域に指定された県・市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を火山ごとに共同で設置する。

第2節 災害予防対策

~~【住民課、総務企画課、商工観光課、建設課、消防団】~~

火山による被害を最小限にとどめるため、火山防災協議会における協議・検討などをもとに、平常時から情報を共有し、連携をとりながら火山災害の予防対策を行うものとする。

第1 火山防災対策の推進

1 火山防災協議会

村は、磐梯山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関して必要な協議を行うため、活火山法第4条第1項の規定に基づき、磐梯山火山防災協議会を県及び関係市町村と共同で設置する。

なお、協議会には、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家の他、観光関係団体等検討に必要な様々な者を加える。

また、吾妻山に近接する市町村として、吾妻山火山防災協議会に参画する。

協議会においては主に以下の事項について協議することとする。

- (1) 噴火に伴う現象とその影響の推移を時系列で示した「噴火シナリオ」に関する事項
- (2) 影響範囲を地図上に示した「火山ハザードマップ」に関する事項
- (3) 噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「噴火警戒レベル」に関する事項
- (4) 避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「避難計画」に関する事項
- (5) 活火山法第5条第1項の規定により、県防災会議が県地域防災計画に定めなければならない事項
- (6) 活火山法第6条第1項の規定により、市町村防災会議が市町村地域防災計画に定めなければならない事項
- (7) 住民、登山者、観光客等に対する情報提供に関する事項
- (8) 火山防災意識の啓発活動に関する事項
- (9) その他必要と認められる事項

2 避難計画等の策定

村は、磐梯山火山防災協議会における共同検討などを通じて策定された噴火シナリオや火山ハザードマップ等をもとに、防災上必要な情報を付加した火山防災マップを作成する。

また、村は、噴火警戒レベル及び磐梯山火山防災協議会が策定する避難計画を踏まえ、警戒地域ごとに、次の事項について定めるとともに、仙台管区気象台は、具体的な避難行動と結びついた噴火警戒レベル等の運用について設定することとしており、村は、これらを踏まえながら、磐梯山火山防災協議会における共同検討などを通じて、警戒地域ごとに、次の事項について定めるとともに、避難開始時期、避難対象地域、指定緊急避難場所等の避難先、避難経路・手段などを内容とする具体的で実践的な避難計画を策定し、村防災計画に位置づけるものとする。

- (1) 火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表発令・伝達に関する事項
- (2) 噴火警戒レベルの運用による入山規制や高齢者等避難避難勧告等避難のための措置について村長が行う通報及び警告に関する事項
- (3) 避難場所及び避難経路に関する事項

- (4) 火山現象に係る避難訓練に関する事項
- (5) 救助に関する事項
- (6) 警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設（避難促進施設）の名称及び所在地
- (7) その他必要な警戒避難体制に関する事項

3 住民、登山者、観光客等に対する周知・啓発

村は、火山地域の住民、登山者及び観光客等に対し、火山災害の危険性について周知・啓発を行うものとする。

また、磐梯山ジオパーク協議会が行う火山防災教育に関する事業や、裏磐梯ビジターセンターが行う火山防災プログラム等を通じて、火山災害履歴等に関する知識の普及を図るとともに、必要に応じて災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

- (1) 周知・啓発に当たっては、作成した火山防災マップ等について住民、登山者、観光客等への情報提供を効果的に行うものとし、当該区域における火山防災マップ及び警戒避難対策等を明示し、その内容を当該区域の住民等に周知する。
- (2) 登山者及び観光客に対し、登山情報及び観光情報において、火山災害の危険性のほか、避難に関する情報や山小屋等の位置等について周知・啓発を行うものとする。
また、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。
- (3) 異常現象を発見した場合の通報義務について、住民、登山者、観光客等に啓発を図るとともに、火山性ガスの噴出地帯などの危険箇所については、立入りを規制する立看板等を設置するなど、住民、登山者、観光客等へ周知を図るものとする。
- (4) 福島県観光物産交流協会、裏磐梯観光協会及びその他の関係機関は、注意喚起のため標識の掲示、チラシの配布、車内放送等その所掌業務に基づき、周知・啓発を行うほか、村又は県から周知・啓発について応援要請があった場合はこれに協力する。

4 登山届等の提出の周知・啓発

村は、火山災害発生時の救助活動を迅速、的確に実施するため、関係機関等と連携し、火山地域での登山を計画する者に対し、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。以下同じ。）等の積極的な提出及び携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスについて周知・啓発を図るものとする。

登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

5 防災訓練等の実施及び避難誘導體制の充実

村は、磐梯山火山防災協議会と連携のもと、防災関係機関、住民、登山者、観光客等に参加を求め、火山災害の防止又は軽減を図るため、火山防災マップ等を活用するなど、実践的な防災訓練を実施する。

また、防災関係機関等に参加を求め、火山災害の特殊性を考慮した火山防災情報の収集・伝達訓練、通信訓練を実施し、訓練により明らかとなった課題等について、避難計画に反映させる等、訓練を通じて火山防災対策の充実を図るように努めるとともに、避難誘導・支援者等が噴火警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、消防団体などの避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

6 企業防災の促進（避難確保計画の作成等）

村防災計画に名称及び所在地を定められた施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について村長に報告する。

村は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関して必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

避難促進施設

名称	所在地
裏磐梯スキー場	北塩原村大字桧原字大府平山1170-5
星野リゾート ネコマ マウンテン北エリア 猫魔スキー場	北塩原村大字桧原字猫魔山1163

7 情報の共有等

村は、県と連携のもと、平常時から関係機関相互の意見交換や情報共有を促進し、火山噴火時等に迅速な情報連絡が行えるよう備えるものとする。

また、登山者や観光客等に対する携帯端末を活用した情報伝達の充実を推進する。

8 火山防災のための事業等の推進

村は、火山災害による被害を防止又は軽減するため、必要に応じ次の事業等の推進を図るものとする。

- (1) 避難施設（退避舎、退避壕等）の整備
- (2) 防災営農施設の整備
- (3) 降灰除去事業
- (4) 治山治水事業
- (5) 砂防事業
- (6) 河川の水質汚濁防止措置
- (7) 火山現象の調査、研究及びその成果の普及

なお、活火山法の規定に基づく「避難施設緊急整備地域」又は「降灰防除地域」の指定を受けた場合は、活火山法第14条及び第19号の規定に基づく整備計画を作成する。

9 観光客の安全対策

裏磐梯地区は年間 200 万人以上が訪れる県内有数の観光地であり、噴火が発生した際は観光客の安全対策も極めて重要となる。観光客が安心して来村できるよう、避難誘導體制を確立するとともに、裏磐梯地区での施設整備にあたっては防災の視点も取り入れていく。

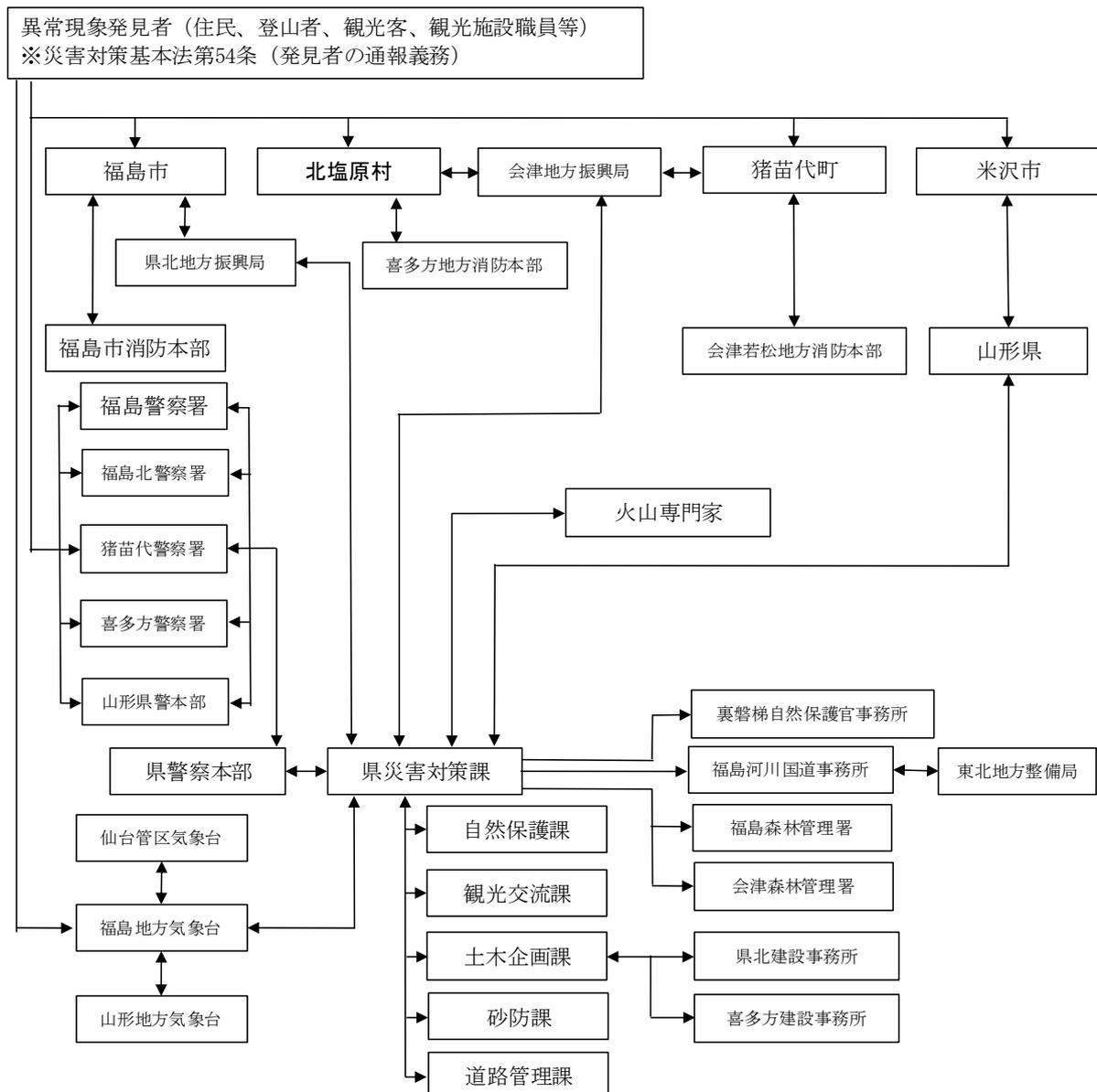
10 退避壕（シェルター）等の整備

突然の噴火発生時に緊急的に身を守るシェルターの設置について、吾妻山・磐梯山・安達太良山の各火山防災協議会において設置に向けた協議が進められている。シェルターのほか、既存の山小屋等の補強などにより登山客等の安全を守ることが必要となる。

第2 火山噴火緊急減災対策

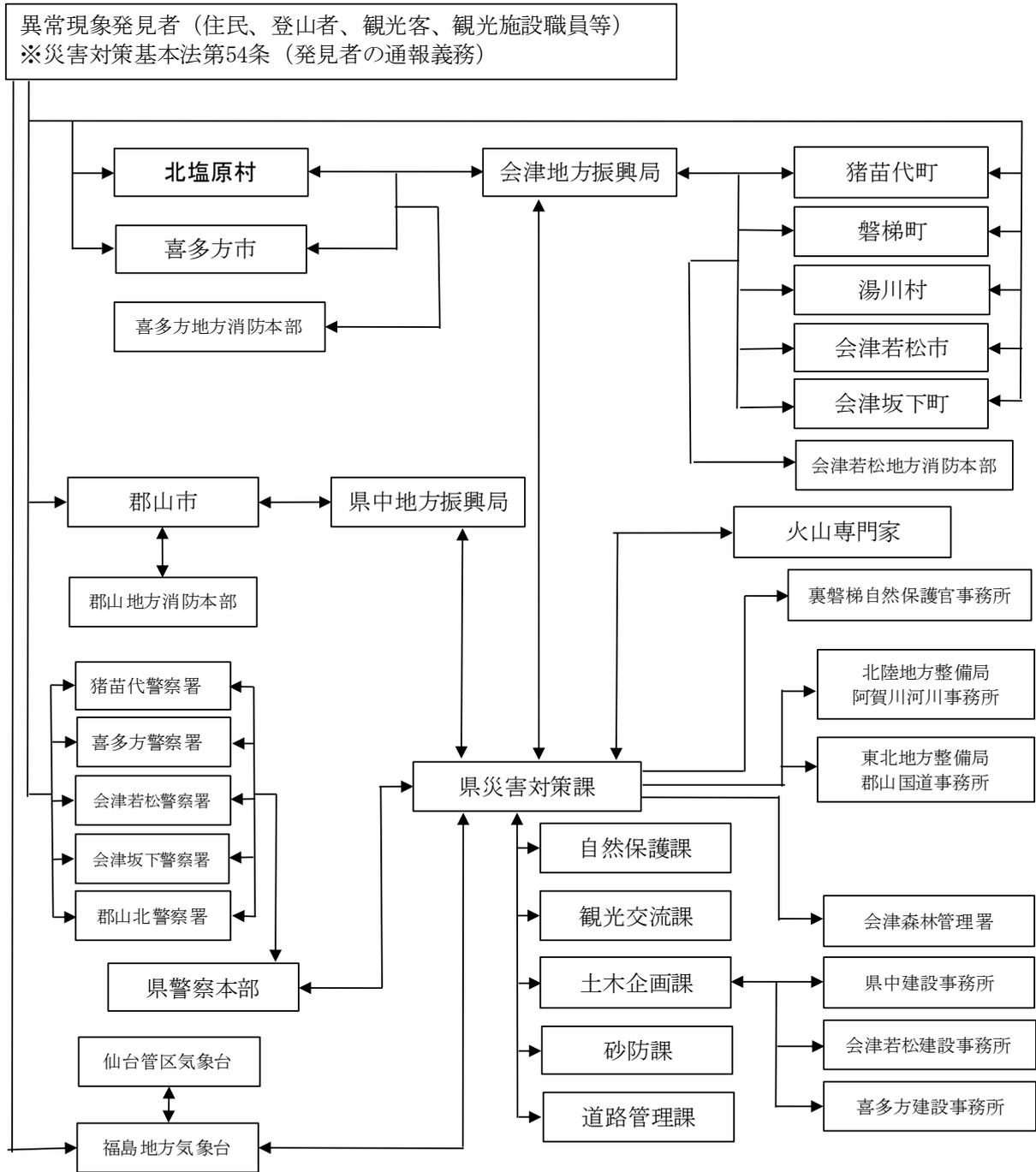
村は、福島県火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会が策定する吾妻山、磐梯山の火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、緊急減災対策が迅速かつ効果的に実施できるよう連携体制を整えるものとする。

吾妻山情報連絡系統図



※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供をするものとする。
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。

磐梯山情報連絡系統図



※関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。
 ※県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供をするものとする。
 ※災害時には、関係機関が連携して対応する。

第3節 災害応急対策

~~【住民課、総務企画課、商工観光課、建設課、消防団】~~

火山災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害の拡大を防止し、又は軽減するため、災害発生の防御又は応急復旧に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと、応急対策に万全を期するものとする。

第1 火山災害応急活動体制

火山災害は、突発的に発生する場合があるため、初期の防災機関の立ち上がりが非常に重要である。火山災害が発生した場合、村は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、関係機関と緊密な連携を図りつつ火山災害の発生を防御し、又は応急的救助を行うなど災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

具体的な対策については、第3章第1節「応急活動体制」に準ずるものとするが、火山災害時における配備基準については次による。

1 警戒配備

指揮者：総務企画住民課長

配備職員：関係課等の職員

配 備 時 期	配 備 内 容
①吾妻山又は磐梯山において、噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報（噴火警戒レベル：2～3）が発表され、火口周辺または居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想されるとき。 ②その他総務企画住民課長又は村長が必要と認めたとき。	関係各課業務の所要の人員をもって当たるもので、災害の発生とともに、そのまま直ちに非常活動が開始できる体制とする。

2 第1非常配備（災害対策本部の設置）

指揮者：本部長（村長）

配備職員：全所属課の職員数の50%

配 備 時 期	配 備 内 容
①吾妻山又は磐梯山において、噴火警報（居住地域）又は噴火警報（噴火警戒レベル：4～5）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）とき。 ②その他特に村長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、発生災害に関係する各班の所要の人員をもって当たるもので、各部班の班長は、必要人員を配置して災害応急対策活動ができる体制とする。また、事態の推移に伴い、第2非常配備に円滑に移行できる体制とし、災害対策に関係ある協力関係機関及び住民との連絡を密にし、協力体制を強化する。

3 第2非常配備（災害対策本部の設置）

指揮者：本部長（村長）

配備職員：全職員

配備時期	配備内容
<p>①吾妻山又は磐梯山が、大噴火（爆発）し、人的及び物的被害が生じ、事態が重大であると認められるとき。</p> <p>②その他特に村長が必要と認めたとき。</p>	<p>災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急対策活動ができる体制とする。</p>

第2 噴火警報等の伝達

1 噴火警報等の種類

吾妻山及び磐梯山に係る噴火警報等の種類は、次のとおりである。

(1) 噴火警報

噴火警報は、仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、**火山名**、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）等を明示して発表するものである。

なお、「警戒が必要な範囲」が**に居住地域まで及ぶが含まれる**場合は「噴火警報（居住地域）」又は「噴火警報」、**火口周辺に限られる含まれない**場合は「噴火警報（火口周辺）」又は「火口周辺警報」として発表され、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

(2) 噴火予報

噴火予報は、仙台管区気象台が、**予想される火山活動現象**の状況が静穏である場合、**あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想されるその他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める**場合に発表するものである。

(3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じた「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

吾妻山及び磐梯山については、噴火警戒レベルによる運用がされており、噴火警戒レベルは噴火警報・噴火予報で発表される。また、気象庁ホームページに現在の噴火警戒レベルが表示されている。

それぞれの火山の噴火警戒レベル表は、次のとおりであり、下表で記載している「火口」は、噴火が想定されている火口あるいはそれらが出現し得る領域（火口出現領域）を意味する。

また、登山者・入山者等への対応については、噴火警戒レベル表に示されるとおり実施するものとし、村は、噴火警戒**報**レベルに応じて立入規制等を行うものとする。

(4) 火山の状況に関する解説情報

~~火山の状況に関する解説情報は、~~仙台管区気象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、~~。また、~~噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を

行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い。または噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低いと判断した場合、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を随時発表する。

(5) 噴火速報

噴火速報は、仙台管区気象台が、噴火の発生事実を迅速に発表する。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

吾妻山の噴火警戒レベル表

気象庁 令和元年9月25日改定

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	・危険な居住地域からの避難等が必要	・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし
			4 (高齢者等避難避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）。	・警戒が必要な居住地域での 高齢者等避難準備等が必要 要配慮者及び 特定地域の避難、住民の避難の準備等 が必要	・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・住民は通常的生活 ・状況に応じて 特定地域の避難、高齢者等 の要配慮者の避難の準備等が必要 ・登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・火口から概ね4km以内に大きな噴石飛散が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 火口から居住地域近くまで、融雪型火砕泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 1893年：噴石が火口から約1.5kmまで飛散
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・住民は通常的生活 ・火口周辺への立入規制等 ・特定地域の避難等が必要。	・火口から概ね1.5km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 2014年～2016年の活動：噴気、熱、地震活動の活性化 1977年の噴火：火口周辺に降灰 1966年の活動：身体に感じる地震を含む地震活動の 活性化 1950年の噴火：噴石が火口から約1.2kmまで飛散
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	・状況に応じて火口周辺への立入規制、特定地域の避難準備等が必要。	・火山活動は静穏。 ・状況により火口周辺に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

※特定地域とは、居住地域よりも吾妻山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。居住地域より**早期朝**に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※ここでいう火口とは、「大穴火口及び旧火口周辺」（大穴火口と燕沢火口列）をいう。

※吾妻小富士、五色沼など、想定火口以外で噴火が発生した場合は、直ちに新たな噴火警戒レベルを火山防災協議会で設定する。

磐梯山の噴火警戒レベル表

気象庁 令和元年9月25日改定

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	・危険な居住地域からの避難等が必要	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している。 ・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域まで到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1888年7月15日の噴火
			4 (高齢者等避難避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている。）。	・警戒が必要な居住地域での高齢者等の避難準備等が必要 要配慮者及び特定地域の避難、住民の避難の準備等が必要	・火口から概ね4km以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性。 ・火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の実例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・住民は通常的生活 ・状況に応じて特定地域の避難、高齢者等の要配慮者の避難準備等が必要 ・登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等	・火口から概ね2 km以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性 ・火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 【過去事例】 有史以降の実例なし
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	・住民は通常的生活 ・火口周辺への立入規制等 ・状況に応じて特定地域の避難等が必要 要配慮者の避難準備等が必要	・小規模噴火が発生し、火口から概ね1 km以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性 【過去事例】 2000年8月15日：日別地震回数476403回、有感地震発生、GNSSによる地殻変動GPSに若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	・状況に応じて火口内への立入規制等、特定地域の避難準備等が必要	・火山活動は静穏 ・状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

※特定地域とは、居住地域よりも磐梯山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。

居住地域より早期に避難等の対応が必要となる場合がある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

(6) 降灰予報

降灰予報は、気象庁地震火山部が次の3種類について発表するものである。

ア 降灰予報（定時）

(7) 噴火警報発表中の火山で、**噴火により**人々の生活に影響を及ぼす降灰が**予想される場合に、定期的（3時間ごと）に**~~のおそれがある火山に対して~~発表する。

~~(4) 噴火の発生にかかわらず、火山の活動状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表する。~~

(4) 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

(7) 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。

(4) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

(5) 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

(6) 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表する。

(7) 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

ウ 降灰予報（詳細）

(7) 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。

(4) 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。

(5) 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

(6) 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表する。

(7) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供する。

参考：降灰量の階級の説明

名称	厚さ	状況
多量	1 mm以上	火山灰がまきあげられ視界不良となり地面は完全に覆われる。 【外出を控える】
やや多量	0.1 - 1 mm	火山灰が降っているのが明らかにわかり路面表示は見えにくくなる。【注意】
少量	0.1mm未満	火山灰が降っているのがようやくわかり地面にうっすら積もる。

(7) 火山ガス予報

火山ガス予報は、気象庁地震火山部及び仙台管区气象台が火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を対象に発表するものである（（注）該当する火山は、現在はなし。）。

発表基準：居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合

発表時期：原則として定時

(8) その他の情報等

仙台管区気象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

2 伝達気象官署

吾妻山及び磐梯山の噴火警報等は、仙台管区気象台が発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。

また、気象庁は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、都道府県等必要な関係者へ伝達する。

3 伝達系統

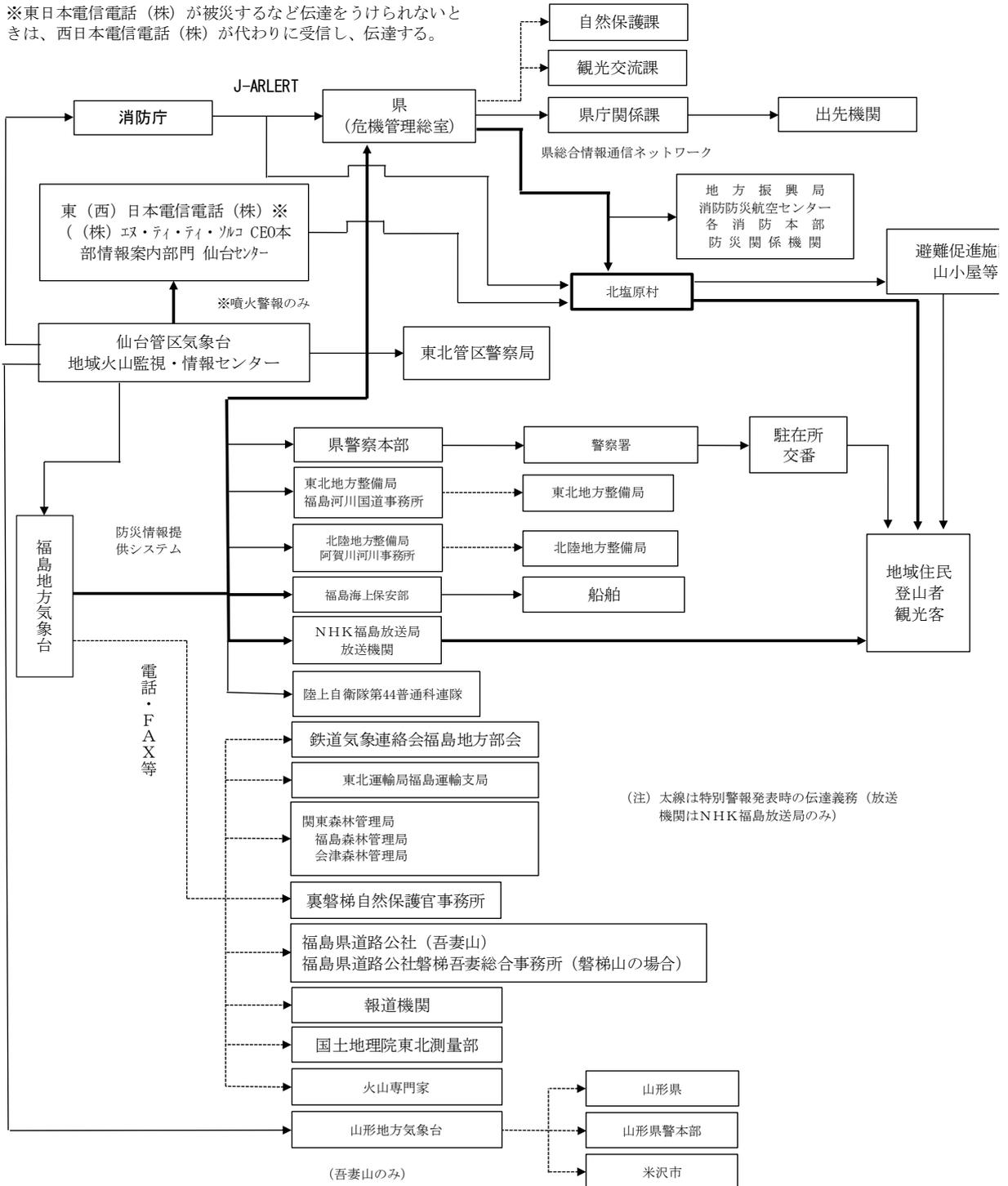
噴火警報等は、次の系統図に従い周知を図るものとする。

特に、噴火警報（居住地域）は、火山現象による災害から、人の生命及び身体を保護するために通報されるものであって特に緊急を要するものであるから、伝達については、迅速かつ的確に取り扱うものとする。

村は、県から噴火警報を受理したときは、防災関係機関及び住民等に対して伝達するとともに、火山災害防止対策上必要な措置を講じるものとする。

吾妻山及び磐梯山に係る噴火警報等の伝達系統

※東日本電信電話（株）が被災するなど伝達をうけられないときは、西日本電信電話（株）が代わりに受信し、伝達する。



① 県の措置

県は、噴火警報等を受理したときは、関係市町村及びその他の防災関係機関に対して伝達するとともに、予想される災害に対処するため必要に応じ関係機関に応援の要請等を行う。中でも、噴火警報（居住地域）は特に緊急を要するものであり、市町村長その他防災関係機関等に対して迅速かつ的確に通報する。

また、噴火警報によって規制される範囲へ至る道路及び登山道等に対しては、噴火警報の内容に応じて規制される範囲より手前の場所において進入禁止等の制限の措置を講じるものとする。

② 村の措置

村は、県から噴火警報等を受理したときは、本計画などの定めるところにより防災関係機関及び住民、登山者、観光客等に対して伝達するとともに、噴火警戒レベルに応じた立入規制など火山災害防止対策上必要な措置を講じるものとする。特に、特別警報〔特別警報に位置づけられる噴火警報（居住地域）〕について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車などにより住民等へ周知する。

③ 警察本部の措置

警察本部は、噴火警報等を受理したときは、関係警察署に通知するとともに、情報の収集その他必要な措置を講じるものとする。

④ 報道機関の措置

報道機関は、噴火警報等を受理したときは、テレビ、ラジオ、新聞等により一般住民等に対して当該情報の周知に努めるものとする。

⑤ その他の防災関係機関の措置

その他の防災関係機関は、噴火警報等を受理したときは、他の関係機関と連絡を密にしながら防災体制の整備を図り、必要な措置を講じるものとする。

第3 災害情報の収集及び伝達

1 通信手段の確保

火山災害に関する情報は応急対策を実施する上で不可欠なものであるが、現場は地域的に山岳地が多くなることが予想されるため、有線による情報の収集及び伝達は極めて困難になるものと思われる。

したがって、村は、県、他市町村、消防本部その他の防災関係機関と連携のもと、山小屋、観光施設等に設置された衛星携帯電話などを運用し、情報の収集及び伝達に努めるものとする。

2 災害情報の収集、伝達

(1) 収集及び伝達する情報の事項は次のとおりとする。

- ア 人的被害及び住居被害の状況
- イ 要救助者の確認
- ウ 住民、登山者、観光客等の避難の状況
- エ 噴火規模及び火山活動の状況
- オ 被害の範囲等
- カ 避難道路及び交通の確保の状況
- キ その他必要と認める事項

(2) 村は、火山の現象や噴火警戒レベルにより、火山地域において登山者及び観光客等の生命及び身体を保護するため必要と認めるときは、火山の現象や噴火警戒レベル等の情報を、緊急速報メールなど多様な手段により登山客、観光客及び観光施設等へ情報を伝達する。

第4 避難対策「磐梯山」

1 避難の指示避難勧告等

(1) 火口周辺規制避難準備・高齢者等避難開始

県及び村長は、噴火警戒レベル2に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導するものとする。~~火口周辺（噴火警戒レベル3）が発表され、居住地域の近くまで災害が発生させる現象が及ぶと認めるときは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるものとする。~~

~~また、噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表され、居住地域において災害が発生するおそれがあると認めるときは、警戒が必要な居住地域の住民に対して避難の準備を呼びかけるものとする。~~

(2) 入山規制避難の勧告・指示

県及び村長は、噴火警戒レベル3に相当する噴火警報（火口周辺）が発表され居住地域の近くまで影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合において、各火山防災協議会の構成機関及び関係機関と連携し、観光客、登山者等に対し規制範囲外へ避難誘導するものとする。~~噴火警報（噴火警戒レベル3）が発表され、居住地域の近くまで災害が発生させる現象が及ぶと認めるときは、避難を勧告又は指示し、避難者を誘導する。~~

~~噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表され、災害が発生するおそれがあると認めると~~

~~きは、警戒が必要な居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対して避難を勧告又は指示し、避難者を誘導する。~~

~~また、火山現象により、住民等の生命及び身体の保護が緊急を要すると認められるとき、又は噴火警報（噴火警戒レベル5）を受けたときは、緊急である旨を付して避難を勧告又は指示する。~~

~~これら避難の勧告・指示、避難誘導においては、高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては十分配慮する。~~

~~なお、避難の勧告・指示をするときは、避難先、避難場所を明示するものとし、防災行政無線、携帯電話メール、広報車、消防車等により地域住民に伝達する（伝達方法、手段等は、第3章第5節「災害広報」に準ずるものとし、本事項は、以下(3)の伝達についても準用する。）。~~

(3) 高齢者等避難

村は、噴火警戒レベル4に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される場合において、居住地域の高齢者、障がい者等の要配慮者に対しては避難を、居住地域の住民に対しては避難の準備を呼びかけるものとする。

(4) 避難指示

村は、噴火警戒レベル5に相当する噴火警報（居住地域）が発表され、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している状態にあるときは、居住地域の住民に対して、避難を指示するものとする。

なお、避難を指示するときは、避難先、避難場所を明示するものとし、村地域防災計画に定める避難情報の伝達体制により住民等に伝達するものとする。

(5) 緊急退避

県及び村は、突発的な噴火が発生した場合において、火口周辺の観光客、登山者等に対し、至急、近くの建物や岩陰など安全な場所に避難して身を守るよう呼びかけるものとする。また、居住地域への火山現象の到達が早く、指定避難所等への避難が間に合わない住民等に対しては、近くの頑丈な建物や高台などへ緊急退避を呼びかけるものとする。

(63) 二次避難等

村長は、緊急避難の後危険性が一時的に消滅したと認めるときで、更に遠方に避難する必要があると認められるときは、緊急避難者に対して最終的に安全な場所への避難を勧告又は指示し、避難者を誘導又は搬送する。その際は、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。この場合、村長は、県、福島地方気象台、県警察本部その他の関係機関と十分協議する。

(74) 火口周辺における避難

「磐梯山の噴火警戒レベル」に基づき、噴火警戒レベル2（火口周辺規制）が発表された場合は、登山者及び観光客に対して状況に応じた伝達・誘導を実施する。

なお、避難場所及び避難方向は、磐梯山火山防災協議会「火山活動が活発化した場合の避難計画」のとおりである。

(85) 特定地域の選定

火山からの距離や避難経路の状況、その他地域の実情を踏まえ、他の居住地域よりも早い（噴火警戒レベルが低い）段階で避難の対応を要する特定地域は、以下のとおりとする。

対象地域	噴火警戒レベル	避難対応	影響を受ける火山現象	早期避難を要する理由等
裏磐梯スキー場	2	避難開始	大きな噴石	敷地の多くが

			火砕流 火砕炎サージ	大きな噴石の影響範囲（想定火口から1km）の範囲内に含まれるため
星野リゾート ネコマ マウンテン北エリア 猫魔スキー場	2	避難開始	大きな噴石 火砕流 火砕炎サージ	敷地の一部が大きな噴石の影響範囲（想定火口から1km）の範囲内に含まれるため

(96) 火口周辺規制及び入山規制の範囲

「磐梯山の噴火警戒レベル」に基づき、想定する火口周辺規制、入山規制の範囲を以下のとおりとする。

磐梯山では、北西から南東方向に延びる広い範囲に火口が分布しており、今後噴火の発生が想定される地点を1点に決めることが困難であることから、火口密度分布や噴気孔位置等の諸条件に基づき「磐梯山火山噴火緊急減災対策砂防計画」で設定した想定火口範囲を想定火口とする。

レベル2の場合における警戒範囲：想定火口から概ね1km以内

レベル3の場合における警戒範囲：想定火口から概ね2km以内

2 避難誘導

村長は、火山噴火等により住民、登山者、観光客等の生命、身体等に危険がある場合には、平常時からの各火山防災協議会における検討結果などに基づき、仙台管区気象台が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難の勧告・指示、警戒区域の設定等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

なお、避難時の周囲の状況などにより、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避などの安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

また、必要に応じ、指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図るものとする。避難施設及び主な避難経路は、「資料編 資料6-3」又は「磐梯山火山防災マップ」のとおりである。

3 広域的な避難対策

避難に関し、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整については、第3章第9節「避難」及び同章第10節「避難所の設置・運営」によるものとする。

4 交通路の確保及び災害警備活動

火山の噴火等に伴う避難道路及び被災者の救出救助のための交通路の確保並びに公共の安全確保及び各種犯罪の予防、取り締まり等の治安の維持については、第3章第12節「緊急輸送対策」、同章第13節「警備活動及び交通規制措置」及び同章第17節「被災地の応急対策」によるものとするが、火山災害の特殊性を鑑み、次のとおり、安全確保措置を講じるものとする。

(1) 運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動するものとする。

- ア 噴火の発生を覚知した場合は徐行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して火山情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
- イ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に駐車させること。やむをえず道路上において避難するときは、他の車両等の通行に支障なき場所に停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 交通規制措置等

ア 基本方針

- (ア) 災害危険区域内への一般車両の流入及び災害危険区域内での一般車両の走行は極力抑制する。
- (イ) 災害危険区域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。
- (ウ) 避難路及び緊急輸送路については、優先的にその機能の確保を図るものとする。

イ 交通規制箇所

災害危険区域への車両の流入は、原則として災害危険区域と災害危険区域外との境界付近の交差点において規制する。

ウ 交通規制の実施

混乱防止と緊急交通路確保のため、被災地区等への流入抑制のための交通整理、交通規制は、喜多方・猪苗代警察署と連絡を取りながら実施する。

(3) バス

本村を運行するバス会社は、[会津乗合自動車磐梯東都バス](#)(株) 1社であり、火山災害の発生時における火山災害応急対策の概要は、次のとおりである。

ア 広報施策

火山災害が発生した場合の運行停止措置について、その内容を車両及び停留所等に掲示し、平素から旅客に呼びかけるものとする。

イ 災害危険予防措置

運行路線に関わる以下のような危険箇所については、あらかじめ調査し、それを教育、訓練等により従業員に周知徹底する。

- (ア) 建物密集地
- (イ) ガソリンスタンド
- (ウ) 橋梁
- (エ) 歩道橋の下
- (オ) 路肩軟弱箇所
- (カ) 高圧ガス貯蔵所
- (キ) 電柱、塀
- (ク) 高圧線の真下

ウ 情報の収集、伝達

火山情報等の収集、伝達は迅速かつ的確な周知の方法を図るものとする。

特に、運行車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、半鐘、標識等による情報収集に努めるものとする。また、貸切車の乗務員についても同様とする。

エ 運転中の乗務員の措置

- (ア) 火山災害の発生を覚知した乗務員は、速やかに車両の運行を中止し、危険箇所を避け、安全と思われる場所に停止し、旅客に対し避難地への指示を行うものとする。
- (イ) 運行の中止にあつては、十分な車両の安全措置を行った上で駐車措置を講じ、旅客の避難状況等について災害対策本部に連絡する。

第5 救助・救急、医療活動

1 救助・救急活動

火山災害の発生時における救助・救急活動については、第3章第7節「救助・救急」及び同章第8節「自衛隊災害派遣」によるものとし、火山災害の現場において要救助者がある場合、村は、他の防災関係機関又は現場にいる者と協力してその者の救出に当たるものとする。

(1) 救助隊の編成

村長は、消防本部に配置されている救助隊のほか、警察又は災害派遣による自衛隊（派遣要請先は、知事）その他の防災関係機関に救助隊の編成を要請し、要救助者の救助に当たるものとする。特に、山岳救助及び空中救助に当たっては、関係機関と十分に協議する。

(2) 二次災害の防止

救助活動に当たっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮し、二次災害の防止に万全を期するものとする。

2 救急医療

傷病者に対する応急医療については、第3章第11節「医療（助産）救護」によるものとするが、火山災害の特殊性を考慮した傷病者の搬送、一時救護所の設置及び医療救護班の編制等について配慮の上、実施する。

第6 その他の応急対策の実施

1 火山対策事業等の実施

村は、県と連携のもと、火山災害による応急対策として、必要に応じ次の事業等を実施する。また、必要に応じて村が行う事業等に対する必要な助言又は指導等の支援を要請する。

- (1) 降灰除去事業
- (2) 治山治水事業
- (3) 砂防事業
- (4) 河川の水質汚濁防止措置

2 火山災害応急活動体制の整備

村は、仙台管区気象台が発表する噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に応じた警戒区域の設定等を行い、住民、登山者、観光客等への周知に努めるものとする。

また、火山現象により村長が発する避難の勧告又は指示を住民、登山者、観光客等に伝達する方法及び体制並びに監視のための体制を整備しておくものとする。

特に、噴火警戒レベルを導入した火山はレベルに応じた立入規制区域の設定や住民避難計画を作成する。

なお、伝達に当たっては、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮する。

第4節 災害復旧

【住民課、関係各課】

被災地の復旧・復興は、より安全性を配慮した地域振興のための基礎的な条件の整備を目指して、可能な限り迅速かつ円滑に行わなければならない。このため、被災の状況、地域の特性等を勘案して復旧・復興の基本方針を定め、必要な場合には、復興計画を作成する。

なお、復旧・復興対策の推進に当たっては、住民の意向を尊重するとともに、必要に応じ、国、県をはじめ関係機関等の協力を求める。災害復旧・復興対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧に合わせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標とするが、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めなければならない。

また、大規模災害は多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。このような社会の混乱を解消し、火山災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、関係機関の協力のもと被災者の生活支援の措置を講じるものとする。

火山災害の復旧については、第4章「災害復旧計画」に準ずるものとする。

第7章 原子力災害対策計画

第1節 総則

第1 基本方針

1 目的

本章は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害に対応するため、国及び県をはじめとする防災関係機関と連携して計画的な原子力防災事務又は業務を遂行し、住民の安全を図ることを目的とする。

なお、本章で定めのない事項については、本計画第1章「総則」、第2章「災害予防計画」、第3章「災害応急対策計画」及び第4章「災害復旧計画」の定めるところによるものとする。

2 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらの特殊性を踏まえ、原子力災害発生時における住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入れなど必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定めるものとする。

3 福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策の前提

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所は、原子力災害が発生し、応急の措置を講じられた施設であり、施設の状況に応じた適切な方法による安全管理を講じさせるため特定原子力施設として指定された。

このことを踏まえ、原子力災害対策指針では、当該原子力施設の現状は、他の実用発電用原子炉施設とは異なることから、当該特定原子力施設に係る原子力災害対策は、他の実用発電用原子炉施設について適用される原子力災害対策の基本的枠組みを基礎としつつ、当面、別に定めることが適切とされ、緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）についても別に定められた。

このことから、福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策について、他の実用発電用原子炉施設とは別に実施することとしている。

第2 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

1 重点区域の設定範囲

県防災計画（原子力災害対策編）において定められている、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時環境放射線モニタリング体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路及び場所の明示等原子力防災対策を重点的に実施すべき区域（以下「重点区域」という。）を含む市町村及び地域防災計画（原子力災害対策編）を作成すべき市町村は次のとおりであり、以下、重点区域に含まれる市町村を「関係市町村」という。

区域区分		福島第一原子力発電所	福島第二原子力発電所
原子力災害対策重点区域	予防的防護措置を準備する区域（PAZ）	—	原子力施設からおおむね半径5kmを目安に設定
	緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）	いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村 (各市町村全域)	

2 重点区域以外の区域における対応

本村は、原子力防災対策を重点的に充実すべき区域には含まれていないが、県は、県防災計画において、重点区域以外の区域についても、以下の事務又は業務を行うものとし、あらかじめ必要な体制について整備しておくこととしている。

- (1) 原子力災害に関する情報収集と県内市町村への情報提供
- (2) 事故影響の有無を確認するための緊急時環境放射線モニタリングの実施
- (3) 事故現場付近を通過した住民等に対する健康相談等の実施
- (4) その他必要な事項

重点区域外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定されるため、村は、国及び県からの指導等に基づき、住民等への情報提供、他市町村からの避難者の受入れなど、原子力災害発生時に必要となる事項を定めた計画を作成する。

なお、重点区域外における防護措置の具体的な範囲及び実施については、国の原子力災害対策本部が、原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合に、施設や放射性物質の放出の状況を踏まえて必要に応じて判断する。

第2節 原子力災害事前対策

【住民課、関係各課】

原子力災害の拡大を防止するため、原子力防災に関する体制の整備及び原子力防災知識の普及等について定め、その実施を図るものとする。

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

(1) 通報連絡者名簿等の整備

村は、連絡・指導を行うべき施設等を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速かつ的確に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備する。その際、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2) 通信手段の整備

村は、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する頑健性、多重化の確保に努めるものとする。

2 環境放射線モニタリング協力体制等の整備

村は、平常時又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、国、県及び事業者が整備する、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等による測定結果等の情報収集に努めるものとする。

また、気象状況を把握できる施設等を整備するよう努めるものとする。

3 緊急輸送活動体制の整備

村は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力について、県があらかじめ定める場合には、これに協力する。

また、村の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるとともに、県及び警察と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、被害状況や交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

4 広域避難者の受入体制の整備

原子力災害時においては、市町村間を越えた広域避難が想定されることから、村は、県が作成する福島県原子力災害広域避難計画に基づき、村外からの避難者の受入体制を整備するなど広域避難の要請を受けた場合の措置について検討する。

第2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 体制及び設備等の整備

村は、地震等との複合災害においても的確な情報を常に伝達できるよう、村有施設等への連絡体制及び防災行政無線、広報車両等の施設、設備の整備を図るものとする。

2 住民相談窓口の設置等

村は、県と連携し、住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくとともに、事故現場付近を通過した住民等に対する健康相談等の実施体制についても検討する。

3 要配慮者等への広報体制の整備

村は、県と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制及び設備等の整備に努めるものとする。

4 多様な広報媒体の活用

村は、インターネットホームページ、携帯電話への緊急速報メール及びツイッターなどのソーシャルメディア等を含めた多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

第3 原子力防災に関する知識の普及・啓発

1 住民に対する知識の普及と啓発

村は、国、県等と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努めるものとする。特に、安定ヨウ素剤の予防服用に当たっては、原子力災害対策指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を普段から提供しておくものとする。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 要配慮者の支援に関すること
- (8) 避難に関すること（コンクリート屋内退避施設、避難所、避難経路、避難退域時検査及び簡易除染、避難手段等）
- (9) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (10) 避難所での運営管理、行動等に関すること。
- (11) 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
- (12) その他必要と認める事項

2 防災業務関係者に対する教育

村は、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務に携わる者に対して、国、県等が実施する研修を積極的に活用し、原子力防災に関する事項の習熟を図るものとする。

- (1) 原子力防災体制及び組織に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) モニタリングの実施方法及び機器並びにモニタリングにおける気象情報及び大気中拡散計算の活用に関すること。
- (6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること。

- (7) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容。
- (8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関する事。
- (9) 緊急被ばく医療活動（応急手当を含む。）に関する事。
- (10) その他緊急時対応に関する事。

第3節 原子力災害応急対策

~~【住民課、関係各課】~~

原子力災害若しくは複合災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害の拡大を防止し、又は軽減するため、災害発生への防衛又は応急復旧に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと、応急対策に万全を期するものとする。

第1 災害情報の収集伝達

1 通報連絡系統

東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所において、情報収集事態、警戒事態、原災法第10条及び第15条に基づく事象が発生した場合並びに県モニタリングポストにより $5\mu\text{Sv/h}$ を観測した場合（避難指示区域については、毎時放射線量（3か月平均） $+5\mu\text{Sv/h}$ ）における通報連絡系統は、「別図1 通報連絡系統（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）」及び「別図2 通報連絡系統（県モニタリングポストにより $5\mu\text{Sv/h}$ を観測した場合）」のとおりである。

2 村等に対する情報提供

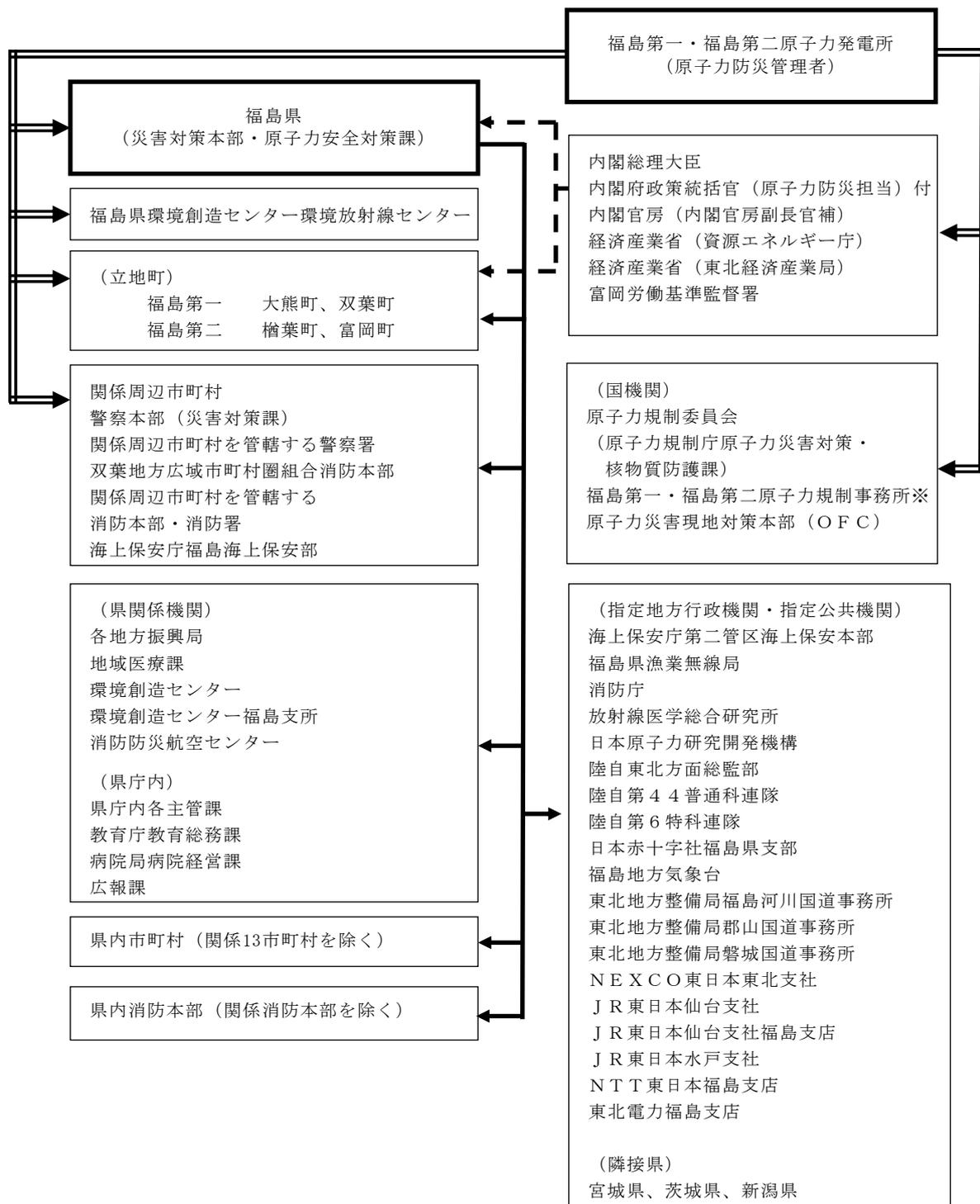
県は、村、消防本部等に対し、発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び緊急時環境放射線モニタリング情報等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡し、重要な指示等については、電話等でその着信を確認する。

なお、村は、これにより連絡を受けた場合、県、関係市町村、発電所への問い合わせについては、緊急時対応の支障とならないよう配慮する。

3 関係機関への連絡

村は、県から原子力災害に関する連絡を受けた情報について、必要に応じ、速やかに関係機関へ伝達する。

別図1 通報連絡系統（情報収集事態・警戒事象及び特定事象が発生した場合）



凡例

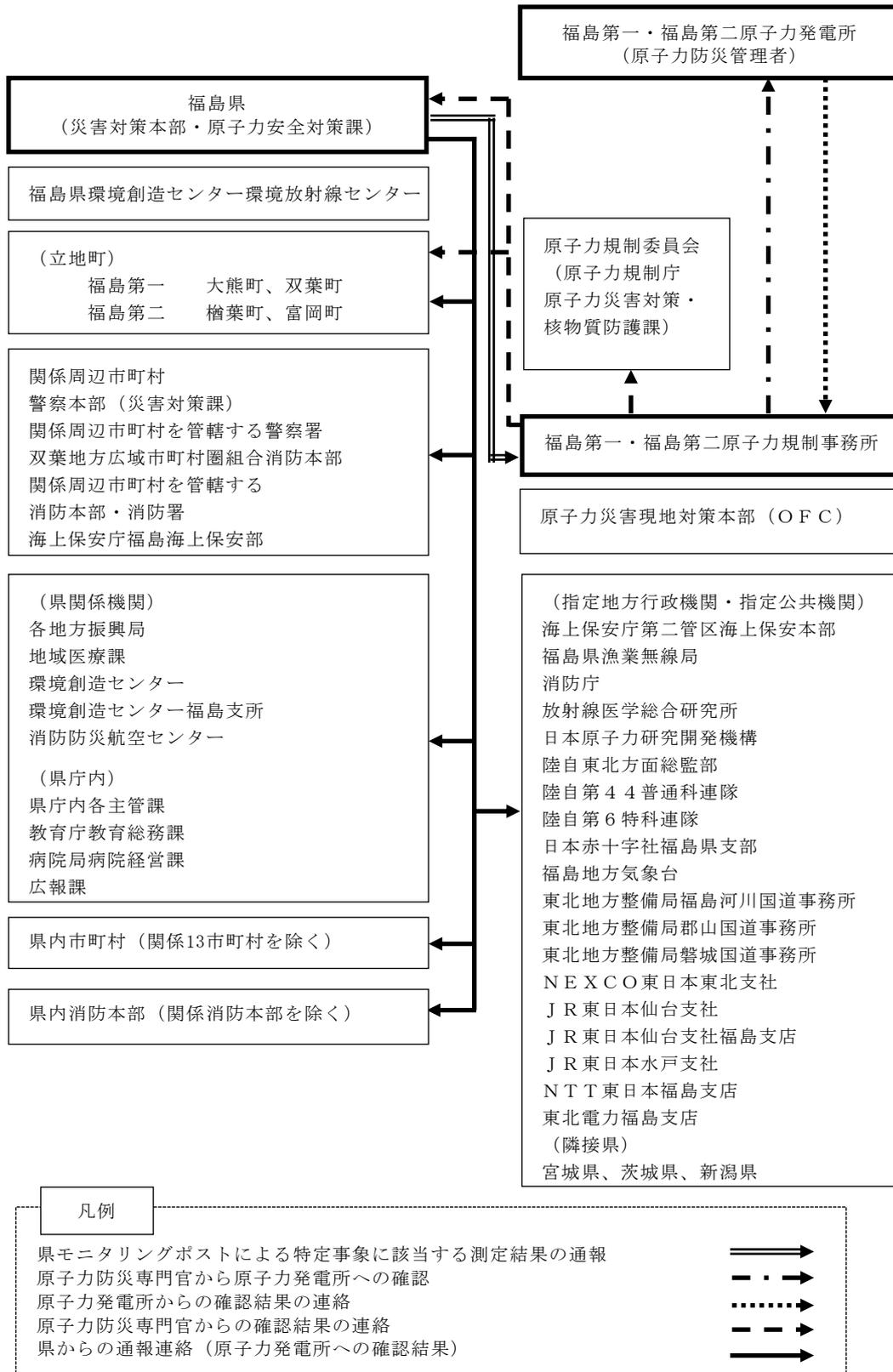
原子力発電所からの通報（情報収集事態、警戒事象、第10条、第15条通報）

県からの通報連絡（情報収集事態、警戒事象、第10条、第15条通報）

国からの通報連絡（情報収集事態、警戒事象）

※福島第一原子力発電所からの通報は福島第一原子力規制事務所へ、福島第二原子力発電所からの通報は福島第二原子力規制事務所へ届く。

別図2 通報連絡系統図（県モニタリングポストにより5μSv/hを観測した場合）



第2 活動体制の確立

1 応急活動体制の確立

村は、県から原子力災害に関する連絡を受けた場合、速やかに情報収集伝達体制を確立するとともに、必要に応じて応急対策に必要な体制をとるものとする。

2 緊急時環境放射線モニタリングへの協力等

緊急時モニタリングセンター（原子力規制委員会）は、重点区域外の住民等の安全を確保するため、市町村等の協力を得て県内全市町村において、空間線量率等の測定を行うこととしており、測定結果については、県総合情報通信ネットワークや電子メール等により、県内全市町村、関係機関等に送付されることとなっている。

村は、緊急時モニタリングセンター（原子力規制委員会）等の協力要請に基づき、緊急時環境放射線モニタリング活動に対して必要な情報提供や測定等における協力を行うものとする。

3 防災業務関係者の安全確保

村は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、国及び県との連携を密にして適切な被ばく管理を行うものとし、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮する。

第3 住民等に対する指示の伝達と広報

1 住民等への情報伝達

住民等への情報伝達は、県がテレビ・ラジオ・新聞及びインターネット等により、必要な情報を提供するとともに、電話の自粛等災害応急対策の円滑な実施に対する協力を求めることとなっている。

村は、県からの指示等に基づき、防災行政無線等を通じて住民等へ情報を提供する。

2 住民相談窓口の設置等

村は、県と連携し、必要に応じて、住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置し、人員の配置等体制を確立する。

なお、窓口を設置した場合は、窓口の所在地、電話番号等について、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、インターネット等により、速やかに住民等に周知する。

第4 避難等への対応

1 屋内退避及び避難等の実施

本村も関係市町村と同様の対応が必要となった場合は、県防災計画（原子力災害対策編）に基づき、国及び県の指示のもと、必要な措置を講じるものとする。

2 広域避難者等の受入れ

村は、県からの避難者の受入要請があった場合、村が指定する避難所の中から、受入れに必要な避難所を開設し、関係市町村と協力してその運営を行うものとする。

また、広域避難者の受入受諾後、避難者の受入れを行うことを防災行政無線等により住民等へ周知するとともに、避難所の設置・運営等へ協力を求めるものとする。

第4節 原子力災害中長期対策

【住民課、関係各課】

原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合、村は、国及び県の指示に基づき、必要な原子力災害中長期対策を実施する。

第1 緊急事態解除宣言後の対応

1 放射性物質による環境汚染への対処

村は、国及び県からの指示に基づき、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行うものとする。

2 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

村は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括のもと、県が原子力事業者その他関係機関と協力して継続的に行う環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表に協力する。

第2 被災地の生活安定

1 災害地域住民の記録

村は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

2 被災者等の生活再建等の支援

村は、第4章第2節「被災地の生活安定」に準じ、被災者等の生活再建等の支援を行うものとする。

3 風評被害等の影響の軽減

村は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

4 心身の健康相談体制の整備

村は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、原子力災害対策指針に基づき、国及び県とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し、実施する。